

平成 24 年

小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成24年
 第3回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 9月4日～9月24日（21日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 4日（火）	提案説明	
5日（水）	休 会	市立病院調査特別委員会
6日（木）	”	
7日（金）	”	
8日（土）	”	
9日（日）	”	
10日（月）	会派代表質問	
11日（火）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問等	
12日（水）	一般質問	
13日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
14日（金）	”	”（総括質疑）
15日（土）	”	
16日（日）	”	
17日（月）	”	
18日（火）	”	予算特別委員会（総括質疑）
19日（水）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
20日（木）	”	学校適正配置等調査特別委員会
21日（金）	”	
22日（土）	”	
23日（日）	”	
24日（月）	討論・採決等	

平成24年
小樽市議会

第3回定例会会議録目次

○ 9月4日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第28号	3
	○市長提案説明（議1～27）	3
	○提案説明（議28 中島議員）	6
1	日程第3 休会の決定	7
1	散 会	7

○ 9月10日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	10
1	開 議	11
1	会議録署名議員の指名	11
1	日程第1 議案第1号ないし第28号	11
	○会派代表質問 酒井議員	11
	○会派代表質問 新谷議員	23
	○議事進行について 新谷議員	42
1	散 会	42

○ 9月11日（火曜日） 第3日目

1 出席議員	43
1 欠席議員	43
1 出席説明員	43
1 議事参与事務局職員	44
1 開 議	45
1 会議録署名議員の指名	45
1 日程第1 議案第1号ないし第28号	45
○会派代表質問 千葉議員	45
○会派代表質問 佐々木（秩）議員	61
○会派代表質問 吹田議員	76
○無所属議員の質疑及び一般質問 久末議員	87
採 決（議1、2）	88
1 散 会	88

○ 9月12日（水曜日） 第4日目

1 出席議員	89
1 欠席議員	89
1 出席説明員	89
1 議事参与事務局職員	90
1 開 議	91
1 会議録署名議員の指名	91
1 日程第1 議案第3号ないし第28号	91
○一般質問 安齋議員	91
○一般質問 斎藤（博）議員	96
○一般質問 小貫議員	107
○議事進行について 小貫議員	112
○一般質問 川畑議員	113
○一般質問 高橋議員	119
○一般質問 成田議員	128
○議事進行について 成田議員	133
○一般質問 山田議員	134
予算特別委員会設置・付託	143
決算特別委員会設置・付託	143

常任委員会付託	144
1 日程第2 陳情	144
常任委員会付託	144
1 日程第3 休会の決定	144
1 散 会	144

○ 9月24日（月曜日） 第5日目

1 出席議員	145
1 欠席議員	145
1 出席説明員	145
1 議事参与事務局職員	146
1 開 議	147
1 会議録署名議員の指名	147
1 日程第1 議案第3号ないし第28号並びに請願及び陳情並びに調査	147
予算特別委員長報告	147
○討 論 中島議員	151
採 決	152
決算特別委員長報告	153
採 決	153
総務常任委員長報告	153
○討 論 小貫議員	155
○討 論 秋元議員	156
○討 論 成田議員	157
○討 論 斎藤（博）議員	157
採 決	159
経済常任委員長報告	159
○討 論 北野議員	161
採 決	161
厚生常任委員長報告	162
○討 論 川畑議員	163
採 決	164
建設常任委員長報告	164
○討 論 新谷議員	166
採 決	166
学校適正配置等調査特別委員長報告	167

○討 論	小貫議員	168
採 決		169
1 日程第2	議案第29号ないし第31号	169
○市長提案説明	(議29～31)	169
○討 論	小貫議員	170
採 決		171
1 日程第3	意見書案第1号ないし第10号	171
○提案説明	(意1～4 川畑議員)	171
○討 論	鈴木議員	172
○討 論	中島議員	174
○討 論	安齋議員	177
採 決		177
1 閉 会		178

議事事件一覧表

議案

議案	案	第 1 号	平成24年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第 2 号	平成24年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	案	第 3 号	平成24年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第 4 号	平成24年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	案	第 5 号	平成24年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 6 号	平成24年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 7 号	平成24年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案	案	第 8 号	平成23年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 9 号	平成23年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 10 号	平成23年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 11 号	平成23年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 12 号	平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 13 号	平成23年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 14 号	平成23年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 15 号	平成23年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 16 号	平成23年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 17 号	平成23年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 18 号	平成23年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 19 号	平成23年度小樽市病院事業決算認定について
議案	案	第 20 号	平成23年度小樽市水道事業剰余金の処分及び決算認定について
議案	案	第 21 号	平成23年度小樽市下水道事業決算認定について
議案	案	第 22 号	平成23年度小樽市産業廃棄物等処分事業剰余金の処分及び決算認定について
議案	案	第 23 号	小樽市国民健康保険事業運営基金条例案
議案	案	第 24 号	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 25 号	工事請負変更契約について[長橋中学校校舎耐震補強ほか改修工事]
議案	案	第 26 号	工事請負変更契約について[桜町中学校校舎耐震補強ほか改修工事]
議案	案	第 27 号	不動産の取得について
議案	案	第 28 号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第 29 号	小樽市教育委員会委員の任命について
議案	案	第 30 号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案	案	第 31 号	人権擁護委員候補者の推薦について

意見書案

意見書案	第 1 号	共通番号制度・マイナンバー法案の撤回を求める意見書(案)
意見書案	第 2 号	国民の声に耳を傾け、消費税増税の中止を求める意見書(案)
意見書案	第 3 号	東京電力福島第一原発事故原因の徹底究明・検証、関西電力大飯原発は停止し北海道電力泊原発の再稼働をしないことを求める意見書(案)
意見書案	第 4 号	米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備の中止を求める意見書(案)
意見書案	第 5 号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)
意見書案	第 6 号	高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受入れ拒否に関する意見書(案)
意見書案	第 7 号	北海道電力泊原子力発電所の安易な再稼働に反対する意見書(案)
意見書案	第 8 号	「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書(案)
意見書案	第 9 号	中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書(案)
意見書案	第 10 号	放射性物質による環境汚染を防止する法整備を求める意見書(案)

陳情

陳情	第 312 号	市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について
陳情	第 313 号	放射性物質による環境汚染を防止する法整備を求める意見書提出方について
陳情	第 314 号	小樽市女性国内研修事業の再開方について
陳情	第 315 号	北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書提出方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

酒井議員（９月１０日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 3つの基本姿勢
 - (1) 市民力の活用
 - ア 情報発信、市長と語る会
 - イ 町会活動支援員制度
 - (2) 安心・安全なまちづくり
 - ア 防災
 - イ 子育て環境
 - ウ 予防医療
 - エ 新市立病院
 - (3) 魅力ある生活都市の創造
 - ア 高速道路と市内道路整備
 - イ 新幹線開業による経済効果
 - ウ 雇用対策
- 2 産業振興について
 - (1) 石狩湾新港地域の事業用水
 - (2) 地域商業活性化総合対策事業
 - (3) 中心街活性化
- 3 冬季の計画外停電について
- 4 教育に関連して
 - (1) 学力向上に向けて
 - (2) 音読カード・潮おんどくん
 - (3) 携10運動
 - (4) 学習サポート
 - (5) いじめについて
 - (6) 情報提供制度
 - (7) 通学路の緊急合同点検
- 5 その他

新谷議員（９月１０日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
 - (1) 不用額について（除雪費など）
 - (2) 地方交付税上積み分の有効活用を
 - (3) 消費税増税問題
- 2 国民健康保険事業について
 - (1) 基金条例案について
 - (2) 一部負担金減免制度拡充
- 3 泊原子力発電所について
 - (1) 安全確認協定書の問題点
 - (2) 市長提出の要望書について
 - (3) 泊原発再稼働を止める申入れを
- 4 水道問題について
 - (1) 基本水量見直しと料金引下げを
 - (2) 減免制度の拡充
 - (3) 当別ダム受水に関して
- 5 その他

千葉議員（９月１１日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政について
- 2 地域主権一括法について
- 3 防災の取組について
 - (1) 橋梁長寿命化修繕計画について
 - (2) 観光客の防災対策は
 - (3) 小・中学校の非構造部材点検状況は
 - (4) 市民の避難訓練について
- 4 簡易水道事業について
- 5 高齢者対策について
 - (1) 認知症対策
 - (2) 孤立死を防ぐ取組と個人情報保護法について
- 6 市職員の一連の不祥事について
- 7 「いじめ問題」について
- 8 学校給食費について
 - (1) 保護者の負担軽減策は
 - (2) 給食費の公会計化について
- 9 その他

佐々木（秩）議員（9月11日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 平成23年度決算及び24年度補正予算案に関して
- 2 国の放射線拡散シミュレーション公開と泊原発周辺16市町村との新たな「安全確認協定」について
- 3 いじめ問題への本市の対応について
- 4 小樽市指定歴史的建造物旧寿原邸について
- 5 その他

吹田議員（9月11日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政に関わることについて
- 2 少子化に関わることについて
- 3 議案第25号及び第26号に関わることについて
- 4 市職員の旅費に関わることについて
- 5 各種予防接種に関わることについて
- 6 学校のいじめに関わることについて
- 7 その他

○無所属議員の質疑及び一般質問

久末議員（9月11日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 赤岩遊歩道の道路整備について
- 2 その他

○一般質問

安斎議員（9月12日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 ポイ捨て禁止条例の制定について
- 2 コミュニティスクールの推進について
- 3 新・市民プール建設について
- 4 その他

斎藤（博）議員（９月１２日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 認定こども園について
- 2 太陽光発電について
- 3 自然エネルギーの活用について
- 4 環境基本法改正について
- 5 原子力防災計画について
- 6 自治基本条例について
- 7 その他

小貫議員（９月１２日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 JR 駅舎のバリアフリー化に向け、JR と交渉を
- 2 バス待合所の上屋設置について
- 3 精神障害者に対するバス運賃割引について
- 4 その他

川畑議員（９月１２日４番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 「境界層措置」制度について
- 2 小樽公園の整備と街路樹の管理を
- 3 小樽市総合博物館等の冷房設備等の改善を
- 4 その他

高橋議員（９月１２日５番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 本市の公共不動産の今後の考え方について
 - (1) 公共施設整備・再編計画
 - (2) 不動産カルテの作成
 - (3) 市庁舎の耐震化の問題
 - (4) 文化芸術支援施設
 - (5) 学校跡利用の考え方
- 2 北海道新幹線の新小樽駅周辺整備について
- 3 ワンストップサービス（総合窓口）について
- 4 住宅用の太陽光発電システム設置補助制度について
- 5 その他

成田議員（９月１２日６番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 新光保育園における虐待と疑われる行為について
（虐待の定義、これまでの本市の対応、道の対応、保護者への周知、今後の対応について）
- 2 その他

山田議員（９月１２日７番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 総務に関連して
 - （１）危機管理について
 - （２）防災に関連して
- 2 環境対応車を活用したまちづくりについて
- 3 安心・安全なまちづくりから
 - （１）計画停電に関連して
 - （２）暴力団排除条例について
- 4 教育に関連して
 - （１）英語教育の取組について
 - （２）全国学力・学習状況調査に関連して
 - （３）学校基本調査について
 - （４）出席停止制度について
- 5 その他

平成24年
第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成24年9月4日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々	木		秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々	木		茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（1名）

15番 濱 本 進

出席説明員

市 長	中松	義治	監 査 委 員	菊池	洋一
副 市 長	貞村	英之	教 育 長	上林	猛
病 院 局 長	並木	昭義	水 道 局 長	飯田	俊哉
総 務 部 長	迫	俊哉	財 政 部 長	堀江	雄二
産 業 港 湾 部 長	佐藤	誠一	生 活 環 境 部 長	前田	孝一
医 療 保 険 部 長	渡邊	功	福 祉 部 長	三浦	波人
保 健 所 長	秋野	恵美子	建 設 部 長	工藤	裕司
会 計 管 理 者	石崎	留子	消 防 長	柿崎	隆幸
病 院 局 経 営 管 理 部 長	小山	秀昭	教 育 部 長	山村	幹雄
総 務 部 企 画 政 策 室 長	中田	克浩	監 査 委 員 長	小鷹	孝一
総 務 部 総 務 課 長	佐藤	靖久	財 政 部 財 政 課 長	佐々木	真一

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	伝里純也
調査係長	沼田晃司
書記	木戸智恵子
書記	柳谷昌和

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	佐藤誠
書記	相澤幸
書記	佐々木昌之
書記	伊沢有里

開会 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、平成24年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村岩雄議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月24日までの21日間といたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第28号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第27号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第7号までの平成24年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号及び議案第2号につきましては、水産物卸売市場の清掃業務等の委託先を10月から変更する必要が生じたことから、この変更に伴う所要の経費を計上いたしました。

次に、議案第3号から議案第7号までの主なものといたしましては、一般会計では、平成23年度に国や道などから超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上したほか、9月から開始する不活化ポリオワクチン接種に伴う導入経費、10月に開設予定の（仮称）認定こども園桂岡幼稚園での延長保育実施のための補助金、障害者虐待の通報や相談などを行うため福祉部内に設置する「障害者虐待防止センター」の運営事業費などについて、所要の経費を計上いたしました。

また、当初予算の編成において、財源不足により計上を留保しておりました除雪費につきましても予算措置をいたしました。

なお、本年度の普通交付税の交付額が決定し、予算額を上回る分について、平成23年度一般会計の決算剰余金である「繰越金」とともに「財政調整基金」へ積み立てることとし、所要の補正をいたしました。

これらに対する一般会計の財源といたしましては、地方交付税、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入を計上し、以上の結果、一般会計における補正総額は16億8,047万1,000円の増となり、財政規模は584億4,973万7,000円となりました。

次に、特別会計の主なものといたしましては、国民健康保険事業において、平成23年度に国や道などから超過交付となった国庫支出金等の返還金などを計上いたしました。

次に、議案第8号から議案第22号までの平成23年度各会計決算認定などについて説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額582億1,709万8,686円に対し、歳出総額は570億4,337万655円となり、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は11億7,338万4,231円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支は1,055万6,939円の赤字、財政調整基金への積立額を加えた実質単年度収支は6億5,621万3,262円の黒字となりました。

平成23年度は、歳入では特別交付税が予算を上回り、歳出では職員給与費、生活保護費のほか他会計への繰出金などにおいても不用額が生じたことなどにより、実質収支は黒字となりましたが、平成22年度からの繰越金を差し引いた単年度収支は赤字となったところであり、財政運営は引き続き楽観視できない状況であります。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく平成23年度の健全化判断比率等についてであります。 「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、算定の結果、平成22年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。「実質公債費比率」は14.3パーセント、「将来負担比率」は108.5パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、平成22年度と比較しますと、それぞれ0.5ポイント、5.1ポイント改善されました。また、病院事業などの公営企業に係る「資金不足比率」につきましても、算定の結果、平成22年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。

次に、平成23年度において実施した主な事業について、第6次小樽市総合計画のまちづくりの五つのテーマに沿って説明申し上げます。

まず、生涯学習に係る「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち」では、潮見台小学校、長橋中学校など4校について、校舎等の大規模改造工事などを実施いたしました。

また、新光・オタモイの二つの共同調理場を統合し新築するための建設用地を取得し、あわせて新共同調理場の実施設計などを行いました。

市民福祉に係る「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」では、新光保育園改築のため、「保育所緊急整備事業費補助金」による助成を行いました。

また、新市立病院の建設に向けて、病院統合新築工事の実施設計を行ったほか、新夜間急病センターの建設用地を取得いたしました。

生活基盤に係る「安全で快適な住みよいまち」では、オタモイ住宅4号棟の建設工事に着手したほか、2か所のロードヒーティングを更新するとともに、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車を購入いたしました。

産業振興に係る「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち」では、東アジア圏からの外国人観光客誘致の取組として、中国人観光客の誘致促進のため、東アジア圏観光キャンペーン経費の一部を助成したほか、円滑な漁業活動及び安全で快適な漁業就労環境の創出を図るため、忍路漁港整備関連事業を実施いたしました。

環境保全に係る「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち」では、老朽化した公園施設の更新やバリアフリー化を計画的に行うため「公園施設長寿命化計画」の策定を開始したほか、南小樽周辺地域の子供の遊び場や市民の憩いの場として「住吉公園」を整備いたしました。

そのほか、本市の厳しい雇用情勢にかんがみ、市独自の雇用対策事業をはじめ北海道の基金を活用した「緊急雇用創出推進事業」、「ふるさと雇用再生特別対策推進事業」、「重点分野雇用創出事業」や、国の経済対策として平成22年度補正予算によって措置された「きめ細かな交付金」、「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用した各種事業を実施したほか、「東日本大震災に係る経済対策」などにも積極的に取り組んだところであります。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、地方交付税が約3億6,911万円の増収となりましたが、国庫支出金が約5億4,946万円、道支出金が約3億3,260万円、繰入金が約4億6,992万円、市債が10億6,410万円それぞれ減収となり、歳入総額では約21億3,416万円の減収となりましたが、このうち、約11億6,704万円については、翌年度繰越事業の財源であり、平成24年度に歳入される予定となっております。

歳出につきましては、翌年度への繰越事業分を除き、約21億4,050万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費では扶助費の減などにより約6億9,438万円、土木費では下水道事業会計への繰出金の減などにより約4億7,196万円、職員給与費では職員手当等の減などにより約2億1,493万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主なものについて説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額173億967万3,848円に対し、歳出総額169億6,967万3,384円となり、差引き3億4,000万464円の剰余金を生じました。この剰余金のうち2億4,841万1,536円は、国・道支出金及び支払基金交付金が超過交付となったものであり、平成24年度に精算するものであります。

住宅事業につきましては、歳入・歳出総額ともに、12億3,033万373円となりました。主な事業といたしましては、オタモイ住宅4号棟の建設工事に着手したほか、市営住宅改善事業として、塩谷C住宅4号棟などの外壁等改修工事やガス管改修工事を行ったほか、平成24年度に北海道から移管を受ける道営若竹団地1号棟の耐震・リモデル設計などを行いました。

介護保険事業につきましては、歳入総額131億1,806万6,105円に対し、歳出総額131億1,536万9,257円となり、差引き269万6,848円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金が超過交付となった2,014万7,876円は平成24年度に精算することとなり、国・道支出金及び支払基金交付金の不足額6,056万3,064円については平成24年度に追加交付されます。また、73万9,960円は被保険者への還付金であり、4,237万2,076円は介護給付費準備基金へ積み立てることといたしました。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額18億8,975万2,623円に対し、歳出総額18億5,151万6,412円となり、差引き3,823万6,211円の剰余金を生じました。この剰余金のうち3,798万2,599円は、平成23年度の後期高齢者医療保険料のうち後期高齢者医療広域連合へ納付未済となったものを平成24年度に納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、一般会計繰入金の減等により、平成22年度に比べ収益は減少しましたが、平成23年度末資金過不足額はプラスを維持しています。

内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は外来収益の増などにより1,235万145円の増収となり、支出では職員給与費の減などにより7,200万8,341円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れや他会計出資金の減などにより2,543万6,880円の減収となり、支出では建設改良費などで2,734万3,026円の不用額を生じました。

なお、8,038万4,424円の当年度純利益を生じたことにより、当年度未処理欠損金は52億3,834万7,551円と減少し、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の増などにより6,066万9,615円の増収となり、支出では固定資産除却費で地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書の規定による超過支出があったことなどにより、合わせて7,179万7,329円の超過となりました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより1,417万7,730円の減収となり、支出では建設改良費などで1,241万648円の不用額を生じました。

なお、3億3,042万1,522円の当年度純利益を生じ、前年度からの繰越欠損金を埋めた後の残額2億7,876万2,571円については、1,400万円を減債積立金として処分し、残る2億6,476万2,571円については翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は一般会計負担金の減などにより3億3,653万8,429円の減収となり、支出では固定資産除却費の減などにより1億2,320万2,296円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより5億4,877万5,728円の減収となり、支出では建設改良費や貸付金などで6億6,637万263円の不用額を生じました。

なお、3億7,836万2,390円の当年度純利益を生じ、当年度未処理欠損金は93億2,353万4,058円と減少し、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の増などから2,422万1,366円の増収となり、支出では維持管理費の減などにより632万9,089円の不用額を生じました。

なお、1,078万6,455円の当年度純利益が生じたことにより、当年度未処分利益剰余金は1億5,015万7,460円となりましたが、このうち100万円を利益積立金として処分し、残る1億4,915万7,460円については翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定であります。

次に、議案第23号から議案第27号までについて説明申し上げます。

議案第23号国民健康保険事業運営基金条例案につきましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保する目的で、国民健康保険事業運営基金を設置するものであります。

議案第24号市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、平成25年3月31日をもって祝津小学校を廃止するものであります。

議案第25号及び議案第26号の工事請負変更契約につきましては、長橋中学校及び桜町中学校の校舎耐震補強ほか改修工事の請負変更契約をそれぞれ締結するものであります。

議案第27号不動産の取得につきましては、旧国鉄手宮線整備事業に係る事業用地として土地を取得するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。
(拍手)

○議長（横田久俊） 次に、議案第28号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

○20番（中島麗子議員） 提案者を代表して、議案第28号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

小樽市議会が核兵器廃絶平和都市宣言を行ってから30年が経過しました。宣言にあるとおり「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、小樽市は、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起する」ことは、今まさに世界の共通目標として広がっています。

今年の原水爆禁止2012年世界大会は、「原発ゼロ」の運動が大きく広がる中で開催されました。官邸前行動や「さようなら原発大集会」に10万人、20万人の人々が参加しています。大会では、「核兵器のない世界」を目指す運動と「原発ゼロ」の運動が、どんな形であれ「核」による被害者を出してはならないという点で大きく連帯し、相乗的に発展させようと強調されました。

2010年に開かれた核不拡散条約(NPT)再検討会議は、核兵器のない世界の平和と安全を実現することを合意し、現在最も大きなテーマになっている核兵器禁止条約は、その具体的実践となるものです。

マレーシアが毎年国連総会に提出している核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議が、一部の核保有国を含めた国連加盟国の間でも支持を広げ、昨年は130か国がこの決議に賛成しています。あるNGOの概算によれば、国連総会の投票では賛成に至らなくても、その考え方を支持している国を含めると146か国、世界人口の81パーセントの国々が核兵器禁止条約の交渉開始を支持しています。こうした流れに対して、日本政府は現在に至るまでこの決議に棄権を続けていることは、被爆国の政府として恥ずかしいことです。

8月6日、広島市の平和記念式典で、子供代表として2人の小学校6年生が「平和への誓い」を読み、出席者に感動を与えました。そこで、この一部を紹介します。「67年前、一発の原子爆弾によって、広島は街は、爆風がかけめぐり、火の海となりました。たくさんの人の尊い命が、一瞬のうちに奪われました。建物の下敷きになった人、大やけどを負った人、家族を探し叫び続けた人、身も心も深く傷つけられ、今もその被害に苦しむ人がたくさんいます。」このように始まり、被爆体験を何十年も話せず、ずっと苦しんできた祖父が、今、一生懸命語る姿や、福島から広島に避難してきた子供たちが、そのことを話せなかったつらさを重ね合わせて受け止めています。続いて、「つらい出来事を、同じように体験することはできないけれど、わたしたちは、想像することによって、共感することができます」と述べています。「悲しい過去を変えることはできないけれど、わたしたちは、未来をつくるための夢と希望をもつことができます。平和はわたしたちでつくるものです。身近なところに、できることがあります。違いを認め合い、相手の立場になって考えることも平和です。思いを伝え合い、力を合わせ支え合うことも平和です。わたしたちは、平和をつくり続けます。仲間とともに、行動していくことを誓います。」最後はこのように締めくくられています。平和は私たちがつくるもの、この子供代表の誓いにこたえていくことが、今、私たちに求められていることではないでしょうか。

今年、設立30周年を迎える平和市長会議の総会は、来年8月に広島で開会されます。現在、2020年までの核兵器廃絶を目指す加盟都市は5,300を超え、約10億人の市民を擁する会議になりました。昨年の総会には道内で北広島市長1人の参加でしたが、来年はぜひ小樽市長も参加して、小樽市として非核港湾条例を制定したと報告できるように、今定例会で決定することを全議員の皆さんに訴えます。

また、市長には、世界の核兵器廃絶を目指した運動の熱い息吹を小樽に運んでいただきたいと思えます。小樽市議会は、今こそ小樽市民の平和と安心のために、核兵器を積載した船が入港することがないように非核港湾条例を制定し、世界平和と核廃絶の運動に参加していくべきです。世界で核兵器禁止条約制定を目指した交渉参加に賛同する国々が広がっているときに非核港湾条例を実現していくことを呼びかけ、各議員の皆さんの賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月5日から9月9日まで5日間、休会いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時30分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 中 村 岩 雄

議 員 林 下 孤 芳

平成24年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成24年9月10日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々	木		秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々	木		茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（1名）

15番 濱 本 進

出席説明員

市 長	中 松 義 治	副 市 長	貞 村 英 之
教 育 長	上 林 猛	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	飯 田 俊 哉	総 務 部 長	迫 俊 哉
財 政 部 長	堀 江 雄 二	産 業 港 湾 部 長	佐 藤 誠 一
生 活 環 境 部 長	前 田 孝 一	医 療 保 險 部 長	渡 邊 功
福 祉 部 長	三 浦 波 人	保 健 所 長	秋 野 恵 美 子
建 設 部 長	工 藤 裕 司	会 計 管 理 者	石 崎 留 子
消 防 長	柿 崎 隆 幸	病 院 局 経 営 管 理 部 長	小 山 秀 昭
教 育 部 長	山 村 幹 雄	総 務 部 企 画 政 策 室 長	中 田 克 浩
総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 靖 久	財 政 部 財 政 課 長	佐 々 木 真 一

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 柳谷昌和

事務局次長 佐藤正樹
議事係長 佐藤誠
書記 木戸智恵子
書記 伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第28号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 平成24年第3回定例会に当たり、自由民主党を代表して、市長、教育長及び関係理事者の皆さんに質問をいたします。

小樽市は、1922年8月1日に市政を施行し、先日、市制施行90周年式典がマリンホールにおいて開催されました。90年の歴史と伝統を再確認し、100周年に向けてより発展させるために、行政と市民が一体となり取り組んでいかなければいけないと強く感じさせる式典の内容でした。

市長就任直後の平成23年第2回定例会において中松市長は、「市民の皆さんと行政が協働し「市民力を生かした『活力あるおたる』の創造」を目指し、市政運営やまちづくりを進めていく」と決意され、平成24年第1回定例会においては、「この歴史のある13万人都市のかじ取り役の責任がいかに重いものかであるか強く感じた」と述べられました。この言葉からも、民間出身であります中松市長の市政経営に対する強い気持ちが伝わってくるとともに、中松市長を支持した我が党としても与党最大会派の責任があり、まちづくりの方向性を現時点での確認の意味も含めて市長にお伺いさせていただきます。

市長が掲げた七つの重点公約と、「市民力を生かした『活力あるおたる』の創造」の三つの基本姿勢の第1の「市民力の活用」は、「多くの知恵と斬新な考えを持つ市民の参画が必要で、さらには地域のさまざまな課題解決において地域と行政の距離を縮めること、このことがこれからの小樽市をつくる基礎」とも述べられております。市長が就任して1年5か月がたち、その間にホームページの充実や定例記者会見などの情報発信の強化、また市長と直接懇談する市長と語る会を積極的に開催されてきたことは高く評価しておりますが、今後どのように進めていくのかお示してください。

関連して、市長は地域自治組織の活性化及び支援について町会活動支援員制度を実施しておりますが、現状、具体的な支援の内容、課題も含めてお示してください。

次に、第2の「安心・安全なまちづくり」についてであります。

昨年の東日本大震災後、本市においても現行の地域防災計画の点検、検証、そして必要な見直しが行われ、津波を想定したハザードマップの策定やドコモによるエリアメールサービスの開始、防災行政デジタル無線の整備などを進めていただきましたが、やはり心配なのは、緊急災害放送が受信できない地域、そして危険を知らせるサイレンが聞こえない地域の方への対策であります。いつ起こるかわからない災害に対し、このような地域の方にとどのように対処していくのか、また今後どのように進めていくのかお示してください。

また、減災について新たな考え方も示されておりますが、小樽市が進めるべく減災の考え方、それに伴う小樽市防災計画の変更点や今後の対策についてお示してください。

次に、安心して子育てができる環境の整備として、昨年、ファミリーサポートセンターの設立や認定こども園の整備を進めていただきましたが、ファミリーサポートセンターについては本年3月末の利用件数が257件となっており、どのようなときに利用が多いのか、この数字をどのように分析されている

のか現時点での課題も含めてお示しください。

また、桂岡町に建設中の認定こども園の進捗状況について、さらには、本市における認定こども園の今後の方向性について考え方をお示しください。

そのほか、市として利用者の安心につながる保育所の運営について、保育所との連携や指導をどのように行っているのか、具体的にお示しください。

次に、高齢者の方に対する環境整備についても、市民力を生かしたコミュニティ活動への参加促進や24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めていただきましたが、団塊世代の方々が数年後に65歳以上になることを考えると、高齢者の方の活力や能力、健康づくりなどにつながる仕組みが必要と考えますが、これらの進捗状況と今後どのように推進していくのか、問題点も含めてお示しください。

また、市民の皆さんが安心・安全に過ごすためには、病気を未然に防ぎ健康に暮らせるまちにすることも大切な取組だと考えます。予防医療については、病気を未然に防ぐだけでなく、発症してからも症状の緩和、早期発見こそが命を守る第一歩であり、これらの啓発活動の取組は行政と市民が一体となり推進していかなければ各種検診率の向上につながらないと考えますが、市長の認識と現在取り組んでいること、今後の対策についてお伺いいたします。

関連して、小樽市内において、主な啓発活動や健康推進に取り組んでいる団体などは把握されているのか、どのような連携をしているのかもお示しください。

次に、新市立病院についてお伺いいたします。

3月の入札辞退による入札中止、5月に行われた入札でも前回同様、入札不調に終わり、50項目にわたる仕様の見直しを経て、建築主体工事については8月24日に3度目の入札が行われ、9月3日に工事契約が結ばれて、その他の関連工事についても入札を終えたことで無事工事が進むこととなり、平成26年11月ごろには開院予定の見通しが立ちました。

7月4日、我が党において、日本一の累積赤字を計上してきた坂出市立病院が経営改善により黒字病院に転換させた手法や公的病院経営のノウハウを学ぶため、視察をさせていただきました。経営改善は、職員の意識改革に重点が置かれて取組が始まりました。まず、職員全員に対する意識調査アンケートを行い、何が病院をここまで赤字にしたのか、一人一人の謙虚な反省と今後への積極的な意見を吸い上げました。ところが、結果は期待を裏切り、赤字を生み続けた当時の現状は、医師をはじめ看護師、事務職員、薬剤師など、どの分野においても、赤字を生み続けることに目を向けず、公的病院なので税金により補てんされる、赤字を生んでいる責任を他の職員に責任転嫁する、このような意見ばかりだったとのこと。現状から職員の意識を促し、患者の立場から病院のあり方を考える、職域を超えたコミュニケーションの確立、全員参加の病院経営を推進することにより、結果として外来患者の増加並びに病床稼働率の向上など医業収益の増収、職員全員によるコスト意識の定着など、病院経営の原点に立ち返った理念の徹底を図り、その結果、赤字体質から黒字体質に転換していったとのこと。

本市の新市立病院の役割は、後志二次医療圏の基幹病院として、質の高い医療サービスを後志圏の住民及び小樽市民の皆さんに提供することにあります。本当に求められている病院とは、親切丁寧な人と人との温かいつながりとその上段に高度医療が求められております。そして、市民の皆さんが安心して心の支えになる病院であるという高い意識、また全員参加の経営改革が必要と考えますが、本市の市立病院においても、並木病院局長によって意識改革が着々と進められているのは高く評価いたします。これまで改革を行ってきたことにより、どのような成果があったのか、また問題点や今後の取組も含めてお示しください。

次に、第3の「魅力ある生活都市の創造」についてお伺いいたします。

市長は、「小樽には、幾多の先人が守り育ててくれた個性あふれる歴史、文化、恵まれた自然環境が数多くあり、これら市民の財産や自然環境を徹底的に活用し、他地域にはない魅力を一層引き伸ばしていく」と述べられております。海と山に囲まれ、運河、ガラス、歴史的建造物が建ち並び、スキー場、海水浴場、ゴルフ場などのレジャーも楽しめ、交通アクセスも高速道路、電車、クルーズ船の寄港、今後は新幹線と、まさに生活都市は進化していきます。

小樽―余市間の高速道路の開通は平成30年度の予定で、それに伴いフルジャンクション化の要請などの課題、新幹線に関しては、開通に24年間程度かかるとのことで、工期短縮に向けた要請も重要になってきますが、これらを生かした生活都市の創造を現段階から考えていかなければならないと思います。例えば、高速道路を有効にするための市内道路整備や新幹線に関しては新小樽駅と周辺の整備、また小樽運河、JR小樽駅とのアクセス、また新幹線開業による経済効果があるのかなど、市長のお考え、今後の取組についてお示しください。

次に、魅力ある生活都市を目指すためには、住みよい環境が必要だと考えます。現在、小樽市では、人口減が進んでおります。市長は、人口減対策について、特に雇用を確保できるように進めるとのことで、今年度も緊急雇用対策を行っておりますが、真の意味での対策は期間雇用ではなく、長期的な雇用を創出することと考えます。雇用対策が人口減対策につながるとの市長のお考えですが、雇用対策について今後どのように取り組んでいくのか、小樽市独自の取組も含め、具体的にお示しください。

次に、産業振興についてお尋ねいたします。

初めに、石狩湾新港地域の事業用水についてお伺いいたします。

石狩湾新港地域は、昭和47年に国が策定した石狩湾新港地域開発基本計画に基づき、北海道の長期的・飛躍的發展を先導する事業として開発されました。この地域は、小樽市と石狩市にまたがる地域で、現在、両市を合わせて600社を超える企業が操業し、石狩湾新港を中心とした札幌圏の物流、生産拠点となっております。

この企業の事業活動に欠かすことのできない水の供給については、豊平川を水源としている北海道企業局による工業用水道、地下水を水源とする小樽・石狩両市の上水道及び食料品製造企業の10社で構成される地下水利用組合による水道があります。地下水利用組合設立の経緯については、当地域への食料品製造企業の立地が進む中、当時の関係法令においては、食料品製造企業などの使用水は上水道及び地下水とされています。道からは、当別ダムによる上水道が整備されるまでの間、地下水を暫定使用することとし、その供給、揚水量の管理などを行う食料品製造企業地下水利用組合の設立を指導してきたとのことであります。さらに、小樽市、石狩市、地下水利用組合及び石狩開発株式会社で構成する地下水利用協議会を設立し、地下水利用組合の円滑な運営や地下水の適正な利用などに努めているとのことです。

水道供給開始後の地下水のくみ上げについては、平成19年度に引き続き策定した現在の地下水揚水計画において、地下水の暫定的な揚水は、石狩西部広域水道企業団により上水道の供給が開始されるおおむね24年度までとなっております。地下水利用組合は小樽、石狩両市の上水道料金と地下水利用組合の料金とでは開きがあり、今のところ予定されている金額は、小樽市では約7倍、石狩では約5倍という開きがあり、上水道への転換ができないとして、両市に対しては水道料金の低減を、道には安価で安定した事業用水を確保するよう要望しておりますが、場合によっては、この地での操業を断念せざるを得ない企業が出てくる可能性もあるかと思っております。この地で企業誘致を推進していく上でも解決策を出さなければならないと思っておりますが、小樽市としてどのようにとらえているのか、また、あまり時間のない中、どのように対応していくのかお伺いいたします。

次に、小樽商工会議所の作成した平成24年4月から6月の小樽市経済動向調査結果によりますと、採算については、「好転とした」とする企業が全業種平均で20.5パーセント、「悪化した」とする企業が27.0パーセントとあります。前年同期のD I 値（景気動向指数）は、6.5ポイント改善で、相対的には業況、売上、採算の各D I 値は前年同期に比べてマイナス幅を縮小傾向で、個人消費の一部持ち直しや原材料価格の高騰に対応した価格転嫁、コスト削減効果など回復傾向にあることから、平成24年7月から9月の見通しとしては、採算については、全業種平均で好転すると見られる企業が13.3パーセント、悪化すると見られる企業が20.4パーセントで、D I 値は7.1ポイントと、さらに改善すると予測しているとのことです。

そこで、お伺いいたします。北海道の新規事業であります「地域商業活性化総合対策事業」についてであります。この事業の目的は、地域商業の実態に応じた自主的な取組を促進するため、「北海道地域商業の活性化に関する条例」を平成24年4月に制定し、市町村、商工団体、道民、事業者、その他団体などの関係者が一体となって、地域の実態に応じた取組を誘導するモデル的な事例を図るための事業に対し、支援を行うとのことです。この事業に対して、小樽市においては主体事業主が現れず、事業が行われておりませんが、にぎわいの創出、産業間の協働促進あるいはコミュニティ機能の向上、大型店との共生など小樽市において好ましい事業だと思いますが、御見解をお伺いいたします。

次に、中心市街地の活性化についてお尋ねします。

我が党では、7月4日に、かつてはシャッター街と化した中心市街地を見事立ち直らせることに成功した高松丸亀町商店街を視察させていただきました。全国的に見ても郊外に大型店が進出して、古くからの中心市街地が壊滅状態となっておりますが、このような状況の中で、高松市の丸亀町商店街の取組は、中心市街地活性化の先進事例とも言えます。その先進事例の核となるのは、都市計画・にぎわいまちづくりを本気で考えたときに必ずある土地の所有権問題を解決させる仕組みづくりであります。その仕組みをつくり、運営しているのが、民間会社の高松丸亀町まちづくり株式会社であります。

小樽においては、平成20年7月から25年3月までの4年9か月の期間で、小樽市中心市街地活性化基本計画が進められております。期間終了まであと6か月ありますが、進捗状況と残りの期間で行う事業などをお示しください。

関連して、稲一再開発ビルについてお伺いいたします。

平成17年10月に丸井今井小樽店が撤退し、平成21年2月には小樽グランドホテルが閉鎖し、それと同時に入居していたテナントが次々と撤退し、中心市街地から活気が失われてしまいました。空洞化した稲一再開発ビルは、その後、平成23年4月に最低価格6億2,195万円で競売にかけられましたが不調、同年8月には前回の半値3億1,089万円で再度競売にかけられましたが不調、平成24年2月2日の最後の競売にも応札者は現れず不調に終わり、その後、2月10日期限の特別売却に回されましたが買い手が現れず、あとは破産管財人による任意売却に頼ることとなっております。

我が党の代表質問、一般質問でもたびたび同じ質問をさせていただいておりますが、そのたびに同じ答弁をいただいております。真の意味で、中心市街地の活気を取り戻すためには、稲一再開発ビルの早期再生が必要と考えますが、ここもやはり土地や建物の所有権の問題があり、これを解決しないと難しいのではないかと考えます。

改めてお聞きします。

その後の進捗状況と今後の再生に向けた取組についてお答えください。

また、中心市街地活性化基本計画の中心市街地の居住人口については、旧丸井今井小樽店及び当初予定していなかった小樽グランドホテルの閉鎖の影響による中心地の魅力低下により、当初の想定以上に

人口が減少し、このままでは目標達成は困難であると見込まれていますが、人口増加の対策の拡充や新たな対策、今後の考え方をお示しください。

質問項目を変えます。

北海道電力は、冬の電力の安定供給確保に向けた需給対策の検討を進め、7月31日、今冬の電力需給状況と需給対策の中間報告を発表しました。その内容は、北海道の冬季の電力需要について11月から需要が増加し、12月から2月にかけて年間のピークが発生しているとのことで、現在、火力発電設備が高稼働している運転状況や計画外停止が頻繁に発生している状況を踏まえると、火力発電所、若しくは北本連系設備のいずれか又は同時に計画外停止をした場合、北海道において大規模停電が発生するとの見解があります。仮に大規模計画外停電が発生した場合、小樽市の避難所に指定されている管理物件において、緊急電源の設備がある施設と電源の稼働時間はどのようになっているかお示しください。

また、冬季において長時間の停電が発生した場合、独居高齢者の方の安否も心配になりますが、小樽市として考えられる対策をお示しください。

また、場合によっては避難所を開放したり、非常食や暖をとる必要もあると思いますが、見解をお伺いいたします。

最後の質問になります。教育に関連して幾つか質問をいたします。

教育長は、平成24年第1回定例会において、「教育長に就任以来、多くの現場に足を運び、多くの方々の声に耳を傾け、小樽の教育の現状把握に努め、市教委や学校などに組織的な取組や情報の伝達に課題があること、前例踏襲の体質があることなどを感じた」と述べられました。その教育長は、本年度の重点施策の第1点目として「学力の向上」と述べられており、学力の向上においては教員の指導力の向上が極めて大切なことであるとの認識も高く評価いたしますし、我が党でも同じ認識を持っております。

我が党において、7月6日に浜松市教育センターの浜松教師塾の視察をさせていただきました。その中で最も印象に残ったのは、お金をかけずに最も有効的に学力の向上ができるのがこの教師塾であるとのことでした。教える側の能力が向上すれば、教わる側、つまり児童・生徒の学力も向上することであり、教育長の述べられたことそのものであります。

小樽市においても、今年度、教員向けの研修会として34講座の実施を予定しており、そのうちの9講座においては教職員のための授業力の向上を目的として開催され、現在6回が終了しております。この9回の講座については、毎回40名以上の参加を目標とされていますが、6回目までの参加者についてはどのようになっているのかお示しください。

また、このような研修の発展した形が教師塾だと考えます。小樽市においても教師塾ができないのか、学力向上に向けた取組の一つとしてその効果は高いと考えますし、教育長も認識されていることと感じておりますが、小樽市において教師塾を行うとすれば、何が問題でどのようにすればできるのかお答えください。

また、指導力向上に向けた研修の参加者についても、各学校や教員間における温度差があるかと思われそうですが、いかがでしょうか。温度差があるとすれば何が原因なのか、原因をなくすためにはどうすればいいのか、進捗状況も含めお示しください。

次に、教育委員会では、子供たちの学力向上策の一環として、「家庭学習は音読から」を合い言葉に音読カードを作成し、市内全小・中学生に配付し、音読の推進をしております。また、潮まつりでは、はっぴのマークに「潮おんどくん」を使用したりと、徐々にではありますが、音読が広まりつつあります。音読カードの活用状況についてどのように認識されているのか、問題点や課題点も含めてお示しください。

また、潮おんどくんについても、児童・生徒が一生懸命つくってくれたキャラクターでありますので、今後の活用方法についてお答えください。

次に、携10運動と携帯電話のさらなる適正利用についてお伺いいたします。

携10運動について、教育委員会、小樽市PTA連合会、小樽市校長会と連携して、子供たちに携帯電話やインターネットの夜10時以降の利用を控えることを各家庭に求める運動が進められております。また、その一環で、保護者に対する意識の向上を目的として、夏休み直前保護者のためのネットパトロール体験会が3回にわたり開催されました。情報モラルに対する教育は、今後ますます必要と考えますが、教育長の見解と今後の取組についてお聞かせください。

次に、樽っ子学校サポート事業についてお伺いします。

教育委員会では、外部の人材を活用した小・中学校における学習支援サポートの一環として、小樽商科大学との連携・協力の下、樽っ子学習サポート事業を進めております。この事業は、各学校における長期休業中などでの補助的な学習に、各学校からの要請に応じて小樽商科大学から学生サポートを派遣し、子供たちの学習を支援するというものですが、夏休みに要請のあった学校数と問題点、さらには今後の課題点なども含めてお示しください。

次に、大津市でいじめを受けた市立中学校2年生の男子生徒が自殺した問題を受け、道教委は、新たな体制を整備し、いじめ対策を強化しました。札幌を除く全道の公立学校を対象に行った調査結果では、4月から6月に認知されたいじめは1,096件。内訳は、悪口など867件、けられるなど179件、集団無視など148件とのことでしたが、小樽市においてはどのような状況にあるのか、前年度同期と比較しての増減、その理由についてお伺いいたします。

また、いじめが原因で不登校になっている児童・生徒もいるかと思われます。小樽市の実態は、全道、全国に比べてどうなのか、その児童・生徒の対策や課題についてもお示しください。

平成19年度から採用されているいじめの定義がありますが、その内容は、いじめとは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。」とされており、その上で、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものであり、いじめかけんかの判断は、学級担任のほか、教科担任や部活動などの顧問教員などが児童・生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、日ごろの当該生徒の行動を見極めた上で判断することとされております。いじめの定義にもあるように、いじめに対応するためには、表面的、形式的に行うことなく、実態関係をしっかり把握することが大切であるともありますが、どのように実態を調査しているのか、現状と、いじめをなくすための対策について具体的にわかりやすくお示しください。

次に、道教委は、学校教育における法令等違反に係る情報提供制度を平成22年度から開始いたしました。ところが、このほど札幌弁護士会から、これを廃止するようという勧告が行われたとのことあります。その理由は、教員の人権を侵害するというようなことではありますが、教員が違反行為をしていると知らせることが人権侵害に当たるということ自体が心外であります。頑張っている教職員の皆さんのためにも、広くこの制度のことを周知していかなければならないと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

また、小樽市にかかわる情報提供は制度開始後あったのか、件数と内容をお示しください。

次に、通学路における緊急合同点検についてお伺いします。

本年4月以降、登下校中の児童らの列に車が突っ込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次ぎ、これを受け、文部科学省より各地域の学校、警察、道路管理者らが連携・協働し、また、各都道府県知事

及び市町村長、教育委員会や関係機関が協働して通学路の安全点検や安全確保を図ることについて通達がありました。実施期間は平成24年8月末までとなっており、小樽においても終了しているかと思いますが、危険箇所への主な要望はどのようなものがあつたのか、また冬季の通学路についても再度点検を行わなければ児童・生徒の安全が確保できないと考えますが、今後の対応、対策についてもお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私のまちづくりに当たっての三つの基本姿勢について御質問がございました。

まず、「市民力の活用」における今後の取組についてですが、多様化する市民ニーズや地域課題にこたえるためには、市民参加と協働の推進により、市民力の活用を図っていくことが必要であると認識しております。そのため、昨年から記者会見の定例化や市長と語る会の積極的な開催などにより、市民の皆さんと情報の共有と地域の課題把握に努めており、今後もさまざまな機会を通じて市民の皆さんの意見や御要望を伺い、市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、町会活動支援員制度についてであります。現在は配置要望がある46町会に各1名ずつ配置しております。支援の内容ですが、町会行事や地域でのイベントによる支援、町会の課題に対する相談、助言及び関係部局との連絡調整などを行っております。課題といたしましては、配置要望がある町会に職員が居住していないために、その地域の実情に精通している職員を配置することができないことが挙げられます。

次に、危険を知らせるサイレンなどが聞こえない地域の方への対処や今後の進め方ですが、市の防災計画では、避難勧告などの伝達にはFM放送による緊急非常放送や消防本部、支署等のサイレンのほか、消防車両や広報車の使用、各地区の消防団による伝達を行うこととしており、放送などによる災害情報の伝わりにくい地域では、これらの方法を用いることとなります。東日本大震災以降、エリアメールの開始等を行ってきましたが、今後も各地域で避難訓練が行われますので、その中で地域の方々の御意見もお伺いし、地域の実情に応じた伝達手段について、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、本市の減災の考え方や対策などについてですが、東日本大震災による津波被害を受け、長い海岸線を有する本市においては、津波による人的被害の軽減への取組が重要課題と考えております。特に、地震を感じたら、すぐに高台へ避難するという住民みずからの迅速で的確な初期の避難行動が人的被害の軽減に最も有効と考えていることから、昨年度、津波ハザードマップを作成し、本年度にはこれを活用した町会等を単位とする避難計画の作成や避難訓練に取り組んできているところであります。また、今後、本市の地域の防災計画にも津波避難計画を追加していくこととしております。

次に、子育て環境について何点か御質問がありました。

まず、ファミリーサポートセンターの本年3月末の利用件数257件の分析と現時点の課題についてですが、利用件数の内訳では、日常的な預かりが211件で82パーセント、病気の預かりが31件で12パーセント、緊急の預かりが15件で6パーセントとなっております。さらに、この中で特に利用件数の多い日常的な預かり211件については、保育所、幼稚園の登園前の預かりと送りなどが7割を占め、残る3割が保護者の短時間就労の際の預かりなどとなっております。こうした利用状況からは、子育て

世代の仕事と家事や育児の両立に貢献しているものと考えております。

なお、現時点の課題につきましては、8月末の会員数が提供会員110名、依頼会員159名であり、提供会員のさらなる増加を図ることが必要であると考えております。

次に、桂岡町に建設中の認定こども園の進捗状況についてであります。本年8月2日に学校法人小樽桂岡学園から北海道に対し、認定こども園の設置認可が申請され、同月26日には当該法人による認定こども園に関する地域での説明会が行われております。9月中旬には建設工事が完了し、10月1日から開設の予定と聞いております。

また、今後の認定こども園の方向性についてであります。保育需要の動向や国の制度の推移などを注視しながら検討していく必要があると考えております。

次に、利用者の安心につながる保育所の運営についてであります。入所児童の適切な処遇については、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を維持するよう北海道が指導監督を行うこととなっており、市として、保育所の適切な運営が確保されるよう、北海道と連携を図ることとしております。また、子育て支援課では、保育所の運営にかかわる市民からの意見などを適宜、市内保育所へ伝えるなどして、適切な運営が図られるよう努めております。

次に、予防医療について何点かお尋ねがありました。

初めに、高齢者の方に対する環境整備についてであります。現段階では新たな取組などはございませんが、高齢者の方が社会参加することにより活力や能力を生かせるような仕組みづくりについて、他都市の事例なども参考としながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、各種検診受診率の向上についてですが、広報、ホームページ、関係団体への周知啓発のほかに、市民の検診未受診理由を把握するため、地域保健診断事業において、平成22年度は市民の意識調査を平成23年度は市内医療機関への調査を実施しました。その結果を参考にするとともに、関係団体などにもさらに御協力をいただきながら受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、予防医療の啓発活動や健康推進に取り組んでいる団体についてであります。本市が主に連携している団体は、小樽食生活改善推進協議会、小樽健康づくりウォーキングサポーターの会、おたるストックウォーキングの会、健康推進員などがあります。また、主なボランティア団体としては、ピンクリボンファミリー、杜のつどいなどがあります。これらの団体には、各種講演会、予防医療に関する周知啓発などについて御協力をいただいているところであります。

次に、「魅力ある生活都市の創造」について御質問がありました。

まず、高速道路を有効活用するための市内道路整備についてですが、今年度より北海道において、小樽西インターチェンジから市内への交通などを安全に確保するため、小樽環状線のトンネル整備に着手しているところであります。

次に、新幹線に関してですが、新駅と周辺の整備については、平成18年に策定した新小樽（仮称）駅周辺整備構想に基づき、市内に設けました北海道新幹線活用戦略庁内検討会議などにおいて議論を重ね、その後、市民の皆さんや関係機関、各界各層の御意見を伺いながら、基本計画を作成してまいりたいと考えております。

また、小樽運河やJR小樽駅へのアクセスについては、円滑な交通アクセスの確保が重要であると考えております。そのためにはシャトルバスやタクシーなど、いわゆる2次交通の整備や国道などの道路整備が必要であることから、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、北海道新幹線の札幌延伸は、人や物の流れを活発にし、社会経済全般に好影響をもたらすため、経済効果は多大であると考えております。

次に、雇用対策についてであります。雇用の場を確保するためには、何より地域経済の活性化が重要であると認識しており、地元企業の振興が必要であると考えております。そのため、今年度の新たな施策として、小樽ブランド力推進事業や地場産品導入促進事業など、地元企業の活性化に向けた支援策や企業立地トップセミナーなどの企業誘致に向けた新たな取組を進めることにより地域経済を活性化することで、雇用の場の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、産業振興について御質問がありました。

まず、石狩湾新港地域における事業用水についてですが、地下水利用組合の水道料金と市の簡易水道料金とでは開きがあり、地下水利用組合の加盟企業が簡易水道に切り替わることによりコスト増となり、企業経営に大きな影響が出ることは認識しており、地下水利用組合からいただいた簡易水道料金の低減に関する要望につきましては、私といたしましても重く受け止めているところであります。

今後の対応としては、簡易水道の料金をどのように設定するか、引き続き検討していくこととなりますが、地下水利用組合は、北海道が策定した地下水揚水計画に基づき地下水を揚水していることから、北海道に対しては、組合企業が本市の簡易水道へ切り替わるような方策を検討、協議するよう引き続き申入れを行ってまいります。

次に、北海道が本年4月に創設した「地域商業活性化総合対策事業」についてであります。本市をはじめとした道内地方都市の商業環境は、景気の低迷や人口の減少、少子高齢化の進行などにより厳しい状況にありますが、この制度は地域商業の活性化のための計画づくりやその計画に基づいた事業を支援するものであり、幅広い分野での支援が可能となっております。本市におきましても、一層の高齢化の進行や消費者の購買意識の変化に対応していくためには有効な制度であると認識しており、市内の商業団体等に対し、本制度の活用について引き続き情報提供してまいりたいと考えております。

次に、中心市街地の活性化について何点か御質問がありました。

初めに、小樽市中心市街地活性化基本計画の進捗状況などについてであります。当該計画では全体で55事業を実施しておりますが、現時点で完了した事業が14事業、休止した事業が2事業、実施中の事業が39事業となっております。また、残りの期間で行う事業につきましては、新規に行う事業はありませんが、小樽雪あかりの路や小樽ロングクリスマスなどのソフト事業を継続的に実施していくこととされています。

次に、稲一再開発ビルについてお尋ねがありました。

同ビル売却の進捗状況についてであります。現在も小樽開発株式会社の破産管財人が取得を希望している企業と任意売却による交渉を継続しているところであります。その中で、権利者との協議も行っていると同っております。市といたしましては、同ビルの再生が中心市街地活性化のための最重要課題であることから、今後とも交渉の状況を把握し、早期再生に向けた必要な取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、中心市街地の居住人口の増加対策などについてであります。当該計画に位置づけられている小樽駅前第3ビル周辺の再開発事業により整備されたマンションに200人以上の居住人口が確保されるなど、人口増加に一定の効果はあったものの、全体としては目標値1万5,000人に対して、平成23年12月末現在で1万4,108人となり、このままでは目標達成は見込まれない状況となっております。

今後の新たな対策につきましては、全国的に人口が減少する中で非常に難しい課題ではありますが、中心市街地活性化協議会や商工会議所などと連携して、どのような施策が効果的なのか研究してまいりたいと考えております。

次に、冬季の計画外停電について何点か御質問がありました。

最初に、指定避難所における緊急電源の設備についてですが、本市においては、小・中学校、高校をはじめとした公共施設を避難所として指定しておりますが、これまでの調査では、避難所には非常用電源設備は配置されておられません。

なお、災害時に停電となった場合には、発電機の調達に関する協定を民間事業者と締結しておりますので、この協定を活用するなどして電源の確保に努めてまいりたいと考えています。

次に、冬季に長時間停電した場合の独居高齢者の安否などの心配についてであります。基本的には行政と地域が協力し、対応することとなりますが、実際にこのような非常事態が起きましたら、本市の対応だけでは限界があり、国や北海道との連携が必要となってくるものと考えております。

次に、冬季間に長時間の停電となった場合の避難所の開放についてであります。冬季に大規模、長時間の停電が発生し、自宅で暖房器具が使用できず、身体・生命に危険が及ぶ方が多数発生する場合など、状況によっては、市が民間と交わしている発電機ほかLPガスの供給、食料や生活用品の供給にかかわる協定の活用などにより、必要となる非常用設備を配備し、避難所を開放することが必要と考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 酒井議員の新市立病院についての御質問にお答えいたします。

私がこれまで行ってきた意識改革による成果と問題点、また今後の取組についてのお尋ねがありました。

私が平成21年4月に小樽市病院事業管理者に就任した当初は、二つの市立病院がそれぞれ独自の運営方針、目的で運営され、職員もその意識が強く、外部の評価を受けたこともありませんでした。そうした中で、職員の意識改革については、最重要課題として強力に取り組んでまいりました。

初めに、両院の幹部職員で構成する委員会などを組織し、両院の職員が同じ目的を共有することで一つになっていくのだという意識づけを試み、現在では、11の合同委員会が組織され、両院統合に向けたさまざまな課題に取り組んでおります。

また、看護師やコメディカルの職員も、両院合同の勉強会などを定期的で開催するなど、両院統合の土壌は次々と、着々とでき上がりつつあると考えております。

こういった取組によって、両院の職員がいたずらにそれぞれの主張をすることなく、新市立病院を念頭に議論するようになったことは、大きな成果であると考えております。

今後の取組につきましては、いま一度、二つの市立病院は既に一つの病院組織であるという意識を徹底し、2年後の新市立病院開院に向け、さらなる組織の統合や運営マニュアルの整備など、精力的にスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 酒井議員の御質問にお答えいたします。

今年度の市教委主催の授業力向上研修会の参加状況についてでございますが、8月末現在、平均40名以上を目標としている授業力向上研修講座は6回終了しております。第1回の小学校理科には21人、第2回の小学校算数には26人、第3回の道立教育研究所職員が講師となった算数・数学の習熟度別少人数指導には41人、第4回の筑波大医学部附属小学校教諭が講師となった小学校国語には55人、第5回の小樽観光ガイドクラブ顧問が講師となった小樽の昔の暮らしとまちづくりを学ぶ小学校社会には32人、第6回の秋田市への視察の報告を兼ねた小・中連携を踏まえた国語科の講座には21人となっております。

合計で196人、平均で約33人の参加でございます。

次に、教師塾についてのお尋ねでございますが、私としては、若手教員を育てることは、これからの小樽の教育の活性化を図る上で最も大切なことと考えております。道内でも各地でさまざまな教師塾の例がありますことから、それらの情報を収集するとともに、今後、校長会と連携し、組織や運営方法、学習内容などについて検討を行い、小樽にふさわしい教師塾について研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、研修の参加者の温度差などについてでございますが、本年度、教育委員会が主催する授業力向上研修講座の内容は小学校教員向けのもが多く、結果的に中学校からの参加者が少なく、学校間で差が出たものと思っております。市教委主催のものほかに、後志教育研修センターや道立教育研究所の講座、道教委主催の研修会などありますが、これらの参加状況を見ると、学校間で大きな差は見られないと思っております。

また、学校規模の違いがあること、学校行事や部活動指導などと研修日程が重なったことなどの学校事情を考えますと、一概に学校間で差があるとは考えておりません。

また、教員によって研修への参加状況には偏りが見受けられますので、教育委員会では、今後、研修の時期や内容の工夫、参加対象者の拡大を行うとともに、管理職に対し参加促進を積極的に行うよう働きかけてまいります。

次に、音読カードの取組についてであります。6月に調査した結果では、音読カードについてはすべての学校で配付されており、全校児童・生徒がほぼ毎日取り組んでいる学校が約4割、一部の児童・生徒がほぼ毎日取り組んでいる学校が約6割となっております。

なお、学校によっては、点検や確認の方法、回数などに取組の違いが一部見受けられております。教育委員会では、小樽のすべての子供たちがしっかりと音読を取り組めるように、指導のあり方や取組の意欲を高める方法などを示しながら、家庭学習の習慣化を促進してまいりたいと考えております。

次に、「潮おんどくん」の今後の活用方法についてであります。潮おんどくんをロゴマークとして教育委員会では職員の名刺を印刷し、あいさつを契機に音読の取組への協力をお願いすること、学校では学校が発する文書にロゴマークを印刷し、各家庭への啓発を図ること、また今年からロゴマーク入りのはっぴを着て潮まつりに参加した市教委梯団に一人でも多くの参加を呼びかけることなどを通して、地域、市民ぐるみで音読の運動に参画するように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、情報モラルに対する教育についてであります。情報社会が進展する中、インターネットの掲示板やゲームサイトなどを利用した個人情報の流布、特定の子供に対する誹謗中傷などが行われるネット上のいじめや子供たちの福祉被害が深刻化しており、大人が子供たちに正しい知識と判断力を身につけさせるための情報モラル教育を行うことが必要であるというふうに考えております。私としては、これまで行ってきた保護者向けのネットパトロール体験会を一層充実させ保護者の意識を高めることや、携10運動を通して情報モラルに対する家庭での責任や役割について啓発するなど、子供たちがネットトラブルに巻き込まれないよう取り組んでまいります。

次に、樽っ子学校サポート事業の状況についてでございます。この夏休みには、小学校9校、中学校3校からの派遣の希望があり、調整の結果、2名の学生を稲穂小学校と向陽中学校の2校に、延べ5日間派遣いたしました。サポートを受けた子供たちからは「ゆっくり優しく教えてくれたのでよくわかった」「また来てほしい」などの感想が寄せられ、学生からも「実際に子供たちと接する中で教育現場を実感できた」「今回のことを仲間に伝え、大学生として地域に貢献できる活動につなげたい」と手ごたえを感じている様子うかがえました。

今後は、学生のサポーター登録数を増やすことや学生が出やすい時期の設定をすること、長期休業中だけではなく放課後も含め学校における活動の幅を広げるなどしながら、きめ細かな調整を行った上で、積極的な活用を図ってまいります。

次に、本市における認知されたいじめの状況などについてですが、6月期におけるいじめの比較についてですが、小学校では23年度が17件、24年度は2件で15件の減、中学校では23年度が29件、24年度は20件で9件の減となっております。減少した理由につきましては、平成23年度よりいじめのアンケートの回数が増えたことにより短い期間における子供たちの変化を把握することができるようになり、いじめへの対応が迅速になったことによるものと考えております。

次に、いじめが原因で不登校になっている児童・生徒についてであります。平成24年度6月期の道教委の調査では全道で6件あり、本市では該当する児童・生徒はおりませんでした。なお、平成24年度の全国の状況はまだ示されておられません。

次に、いじめに関する実態調査についてであります。いじめの実態については、アンケート調査や面談、教員の気づき、生徒からの訴え、保護者等による学校や教育委員会への通報などにより把握をし、学校では把握した情報を基に改めてアンケート調査や面談を行い、事実確認を行っております。

次に、いじめをなくすための対策についてですが、学校では日常のあらゆる教育活動において、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等を徹底し、子供のわずかな変化も見逃さず、日ごろから家庭とこまめに連絡をとり合い、子供や保護者が何でも相談できる信頼関係を築いていることが大切であるというふうと考えております。

次に、学校教育における法令等違反にかかわる情報提供制度についての見解でございますが、この制度は、北海道教育委員会が、道民の信頼確保につなげるため、学校運営及び教職員の服務に関し、法令や学習指導要領に違反する行為に限定して情報の提供を受けようとするものであります。

私としては、小樽市内の教職員の服務監督権者として、市民から指摘をされることのないよう、公務員の服務の根本である、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念するよう、服務規律の徹底に努めてまいりたいと考えております。

なお、現在まで、本市の教職員にかかわって通報されたという連絡はありません。

次に、通学路における緊急合同点検の主な要望についてであります。本市では、小学校14校について学校、保護者や地域の方と一緒に、道路管理者、警察署、生活安全課、市教委が通学路の危険箇所について点検を行いました。

要望の主なものは、道路管理者に対してはガードレールや歩道の設置及び除排雪の徹底となっており、警察署に対しては横断歩道や信号機の設置及びスクールゾーンの取締り強化となっております。

今後の対応策であります。この要望のあった項目について、小学校、警察署及び道路管理者が集まって対策について協議を行い、その結果を市教委が11月30日までに取りまとめ、道教委へ報告することになっております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) この後の質問に関しては、予算特別委員会並びに常任委員会で質問させていただきます。

○議長(横田久俊) 酒井議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時45分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、質問します。

初めに、財政問題について伺います。

2011年度一般会計の決算は、実質収支で11億7,338万円の黒字になりました。市税収入は、2010年度約142億4,900万円、2011年度約138億9,500万円で、3億5,400万円の減額です。にもかかわらず黒字になったのは、特別交付税などが予算を上回ったことや、歳出において職員給与費、生活保護費などで不用額を生じたことによるとというのが小樽市監査委員の審査意見書での説明です。その不用額は、2010年度より2億300万円多くなっています。不用額の項目と額及び予算現額に対する割合、不用額を生じた主な事業も説明してください。

予算現額に対し不用額は、2007年度2.7パーセント、2008年度2.6パーセント、2009年度3.6パーセント、2010年度3.3パーセント、2011年度3.5パーセントと年々増加しています。市民生活や経済の活性化に予算を適切に使っていないのではないのでしょうか。

今年度の除雪費は、年度当初には繰越金や入札差金で充てるという説明でしたが、今定例会での議案説明では繰越金で充当するとの説明でした。2011年度の除雪費決算は、降雪量、最大積雪深とも2010年度を下回ったにもかかわらず、近年例を見ない厳冬気象が続いたことで、ロードヒーティング稼働時間が増大し、2010年度決算額を上回りました。最終決算額は12億7,013万円です。今年度の除雪費予算は、当初予算で8億130万円、今回提案された1億5,000万円の補正予算を含めると9億5,130万円です。今冬の気象状況にもよりますが、これで間に合うかどうかはわかりません。昨年度これだけかかった除雪費を繰越金で充当するとしたのは、2011年度当初から意図的に2010年度より不用額を多くするため予算の執行を抑えていたのではないですか。

また、当初説明していた入札差金は現在幾らあるのか、その使途もお聞きします。

あわせて除排雪問題でお聞きしますが、昨年度の置き雪対策の対象世帯数、作業方法、作業回数、アンケート調査の結果をお知らせください。

今年度の対策方法についてと、試行を今後本格的な施策にすることを求め、お聞きします。

次に、地方交付税についてです。

本年9月に示された小樽市の財政の概況によると、国は、2012年度において地域主権改革に沿った財源の充実を図るとともに、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠として、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」を計上することなどにより、地方交付税総額を増額したと述べています。2012年度普通交付税決定額は162億8,513万8,000円、予算計上額を4億7,713万8,000円上回り、臨時財政対策債振替可能額決定額は23億4,553万2,000円、予算計上額に対して1億7,553万2,000円増で、合計6億5,267万円上回りました。

市長は提案説明で「普通交付税の予算を上回る分は財政調整基金へ積み立てる」と述べましたが、市民の暮らしは給与や年金の引下げ、介護保険料などの引上げ、子ども手当廃止と年少扶養控除廃止による増税などで厳しさを増しています。地方自治法第1条の2にうたわれている住民の福祉の増進を図ることを基本としている地方公共団体の役割を果たす立場で、上積みされた普通交付税と臨時財政対策債

を有効活用すべきです。見解を伺います。

我が党は、第1回定例会で、市民の暮らし、業者応援の立場で予算修正案を提案しました。市民の要望が、議会への請願・陳情として多数上がっています。中でも新「小樽市室内水泳プール」の早期建設を求める陳情の署名は、廃止が決まった後、現在まで通算5万筆以上に達し、小樽市としても第6次小樽市総合計画に入れざるを得なかったわけです。しかし、来年度までの前期事業計画に盛り込まれている基本設計、実施設計のめどは、いまだついていません。せっかく小樽市室内水泳プールの存続を求める会が市長要望にこたえ見つけた税務署跡地も、駐車場の面積が足りないなどと、こたえようとはしていません。本年の第2回定例会で北野議員が質問したように、駐車場は建築を工夫すればできるはずですし、生協みどり店の駐車場の協力、市役所の駐車場もあります。今回の交付税上積みで土地の調査を行い、少なくとも基本設計を今年度中に示すべきです。お答えください。

雇用問題も深刻です。総務省統計局の2012年7月の労働力調査によると、完全失業者は前月に比べてわずかに低下したものの、288万人に上っています。小樽管内の7月の有効求人倍率は、北海道の0.53に対し0.50と低い状況にあり、たびたびどこか働き口はないですかと相談される私も苦しい思いです。今年の高卒新卒者の就職内定率は、昨年度より若干改善されたものの82.7パーセントで、市内企業に就職できたのは119人、全体就職者の43パーセント。昨年度の136人、46.1パーセントと比較すると落ち込んでいます。2010年度、2011年度は、地域経済活性化等推進資金基金を活用した小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金が2年間で71事業所、121人の新規雇用がありました。

市長は、本年の第1回定例会の提案説明で、「今年度は防災対策と経済・雇用対策の2分野について重点的な展開を図る」と述べています。何よりも市内経済活性化が雇用拡大の前提になりますが、2011年度に実施した小樽市新規高等学校雇用奨励金は1,600万円でしたから、少なくとも今年度の予算を前年度並みに増額し、雇用奨励金を続けるべきではなかったでしょうか。

また、今年度は、我が党提案の高卒未就職の市職員の臨時雇用もありませんでした。これらについて、今年度後半の施策に盛り込むよう要求します。お答えください。

また、四、五十歳代でリストラされた市民の就職も厳しく、やむを得ずアルバイトに出ても、子育てが一番お金がかかるからです、厳しい生活を余儀なくされています。2011年度の決算から小樽市の雇用対策費を見ると、緊急雇用創出推進事業、ふるさと雇用再生特別対策事業、重点分野雇用創造事業、市独自の雇用対策で合計3億716万6,000円でした。2012年度の予算は、重点分野雇用創造事業で9,178万9,000円、市独自の雇用対策でも365万円、合わせて9,543万9,000円にしかすぎません。2011年度の雇用対策で新規雇用された人数と、今年度の新規雇用予定人数をお示してください。

国に対して、さらに雇用創出推進事業の予算を拡充し地方に配分するよう要望すると同時に、予算より多く配分された交付税で市独自の雇用対策を進めるべきです。市独自の雇用対策としては、先ほど挙げた置き雪対策拡大での雇用拡大や、我が党の北野議員が第1回定例会で提案した空き屋適正管理条例制定で、市民の安全を守るため、例えば通学路に面した危険な空き屋の屋根の雪おろしを臨時雇用で行うことも必要ではないでしょうか。いかがですか。

次に、消費税増税に関して伺います。

民主党は、自民党と公明党と談合し、国民の過半数を超える反対を無視し、消費税率を2014年には8パーセントに、2015年には10パーセントにまで引き上げる増税法案を数の力で押し切りました。増税法が通った後も国民は納得していません。共同通信が法成立直後に行った世論調査では、増税に「反対」が56.1パーセント、「賛成」は42.2パーセント、NHKの調査でも「大いに評価する」は6パーセントのみ、毎日新聞の調査では消費税増税が暮らしに影響すると答えた人が「大いにある」「ある程度あ

る」合わせて92パーセントに達しています。この消費税増税と談合に対しては、各界から批判と怒りが上がっています。

何人かの意見を紹介します。大阪商工会議所常議員のサンリット産業小池会長は「景気が悪く世界的に経済が不安定なときに、なぜ今、消費税増税なのか。中小企業側は、価格などに転嫁できないだけでなく、経費にも消費税がかかる。政治は国民のためにあるという考え方に戻していかなければ日本はどうにもならない」、JAいしのまき石川代表理事組合長は「明らかな公約破り。消費税は一律にかかる税金で、被災者に重くのしかかる。増税する前に官僚の天下りをやめさせたり、政党助成金の廃止などでやるべきことをやらずに増税先行は論外だ」、りんゆう観光の植田社長は「経営の一大事になる。法人税や所得税率の見直し、不要不急の支出の削減などで対応すべき」、全国小売業連合多喜代表取締役は「商店を消す気か」、神奈川県中小企業家同友会石渡代表理事は「中小企業家同友会全国協議会の国への要望・提言でも指摘しているが、企業の投資と雇用を削減し、国民の消費も縮小する。国の税収が増えることにもつながらない。税金は所得の高い人や利益を上げている大企業から適正に取って、税収を増やすべき。また、軍事費を削減し大企業への優遇税制を改めるなど、歳出を抑えることも重要だ」などです。

各界の皆さんの意見は、我が党の消費税に頼らず、社会保障の充実と財政危機を打開する提言と一致しています。1997年に消費税を増税した後、2010年まで民間給与は29兆円減り、名目GDPは512兆円から481兆円に後退している一方で、大企業の内部留保は143兆円から260兆円に増大しています。

市長にも読んでいただきましたが、我が党の提案は、大都市圏環状道路など不要不急の大型公共事業の見直し、米軍思いやり予算、F35戦闘機購入など軍事費にメスを入れる、原発推進予算の大幅削減、政党助成金や機密費の廃止など聖域のない無駄の削減で3.5兆円、証券優遇税制の廃止、所得税・住民税・相続税の最高税率の引上げ、富裕税の創設、新たな法人税減税の中止、大企業優遇税制の見直し、為替投機課税などの導入などで8兆円から11兆円、これらの財源で年金、医療、介護、保育など社会保障再生を行います。さらに、ニッセイ基礎研究所のレポートが「大企業の大幅な貯蓄超過は決して健全な姿とは言えない」「企業に滞留する余剰資金の有効活用が経済政策を考える上で重要な論点」と述べているように、260兆円もの大企業の内部留保を日本経済に還流させ、正規雇用や賃上げ、中小企業の支援・振興、農林水産業の再生、食料自給率の引上げなど内需主導で経済成長を図ることにより税収増になり、財政危機を打開できると提言するものです。

1997年、消費税が3パーセントから5パーセントに増税され、9兆円の国民負担増がかぶせられたとき、景気が一気に後退した経験を踏んでいます。小樽市の市税収入と全法人数の黒字法人と赤字法人の割合を増税前の1996年と2011年度を比較してお知らせください。

小泉内閣の構造改革やリーマン・ショックなどにより一層経済悪化を招いていますが、こうした状況の下で民間企業で従業員が4人以下の事業所が62パーセントを占める小樽の企業は、消費税を増税したら価格に転嫁できないなど、経営が一層苦しくなるのは目に見えています。

市民生活にかかわる公共料金の負担増も出てきます。小樽市の水道・下水道料金に消費税5パーセントを課していますが、2011年度の額と、仮に8パーセント、10パーセントを料金に転嫁したら幾らの負担増になりますか。

病院の負担となっている損税が経営を圧迫していることが問題になっています。両市立病院の2011年度の損税は5パーセントで幾らか、8パーセント、10パーセントで幾らの負担増になるのかお知らせください。

消費税増税による損税の負担は、経営を圧迫し、地域医療の崩壊につながりかねません。公的医療機

関だけでなく、民間の医療機関の経営が大打撃になるため、日本医師会や全国保険医団体連合会は、ゼロ税率を要求しています。市長も国に対して診療報酬のゼロ税率を導入するよう求めます。いかがですか。

年金は下がる、保険料は上がる、生活していけない、店を閉めざるを得ないなど、市民の悲鳴がたくさん寄せられています。市長は、消費税増税が小樽の経済や市民生活に与える影響、市税収入への影響をどのようにお考えですか。市民生活や営業、病院経営、小樽経済へ大きな打撃を与える消費税増税には反対すべきではないでしょうか。

次に、国民健康保険事業について質問します。

初めに、議案第23号国民健康保険事業運営基金条例案にかかわっての質問です。

2011年度の国民健康保険事業特別会計は3億4,000万円の黒字で、2年連続の黒字決算となりました。剰余金が出たことで新たに基金を設置し、2011年度超過交付金返還金を除いた9,173万円を基金に積み立てるといえるのですが、まず2011年度決算で黒字になった要因をお示してください。

基金設置の根拠となるのが、昨年12月28日、厚生労働省保険局国民健康保険課長から都道府県の担当局長あてに出された「2012年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について」の通知で、これでは平成12年の通知に基づいて行うよう求めています。この中で、基金積立金、基金の保有額について過去3か年における保険給付費の平均年額の5パーセント以上に相当する額を積み立てることとされています。

しかし、小樽市では5パーセントで6億4,200万円にもなり、あまりにも額が大きいため、私が厚生労働省に聞いてみると、5パーセント以上の規定は保険料の値上げにつながりかねないことから外したとの説明でした。しかしながら、基金設置で危惧されることは、積立金増額を自己目的にするため保険料の引上げにつながりかねないことです。来年度以降、目標達成のために保険料の引上げをしないことを確約していただきたいと思います。いかがですか。

平成12年の通知で大幅な保険料の引上げを緩和するなど基金取り崩しができると説明している一方、将来的な財政見通しがなく、安易な保険料の引下げ及び給付率の拡充等地方単独事業の経費に充てるための基金の取り崩しは、国保財政運営上適切ではないとしています。これでは、住民の負担を少なくしようと努力する地方の裁量権を奪うことにならないのでしょうか。

今年度の国民健康保険料は、前年度比医療費分で1世帯当たり1万1,327円、1人当たりでは7,108円引下げとなりました。高い保険料を下げたいという市民の願いに一定こたえたものですが、小樽市の国保加入世帯のうち総所得金額100万円以下の世帯が7割を超えており、依然として重たい負担です。

北海道社会保障推進協議会の調査では、1世帯当たりの所得に占める保険料は、2001年度の12.8パーセントから2011年度は16.7パーセントに上がっています。また、北海道商工団体連合会の調査による2012年度主な市の国保料比較では、申告所得200万円の同モデル世帯の事業者比較で見ると、小樽市は43万2,640円、帯広市38万6,910円、北見市39万1,220円、岩見沢市38万480円、江別市32万9,320円、石狩市33万7,305円、苫小牧市34万7,765円などで、小樽市の国保料負担が大きいことは明白です。基金設置に反対はしませんが、積立金をため込まないで、保険料を引き下げ、市民負担軽減をすべきです。見解を求めます。

次に、一部負担金減免制度について伺います。

昨年6月1日から取扱要領により施行されていますが、これまでこの制度を利用した市民の数、また窓口相談に来た市民はどれくらいいるかお知らせください。

小樽市の制度では、一部負担金減免の対象は入院の療養費の給付に係るものだけです。国の基準に従ったものということですが、この制度の基になっている国民健康保険法第44条は、一部負担金を支払う

ことが困難であると認められるものに対して1. 一部負担金の減額、2. 支払免除、3. 保険医療機関等に対する支払にかえて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することと述べられているだけです。

また、小樽市の減免の対象となる生活困難の基準生活費は生活保護基準になっていますが、苫小牧市では一部負担金は入院に限定していませんし、基準生活費は生活保護基準の115パーセントとしています。そのほか、小樽市近隣の他市の一部負担金減免制度の療養給付対象と基準生活費についてお知らせください。

また、現在、小樽市で非自発的失業者の保険料軽減制度の該当者と、収入激減により保険料が減免されている世帯は何件ですか。小樽市の要領を変え、外来にも適用させ、基準生活費を引き上げるべきではありませんか。

次に、泊原子力発電所に関して質問します。

北海道と北海道電力は、泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書を結んでいる4町村を除く後志管内16市町村と、泊発電所の安全確認に関する協定書を締結する方針を固め、その素案を示しました。新協定(案)は、浜岡原発や玄海原発で設置された連絡会に倣い、北電、北海道、16市町村と発電所の運営に関する連絡会が設置された項目もありますが、現行の安全協定に比べても幾つかの問題点があります。第1に、泊原発の新增設への事前承認、過去に敷地内で発生した火事や作業員の内部被曝が発生したときの立入調査が外され、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送は結果報告にとどまっていること。第2に、現協定と同じ内容に改善されたとしても、北海道は再稼働について市町村の同意は必要はないという見地に立っていること。第3に、原子炉施設の事故に伴う放射性物質放出による地域住民及び周辺環境の被害を防止するため、緊急の必要があると認められるときでも、北海道は北電に対し原子炉の一時停止など適切な措置の要求が、他県において立地自治体以外規定がないとして外したことなどです。

福島第一原発の過酷事故の教訓は、100キロメートルを超えて放射能被害が広がっていることです。民間のシンクタンク環境総合研究所が、原発事故が起きた場合、放射性物質がどう広がるかを探るパソコン用シミュレーションシステムを開発したことが北海道新聞に掲載されていました。それによると、福島第一原発事故と同程度の風速2メートルで、放射性物質拡散は100キロメートルを超え、西風が吹いた場合、小樽市はもちろん、札幌南部にまで及びます。ですから、協定の範囲は、科学的な予測に基づき、具体的な対策を行うことが必要です。以上の点を含め、新協定(案)に対する市長の見解を求めます。

我が党は、8月24日、菊地葉子北海道4区国政対策委員長とともに、市長に「泊原発『安全確認協定』に関する要望書」を提出しました。市民への説明会を開き、新協定(案)について意見や要望を受けて、住民合意で進め、拙速に協定を締結しないことも求めましたが、市長は住民の意見・要望を受け止めていただきたいと思えます。いかがですか。

また、新協定(案)に対する北海道への回答は、いつの予定ですか。

これより前の7月27日、市長は、新協定(案)には関係なく、国が原子力規制庁を設置したことに伴い、北海道と国に対し、「原子力発電所の安全性の確保と再生可能エネルギーの積極的活用に関する要望」を申し入れました。

この中で(5)風評被害の払拭では、適切かつ丁寧な原子力広報を行い、原子力に対する不安を解消し、風評被害を払拭することを挙げていますが、市長は、福島第一原発事故が収束されていないのに原発の再稼働を前提にした立場で要望されているのですか。

(6) 避難・アクセス道路の確保では、有事における速やかな住民避難が可能な道路と発電所へアクセスできる道路の整備・維持を図ることとあわせて、北海道横断自動車道の未整備区間の早期整備を図ることを挙げていますが、北海道横断自動車道の余市一俱知安間の工事着手の見通しがついていません。その上、多大な税金投入です。北海道は、泊方面からの道道をつくる計画と聞いていますが、見通しのない北海道横断自動車道の整備を要望するのではなく、一般道の整備を優先するよう、国や道にも要請すべきです。また、道路の渋滞で列車による避難もありますから、在来線の確保は必要不可欠です。市長は、新幹線の札幌延伸と並行在来線はJRからの経営分離はやむを得ないという立場ですが、原発事故を想定するならJRによる並行在来線確保を改めて国とJRに強く要望していただきたいと思いません。これらに対する市長の見解を伺います。

この項の最後に、泊原発1号機、2号機の再稼働中止についてです。

8月25日、26日、留萌市で全道女性議員協議会が開催され、泊原発1号機、2号機の再稼働をとめ、原発に頼らない北海道の実現を目指す要望の議案について、活発な議論を重ねた結果、全員一致で採択し、北海道知事に要請することが決まりました。女性議員協議会の議案は、全員の賛成がなければ採択されません。党派を超えて一致したこの議案は、全道の女性の声を代表するものと考えます。

この間、政府が取り組んできた国民的議論にも寄せられたパブリックコメントでも、8割が即時の原発ゼロを求めていることも明らかになっています。電力不足を理由に大飯原発を再稼働させた野田内閣と関西電力ですが、大阪市は一昨年並みの猛暑なのに、企業や家庭による節電などで関西電力予測の90パーセント以下に下がり、さらに他の電力会社からの電力供給と揚水発電など、原発以外の電力は関西電力の予測より大きく、大飯原発を再稼働しなくても余裕があることが事実と証明されました。

北海道も季節外れの猛暑に襲われ、扇風機やクーラーの売上げが増加していると報道されていますが、それでも道民や企業の節約の努力で、北電がお願いしている470万キロワットを下回っていることが北電のホームページでも明らかにされています。北電の発電設備は、休止中の苫東厚真発電所4号機、新冠発電所1号機、森発電所が冬までに定期検査が終了します。本州からの送電もあります。

9月5日、北電が冬の電力の需要と供給について発表しました。報道によると、北電の電力供給は589万キロワット、最大電力は1月の579万キロワットですが、火力発電所故障などによる計画外停止、出力抑制分を差し引くと最大供給力は558万キロワットで、電力は不足すると説明しています。しかし、道民や企業の節電と、北海道と本州間電力連系設備による本州からの受電は、これに反映されていません。これらを行うと、冬場も乗り切れるのではないのでしょうか。福島第一原発事故が収束しないまま、電力不足を理由に泊原発1号機、2号機の再稼働をしないよう、北海道と北電に申し入れてください。見解を求めます。

次に、水道問題について伺います。

初めに、議案第20号にかかわってお聞きします。

地方公営企業法の一部改正に伴い、今定例会に未処分利益剰余金の約2億7,876万円のうち20分の1が減債積立金に積み立てられ、処分後残高約2億6,476万円が翌年度繰越利益剰余金として計上されています。

昨年(2012)年第4回定例会で、小樽市の家事用水道料金についての私の質問に対し、水道料金を一番多く使う2か月における使用料が20立方メートル未満の世帯の割合は、2011年8月、9月の2か月の実績で35.3パーセントということが明らかになりました。その後も引き続き、ひとり暮らしの市民や、他都市から小樽市に移住してきた人から水道料金が高いという声が寄せられています。昨年の料金引下げの質問に対し、「2010年度末累積欠損金が約5,166万円あり、料金値下げは難しい」という答弁でした。し

かし、水道事業の損益収支は、2008年度3億円、2009年度3億2,000万円、2010年度4億3,000万円の純黒字で推移し、2011年度3億3,000万円の黒字で、5,166万円の累積欠損はついに解消されました。2011年度の水道事業収益28億3,955万円の89.3パーセントは給水収益です。収益の中には、使用量が20立方メートルに満たない分も含まれています。

お聞きしますが、2008年度から2011年度までの各年度の8月、9月の2か月で、使用量が20立方メートル未満の件数及び使用水量と、20立方メートル使用として計算している差の水量をお答えください。

また、基本料金を20立方メートルで割った133.35円で換算すると金額は幾らになりますか。

累積赤字解消には、このように20立方メートル未満使用の人からも20立方メートル分の料金を徴収してきたのですから、市民負担軽減のために利益を還元すべきです。基本水量の見直しと料金引下げを求めます。お答えください。

次に、減免制度拡充の質問です。

現在、水道・下水道使用料の減免制度の対象者は生活保護世帯、老人世帯、母子世帯及び障害者世帯で、それぞれの基準を満たしている世帯です。しかし、これ以外にリストラなどで急激に収入が落ちた市民に対しては減免制度がありません。正規の仕事がなく、アルバイトやパートで収入を得ていても生活が苦しいと切実な声が聞かれます。収入激減世帯に対しても減免制度を適用するよう求めますが、いかがですか。

次に、当別ダムの水道水受水に関してお聞きします。

2013年4月から当別ダムの水道水が供用開始になります。石狩西部広域水道企業団は、8月、用水供給料金の基本料金を消費税抜きで114円に決定しました。小樽市の当別ダムからの2013年度の受水量と受水費をお示してください。

当別ダムの受水に当たっては、石狩市と当別町では家事用の水道料金が大幅値上げになることが、今、大きな問題となっています。小樽市では、食料品製造企業地下水利用組合が当別ダムの水利用により料金が大幅に上がることから、料金低減を図る要望を市長あてに提出しています。小樽市は北海道と話し合いを進めているとのことですが、昨年の第4回定例会の一般質問で私が質問して以後どうなっているかをお知らせください。

企業団の用水供給対象は札幌市、小樽市、石狩市及び当別町ですが、札幌市は来年度からの受水をやめ、第2期工事終了後の2025年度から受水するとのことですが、このたびの札幌市の受水見送りはどのような理由か、また企業団構成時の協定でそれができているのか伺います。

あわせて、札幌市が抜けることで用水供給料金はどのくらい高くなったのか伺います。

石狩湾新港小樽市域の企業の水道料金の会計は、これまでどおり簡易水道事業特別会計で対応し、一般会計から簡易水道事業特別会計への繰入れは2012年度予算で4,344万円ですが、現行の簡易水道利用料金で利用企業数と利用水量が同数の場合、当別ダムの用水受水により2013年度の繰入額は2012年度に比べて幾らになる見込みですか。

石狩市は石狩湾新港地域の主に使用量が多い事業用の料金を下げると聞いていますが、小樽市は、新港地域企業の水道料金を石狩市と同料金にするのかどうかお聞きします。

次に、北海道との関係でお聞きします。

当別ダム供用開始に伴い、来年度から北海道が負担していた石狩西部広域水道企業団助成費が廃止されます。これまでも発言してきたところですが、市は小樽の水を使用せず、北海道の指導で石狩西部広域水道企業団に参画することになったわけです。石狩開発の倒産により小樽市の負担は増え、2011年度末で簡易水道事業の起債償還残高7億4,747万円を負担しなければならないことや、受水費負担による

一般会計からの繰入れなどで、さらに小樽市の負担が増えます。広域水道企業団に参画させられた経緯から、引き続き北海道に何らかの形で財政支援を求めるべきです。いかがですか。

8月3日、我が党は、石狩市と当別町の議員とともに、石狩西部広域水道企業長と北海道知事に対し、当別ダムの供用開始に伴う水道料金負担軽減を求める要請を行ってきました。企業長に対しては、1、企業長は非常勤とし、構成団体の市長が兼任するなどして経費節減を行う。2、1議会10万円の企業団議会議員の報酬カットで経費節減を図る。3、水道水供給後の構成母体の負担割合について、実態に即して再度検討すること。知事に対しての中で小樽市に関係するものでは、1、道が派遣してきた企業長及び職員2人の2013年度以降の派遣条件、負担割合について、道が主導して構成団体による協議の場を持つこと。2、石狩湾新港小樽市域に進出している地下水利用組合企業からの相談に応じること。3、当別ダムの事業全体及び同事業にかかわる水道料金への影響、札幌市が受水を延期したことの自治体への影響など情報公開をすることなどの申入れをしました。以上について市長の見解を求めます。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、不用額の項目などについてであります。民生費では約6億9,500万円の不用額を生じ、予算現額に対する割合は2.9パーセントで、不用額の主な事業といたしましては、生活保護費で約4億2,000万円となっております。土木費では、不用額が約4億7,200万円、割合は8.7パーセント、下水道事業会計への繰出金で約3億6,800万円、職員給与費では不用額が約2億1,400万円、割合は2.4パーセント、職員手当等で約1億3,400万円の不用額が生じております。

次に、不用額が増加しており予算を適切に使っていないとのことでありますが、不用額はさまざまな理由で生じるものであって、総じて申し上げれば、予算上の見積りに比べ各制度の利用者等が少なかったことが大きなものと考えております。そのほかにも予算の効率的な執行や節約によるもののほか、入札による事業費の減など事業を進めていく中から生じるものであり、予算は適切に執行されております。

次に、不用額を多くするため予算執行を抑制していたのではないかとのお尋ねであります。意図的に予算執行を抑制するといったことはしておりません。

次に、入札差金の額とその用途についてであります。今年度4月から8月までの5か月間で契約金額130万円を超える工事請負契約の入札差金は約2億4,000万円となっております。

また、差金の用途につきましては、契約締結以降の設計変更への対応のほか、これまでも緊急の事態が発生した場合や、事業の執行過程において次年度以降予定している工事などについて前倒しで執行することが効果的であると判断した場合など、入札差金等を活用して事業を執行しているところであります。

次に、昨年度の置き雪対策についてであります。対象世帯数につきましては248世帯、作業の方法としては人力作業により1世帯当たり平均約15回でありました。

また、置き雪対策の対象世帯へのアンケート調査の結果については、今後も同対策を希望するかの質問に対して、約9割の方から対策を希望するとの回答をいただきましたが、間口幅1メートルの置き雪処理については、満足されている方が約4割で、満足していない方も約2割おりました。さらに、作業方法については、昨年度の人力作業を満足されている方は約6割、機械作業でもっと多く雪をとって

もらいたいという希望の方も約4割の回答がありました。

次に、今年度の置き雪対策の対策方法についてであります。昨年度と同様、対象世帯数は約250世帯、作業方法は人力作業による対応、作業回数は降雪量等の気象状況による除雪作業に応じて対応する予定であります。

次に、置き雪対策の試行を本格的な施策にとのことであります。これまで5年間試行を実施した結果、一定の方向性が定まりました。次年度からは福祉施策として実施していく予定でございます。

次に、普通交付税の予算を上回る分などの活用についてであります。今年度の予算編成において約7億8,000万円の収支不足が生じたことから、その一部を財政調整基金により財源対策を行ったほか、除雪費に係る予算の一部を計上留保しなければならない状況にありました。新年度においても、市税などの伸びが見込まれない中、生活保護費や障害者福祉などの扶助費の増加が見込まれますので、予算を上回った普通交付税分につきましては、財政調整基金に積み立て、財源不足を解消するための財源とするほか、今後の新たな財政需要に対応していくための財源としても活用していくものです。

また、臨時財政対策債につきましては、市債としての借入れとなりますので、今年度の収支見込みの状況を勘案しながら、今後、借入額を決めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金及び高卒未就職者の臨時雇用の施策の実施についてであります。雇用奨励金につきましては、雇用の維持、創出を図る目的で設置した小樽市地域経済活性化等推進資金基金を活用した緊急経済対策であり、当初は平成22年度単年度事業の予定でありましたが、平成23年度も事業継承したところであります。今年度につきましては、基金残高も少ない中で事業実施は難しいものと考え、予算計上をしなかったものであります。また、高卒未就職者の市臨時職員の採用につきましては、これまで年度当初において一定の欠員が生じた場合に募集を行ってまいりましたが、今年度においては欠員数はわずかであり、現時点において臨時職員で補充を要する欠員は生じていないことから、募集する予定はありません。以上の理由から、いずれの事業も今年度後半の施策に盛り込むことは考えておりません。

次に、雇用対策で新規雇用された人数についてであります。平成23年度は緊急雇用創出推進事業では17事業で107名、重点分野雇用創出事業では11事業で86名、ふるさと雇用再生特別対策推進事業では2事業で5名、小樽市独自雇用対策事業では10事業で98名の雇用を創出したところであります。また、平成24年度は、重点分野雇用創出事業では8事業で45名、小樽市独自雇用対策事業では3事業で57名の新規雇用を見込んでいます。

次に、市独自の雇用対策についてであります。御提案のありました置き雪対策拡大での雇用拡大につきましては、対象世帯数が平成23年度と同様で計画しており、事業拡大は難しいものと考えております。

また、危険空き屋の雪おろしでの臨時雇用につきましても、屋根の雪おろしは所有者が行うべき義務であり、所有者がいない場合でも危険だからといって屋根の雪おろしをすることは、財産権の侵害の面からも難しいものと考えております。

なお、予算を上回る分の交付税につきましては、先ほども申し上げましたように、財政調整基金に積み立て、今後の新たな財政需要に対応していくための財源として活用していくものです。雇用の場を確保するためには、地元企業の活性化に向けた支援を行うことにより地域経済を活性化することが何より重要であると認識しておりますので、今後も限られた予算の中で効果的な事業を厳選しながら、雇用対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消費税について何点かお尋ねがありました。

まず、消費税率が5パーセントに上がる前の平成8年度と23年度決算の比較についてであります。

市税収入では、8年度が167億3,600万円、23年度が28億4,000万円減の138億9,600万円であります。

また、法人の黒字と赤字の割合についてであります。平成8年度は黒字法人39.7パーセント、赤字法人60.3パーセント、23年度は黒字法人28.9パーセント、赤字法人71.1パーセントで、黒字法人の割合は8年度に比べ10.8ポイント減となっております。

次に、本市の水道料金・下水道使用料の消費税課税額についてであります。平成23年度決算数値で申し上げますと、現状の税率5パーセントでの課税額は水道料金では約1億2,700万円であり、仮に8パーセント料金に転嫁すると約7,600万円の増加、また10パーセントでは約1億2,700万円の増加が見込まれます。下水道使用料では課税額約1億円であり、8パーセントでは約6,000万円、10パーセントでは約1億円の増加が見込まれます。

次に、病院事業会計における消費税負担額、いわゆる損税についてであります。平成23年度決算数値で申し上げますと、現状の税率5パーセントでは約2億1,100万円であり、8パーセントとして試算いたしますと約1億2,600万円、10パーセントでは約2億1,100万円の負担増が見込まれます。

次に、診療報酬のゼロ税率の導入要求についてであります。病院事業において生じている損税につきましては、本市といたしましても国に対し、全国自治体病院開設者協議会を通じて、今後、消費税が引き上げられると医療機関の損税も多額となるため、社会保険診療報酬にかかわる消費税制度のあり方を早急に改めるよう要求しているところであります。

次に、消費税率の引上げによる市内経済などへの影響についてであります。総務省の家計調査を基にした第一生命経済研究所の試算によると、4人家族で給与所得者が1人の場合、消費税率が8パーセントに上がると、年収250万円未満の世帯で年間4万6,600円の負担増になると言われております。一方、低所得者対策として政府は、簡素な給付措置などの対策のほか、食料品など生活必需品の税率を低くする軽減税率も検討していることから、家計に与える影響がどの程度になるか現時点では不明ですが、一定程度の影響があるものと考えております。また、家計への影響により個人消費が停滞し、売上げが減少するなど、市内経済に与える影響も一定程度あるものと考えており、ひいては企業収益の低下に伴う法人市民税の減など市税収入にも影響が現れるものと考えております。

次に、消費税増税には反対すべきとの御意見ですが、今回の改正については各種世論調査では反対意見が多く出されていることは承知しております。しかしながら、将来を見据えますと、社会保障改革の安定財源を確保することは欠かせないものですので、賛成、反対というよりは、課題とされる消費税の逆進性を踏まえた低所得者対策のほか、地方にも耳を傾けながら、真に国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度の確立に向け、国がその責任を果たしていく必要があるものと考えております。

次に、国民健康保険事業について何点かお尋ねがありました。

初めに、基金条例案についてであります。まず平成23年度決算で黒字となった要因につきましては、医療費の伸び率が予想よりも低かったため、保険給付費に約3億6,350万円の不用額が生じたことや、共同事業で約2億590万円の差益が生じたことなどにより、約2億1,280万円の収入不足を補えたことが主な要因と考えております。

次に、基金積立のため保険料を引き上げないことを確約していただきたいとのことですが、基金の積立では基本的に剰余金が出たときに行うことを考えておりますので、積立金を増やすために保険料を引き上げることは考えておりません。

次に、基金の取崩しにかかわる通知についてですが、国は予算編成に当たっての留意事項として一定の取扱いを示しておりますが、各自治体の国保財政の運営状況や、規模や人口構成などによって異なっており、各自治体はその実情に応じて基金の取崩しを行っているという現状から、地方の裁量に影響が

あるものとは考えておりません。

次に、基金積立金をため込まず保険料を引き下げるべきとのことですが、小樽市国保の1人当たり医療費は全道平均、全国平均と比べても著しく高い金額となっており、その伸びは続いております。このような状況を考えますと、今後、保険給付費が不足する事態も考えられますので、基金をその財源に充てるためにある程度の積立額は必要なものと考えております。いずれにいたしましても、基金の積立て、取崩しについては、収支のバランスを見ながら適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、一部負担金減免制度についてお尋ねがありました。

まず、この制度の利用数、相談数についてですが、取扱要領設置後の相談件数は窓口と電話を合わせて3件で、そのうち既に医療費を支払済みなどの理由で申請まで至らなかったものが2件、申請があったものの認定要件を満たしていないため該当ならなかったものが1件で、結果としてこの制度の適用となったものはありません。

次に、近隣市の療養給付対象と基準生活費についてですが、まず石狩市は、入院、外来等の療養給付対象を特に限定しておらず、免除の基準生活費は生活保護基準額に高額医療費の非課税世帯の自己負担限度額3万5,400円を加算した額としております。江別市は、療養給付対象について特に対象を限定していませんが、療養計画書の提出を求める場合もあるため、実際は入院に限定されているとのこと。また、基準生活費は石狩市と同様となっております。恵庭市の療養給付対象は、基本的に入院のみとしていますが、外来から引き続き入院となった者について認めるとのことでした。また、基準生活費は石狩市と同様となっております。

次に、非自発的失業者の保険料軽減制度と収入激減による保険料減免の対象数についてですが、平成24年度当初賦課時点の非自発的失業者の保険料軽減制度の該当者数は742人で、平成23年度に収入激減により保険料減免となった世帯数は36世帯となっております。

次に、本市の取扱要領の見直しについてであります。基準を見直して対象を拡大した場合、その財源は、国や道の財政措置が約2分の1程度で、残りは市町村の負担となり、基本的には加入者の保険料で賄うこととなりますので、将来的に件数が増えた場合のことを考えれば慎重な対応が必要と考えており、引き続き窓口の相談状況などを見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、泊原子力発電所について何点か御質問がありました。

まず、安全確認協定(案)に対する見解についてですが、これまでも北海道や北海道電力に対しましては、泊原子力発電所に関する情報の提供や意見を述べる仕組みなどについて要請した経緯があり、このたびその内容が盛り込まれた協定(案)が示されたこと、さらには30キロメートル圏外の自治体にも対象とされたことにつきましては、評価したいと考えております。しかしながら、協定(案)の個別の条項につきましては、他の町村の意見も聞きながら市としての考え方を整理している段階であり、今後、北海道と事務レベルで協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、安全確認協定(案)にかかわる市民への説明会などについてであります。北海道から示されている協定(案)につきましては現時点では市民への説明会は考えておりませんが、協定(案)はUPZの圏内と圏外を区別することなく16市町村が一体となって締結しようとするものであり、協定の締結に当たっては十分その内容を精査し、市議会や15町村の意見を聞きながら、市としての考え方をまとめていきたいと考えております。

次に、安全確認協定(案)の北海道への回答時期についてであります。ただいまお答えしましたように、現在、協定(案)の各条項を精査しておりますので、今後、市としての考え方がまとまり次第、回答したいと考えております。

次に、北海道と国に対して提出した要望書についてであります。原子力発電所の諸対策については、後志管内の町村と連携して進めていくことが必要と考え、要望についても後志町村会と内容を調整し、行動をともにさせていただいているところであります。原発の再稼働については安全性が最重要課題という考え方は現在も変わりませんが、現に原子力発電所を抱える後志管内としては、観光地も多く、農産物、水産物の産地となっていることから、風評被害の影響が大きいと考えられるため、たとえ停止中であつたとしても安全性の確保とともに、その対策もしっかりと行っていただきたい、このように要望したところであります。

次に、避難・アクセス道路の確保についてですが、高速道路は地震や災害に強く、昨年発生した東日本大震災では速やかに復旧し、住民の緊急避難路や緊急輸送路として、まさに国民の命を守る道路として重要な役割を果たしたところです。仮に大地震により原発事故が起きた際には、在来線の寸断や一般道の渋滞も想定されます。その対策として一般道の整備も必要ですが、災害時に重要な役割を果たす高速道路の整備は必要であり、今後も早期整備に向けて関係機関に要望してまいりたいと考えております。

なお、並行在来線の問題につきましては、9月7日に設置されました並行在来線対策協議会の中で鉄路を含めた住民の足の確保について、今後、十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、泊原発の再稼働に関連した御質問がありました。

まず、泊原発が停止した状態でも、道民や企業の節電などによりこの冬場も乗り切れるのではないかとのことですが、確かにこの夏は北海道全体での節電の努力もあって、電力供給が逼迫する状況には至っていないものと考えております。現在、北電では、この冬の電力需要について、夏の節電効果等を基に精査していくこととしておりますが、市民生活に直結する暖房、ロードヒーティングなどの節電には限界があると考えられますし、複数の発電設備の同時停止や火力発電設備等、いわゆる北本連系の同時停止などのトラブルも現実には発生していることを考慮しますと、この冬の電力供給についても決して楽観視はできない状況にあるものと認識しております。

次に、泊原発1号機、2号機の再稼働をしないよう北海道などに申し入れるようにとのことですが、再稼働につきましては、今後、国が策定する安全基準に基づき、しっかりとした安全対策や防災対策を確認し、かつ電力需給などを勘案し総合的に判断されるものであり、市としては北海道などに申入れを行う考えはありません。

次に、水道問題について何点か御質問がありました。

初めに、平成20年度から23年度までの各年度の8月及び9月の2か月における20立方メートル未満の件数とその使用水量の実績ですが、20年度は1万8,624件21万7,755立方メートル、21年度は1万8,853件22万1,519立方メートル、22年度は1万7,982件21万2,150立方メートル、23年度は1万8,155件21万9,103立方メートルであります。また、それらの件数に1件当たり20立方メートルとして算出した水量と、ただいま申し上げました実質水量との差、さらにその差に単純に133.35円を乗じた場合の試算金額ということですが、20年度は水量の差15万4,725立方メートルで試算金額は約2,063万円、21年度は15万5,541立方メートルで約2,074万円、22年度は14万7,490立方メートルで約1,967万円、23年度は14万3,997立方メートルで約1,920万円ということになります。

次に、基本水量の見直しと料金の引下げについてであります。水道事業会計におきましては平成23年度で累積欠損金は解消できましたが、平成24年度予算編成後の状況を踏まえ、業務の委託化など経費節減の取組が一定段階まで達し、一方で施設の老朽化に伴う更新費用が増加傾向にあるとともに、今後も維持管理費全体の増高は避けられないと考えております。加えて、依然として料金収入の減少が続いている中で、昨年度、奥沢ダム堤体陥没に関連した工事に予想外の多額の費用を要したことなどを

勘案いたしますと、料金の引下げをできる状況にはないと考えております。

なお、基本水量の見直しについては、これまでもお答えいたしておりますが、基本水量を上回る世帯への負担増という問題も伴いますので、水道料金体系全体の見直しを行う際に検討すべき課題と考えております。

次に、収入激減世帯への減免制度の適用についてであります。減免制度につきましては受ける方の負担は軽減されますが、その一方で他の方との不均衡が生じることとなりますので、適用に当たっては慎重な取扱いが必要であり、これ以上の対象の拡大については難しいものと考えております。

また、減免相当額は一般会計が負担しており、財政の厳しい現状から見ても困難であります。

次に、当別ダムからの受水等に関しまして何点が御質問がありました。

まず、平成25年度の石狩西部広域水道企業団からの受水量は42万7,050立方メートル、受水費は消費税込みで約5,100万円となります。

次に、北海道との話合いの状況ですが、地下水利用組合は北海道が策定した地下水揚水計画に基づき地下水を揚水していることから、北海道に対しては組合企業が本市の簡易水道へ切り替わるような方策を検討・協議するよう、また簡易水道への切替えがなされていない場合は、本市の料金減収分を北海道に補てんしていただけるよう継続して申入れを行っているところであります。

次に、札幌市が平成37年度から受水することとなった理由であります。経済、社会情勢の変化とともに、水需要の動向も鈍化傾向となり、事業評価による見直しを行った結果と聞いております。また、石狩西部広域水道企業団の用水供給並びに建設事業及び経営経費の負担に関する基本協定書で受水時期の変更ができるかについてであります。協定書では受水時期については定めておりませんので、構成団体間で協議されたものであります。

次に、札幌市が受水しないことによる用水供給単価への影響ですが、企業団によりますと札幌市が受水するための施設が整っていないこと、受水量が示されていないことなどから、受水した場合の資金計画を作成できないため試算はできないとのことであります。

次に、新谷議員から示された条件での平成25年度の一般会計から簡易水道事業特別会計への繰入額を試算しますと、平成24年度当初予算と比べ約5,000万円増の約9,200万円となります。

次に、本市の簡易水道料金を石狩市と同額にするかについてですが、料金については地下水利用組合を含めた石狩湾新港地域の企業や今後の企業誘致に与える影響、また財政負担を勘案しながら、本市の簡易水道料金をどのように設定するかシミュレーションを行いながら検討を行っているところであります。

次に、北海道への財政支援についてですが、先ほども申し上げたとおり、北海道へは単なる財政支援としてではなく、地下水利用組合の簡易水道への切替えがなされない場合に本市の料金減収分を補てんしていただけるよう申入れを行っているところであります。

次に、小樽市、石狩市、当別町の共産党議員団が石狩西部広域水道企業団と北海道に水道料金負担軽減を求める要請を行ったことに対する見解についてですが、詳細は承知しておりませんが、事業用水は企業活動に欠かせないものであり、簡易水道の料金設定は石狩湾新港地域の企業経営や今後の企業誘致に与える影響も大きいと考えております。こういったことから、石狩西部広域水道企業団に対しては、引き続き適正な受水単価となるよう、効率的な経営に努めていただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 新谷議員の御質問にお答えいたします。

市民プール建設についてでございますが、本市の厳しい財政状況やこれまでの議会議論を踏まえ、現

在、プールの建設コストやランニングコストを極力抑えることを念頭に置きながら、プールの適正規模や効率的な運営方法、管理のあり方について、再度各地の施設の調査、研究を行うとともに、建設用地の選定に当たっては、本市が所有する土地の有効活用を基本に、小樽公園周辺や学校適正配置などの進捗状況を見極めながら検討を行っておりまして、設計費等を要求するまでには至っておりません。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

○21番(新谷とし議員) 再質問します。

まず、財政の問題ですけれども、不用額については、適切に執行しているというお答えでしたけれども、それではこの不用額が年度を追うごとに多くなっているというのはどういうことなのでしょう。適切に執行していれば、このように不用額は多くならないのではないかと思います。いかがですか。

それから、地方交付税の増額分についてですが、先ほども質問の中で言いましたとおり、増額された理由というのは、雇用対策もあるということが小樽市の財政の概況にしっかりと明記されております。それを見まして、ざっと計算しましたら、昨年度296人の雇用がありました。今年度は102人ということで、大幅に雇用が後退しています。ですから、今後の小樽市独自の雇用対策として、先ほど言ったような置き雪対策の拡大や樹木の管理、それから地産地消の食べ物の研究開発とか、再生可能な自然エネルギーの研究開発など、いろいろな事業で雇用を生み出せます。そういうことで、第1回定例会の市長の提案説明にもありましたように、雇用創出にもっと力を入れていただきたいと思います。それが経済活性化にも寄与することになりますので、生きた予算の使い方をしていただきたいと思いますので、雇用について再度伺います。

それから、消費税の増税の問題です。

先ほど聞いたように、市税収入への影響、小樽経済への影響、小樽病院の損税、それから水道料金の市民負担、事業所の負担もありますけれども、非常に大きくなるということがわかりました。この消費税については、市長は明確に反対するということではありませんでしたけれども、これは答弁されなくても結構ですが、消費税を実施するまでに2回の選挙がありますので、十分に考えていただきたいと思います。

それで、ゼロ税率のことですけれども、市長はゼロ税率の導入を要求するというふうに明確にはお答えにならなかったような気がするのですが、これはどうでしょうか。ぜひそれを要求していただきたいので、それについてお答えください。

それから、国民健康保険事業ですけれども、黒字になったというのは2011年度の国保料の賦課限度額を国の基準に合わせて76万円にしましたので、これも大きな要因ではないかと思います。それから、不用額も黒字の大きな要因だと思います。国保会計の5億5,281万6,000円の不用額のうち、保険給付費の療養費が3億5,930万4,000円で、不用額の約65パーセントです。市民は検査のときに1万円を持っていても足りないの、病院にかかれなると、医療費の負担の大きさに受診を抑制している人がたくさんいます。こういうことでの受診抑制による療養費の不用額も黒字の要因の一つではないかと思います。

また、基金については、剰余金を積み立てるものであり、それを目的に保険料の引上げをしないという確約をしていただきましたので、ぜひそれを実施してください。

それから、一部負担金減免制度については、小樽市には3件の相談があったけれども、いずれも適用がなかったということですが、この適用がないということは、やはりこの制度自身に問題があるのではないのかと思います。先ほど近隣市の状況を聞きましたけれども、基準生活費が生活保護プラス3万5,000円というところが多かったと思うのです。それと、外来にも適用しているところもありますので、

やはり市民が利用しやすいようにしていただきたいと思います。

本年7月、日本医師会が初めて患者窓口負担についてのアンケート調査を行いました。その結果ですけれども、過去1年間に経済的理由で受診しなかった人は、窓口負担が1割、2割、3割と高くなるほどその割合が増えて、3割では11.5パーセントもいます。そのうち、半分以上の人が受診を控えた結果、症状が悪化したと回答しております。3割負担の人で受診回数を減らしたという人は53パーセントもいるのです。受診を控えた結果、症状が悪くなるのです。それから受診を控えた経験のある人の80パーセントが受診回数を減らすということで、重い負担で病院にかかれぬという実態が明らかになっているのです。ですから、この基準生活費をもう少し見直して、一部負担金の減免を適用させること、それが社会保障制度としてのあり方ではないのかと思いますので、これについても一度お答えください。

それから、泊原発の安全確認協定書ですけれども、市民には説明するつもりはないと、意見は聞かないということですが、それはないと思います。核燃料や放射性廃棄物の輸送は結果報告だけというのは、本当に不安です。これは私たちがそういう情報を得たからそういうふうに思うのですけれども、何も情報を得ない市民は、結果報告だけというのは非常に不安になりますし、事故があったらどう対応するのか、だれが責任をとるのかという問題も出てくると思うのです。それから、市長は住民の命を守るという自治体の責任者でもあります。ですから、こういう責任を果たす上でも、やはり市民の意見を聞く、要望を聞くということは大事だと思います。

ニセコ町では、一応全議員でこの素案に対する意見交換会を行って、道に回答したそうです。それでも北海道は、各自治体から素案に対する回答が来てから、また案をまとめて返すということですが、そのときに住民説明会を開きますというふうに約束をしているのです。ですから、やはり市民の泊原発に対する不安を払拭する上でも、この説明会をどうしてもやっていただきたいので、それを改めてお聞きします。

それから、泊原発再稼働に関してですけれども、電力についてですが、北電は風力発電の買取り枠20万キロワットに対して応募は187万キロワットありました。にもかかわらず、送電網が整備されていないなどの理由で9割を切り捨てております。それとは別に90万キロワットの太陽光の接続の希望もあり、それだけで277万キロワットと原発3基分の容量を超えているのに、そういうことをしないということは、原発ありきの姿勢が自然エネルギーの導入の大きな障害となって可能性を排除していることを指摘しなければなりません。そのほかに、電源開発による水力発電や北海道による水力発電、1,000キロワット以上の設備を持つ企業の自家発電もあって、単純に合計すれば885万キロワットを超えるという試算もあります。節電とか本州からの受電を入れれば乗り切れると私は思っておりますけれども、問題は危険な原発を再稼働させないでどう乗り切るかという立場に北電や北海道が立つということですから、やはり各自治体の長が申し入れるということは大きなその力になりますので、勇気を持って申し入れていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

次に、水道料金です。基本水量の見直しと料金引下げについてですけれども、今後、施設整備の維持などにもお金がかかるので難しいということでしたけれども、確かに耐震化などは遅れておりますけれども、今年度の予算、水道施設の耐震化に対する国庫補助が新たに交付されておりますので、こういうものを適切に利用して行ってほしいですし、何といたっても累積赤字を解消した、この20立方メートル使わない皆さんの負担というのがすごく大きいのです。先ほど聞いた、昨年度分の2か月での使用していないお金は約1,920万円ですけれども、2か月でこれですから、1年間にすると、これに6を掛ければ1億1,520万円も余分に払っているということになるのではないですか。やはり市民の、そういう高いと、とても払っていけないという声にこたえていただきたいと思うのです。本当、使っていないのにお

金を払って、そして累積赤字が解消されたと、累積赤字が解消されるのはいいですけども、その人たちの負担分、犠牲分があるということをぜひ考えていただきたいと思います。

それから、当別ダムのことですけども、4自治体で結んだ協定書は何の縛りもなく、効果もないということがはっきりしたと思います。そして、当別ダムの計画自体が課題であるということが、先ほど来年の一般会計からの繰入分がすごく増えると、5,000万円から9,200万円に増えるということで、これが市の負担になっていくわけですから、やはりこれが過大な計画だったということは本当に言わなければならないのです。こういう負担になるようなことを北海道が指導してやってきたわけですから、先ほど地下水利用組合が使わない場合の料金の差については北海道に支援をお願いしたいということで、これはすごくいいと思うんですけども、こういうようにして、これだけの負担を市に負わせてきたということに対して北海道の支援をもっと別な形でしていただくように考えて要請してほしいと思うのですが、この点についてお伺いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 新谷議員の再質問にお答え申し上げます。

私からは、財政の不用額、それから雇用の問題、それから原子力発電所の安全確認協定書の問題について答弁をさせていただき、残りは関係部長から答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、不用額についてですが、年々不用額が多くなっているのではないかと御質問でございます。申し上げたように、例えば平成23年度の決算については、単年度で言うと1,055万円の赤字になっているわけです。ですから、やはり単年度でそのような状況であるから、何としても財政的には少し余裕を持った形で取り組んでいきたいというようなことで申し上げたところでございます。

くどいようでありますけれども、先ほど答弁いたしましたように、予算との乖離からいうと、各制度の利用者等が少なかったこと、こういったことがやはり大きいのだろうというふうに思います。当初予算を組むときにはある程度の利用者数を見込んだ形でやらなければいけないと思っておりますし、予算の効率的な執行や節約といったことも大変重要なことでありますし、私どもがそういう状況で取り組んだ結果、これだけの不用額を生み出したということでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、雇用の関係でありますけれども、やはり雇用の場を確保するということが、地元企業が活性化し、元気がなければ雇用は生まれないのだろうというふうに思うのです。ですから、地元企業の活性化に向けた支援といったことについて、平成24年度の予算の中でも取り組んできているところでありますし、これからやはり新たな企業の誘致というような問題についても取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、安全確認協定につきましては、以前から言っておりますように、私は市民の安全・安心を守るのが責務だというふうなことを前からお話ししておりました。そのときには、今回示された安全確認協定（案）というものがまだ何もないときに道なり北電に対して、やはりいろいろな状況の情報について小樽市にも出してほしいと、それから小樽市としてもいろいろな意見を言えるような場をつくってほしいということをお話をいたしました。今回、道から示された安全確認協定（案）につきましては、UPZの範囲の30キロメートル圏内ということではなくて、小樽市も入れて後志全市町村がこの協定に入るということでございますので、地元の4町村を除く16市町村がこの安全協定を新たにつくるということでございますから、私はそういった中でやはりしっかり取り組んでいきたいというふうに思ってお

りますし、今、精査をしているところであります。

それから、今、新谷議員がおっしゃったような項目についても、私どもとしても実際に取り組んで、そしてそういったことを協定（案）の中に盛り込んでいただけないかどうか、そういったこともやっております。それらを精査した上で議会に示して、最終的に道に回答していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 財政部長。

○財政部長（堀江雄二） 新谷議員の再質問にお答えします。

先ほど、消費税に関して診療報酬のゼロ税率の国に対する要求という再質問がございました。

市長答弁の繰り返しになりますけれども、病院事業に係る影響も大きいことから、国に対しましては全国自治体病院開設者協議会を通じまして、国にこのゼロ税率の導入要求について要望してるところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（渡邊 功） 新谷議員の再質問にかかわりまして、国保の一部負担金の減免制度の基準の見直しについて答弁いたします。

一部負担金の減免制度につきましては、先ほど市長からも答弁申し上げましたけれども、今後、他都市の利用状況あるいは経費の負担など、こういったものにつきましてさらに調査を進めながら、小樽市の財政負担、それに伴う保険料への影響などを十分に見極めながら、今後、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 私からは、泊原発の再稼働に関する御質問と、最後にございました当別ダムに関する再質問についてお答えをさせていただきます。

泊原発の再稼働に当たりまして、新谷議員の御質問の中では、電力不足を理由に再稼働しないように北海道なり北電に申し入れるというようなことでの見解を求められたわけでございますけれども、やはり原発の再稼働に当たって私どもが判断しなければならない、市長からは幾つか総合的に判断をさせていただくというふうなことで答弁させていただきましたけれども、その中の重要な一つの要件として、電力の需給が満たされるのかどうかということが、やはり大きな要件の一つではないかということで、私どもは判断をさせていただいております。

新谷議員からは、水力や風力という自然エネルギーのお話もございましたけれども、やはり現状老朽化した火力発電所のフル稼働の中で、現在の電力需給が維持されているということを考えますと、必ずしもこの冬の電力というものが、私どもとしても乗りきれのかどうかということで楽観視はできない状況にあるということもございまして、私どもといたしましては、そういった状況を踏まえて、再稼働しないように求めろということもございまして、当面そういった考え方はございません。

それから、当別ダムの考え方についてでございますけれども、当別ダムの給水事業につきましては、北海道がこれまでも指導してきて行ってきた事業であるということで、私どもといたしましても、今後、想定される収支計画を見ながら、北海道に対していろいろと要求はしてきているところでございますけれども、現在まで前向きな回答というのはいただいているような状況ではございませんが、改めて北海道に対して、今後とも市に対する財政支援ができるのかどうか、協議を続けさせていただきたいという

ふうを考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 水道局長。

○水道局長(飯田俊哉) 新谷議員の基本水量に対する再質問にお答えいたします。

水道料金の基本料金というのは、あくまでも基本水量に対する料金でございますので、料金表に1立方メートルごとの単価というのが記載されるということではございません。ですから、市民の皆様から犠牲的ということで料金を徴収しているということではありませんし、その2か月で1,900万円のお金が利益剰余金につながっているということでもございません。

なお、管路の耐震化につきましては、国費を導入して平成21年度から取り組んでいるところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(貞村英之) 少し補足しますが、先ほど財政部長からゼロ税率について答弁があったところですが、自治体病院に要求している内容としては、そのまますぐゼロ税率を直接要望しているわけではなくて、消費税の制度の中で、例えば仕入れ額控除で仕入れ額に税率かけないとか、そういう制度的に何かいい方法がないかというような要望をしているということで、直ちにゼロ税率をやってくださいという要望はしていないということで、補足させていただきたいと思います。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

○21番(新谷とし議員) 再々質問します。

先ほど、置き雪対策のことをちょっと言うのを忘れたのですが、今後は福祉施策でやっていくということでした。福祉除雪ということになるのかもしれませんが、先ほどの置き雪対策では、1世帯につき15回ほどということで、福祉除雪はわずか一、二回です。そうしたら、この制度自体が後退で、また市民から本当に助けてほしいという要望が出るのではないですか。ですから、これはぜひ続けていただきたいので、検討していただきたいと思います。

それから、水道局長の最後のほうの答弁がよく聞こえなかったもので、もう一回答弁をお願いします。

次に、泊原発の安全確認協定についてです。議会に示してから公表するということなのですか、それはいつの定例会なのですか。今定例会で議論をして、そして示すということなのか、それとも今回だけでは不十分なので第4回定例会であるのか、又は総務常任委員会を開いてやるのか、その辺はどうでしょうか。

それと、ゼロ税率の要求は、はっきりしているわけではないと言いましたけれども、日本医師会ももう本当に大変だということで要望しております。市立病院も新しくなって患者が増えるといいのですが、でもそれだけ負担がまた大きくなるわけです。そうしたら、また市民の税金なりで負担しなければならぬわけですから、きちんとゼロ税率を要求していただきたいのです。その辺はいかがですか。

それから、電力不足についてですが、東北電力はこの1年間で被害があったにもかかわらず、25か所の火力発電所をつくって夏の電力不足が起きなかったわけです。北電は、送電線が不足しているので自然エネルギーを買い取らないとのことですが、この1年間で送電線を増やさなかった責任はあります。このことを指摘して、原発に頼らないように要求すべきではないのでしょうか。

これらについてお願いします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 私からは、まず協定(案)についての考え方について答弁させていただきたいと思います。そもそもこの協定(案)について市民の意見を聞かないのかというところからスタートしているのですが、市民からの意見や要望というものを拒むものでは決してございません。

なお、この協定(案)そのものが北海道、それから北海道電力と小樽市が締結するわけではなくて、16市町村が同じ協定の当事者となるということもございますので、市長答弁にもありましたけれども、まずは15町村と協議を進めながら協定(案)の取りまとめに努めていきたいというふうなことで考えてございます。

それから、市議会への対応でございますけれども、この第3回定例会の総務常任委員会で協定(案)についてはまず報告をさせていただきたいと思っております。今後どういう形で今の協定(案)がまとめられていくか、時間的なことは、まだなかなか把握できないですけれども、協定(案)につきましては成案となるまでの間、その都度議会には経過なりを報告していかなければいけないのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、電力不足の関係でございますけれども、繰り返しの答弁になりますが、これは再稼働と関連があると思うのですけれども、北電の状況を見てみますと、先ほどの答弁にもございますが、かなりフル稼働の中で火力発電所が稼働されてきている。この夏までの間にも計画外の停止というのもたびたび起こっているような状況の中で、必ずしも現在の電力供給が安定している状況にはないということを考えますと、やはり直ちに泊原発の再稼働をしないよう求めるということは、市として考えてはいないところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 水道局長。

○水道局長(飯田俊哉) 新谷議員の再々質問にお答えをいたします。

基本料金は、あくまでも基本水量に対する料金でございますので、料金表には1立方メートルごとの単価というものは記載されてございませんので、市民の皆様から犠牲的に料金を徴収しているということではございませんし、また、それが利益剰余金につながっているということではない……。

(発言する者あり)

○水道局長(飯田俊哉) なお、管路の耐震化につきましては、平成21年度から国費を導入して整備をしているところでございます。

(「何聞いているの、質問」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 経営管理部長。

(「そんなもの、答弁ではないよ」と呼ぶ者あり)

○経営管理部長(小山秀昭) 診療報酬のゼロ税率の問題でございますが、今、消費税と診療報酬については、中央社会保険医療協議会でそのあり方、どういう方法がいいのか議論されているところでございまして、自治体病院開設者協議会でも一つの制度に特化せず、幅広く議論するという意味で、ただ損税の問題はなるべく早く解決してほしいということで、早急に改めるようという表現にしているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） 置き雪の関係ですけれども、議員の指摘ありました一、二回ということではなくて、昨年同様の内容で実施したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

（「議長、21番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

○21番（新谷とし議員） 今の答弁は、今年のことです、そうではなくて今後は福祉除雪で、福祉部のほうでと言ったでしょう。それに対しての質問だったのですけれども、それにかみ合っておりません。

○議長（横田久俊） 今の議事進行について、理事者のほうで答弁がありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 置き雪対策についてですが、今までは建設部所管でやっていたのですが、所管が福祉部に移るということで、内容自体がすぐ変わるわけではありません。所管している福祉除雪は福祉除雪でやりますが、置き雪対策は置き雪対策でやりますので、全く今までと何ら変わるものでありませんので御理解を願いたいと思います。

○議長（横田久俊） 答弁がちょっとかみ合わなかったようですけれども、そういうことでございます。

（「水道局長の答弁は全くかみ合っていないよ。議長、整理しておきなさい。だめだ」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） お静かに願います。もし御意見があれば議事進行等々でお願いをいたします。

（「では、議事進行をかけるかい」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 以上をもちまして、本日の会派代表質問を終了し、本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午後 4時32分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 秋 元 智 憲

議員 山 口 保

平成24年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成24年9月11日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々	木		秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々	木		茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（1名）

15番 濱 本 進

出席説明員

市 長	中松	義治	副 市 長	貞村	英之
教 育 長	上林	猛	病 院 局 長	並木	昭義
水 道 局 長	飯田	俊哉	総 務 部 長	迫	俊哉
財 政 部 長	堀江	雄二	産 業 港 湾 部 長	佐藤	誠一
生 活 環 境 部 長	前田	孝一	医 療 保 險 部 長	渡邊	功
福 祉 部 長	三浦	波人	保 健 所 長	秋野	恵美子
建 設 部 長	工藤	裕司	会 計 管 理 者	石崎	留子
消 防 長	柿崎	隆幸	病 院 局 局 長	小山	秀昭
教 育 部 長	山村	幹雄	経 営 管 理 部 長		
総 務 部 総 務 課 長	佐藤	靖久	総 務 部 部 長	中田	克浩
			企 画 政 策 室 長		
			財 政 部 財 政 課 長	佐々木	真一

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	伝里純也
調査係長	沼田晃司
書記	木戸智恵子
書記	伊沢有里

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	佐藤誠
書記	相澤幸
書記	柳谷昌和

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、上野智真議員、中島麗子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第28号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 公明党を代表し、質問いたします。

我が国の今後の経済動向は、復興需要が引き続き経済成長を押し上げ、雇用や所得環境が改善し、消費は緩やかに増加傾向で推移すると見込まれています。しかし一方で、世界経済の減速や円高の影響は我が国の輸出にも影響を及ぼし、平成23年度の貿易収支が赤字に転じるなど、日本経済に影を落としております。

こうした中、国立社会保障・人口問題研究所が本年1月に公表した日本の将来推計人口の結果を見ますと、経済成長に欠かせない生産年齢人口は、2060年までに2010年8,173万人から4,418万人に減少すると見込まれており、これに対し、65歳以上の老年人口は2010年2,948万人から3,464万人へ増加し、その割合は4割に達すると予想され、人口減少と少子高齢化が加速することが改めて明らかになりました。今後、労働力の減少が税収も含め地方経済にまで大きな影響を及ぼすことは間違いなく、将来を見据えた行財政運営・改革を進めていかなくてはなりません。

小樽市では、生産年齢人口が平成14年度末から約2割減少しており、市税収入は平成19年度に所得税からの税源移譲で一時的に増加したものの、平成23年度決算では、平成14年度市税収入の1割に当たる約17億円が減収になっています。

そこで、真の財政健全化を掲げた市長がどのように取り組まれていくのか、以下、伺いたいと思います。

初めに、市税収入確保の取組についてでございます。地域主権が叫ばれる中、他自治体では地域の独自性を生かす取組が推進されています。まちの活性化策や企業活動支援策からの視点で、お考えをお聞かせ願います。

次に、市民生活に大きな影響がある福祉サービスや行政サービスなどを含めた事業の見直しについてです。真の財政健全化を進めるに当たり、避けることはできない大きな課題であります。我が党では事業評価の導入について質問を重ねてまいりましたが、昨年、私の代表質問で、事業評価による検証、市民に公表した上での事業の見直しについて伺ったところ、市長は、他市における導入状況を研究するなど調査検討を進めておりますので、課題点を整理した上で、今後、本格実施につなげてまいりたいと御答弁されました。1年を経過いたしました現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか、お答え願います。

3点目に、財政調整基金についてであります。平成23年度に前年度繰越金の一部を財政調整基金に積み立て、その財源は今年度当初予算の財源不足に活用され、収支均衡が図られました。今後、市長がおっしゃる柔軟に対応し得る財政体質をつくり上げるために、財政調整基金の積み立ては目標を持って積み立てる必要性があるのではないかと考えます。いかがでしょうか、市長の見解をお聞かせ願います。

本市では、平成18年度から24年度を期間とした小樽市財政健全化計画を策定し、赤字額の改善等を

図ってまいりました。人件費の抑制や管理経費の圧縮など、主に歳出削減に力を入れ、2年前倒しで目標を達成しております。

現在、25年度を初年度として新たな、仮称ではございますが、財政健全化計画の策定を検討中だと認識しておりますが、市税の減収は今後ますます進むと考えられ、歳入増加策に経済対策や雇用対策を積極的に盛り込む姿勢も必要と考えます。真の財政健全化に向けた計画のスキームについてお示し願いたいと思います。

次に、過疎対策事業債についてです。平成22年4月、小樽市は過疎地域自立促進特別措置法の指定要件追加により過疎地域とされ、財政上の特別措置がある過疎債を最大限に活用しながら、過疎計画を推進しています。

昨年、第3回定例会の代表質問で、過疎債の枠が不足するのではないかと懸念から質問をさせていただきましたが、平成23年度の過疎債につきましても、最終的に起債の所要額全額が確保されましたので、安堵していたところです。大型の建設事業を抱えている本市にとりまして、過疎債の所要額の確保は財政運営上大きな影響があり、今年度につきましても、昨年度同様に枠の不足などを心配しております。今年度の過疎債の申請状況と同意予定についてお示し願います。

平成23年度決算は実質収支が11億7,338万4,000円の黒字となり、このたび財政調整基金に積み立てられる金額は、地方財政法第7条第1項にある金額を大きく上回る約8億5,000万円で、さらに普通交付税の増額補正分も積み立てることになっています。

日本の経済事情や小樽市の財政状況から、新年度予算編成に当たり、財源不足を補うための積立てと理解しながらも、13億円を超える額を基金へ積み立てる理由について、お考えをお聞かせ願います。

混迷を続ける日本政治は、いよいよ地方の行財政にまで影響を及ぼしそうです。政府は、特例公債法案の成立のめどが立たないことを受け、4日に予定していた地方自治体にとって重要な財源である地方交付税4兆円の支払を延期いたしました。

昨日、市町村分は予定どおり行われましたが、懸念をしていた交付税が予定どおり交付されない場合、小樽市財政に与える影響や資金不足が生じた場合、どのような対応をとるのでしょうか、お聞かせ願います。

次に、地域主権一括法について伺います。

1990年代に入り、地方分権が我が国にとって政策課題として浮上し、1993年に「地方分権の推進に関する決議」が国会で可決されてから、国と地方の役割分担の明確化や税・財政改革が議論され、進められてまいりました。2007年に発足した地方分権改革推進委員会が4回にわたって自治体への権限移譲や義務づけ、枠づけの見直し、国の出先機関の見直しなどを政府に勧告し、昨年4月に第1次、同年8月に第2次の地域主権一括法が成立、本年4月から施行されております。ただし、経過規定により、平成25年3月31日までの間、各自治体が条例を施行するまでは従前の国の基準が有効とされ、平成24年度中に委任された条例を施行する必要があります。

小樽市では、既に関連する条例について必要な一部改正を行い、対応しているところですが、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権拡大の意義や効果について、市長の認識をお伺いいたします。

地方公共団体の条例制定の取組に関しましては、平成24年4月時点の状況が公表されていて、条例制定に着手した地方公共団体は、都道府県が100パーセント、指定都市95パーセント、中核市97.6パーセント、他の市町村91.3パーセントとなっており、おおむね全国で取組が開始されています。

しかし、分野ごとの条例制定状況にはばらつきがあり、地域の課題や予算、きめ細やかなサービスを提供するため、基準の具体的な内容を検討されていることがうかがえます。

小樽市では、今後、義務づけ、枠づけの見直し、権限移譲に伴う条例制定や改正などはどのように進められるのか、考え方についてお示し願います。

また、市営住宅入居に当たり、独自の基準を設ける内容がございますでしょうか。要望として、公営住宅法の収入基準が緩和されている裁量階層の範囲の一つ、同居者に小学校就学前の子供がいる世帯について、子育て支援の観点から、対象範囲を中学生以下の児童がいる世帯に拡大することや、多子世帯を追加するなど、ぜひ検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。市長の見解をお聞かせ願います。

移譲された事務、権限の実施に当たっては、大変御苦労されていると認識しておりますが、本市の業務量に与える財政的・人的影響について、国から支援はあるのかについても伺いたします。

さて、住民に最も身近な自治体が今後さらに地域における行政の中心的役割を担うことから、地域主権一括法に関する内容や今後のスケジュールなど、ホームページなどで市民に公表している自治体もあります。小樽市でもぜひ検討していただきたいと考えますが、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、防災・減災の取組について伺います。

自然災害における防災・減災について、我が党では市民の生命を守る観点から、今日までハード、ソフトの両面から質問を重ねてまいりました。特に大きな地震、津波などの災害時に、老朽化した橋梁などが崩壊した場合、人の命に甚大な被害が出る可能性があることから、橋梁等の予防・保全に努めることや、道路として使われている道路橋の老朽化対策は、橋を長もちさせるために定期的な点検と修繕を行う長寿命化対策が必要と、強く求めてまいりました。

国土交通省では、道路橋の長寿命化に関する取組状況について調査を行い、6月29日に概要を発表しておりますが、自治体が管理する道路橋15メートル以上、14万1,059橋のうち修繕が必要と判断された橋は6万704橋に上り、修繕を終えた橋はわずか11パーセントにとどまっています。

小樽市では、本年度と来年度の2か年で橋梁長寿命化修繕計画の策定を行う予定ですが、以下、伺います。

小樽市が管理する橋梁は135橋ございますが、橋の長さが15メートル以上の管理橋梁数と、うち建設後50年以上、建設後40年以上50年未満、建設後30年以上40年未満の橋の数についてお示しいただき、修繕が必要な橋梁の数、現在既に必要な修繕が終了している橋梁数についてお示しください。

橋梁長寿命化修繕計画では、補修、修繕の実施開始年度と計画期間の考え方、予算総額は幾らになるのか、その財源についてもお示しください。

次に、観光客の防災について伺います。

市民の防災意識は東日本大震災以降高まり、行政と町会が連携し、大津波を想定した初訓練も行われ、今後、地域ごとの課題や問題点の整理、見直しにつきましては、スピード感を持って推進していただきたいと思えます。

さて、小樽市には年間650万人もの観光客が訪れ、特に外国人観光客にとって安心・安全な観光地は、行き先を決める上で重要なポイントになっております。しかし、今まであらゆる面で安心・安全な国として優位に立ってきた日本は、今、いつ大きな地震や津波が訪れるかもわからない国として不安視されている中で、東日本大震災と同じような規模や、たとえ小さな規模の自然災害が起きたとしても、地域住民と同様、小樽市を訪れている観光客の安心・安全を確保することは行政の役割と考えます。

小樽市では、自然災害から観光客や小樽市を訪れている方の安心・安全を確保するために、今までどのような取組がなされてきたのか伺います。

また、地震や津波などの自然災害時において、観光施設や交通機関など、観光関連業者などとの連携がどのようになっているのでしょうか、お示し願います。

地震や津波などの自然災害は、土地カンのない観光客の混乱が地域住民以上のものと考えられ、避難、誘導、安否確認や帰宅支援など、観光客等を対象とした防災計画の策定が必要と考えます。市長の御見解をお聞かせください。

次に、公立小・中学校の非構造部材点検についてです。

今月4日、非構造部材の耐震化について、文部科学省の調査結果が発表されました。全国の公立小・中学校のうち、校舎や体育館の天井や照明器具といった非構造部材の耐震対策を終えている学校は32パーセントに当たる9,730校にとどまるそうです。

本市の学校施設は指定避難所となっており、発災時には必要な機能が発揮できるよう、早急な対応を求めたいと思います。我が党の第2回定例会の秋元議員の代表質問で、「学校施設の非構造部材の点検、改修については、状況が把握でき次第、進め方を検討する」とのことでしたが、市内各学校の実態調査を行われたのか、今後のスケジュールなど進捗状況についてお示し願います。

この項の最後に、市民の避難訓練について伺います。東日本大震災以降、防災の取組が進んでいます。小樽市では、7月に高島地域の方々が参加し、図上訓練と津波を想定した避難訓練が行われました。今後、同様の避難訓練を市内で行う予定についてお示し願います。

また、今回の訓練ではどのような課題や問題点があったのか、その対策についてもお聞かせ願います。

次に、本市の簡易水道事業に関連して何点かお伺いいたします。

平成25年4月に予定されている当別ダムの供用開始に伴い、北海道、札幌市、石狩市、当別町及び本市で構成する石狩西部広域水道企業団は、その用水供給単価について、8月8日の第2回定例会で水道用水供給条例を可決し、札幌市、小樽市、石狩市、当別町を受水者として1立方メートル当たり114円、税込み119円70銭として、平成25年4月1日から実施することを決めました。これにより、本市の簡易水道事業による水道水を利用する石狩湾新港小樽市域の企業等の水道料金については、今後、本市が決めることとなります。簡易水道料金について、小樽市では各種のシミュレーションを行っているとのことですが、その内容について、現状の料金体系を変更しない場合、隣接他市の料金とそろえた場合、また本市独自に収支均衡の料金設定とした場合など、できる限り具体的にお示しください。

現在、小樽市の簡易水道を利用いただいている企業のほかに、石狩湾新港地域食料品製造企業地下水利用組合加盟の10企業のうち、小樽市域に立地されている7企業がありますが、この地下水利用組合からは、昨年10月17日、中松市長あてに、水道水大量使用者に対する料金の低減を求める要望書が提出されております。地下水利用組合の1立方メートル当たり80円程度という供給単価は、小樽市の簡易水道の現行の供給単価である1立方メートル当たり580円程度、あるいは隣接他市がこれから設定されるであろう予定単価、約390円と比較しても、相当の乖離があり、本市の簡易水道利用に明年4月時点から切り替えていただけるか、これまでの経緯から難しいと考えますが、見解をお示し願います。

このたび、石狩西部広域水道企業団は、用水供給条例で、受水者と企業団があらかじめ協議して定めた年間基本水量に応じた料金を徴収することとしました。小樽市と企業団が協議した平成25年度の年間基本水量はどのくらいになるのでしょうか。

また、現行の簡易水道料金を変えないとして、利用企業数や利用水量が大幅に変動しない場合、平成25年度予算における簡易水道事業特別会計に対する一般会計からの繰入れは、平成24年度の当初予算額4,243万7,000円と比較して、どのように変わるのかについてお示しください。

現在、地下水を利用されている食料品製造企業の組合においては、良質の水道水を大量に使用するため、水道料金の値上げは死活問題として、北海道に対して、当別ダム供用開始に伴って揚水を打ち切ることになっている現在の地下水揚水利用計画を変更して、揚水の延長や見直しを求めて交渉中とお聞き

しておりますが、それに対する北海道の対応はどうか。また本市として予定していた簡易水道利用水量に大幅な減少が生じた場合、当別ダムを建設し、かつ地下水揚水利用計画を策定し、その利用を指導してきた北海道に対して、応分の財政的支援を求めのお考えはないのか、お伺いいたします。

次に、高齢者対策について伺います。

日本では、世界でも類を見ないほどのスピードで高齢化が進んでいると言われ、2000年、17.3パーセントだった高齢化率は、2010年、23.1パーセント、さらに2020年には29.2パーセントになると推計されています。小樽市は、高齢者人口の割合が本年3月末時点で32.4パーセントとなり、日本はもちろん、北海道平均の25.3パーセントをも大きく上回って、道内10都市の中で最も高齢化が進んでいるのは御承知のとおりであります。

高齢者が抱える問題はさまざまございますが、今日は大きく2点について、市長に伺ってまいりたいと思います。

初めに、認知症対策であります。

先月24日、厚生労働省は、認知症高齢者数が推計で305万人に上り、65歳以上の人口の約1割が認知症を患っていると発表いたしました。これは2002年の149万人から倍増したことになり、従来の予測を大きく上回るペースで増加しています。人口減少とともに高齢化が進む日本は、支える側の担い手不足の懸念や、ひとり暮らしの高齢者の増加も顕著であることから、認知症の方が住みなれた地域で暮らし続けることや支える家族の負担軽減、さらには認知症のケアを事後的な対応から早期・事前的な対応にシフトする新たなケアの流れを変えるなど、方向性が厚生労働省から示されました。

小樽市でも、2012年介護保険改正で、新たな高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画で、認知症高齢者支援対策の推進を重点的に取り組む事項として盛り込まれております。

小樽市で行ってきた認知症高齢者対策はどのように進められてきたのか、課題や問題点はどのようなものなのか、また認知症高齢者の現状についてもお示し願います。

厚生労働省が発表した新たな認知症対策は、来年度から5か年整備計画を策定し、自治体の医療・介護計画にも対応策を反映させる方針です。認知症発症の初期段階の対応策は、小樽市の高齢化の状況から、国に先行して早期に取り組まれるべきと考えますが、市長の御見解をお聞かせ願います。

また、私に寄せられる市民相談では、認知症の方を支える家族からの相談や不安な声が多く寄せられており、認知症の方への支援は遅れているとも言われております。市長の認識をお聞かせ願います。

次に、孤立死について伺います。

昨年の暮れから、だれにも知られずに亡くなる孤立死の報道が相次ぎ、改めて社会問題化いたしました。北海道も例外ではなく、1月に釧路で妻が病死後に高齢の夫が凍死した事件は、今まで主に独居老人の問題として結びつけていた私にも衝撃的な事件でした。複数人の世帯で起こる孤立死は、高齢者世帯や障害や病を抱える家族を持つ御家庭のみならず、社会とのつながりを失った世帯でどこにでも起こり得る深刻な問題であります。

小樽市における孤立死を防ぐ取組について、高齢者対策としてどのように推進されてきたのか、今後の方向性も含め、具体的にお答えください。

国では、これまで高齢者のひとり暮らし世帯の孤立化を防ぐ「安心生活創造事業」の取組を自治体向けに続けてきております。本事業の認識と、今後の小樽市の考え方についてお聞かせ願います。

孤立死の問題は地域とのつながりや何げないかわり、そして自治体の支援対策が大切であり、それらを強化、拡充していく必要があると考える一方で、無縁社会や個人化社会などと言われる世の中において、支援を望まず、みずからの意思で孤立を望む方々も少なくありません。若いころから地域との交

流がない方や支援を拒否する方も増える中で、手助けが必要になった場合に、どのように見つけ出し、支援の手を差し伸べることができるのか、大きな課題です。

そこで、関連して個人情報保護法について質問させていただきます。

高齢者を見守る体制をつくり、孤立死を防ぐ取組が他の自治体でも始まっておりますが、推進する上で課題に挙げられる一つに、個人情報保護法があります。町会や地域住民による安否確認や各戸世帯の情報収集にあつては、自治体などから必要な情報が提供されず、取組が進まない問題も指摘されており、解決策として他自治体では個人情報保護の観点から、その取扱いや管理などを定め、使用目的に応じた条例を策定し、取組に係る個人や団体と協定を結ぶなどして、必要な支援につながる取組を始めたところもあります。行きすぎた個人情報保護は、孤立死の問題のみならず、災害時の支援などへも影響が懸念されています。個人情報保護法の拡大解釈や過剰反応によって取組が進んでいない現状について、市長の見解を伺います。

また、京都市が導入した、市内に一人で暮らす65歳以上の高齢者宅を全戸訪問する事業での個人情報の取扱いや、大阪府箕面市が定めた災害時特別宣言条例、ふれあい安心名簿条例などは、今後、小樽市において地域力を高める共助の推進にもつながると考えます。これら自治体の取組の認識と今後の考え方についてお聞かせ願います。

次に、小樽市職員の一連の不祥事について伺います。

ニュースを見るたびに、公務員の不祥事が報道され、最近では、警察官が消せるボールペンを使い調書を改ざんした、中学校教諭が盗撮目的で女子トイレに侵入した、職務命令も代金支払も忘れていた町職員が懲戒処分を受けたなど、啞然とするばかりです。公務員としてはもちろんのこと、人として道徳や使命感は一体どこに行ってしまったのか、疑念さえ抱いてしまいます。

小樽市でも職員の不祥事や怠慢による事務ミスが繰り返され、中松市長が何度も陳謝の言葉を述べる姿に、市民からは怒りとともに同情の声さえ上がってくるような不思議な状況であります。

昨年の第3回定例会では、市職員の懈怠による事務ミスや政治資金パーティー券問題により失われた市民からの信頼回復に向けた取組について伺いましたが、市長からは「再発防止策を念頭に置きながら、職員が一丸となって職務に精励できるよう取組を進め、市民の信頼回復に努めていきたい」と力強い御答弁をいただいております。しかし、その後、スタートラインに逆戻りした感があり、全職員が問題の重大さを認識しているのか、公務員としての自覚を常に持っているのかどうか、そして市長の決意が伝わっているのか、さらに職場でそれらの意識が共有されているのか、甚だ疑問であります。

今年度に入ってから起きた職員の不祥事について、市長の認識と再発防止に向けた取組について改めて伺います。

今定例会に当たり、専決処分報告を受けた中身は、職員の不注意による損害賠償も目立ち、甚だ遺憾であり、我が党としても職員の皆様お一人お一人に注意喚起を促すものです。特に、国庫支出金の返還金にかかわる支出事務を失念し、延滞金が発生した事案についてでございますが、支出事務はほとんどの場合、毎年度行わなければならない処理と認識をしており、納付書まで届いているにもかかわらず、だれが納付書を受け取り、納付期限を管理し、支払後のチェックはどなたがなさるのか。また前年度予算化されているにもかかわらず、2,800万円もの支出が執行されていないことが放置されている体制そのものに疑問を感じます。市民に不利益にならないよう、チェック体制の強化、見直しはもちろん、職務内容によっては人員配置を含めた組織・機構の見直しも必要と考えますが、市長の見解を伺います。

次に、いじめ問題について伺います。

昨年の第3回定例会の代表質問で、平成22年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関す

る調査」における小樽市の状況について伺っております。文部科学省によれば、平成22年度のいじめ認知件数は約7万8,000件で、前年度に比べ6.7パーセント増加したとの報告があり、本調査での小樽市のいじめの認知件数を伺ったところ、小学校151件、中学校62件、児童・生徒1,000人当たりの認知件数は25.9件で、小樽市のいじめは全国と比べ3.8倍の状況が明らかになり、いじめは喫緊の課題であるとの認識が教育長の御答弁の中で示されました。

いじめ撲滅に向け、精力的に取り組まれていると認識しております。しかし、全国のいじめは減っておらず、暴力的、また陰湿なものが増え、複雑化しているとも言われ、本年7月に滋賀県大津市で、中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺した問題は大きな社会問題となりました。学校と教育委員会、そして行政と教育委員会の関係や対応が遺族や市民、そして国民の不信感を招く結果となり、教育現場に警察が立ち入る異例の展開となりました。

いじめ問題は子供たちの問題、教員、学校の問題、教育行政の問題、さらには家庭の問題などさまざまな側面があり、いじめは社会生活を送る上でどこにでも起こり得るとの認識に立たなければならないことを改めて感じさせられました。今なおいじめの苦しさから抜け出そうと、みずからの命を絶つ未来ある子供が後を絶たない状況を、大人の責任で断ち切らなければなりません。

そこでまず、今回の大津市の事件をどのように認識されているのか、お聞かせ願います。

2点目に、このたびの大津市の事件は学校や市の関係がぎくしゃくとして、その影が事件をさらに増幅させたと考えます。学校における教職員間、そして市長部局と教育委員会の関係について、どのような認識をお持ちなのか、お聞かせ願います。

大津市の事件、また、この事件に関する市長部局と教育委員会との関係については、あわせて市長にもその認識をお伺いいたします。

次に、小樽市の平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について報告内容をお示しいただき、小樽市におけるいじめの実態と教育委員会のいじめ防止の取組についてお示し願います。

大津市のいじめ問題がニュースになった7月4日以降、24時間いじめ相談ダイヤルへの相談件数が急増し、各地でいじめが表面化しておりますが、平成22年度の調査でいじめが起きていると自覚する学校が全国で半数にも満たないことから、いじめが見逃されているとの指摘もありました。

小樽市では、いじめの早期発見、早期対応の前提となる実態把握が本当にできているのかについても伺います。

昨年度、小樽市では、全小・中学校のアンケート調査で認知したいじめの事例については、すべて解消したとの報告をいただきましたが、その後、再発した事例はないのかについてもお聞かせ願います。

文部科学省は、いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとしております。この定義に当てはまるかどうかにかかわらず、悪口を言われた、ネット上で非難されたなど、だれよりも教員が生徒の発するSOSサインをいち早くキャッチする必要があると考えます。

その一方で、問題に真っ先に対応する教員を取り巻く環境が意外に厳しいとの声が聞かれ、残業時間が増え、授業の準備時間も少ないと「文部科学白書2010」が指摘するように、教育以外にも多くの労力が割かれている実態も看過できない状況があるようです。現場の教員が一人一人の子供と丁寧に接することができるよう、現場の教職員の負担軽減と効率化も急ぐべきと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

この項の最後に、小樽市からいじめで苦しむ子供たちをなくするためのお考えをお聞かせ願いたいと

思います。

最後に、学校給食について伺います。

我が国の学校給食は明治22年に山形県鶴岡町、現在の鶴岡市の私立小学校で、貧困児童を対象に昼食を与えたのが始まりで、当時の給食はおにぎりや焼き魚、そして漬物だったそうです。昭和29年に制定された学校給食法は、時代の変遷とともに対象生徒の拡大や施設設備に対する国庫補助が整備され、平成21年に食育の観点や衛生管理の確保などから条文が加えられ、改正されました。

この学校給食法第1条には、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであること」とあり、これに照らして小樽市の児童・生徒にとって、学校給食の向上と望ましいあり方について、給食費の観点から質問させていただきます。

小樽市では、学校給食の食材について、財団法人北海道学校給食会と小樽市学校給食運営協議会の指名登録業者を通して購入しております。各都道府県の学校給食会は昭和29年から34年にかけて設立され、主食となる米、パンをはじめ脱脂粉乳等の調達に携わってききましたが、戦後の食糧難が背景にある当時とは異なり、現代は食べ物が豊かで食糧事情もさま変わりし、食材の物量確保から、食材の質や安全を第一にした調達へと変わってきています。

また、近年は、平成24年度、小樽市でも給食費が値上げされたように、食材の高騰により給食費を値上げする自治体が多く、保護者の負担軽減を考慮した食材の供給や給食会の運営に工夫が必要であると指摘する声が上がってきております。

そこでお伺いいたしますが、小樽市の学校給食における北海道学校給食会扱いの食材の種類とその割合についてお示ください。

また、小樽市で北海道学校給食会を通さず、それらの食材を直接供給してもらうことはできないのか、理由についても伺います。

栃木県足利市では、市が積極的に衛生面に取り組むことを前提として、県の学校給食会を通さず、地元のJAから直接精米を供給してもらうなど見直しを行い、昨年4月、給食費を月額100円値下げすることができた実例がありました。

小樽市学校給食運営協議会では、今まで保護者の負担軽減に対して、どのような検討がなされてきたのか、お聞かせ願います。

また、足利市の取組の認識と今後の小樽市の対応について、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、学校給食費の公会計についてです。

学校給食費は、学校給食法第11条に定められているように、小・中学校の設置者である小樽市が給食センターや各学校の給食室などの施設及び設備並びに人件費や水道光熱費などの諸経費を負担し、それ以外の学校給食に要する経費である食材費を保護者が負担することになっております。この学校給食費の問題の一つには、未納問題があり、一部の保護者の未納で生じる食材等に与える影響が心配されております。小樽市の学校給食の平成23年度未納状況は、現年度分未納額が603万8,000円で、過年度分は1,256万円にも上っていますが、市教委で把握されている未納の主な原因についてお示ください。

また、学校給食費の未納によって生じている影響について、具体的にお示し願います。

さらに、未納に対する対応と対策についてもお示ください。

現在、小樽市では、学校給食費会計を私費会計で取り扱っていると認識しており、保護者の金融機関口座からの引き落としと一部現金で徴収を行っておりますが、近年、学校給食費の契約化、公会計化に取り組む自治体が増加し、昨年度、文部科学省が行った抽出調査でも、学校給食費の取扱いを公会計と

しているところが約3割に上っております。これは、学校給食費は保護者が負担し、私費会計で取り扱われているとしながら、生活保護世帯には教育扶助費に含まれ支給されていることや、経済的理由から就学援助制度の適用を受け、公金から支払われている構図があり、現状の取扱いが適正なのか、また払えるのに払わない保護者の存在が社会問題化し、保護者間で不公平感があることが背景にあります。これらは小樽市においても同様と考え、課題があり、議論が必要と考えます。

そこで伺いますが、他自治体の学校給食費の公会計化への動きについての御認識と今後の対応について、お考えをお示し願います。

以上、再質問を留保し、私の代表質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政について何点かお尋ねがありました。

まず、市税収入確保の取組についてであります。何よりも個人所得の増と企業収益の増や設備投資の拡大なくしては、市税収入全体の増加にはつながらないものと考えております。このため、地域経済の活性化や企業活動の支援の視点から、中小企業の振興や地場産業の活性化のほか、企業誘致など経済・雇用対策の推進に努めてまいります。

次に、事業評価の進捗状況についてであります。本市におきましては、財政状況の厳しさが続く中、今後の効率的で安定した行財政運営のため、評価システムを活用しながら、事業の選択と集中を進める必要があると考えております。本年度はこれまで課題とされた作業量の軽減を図るため、評価調書の簡略化や対象事業の絞り込みを行いながら、試行としての位置づけで事業評価に着手したところであり、現在、各部において調書の作成を行っているところであります。

次に、財政調整基金への積立てについてであります。災害などの不測の財政需要や年度間の財源の不均衡を調整するためには、一定程度の積立てが必要と考えております。

また、どの程度積み立てておくべきかは、その水準についての規定などはありませんが、総務省の財政状況のヒアリング対象の基準では、標準財政規模の5パーセント未満が理由書の提出団体となっているところであります。

次に、真の財政健全化に向けた計画のスキームについてであります。今後、策定しようとする新たな計画は、再び赤字団体に転落することのないよう中・長期的な収支を見通すものであり、毎年度の予算編成において、一般会計が他会計からの借入れに頼ることなく、一定の財政調整基金などを活用しながら、財源不足の解消を図り、収支のバランスをとれるようにしなければならないものと考えております。計画の枠組みということですが、これまでの行財政改革の取組についての検証も行き、歳入確保や経費の削減につながる新たな取組の検討をしてみたいと考えております。

次に、今年度の過疎債の申請状況などについてであります。1次分の申請として、新市立病院をはじめ新共同調理場や新夜間急病センターの建設事業など23件、約36億4,000万円の申請を行ったところですが、各事業の入札による事業費の減などを考慮した所要額は約25億1,000万円となっております。そのうちロードヒーティング更新事業と下水道事業を除いた約22億1,000万円について、現在、北海道から同意予定額の通知を受けているところです。

なお、保留された二つの事業につきましても、2次分で配分する方針とお聞きしております。

次に、財政調整基金へ積み立てる理由についてであります。先ほども答弁申し上げましたが、基金への積み立ては後年度以降における財政運営の円滑化を図るための財源留保であり、今年度予算編成においては、約7億8,000万円の収支不足が生じ、その一部を財政調整基金により財源対策を行いました。一部、予算を留保しなければならない状況にありました。新年度予算においても、市税などの伸びが見込まれない中、生活保護費や障害者福祉費など扶助費の増加が見込まれますので、その財源不足を解消するためには、財政調整基金による財源対策が必要となるほか、今後の新たな財政需要に対応していくための財源としても活用していくものです。

次に、地方交付税が予定どおり交付されなかった場合の財政への影響などについてであります。交付される時期や留保される金額にもよりますが、一定程度の資金不足が生じることが予想され、その場合には、支出については繰り延べの検討や市中銀行などからの借入金による対応が必要となるものと考えます。このことから、財政への影響といたしましては、借入金による金利の負担が生じるところであります。

次に、地域主権一括法について何点か御質問がありました。

まず、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権拡大の意義や効果についてですが、これまで国が決定し、地方公共団体に義務づけてきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により、みずから決定し、実施するように見直しするものであり、それによって地方公共団体の裁量の余地を広げ、地域の実情に合った行政サービスをみずからの判断と責任において行うことができるものと認識しております。

次に、義務づけ、枠づけの見直し、権限移譲に伴う条例制定や改正などの進め方についてですが、義務づけ、枠づけの見直し等に当たっては、みずからの判断で各種基準の検討を行い、新たな基準を条例により定めることとなりますが、基準設定に当たっては、北海道や近隣自治体の状況を参考にし、直接、市民の皆様に影響があるものについては、パブリックコメント手続などにより意見を伺いながら、条例制定や改正を行っていく必要があるものと考えております。

次に、市営住宅の入居に関する独自の条例制定についてであります。本市では今年度中に市営住宅条例の一部を改正し、これまで政令によって定められていた入居者の収入基準を独自に定める予定です。

また、御要望のありました裁量世帯の範囲拡大についてであります。今後、住宅行政審議会からも御意見をいただくとともに、道内主要都市の状況も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、移譲された事務、権限の実施に当たっての国からの支援についてですが、第2次一括法において、基礎自治体に対して多くの権限が移譲されておりますが、それに伴う所要の経費につきましては、地方交付税算定において反映されるものと聞いております。

次に、地域主権一括法に関する内容や今後のスケジュールなどの市民への情報提供についてですが、今回の地域主権一括法における義務づけ、枠づけの見直し等は、市民の皆さんに直接影響するものもありますので、ホームページを通して情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、防災の取組について何点か御質問がありました。

まず、本市が管理している橋長15メートル以上の橋梁についてであります。橋梁の数は45橋あり、そのうち建設後50年以上経過している橋梁は5橋、40年以上50年未満は23橋、30年以上40年未満は2橋となっております。

また、修繕が必要な橋梁の数につきましては、橋梁長寿命化修繕計画を策定する前段で点検を実施した結果、21橋ありましたが、緊急を要する危険な橋梁がなかったことから、今後、この計画に位置づけ、

順次、修繕を行ってまいりたいと考えております。

次に、補修・修繕の実施年度と計画期間などについてであります。橋梁長寿命化修繕計画は平成24年度と25年度の2年間で作成するため、修繕の実施開始年度は26年度以降となります。また、実施期間につきましては、事業量や事業費などを勘案し、計画策定の中で判断していきたいと考えております。

なお、予算総額につきましては、現段階では未定であります。財源といたしましては、社会資本整備総合交付金の利用を考えております。

次に、観光客の防災対策のこれまでの取組と、災害時の観光関連業者等との連携についてですが、本市では、これまで自然災害について、地域防災計画では特に観光客のみを対象とした防災対策は行っておりませんが、情報伝達等については、市民の方と同様に行うこととしております。

次に、観光客等を対象とした防災計画の策定についてですが、本市は多くの観光客が訪れる、特に運河周辺などは海に近く、津波が発生した場合など迅速な避難誘導が必要であると考えております。今後、観光地周辺での津波避難ビル指定や観光客の避難誘導のために、観光施設や宿泊施設などへの避難場所の周知など、他の観光都市の例も参考に検討を進め、必要に応じて地域防災計画への反映も行ってまいりたいと考えております。

次に、今後の市民の避難訓練の予定ですが、今年23日には祝津町会、10月7日には蘭島町会と銭函連合町会で避難訓練が行われる予定となっており、蘭島町会では図上訓練も行う予定であり、市として準備や実施については支援することとなっております。そのほか日程等は決まっておりますが、東小樽町会でも実施に向け調整中ということで伺っております。

次に、訓練での課題などについてですが、今回の高島町会の訓練では、町会の方が一次避難場所としてあらかじめ選んだ6か所の高台に、車両による広報を合図に住民の方が避難をいたしました。訓練終了後の報告会では、避難場所によっては地震で階段が損傷し、使用できないおそれや冬期間には利用できないなど、避難場所として適さないという指摘があり、また車両による広報内容がよく聞こえなかったとの課題もありました。今後、町会では避難場所の代替地の選定や広報のあり方を検討することとなっております。市としましても、いただいた御意見を他の町会の訓練に反映してまいりたいと考えています。

次に、簡易水道事業について何点か御質問がありました。

まず、簡易水道料金のシミュレーションの内容についてですが、検討しているパターンは議員のおっしゃった三つのパターンなどをシミュレーションしており、簡易水道の供給水量と地下水利用組合企業の使用水量が現在のまま10年間推移するとして、簡易水道事業の収支について試算を行っております。あくまで現時点での年間平均の収支であります。現行料金のままでは地下水利用組合の加盟企業が簡易水道へ切り替わった場合の収支は約9,000万円の黒字、切り替わらない場合の収支は約1億円の赤字が、地下水利用組合の加盟企業がすべて簡易水道へ切り替わったときに収支がほぼ均衡となる料金に設定した場合で、加盟企業が切り替わらない場合の収支は約1億2,000万円の赤字が、近隣他市の料金改定案とほぼ同額の料金に設定し、加盟企業がすべて簡易水道へ切り替わった場合の収支は約1,000万円の黒字、切り替わらない場合は約1億2,000万円の赤字が見込まれる試算となっております。

次に、地下水利用組合の簡易水道への切替えの見解ですが、地下水利用組合からは、現行の簡易水道料金では切り替えることは難しいと聞いているところでありますが、地下水利用組合を含めた石狩湾新港地域の企業や今後の企業誘致に与える影響、また財政負担を勘案しながら、本市の簡易水道料金をどのように設定するか、検討しているところであります。

次に、石狩西部広域水道企業団と協議して定めた平成25年度の年間基本水量は、42万7,050立方メートルとなっております。

また、この水量を基に、千葉議員から示された条件で、平成25年度の一般会計から簡易水道事業特別会計への繰入額を試算いたしますと、平成24年度当初予算と比べ、約5,000万円増の約9,200万円となります。

次に、地下水利用組合が地下水の揚水延長や見直しを北海道へ求めていることについての北海道の対応ですが、北海道は地下水揚水計画の今後の取扱いについて、関係市や地下水利用組合などと協議の場を設けて検討を進め、できるだけ早い時期の取りまとめを目指すとしています。

また、北海道に対する財政負担の要請についてですが、地下水利用組合は北海道が策定した地下水揚水計画に基づき地下水を揚水していることから、北海道に対しては、組合が本市の簡易水道へ切り替わるような方策を検討するよう引き続き申入れを行っていくとともに、簡易水道への切替えがなされない場合は、本市の料金減収分を北海道に補てんしていただけるよう申入れを行っているところです。

次に、高齢者対策について何点か御質問がございました。

まず、本市が行ってきた認知症高齢者対策についてであります。グループホームなどのハード面の整備と、認知症サポーター養成講座などのソフト面の充実を図ってきており、さらに平成22年4月に成年後見センターを設立し、認知症の方が住みなれた地域で暮らしていけるよう支援を進めてきております。

一方、国では、医療の面で認知症高齢者の長期入院日数を短縮する方向で検討しておりますので、今後、在宅復帰するための受皿の整備が課題になるものと認識しております。

次に、認知症高齢者の現状であります。要介護認定を受けている方のうち、認知症高齢者は約4,200人となっております。したがって、認定を受けていない方を含めると、潜在的には多くの認知症高齢者がいるものと思われま。

次に、認知症発症の初期段階の対策を国に先行して取り組むべきとのことについてであります。国は看護師ら専門職で構成する認知症初期集中支援チームを随時、地域包括支援センターに設置するなどの対策を柱とした認知症施策推進5か年計画を、平成24年9月6日に公表したところであります。今後、財源などを含めた5か年計画の詳細を把握した上で、本市の取組について進めてまいりたいと考えております。

次に、認知症の方の支援に対する認識についてであります。認知症の方はそれぞれの症状や生活環境がケースごとに違うことから、個々の支援や問題解決には市や地域包括支援センター、地域住民などがネットワークを組み対応しております。一方、認知症の方の困難ケースの事例では、家族が限界まで介護しているケースや、他人に知られたくない心理から相談すらしていないケースも多いものと思われま。このため、家族や地域住民が困ったときに相談できる窓口について、より一層の周知を図らなければならないと考えております。本市においては、三つの地域包括支援センターが相談窓口としての役割を担っており、平成23年度には社会福祉士などの専門職を増員し、総合的な相談に対応できる体制の強化を図っているところであります。

次に、孤立死を防ぐ取組と個人情報保護法について何点かお尋ねがありました。

まず、高齢者対策としての孤立死防止の推進についてであります。平成21年7月に高齢者見守りネットワークを立ち上げ、地域、事業者等、市の事業により見守りを行うとともに、異変に気づいた際の通報ルールの明確化を図り、さらには構成メンバーによるネットワーク会議を毎年開催し、事例発表や意見交換を行い、継続的に見守りの意識を醸成しているものであります。

今後の方向性としていたしましては、昨今の独居高齢者以外の孤立死等の事例を受け、見守りの対象の拡大を図ることや、平常時からの見守り体制を構築すること、また見守り活動の基本となる地域や事業者

等など、それぞれ個別に協議する場を設け、ネットワークの連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、国の安心生活創造事業についてであります。独居高齢者等見守りが必要な方が地域で安心して暮らせる地域づくりを目的とした事業であり、見守りを必要とする人とそのニーズの把握、見守りを必要とする人が漏れなくカバーできる体制の構築、見守りを支える安定的な地域の自主財源の確保の3項目が必須要件となっております。実績といたしましては、平成21年度から23年度までの3年間で事業期間となりますが、全国58市町村において実施されたと承知しております。先月、この事業に関する成果報告書が厚生労働省から公表されましたが、自治体でのコーディネーター等の人材確保の必要性や安定的な財源の確保などの課題が示されておりました。市民の安心・安全を確保するため、すべての自治体で実施されるべき事業であると思っておりますが、安定的な自主財源の確保など、本市においては難しい課題も多いと考えております。

次に、個人情報保護法の過剰反応等について、孤立死を防ぐ取組が進んでいない現状についての見解ですが、私といたしましても、このことは課題であると認識しております。

また、北海道と札幌市が電力会社などのライフライン事業者と情報共有の仕組みづくりのため、検討会議を本年2月に設置し、これまで2回開催してはりましたが、個人情報保護に係るトラブルの懸念等から、いまだ結論は出ておりませんが、10月中には一定の方向性が示されるものと聞いております。

次に、個人情報保護に係る京都市や箕面市での取組についてであります。まず京都市では、独居高齢者等の要援護者を全戸訪問し、その際、民生委員など地域で見守り活動に関係する機関へ個人情報の提供をしてよいかを確認し、同意を得られた方について関係機関が情報を共有し、地域における見守り体制の充実を図っているものと承知しております。

また、箕面市では、制定されております災害時特別宣言条例につきましましては、災害発生直後に迅速な対応をとることを目的としたものであり、その一つとして、要援護者等の名簿を地域の避難所に封印保管し、災害直後にそれを開封し、地域の方と行政が協力し、迅速に安否確認を開始するものであります。

ふれあい安心名簿条例につきましましては、町会等で名簿が作成されなくなり、災害など緊急時の対応に支障が出ていることから、安心して名簿を作成し、利用できる手続の基準などを条例で定めたものであります。

本市におきましては、こうした取組について、全国の事例などを参考に研究してみたいと考えております。

次に、市職員の一連の不祥事について何点か御質問がありましたが、これらの不祥事につきましては、日ごろの業務における責任感の欠如や上司のチェックの甘さ、さらには法令等を守る意識の希薄さなどに起因していると考えられます。これら不祥事を未然に防止するため、これまでも法令等の遵守について庁達を発し、また平成22年度に作成した業務事故防止の指針を全職員に配付し、各職場において周知徹底したとの報告を受けております。しかしながら、残念なことに、国庫支出金返還金に伴う延滞金の発生の事案については、業務事故防止の指針の内容が生かされずに再び誤りが発生し、市民の皆様の信頼を大きく損ねることになってしまい、まことに遺憾なことであると思っております。今後は、改めて業務事故防止の指針の内容を各職場ミーティングや職場研修の中で取り上げるなど、職員の意識改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人員配置や組織機構等の見直しについてですが、このたびの国庫支出金返還に伴う延滞金発生の事案は、平成22年度に定めた業務事故防止の指針に沿って事務を進めることで、十分にミスの防止が可能であったと考えております。したがって、人員配置や組織機構の見直しの前に、業務事故防止

の指針に基づいた職員の意識改革の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、今回の大津市の事件についてであります。若い命が自殺という形で失われたこと、さらにはこの事件に限らず、その後も全国各地においていじめの問題が後を絶たない状況は、私としてもまことに残念なことであると考えております。

また、市長部局と教育委員会の関係に対する認識についてであります。教育委員会とは日ごろから情報の交換に努めているところでありますし、これまでもいじめ問題に取り組んでいることは承知しておりますが、状況によっては市との連携も必要になると認識しておりますので、適切に対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 千葉議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、公立小・中学校の非構造部材の点検についてでございますが、現在、調査の実施に向けて作業を進めているところでありますので、来月には調査を行い、現状を分析し、取りまとめながら、改修計画の検討を進めてまいります。

次に、大津市の事件をどのように認識しているかについてでございますが、いじめにより児童・生徒がみずからの命を絶つという痛ましい事故が起こったことは極めて遺憾なことであり、事態を深刻に受け止めております。私としては、このようないじめについては、どこでも起こり得る可能性があると考えており、緊張感を持って事態の推移を見守っているところであります。学校においては、このような事態が起きないように、日ごろから子供や保護者との人間関係を大切に、きめ細かに変化を見逃さないよう危機意識を持って取り組み、早期発見、早期対応に努めることが非常に重要であると認識しております。

次に、学校における教職員の関係、市長部局と教育委員会の関係などについてでございますが、学校では日ごろから担当が子供をしっかりと掌握し、いじめが起きた場合には、同じ学年の教員や生徒指導担当者に相談するとともに、素早く管理職に状況を報告し、学校全体で迅速かつ正確に事実確認を行い、情報を共有化し、指導方針に基づき組織的に解決に向け取り組むことが大切であります。

また、学校だけでは解決が難しい場合には、教育委員会に報告し、教育委員会は必要な支援や指導・助言を行い、学校と一体となって取組を進めてまいります。

教育委員会とすれば、個々の事案により警察、児童相談所あるいは関係の市長部局と連携をした取組も必要であると考えております。

次に、本市におけるいじめの実態とその防止の取組についてでございますが、平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」におけるいじめの認知件数は、小学校30件、中学校50件となっており、昨年度と比べると大幅に減少しており、いずれも解決をしております。教育委員会では、すべての学校を対象としたいじめ防止キャンペーンを実施し、各学校では休み時間などに子供たちと触れ合う機会を多く設けることや、アンケート調査や教育相談の実施、児童会・生徒会による標語作成の取組などを通して、いじめの早期発見、早期対応が徹底されるよう指導してまいります。

次に、本市におけるいじめの実態把握の状況についてでございますが、教育委員会では、各学校に道教委が実施している年2回のアンケート調査と、市教委が独自に実施している学期ごとのいじめの実態調査と指導状況調査の報告を求めており、学校ではその都度、アンケートや聞き取りなどの取組を行っております。個々の事案の状況に応じ、教育委員会と学校が相談しながら迅速に対応し、実態把握に努めているところでございます。

次に、本市においていじめが再発した事例についてですが、市教委が独自で実施している学期ごとのいじめの実態と指導状況調査によると、平成22年度から23年度にかけて再発している事例はありませんが、教育委員会といたしましては、いじめが解決した事案であっても、全教職員が情報の共有化を図り、継続して見守る体制をとるよう指導をしているところでございます。

次に、教職員の負担軽減と効率化の推進についてでございますが、道教委が設置した時間外勤務等縮減推進委員会において、平成22年1月に取りまとめられた報告では、会議や打合せが増加をしていること、校務が特定の教員に集中していること、学校を対象とする調査依頼が多いことなどが多忙化の要因として指摘をされているところであります。こうした状況を改善するため、各学校においては、効率的な会議運営とするための改善、校務分掌の見直しによる業務の平準化、コンピュータを活用した校務処理体制の整備などの取組を行っているところであります。教育委員会といたしましては、今後も各学校での取組を推進するよう指導するとともに、各教員へのコンピュータの配備を促進し、また学校への各種調査の精査を行い、校務事務の軽減と効率化を推進していくことが必要であると考えております。

次に、本市からいじめで苦しむ子供たちをなくするための考え方についてですが、まずもっていじめは絶対に許されない行為であるということをお子たちに徹底的に身につけさせることが重要であると考えております。そのためには、学校は日常のあらゆる教育活動を通じて互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを指導などを行うことが必要であり、学校は保護者とともにお子さんのわずかな変化も見逃さず、日ごろから小まめに連絡をとり合える信頼関係を築いておくことが大切であると考えております。私といたしましては、小樽の子供たち一人一人が楽しく元気に学べる学校とするため、いじめの根絶に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、学校給食費について何点か御質問がありました。

初めに、北海道学校給食会扱いの食材の種類と割合についてでございますが、北海道学校給食会からは、道産の米及びパン用小麦と道産原料を使用した無添加のみそ、しょうゆなど調味料を中心に購入をしております。その割合は、米及びパン用小麦については100パーセント、またみそ、しょうゆなどの調味料については10パーセントとなっております。

次に、北海道学校給食会から購入する理由などについてでございますが、米及び小麦については、安全で良質な道産品を年間を通じて安定した価格で大量に確保できること、またみそ、しょうゆなど調味料については、道産原料を使用した無添加の製品を安価で購入できること、以上のことから北海道学校給食会から一括購入をしております。

なお、肉、野菜、加工品など他の一般物資の9割については、小樽市学校給食運営協議会の指名登録業者から見積書を徴収し、それに基づき業者を決定して購入しております。

次に、保護者の負担軽減策についてでございますが、これまでもドリンクヨーグルトの回数を減らしたり、価格の高い加工パンを取りやめるといった調整や、食材の見直し、献立の工夫などを行い、負担軽減を図ってまいりました。今年度は米飯12.7パーセント、パン2パーセントなどの大幅な値上げがあり、食材の調整や献立の工夫だけでは吸収できなくなり、給食費の値上げをせざるを得ない状況となったものでございます。

また、足利市が地元JAから直接精米の供給を受け、それにより給食費の値下げが可能となったことについてでございますが、本市の場合、地元のJAからでは給食で使用する量の米を安定した価格で確保することが難しいため、足利市のような対応は難しいものと考えております。

次に、給食費の未納の主な原因についてでございますが、各学校における未納者との相談状況から、経済的な事情での申出が多いと聞いております。

次に、給食費未納の影響についてですが、給食費は食材費について実費徴収を原則としておりますので、未納分について、納入している保護者の給食費で補てんをしていることとなります。

次に、給食費の未納に対する対応などについてであります。本市では学校、保護者、教育委員会で構成している小樽市学校給食運営協議会を組織し、学校給食の運営を行っておりますが、未納への対応は各学校において保護者へ文書や電話などの納入催告を行い、それでも未納が続く場合には保護者と直接面談を行い、納入方法などについて相談を行っております。

また、これらに加え各学期ごとに年3回、学校給食運営協議会名で催告文書を発送するなど、未納の減少に努めているところでございます。

次に、他市の公会計化への動きについてであります。人口10万人以上の道内10市のうち、本市を含む8市が私会計での取扱いであり、そのうち公会計への移行を検討している市は現在のところございません。

また、今後の対応についてであります。公会計では関係部局による財務事務のチェック強化も図られ、会計に対する信頼性が増すなどの利点がある一方、事務量の増大によって人件費が増えること、また私会計では収納や出納にかかわる事務などが簡素化され人件費が節約できるなどの利点がありますので、今後、道内各市の例などを参考にしながら、給食費の会計上の取扱いについて研究を行ってまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

○2番(千葉美幸議員) 詳しくは予算特別委員会等で質問をさせていただきたいと思っております。

1点だけ、学校施設の非構造部材の点検について再質問をいたします。これは新聞報道等でもありましたけれども、本年、文部科学省が発表したこの点検の実施状況について、小樽ではゼロパーセントということで出ておりました。昨年の東日本大震災後から、我が党でも質問をしておりますけれども、そのたびにチェックリストを活用してチェックする対応をしていきたいという御答弁でしたが、本当に全く行われていないのかどうかについて、いま一度御答弁をいただきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 昨年第2回定例会で同じような御質問がありまして、市教委として非構造部材の調査を行うという答弁をして、その後、いったん調査に入ったわけですが、実はその調査に入って、非構造部材を実際に目視した限りで、目視ではなかなかつかめないところがある、結局、専門家の目が必要ならば調査できない場所がたくさん出てきたということがありまして、一時中断ということで昨年度は途中で調査を中断していたという状態でございます。今年度、改めてその調査に着手するという状況でございますので、今年度はまずは目視で調査をして、目視でできないものについては、専門の方の目を通してということで、段階的にやろうかというふうに今進めております。

○議長(横田久俊) 千葉議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時46分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秋議員。

（17番 佐々木秋議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木秋議員） 平成24年第3回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問します。

初めに、平成23年度決算及び24年度補正予算案に関してです。

昨年度一般会計の実質収支は約11億7,000万円の黒字が生じ、2年連続の黒字決算となったことは、今日の厳しい経済状況下では明るい兆しと言えますし、市民の皆さんの協力と市の御努力の成果だと思います。ただ、気になる点が幾つかありますので、質問をします。

1点目は、決算中の一般会計における単年度収支の赤字についてです。

実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は約1,000万円の赤字となっています。つまり、平成23年度は22年度の剰余金を1,000万円使ってしまったということになります。市税収入などが伸びない中、大変厳しい財源運営をなされているとは思いますが、単年度の赤字が続いていけば剰余金も枯渇してしまいます。東日本大震災の影響等、突発的、特殊な理由によるものであれば仕方ない面もありますが、恒常的に赤字にならないよう、きちんと対策を立てなければなりません、いかがでしょうか。

2点目は、歳入のうち、一般財源の地方交付税と市税収入についてです。

市の財政健全化の方策として歳出をいかに抑えるかとともに、歳入を増やす工夫が必要なのは言うまでもありません。まず、昨年度歳入総額の約4分の1を占め、本市財政赤字解消の大きな要因となっている地方交付税の過去数年間の額と歳入に占める割合から特徴的なポイントを示し、市財政に地方交付税の果たしている役割と基本的なお考え、今後、国に対して地方税制や地方交付税について望むことがあればお聞かせください。

次に、人口減や冷え込む景気等さまざまな要因による歳入減は避けようのない側面がありますが、この決算を見て気になるのは、本来、市に入るべき歳入調定額約630億円のうち、市に納めなければならない市税等の滞納による不納欠損額と期限までに納められなかった収入未済額の大きさです。合わせて47億4,000万円。せっかく地方交付税が約165億円国から来ても、3分の1近くがここで吸収されてしまうことになります。市の重要な自主財源であり、歳入全体の約4分の1を占める市税収入を見ると、本来の収入金額である調定額183億円に対する収入済額は139億円、その割合を示す収入率が75.4パーセント、本来の4分の3しか納税されていないのです。その中でも市税の推移を見るために、ここ数年間の市税調定額と収入率、そのデータの特徴とその分析をお聞かせください。

特に、本市の状況下で個人市民税の減収はあるにせよ、収入率が下降しているのはなぜでしょうか。

また、この収入率は道内他市と比較すると、どれぐらいなのでしょう。

以前より問題となっていたことですから、市でも収入率アップの対策はとられていたと思いますが、考えようでは40億円強の歳入増の可能性があるわけですし、また、納税者間の公平性を期するためにも、対応策を強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、各会計補正予算案から質問します。

障害者自立支援対策推進費の中の相談支援強化事業費47万円について伺います。

本年度当初予算における重点施策の一つとして、地域生活支援事業で障害者自立支援法改正法の施行に伴い、専従の相談支援専門員を市内4か所の相談支援事業所へ配置するのに2,741万円が充てられていますが、さらにこの10月という時期に、道の補助金47万円をかけてこの事業を行う必要性は何か。

また、具体的事業内容の説明をお願いします。

補正予算説明書によると、必要な場合は家庭訪問を行うなど、学校と連携し、障害児の保護者に対する支援を行うとあり、学校、保護者の支援について一歩踏み込んだ表現になっています。小・中学校の教育現場では、学級担任がLDやADHD、アスペルガー症候群など、発達障害のある又はその傾向のある児童・生徒の扱いや支援方法に苦慮する場面が、特に通常学級で頻繁に見られます。また、そのような子供の母親は、育て方が悪いと周りから責められ、自分の子育てに自信を失い悩んでいます。そういう学校や保護者にとっては、専門家がサポートしてくれるというのであれば、非常に心強いものがあります。できるのであれば、啓蒙活動も大事ですが、こちらの活動をぜひ重点的に取り組んでいただくことを期待します。

実施に際しては、個人情報の扱いや連携方法等で、小・中学校と事前に十分対応を協議して進めていくべきと考えますが、準備はいかがでしょうか。

いったん支援活動を始めた場合、この種のサポートは継続的、多面的にじっくりとかかわっていく必要があります。市としても、この事業を道の補助金次第で途中で中断したりしないようお願いいたします。

現在、小樽市こども発達支援センターの活動、例えば巡回児童相談などもありますが、関係諸機関との連携はどうなるでしょうか。

次に、国の放射性物質拡散シミュレーション公開と泊原発周辺16市町村との新安全確認協定について伺います。

私たちは、昨年3月の東京電力福島第一原発事故の被害の広がりには衝撃を受けました。小樽市は北海道電力泊発電所から約40キロメートルの距離にあります。国は昨年10月20日、原子力安全委員会の作業部会が、防災対策を重点的に実施すべき地域を半径30キロメートルとする見直し案を示しました。これに対して、10月28日、中松市長は、UPZは単純に30キロメートルでくくらず、自然や気象の条件を加味してほしいと訴えています。第一に、市民の安全を図る市長として、福島の事故から条件によっては40キロメートル圏の小樽も当然UPZに含まれると想定しての御発言だと思います。

こうした中、4月10日の第6回泊発電所に係る防災実務者会議で、UPZの線引きについて北海道から、「国はUPZの範囲の目安を原発から半径30キロメートルとしているが、線引きは科学的に妥当と考えられる分析評価も踏まえて決定することが適当との判断を示した。このため、国は本年度以降に拡散シミュレーションを実施し、これを受けて北海道は国の拡散シミュレーションに基づきUPZの範囲を改めて見直す。」との見解が示されました。

これによって、国の拡散シミュレーションが出れば、UPZの範囲の改定が行われ、小樽市においてもその後の原子力防災関係の対応が明確になると期待していたところです。

以来、5か月が経過し、その間、北電泊原発の防災対策をめぐり、道と北電が協定締結対象を、30キロメートル圏外を含む後志管内16市町村とした（仮称）泊発電所周辺の安全確認等に関する協定案が道から7月中旬に示され、8月中にも内容について各市町村の意見をまとめ、締結の可否を判断するよう求められました。この件の判断基準の一つとしてもUPZの範囲は重要です。

一方では、泊原発における重大事故に備え、道防災会議が10月に住民が30キロメートル圏外に避難する防災訓練を初めて実施するべく準備を進めています。その中で、本市の位置づけ、役割は、主に30キロメートル圏内の避難住民の受入れとのことですが、いったん本市がUPZ圏内となれば、緊急避難をするほうに回るわけで、道の防災計画の中でも極めてどっちつかずの微妙な立場になってしまっていると云わざるを得なく、このままでは市の防災計画の改定にも大きな影響を与えてしまいます。

しかし、この段階に至っても、依然として国から判断基準となる拡散シミュレーションは示されておらず、議論はとまったまま、期限が迫ったことから、よく言えば自治体独自に、実態はなし崩し的に動かざるを得ない状況です。

こうした状況の打開のために、第3回定例会開会を前に、私たち民主党・市民連合は、会派視察として、8月22日経済産業省原子力安全・保安院深野弘行院長にお会いして情報を調査収集してきました。

その概要は、まず前提の確認として、国としてもUPZ30キロメートル圏はあくまでも目安で、機械的に線を引くものではない。地域の実情を含めて道がイニシアチブをとることを確認してきました。

拡散シミュレーションについて話を伺いました。拡散シミュレーションは、今、計算中である。9月中に結果をまとめて公開をするということです。この拡散シミュレーションは、福島第一原発事故びみの77万テラベクレルの放射性物質が放出されたと仮定した場合、緊急避難をしなければならない範囲をあらかじめ押さえ、防災準備の手がかりにしようというものです。

その範囲とは、具体的な数値で吐き気が出るなど、確実に人体に急性的な影響が出るレベルの外部被曝と内部被曝の合計100ミリシーベルトとなるエリアです。この数値は、人体にとってかなり過酷で致命的な値と言わざるを得ません。計算方法は風向き、強さの年間8,000時間の気象データを使って、大気の安定度等の条件ごとに、どこまで放射性物質が飛んでいくか計算しています。これに地形データは入っていません。山野等遮るものがない平面を想定しているそうです。この拡散シミュレーションはあくまでも一つの目安だが万能ではないので、これですべてが決まるものでないとおっしゃっていました。

続いて、原子力地域防災計画についての国の考えですが、防災対策の中身は国が方針を出し、最終的に決めるのは各自治体。よって、道で大枠をつくり、市町村で具体策を立てることになります。

30キロメートル圏に地域防災計画をつくってもらうが、人口分布、地形を見て範囲外でも要らないわけではないとのことで、本市もこれに該当するでしょう。特に、30キロメートルを超える地域には、避難を受け入れる立場としての計画を要請される内容で、病院、福祉施設の要介護者の広域での受入れ態勢を道が、市が個別具体的計画を策定する必要を強調していました。

内容的には、避難対策だけでなく、モニタリングで濃度が上がれば屋内退避、ヨウ素剤配布、使用も考えられるので、30キロメートル圏外の小樽でも想定される影響に対応策も準備してほしいとのことでした。この地域防災計画を立てる期限は、今年度中ということです。

そこで、地域防災計画を各自治体が策定するためのガイドラインを9月に国がつくって示すことになりました。そのガイドラインの内容は、情報システム、オフサイトセンターのほか、避難の進め方、受入れ態勢、輸送手段の確保、警察、自衛隊との協力体制などです。オフサイトセンターは支援の中心になる場所なので、あまり遠くない、5から30キロメートル圏内に移転、代替オフサイトセンターを30キロメートル圏外にも複数置くことになるそうです。

これらを踏まえて何点か質問をします。

これら、9月中の拡散シミュレーション、地域防災計画ガイドラインの公開情報は、市として押さえておられたでしょうか。それらへの対応はできていますか、あれば具体的に挙げてください。

4月10日の第6回泊発電所に係る防災実務者会議は、それ以降話は進んでいるのでしょうか、その内容をお聞かせください。

10月の原子力防災訓練の際、本市の役割は主に30キロメートル圏内の避難住民の受入れとのことですがその準備は進んでいますか、その訓練内容をお教えてください。

また、それ以外の本市の対応はどうなっていますか。

想定される影響の内容とそれへの対応策も準備しているのでしょうか。

本市は圏内、圏外両方の対応準備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、7月中旬に示されました安全確認協定案について伺います。この新協定案は、締結対象を別の安全協定を結んでいる10キロメートル圏内の泊村など地元4町村を除く30キロメートル圏外を含む後志管内16市町村としていること、道、北電、各市町による連絡会の設置、各市町で放射線量などを測定する環境モニタリングの実施などの内容が盛り込まれていて、全国でもほとんど例がないとのこと。

一方、以下の点が地元4町村との現協定とは異なっています。地元4町村との安全協定では、原発の新增設時に自治体側の事前了解を必要としているが、新たな安全確認協定では事前了解の規定がないこと、核燃料の輸送が事後報告となっていること、現協定にある立入調査権がなく、結果のみが連絡会に報告されること、これらについて後志管内各首長の意見は、一定の評価をしつつも判断は分かれているようで、4町村と同等の権限を求める首長もいる一方で、中松市長の見解は報道によると、環境モニタリングが盛り込まれたことは評価し、4町村には事前了解などある程度任せなければならない面はあるとのこと、この新協定を容認するように受け取れます。

また、これに関連して、泊原発再稼働の同意、事前了解についての道の考えは、現行4町村の協定でも再稼働は協議事項ではないことを理由に、16市町村は事前了解の対象としない方向のようです。7月28日付けの北海道新聞によれば、中松市長も周辺4町村とは少し違う感じで対応していかざるを得ないと、同意範囲の拡大に慎重姿勢とのこと。

しかし、いったん原発で過酷事故が起きれば、被害は自治体の境界線にかかわらず拡大してしまうのは、福島第一原発の事故でも十分わかったはず。4町村だけに判断を任せてよいはずはありません。なぜならUPZ及び周辺地域は万が一の際に、一番大きな被害を受ける可能性がある地域だからで、その地域の住民に再稼働同意等の権限がないというのは、日本国憲法第25条の生存権、第29条の財産権の規定に照らして許されないと考えます。

そこで、周辺4町村と同様の権限を認めるよう要望していくことを本市に望みますが、現段階での安全確認協定に対する市長のお考えを直接お聞かせください。

最低限、国の拡散シミュレーション公開後となる、道によるUPZ範囲指定、道原子力防災計画の見直しの前に、安全確認協定だけを単体で締結しないよう求めますが、いかがでしょうか。

泊原発再稼働の同意範囲についての市長のお考えをお聞かせください。

また、この同意範囲は本市を含めたできるだけ広範囲にするよう、道、北電に要望すべきです、いかがでしょうか。

肝心なことは、原発が事故を起こさないよう自治体がしっかり監視をしていくこと、万が一事故の際には、市民の生命を絶対的に守り抜くシステムを整備することです。安全確認協定と地域防災計画はそのかなめです。間違っても泊原発再稼働の地ならしのためのものにならないよう、慎重な判断をお願いします。

次に、いじめ問題への本市の対応について伺います。

大津市でいじめに遭っていた中学校2年生の男子が自殺した問題を受け、学校現場の教員や教育委員会へ批判が集中しています。生徒間のいじめが重大な事態に至るという事例については、これは決して他人事ではなく、本市においてもいつ起きてもおかしくない。実際程度の差はあるにしても、こういういじめという事例は途切れることなく起きていると考えたほうが問題の把握に間違いはないと思います。

こうした状況の中、教育行政側からは、7月13日の文部科学大臣談話で子供たちの命を守るための迅速かつ適切な取組を求めています。また、道教委より8月に緊急メッセージ、「いじめをなくしかけが

えのない子どもたちの生命（いのち）を守るために」が出され、その中で道教委は、いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立ち、各学校の取組状況を十分把握し、家族や地域の方々と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に全力で取り組んでいくとのことでした。

そこでまず、大津市の事例について、特に今回の大津市教委の対応について教育長の率直な感想をお聞かせください。

また、小樽市教育委員会として重大事例発生に備え、適切な判断をするために、この事例の分析や大津市のこのような事態を想定し、シミュレーションしておくべきと考えますが、いかがでしょうか。

現段階での市内小・中学校のいじめ問題の事例の把握について、その方法と現状はどうなっていますか、答えられる範囲でお答えください。

現段階でいじめの事例を把握した場合の市教委や学校現場の対応について、その内容をお示しく下さい。

どうすれば教育現場においていじめを早期に発見し、深刻化を防ぐことができるのか、市教委としての考えと今後の取組についてお聞かせください。

さらに、二つの側面から伺います。

1点目は、携帯電話、情報ツール等といじめ事例とのかかわり、子供たちへの影響と対処についてです。

使い方によっては、この上なく便利で有用なものですが、今や小・中学校の生活面での問題事例の半数以上がネット、携帯電話絡みです。情報の無防備な公開、流出、それを悪用する大人、グループの存在、一方、次々と登場する新技術、機能、それに追いつけない保護者や教職員、それでもスマートフォンを欲しがらる子供に与えてしまう保護者がいます。

いじめとの関連で見ると、いじめメール、なりすましメール、写真を隠し撮りされ無断でネット上に公開されるなど、本市でも数多くの事例が見られます。大津市の例でも、いじめ動画がネット上に公開され、いったん問題がネット上で騒がれると、被害者も加害者もその家族、級友まで洗いざらい情報がさらされ、消すことができなくなりました。プライバシーも個人情報保護も関係なしです。その意味では、いじめ被害者だけでなく、加害者も守らなければならない現実があります。そういう厳しい現実に対応する教育委員会の情報モラル教育に対する基本的姿勢をお聞かせください。

市内のネット上のいじめの実態に関する情報収集は、主に道教委、小樽市情報モラル対策委員会のネットパトロールによって行われているようですが、その状況はどうなっていますか。

事例があった場合の対応方法と解決事例を、また小樽市情報モラル対策委員会について組織や目的、活動内容、予算についてお聞かせください。

いったん問題がネットに絡むと解決が非常に難しくなります。その場合、学校側や各家庭がどこに相談すればよいかわからない。特に、市内で解決のための身近な、そして最新情報に対応した相談場所が少ない。そういう声をよく聞きます。現在、ネットいじめの相談に対応した機関はどこでしょうか。

根本的対策は、家庭、学校で、一層情報教育や人権教育を進めることと考えます。大変厳しい状況ではありますが、最新情報による啓発啓蒙活動、指導が必要です。教員も学び、学校現場での子供たちへの学習の場で扱うべきと考えますが、いかがでしょうか。

市教委の進める携10運動がこの問題に果たす役割をお聞かせください。

この問題に関する小・中・高の連携が大切と考えます。市教委のお考えを、また具体的対応等があればお示しく下さい。

2点目は、いじめ等の問題事例に対応する現場の教職員についてです。

今回の大津市や全国のほかの例でも、さまざまな原因の中でとりわけ問題視されるのは、やはり直接生徒とかかわる担任の教員の学級経営、その指導力についてです。いじめを発見できなかった、黙認した、被害生徒、加害生徒両者に適切な指導ができなかった、保護者や管理職に事実を報告しなかった等の問題点が指摘されます。しかし、なぜ教員がそのような子供を守るという基本的なことができなくなってしまったのでしょうか。

もともと子供たちの成長をみずからの喜びに変えられること、教員という職業に対する責任感など、教員の基本的資質があるからこそ難関の採用試験に合格し、教員になっているはずですが。教員は授業が終わった放課後に、教室や部活動、委員会活動のときに生徒たちとさまざまな話をします。そうしたかわりの中で少しずつ信頼関係を築き、子供たちの悩みや学校に対する要望や不満を聞いたり、中にはクラス内のいじめについての相談をしてくれる場合もあります。経験上、いじめの発見は対応マニュアルに書いてあるような生徒観察による場合もありますが、ふだんから一緒に生活している級友から、又はその話を家で聞いた保護者から担任への情報提供や告発による場合もありました。子供たちに黙って見てられない、そういう行為は許せないという問題意識がなければ、教員や保護者に知らせることはありませんし、そこに信頼関係がなければなおさらです。また、教員同士が生徒についての各授業中や部活時の様子などを情報交換したりして子供を多面的にとらえていました。

ところが現在、放課後は報告文書づくり、生活指導関係やさまざまな会議や打合せでその貴重な時間をなかなかとれないのが実情です。結果、子供たちと向き合う余力をなくし、いじめ発見のアンテナが極端に弱くなってしまっています。教員の多忙化による子供たちとのかわりの希薄化、教員間の情報共有の欠如、そのような状況を市教委は把握しておられると思いますが、教員の多忙化を解消し、児童・生徒とともに活動する時間確保のための施策は進んでいますか。

また、さらなる対策や道教委への働きかけをお願いしたいが、いかがでしょうか。

この問題の本来的、根本的解決方法は、子どもの権利条約にもあるとおり、自他の権利を尊重し、認め合うこと、その精神を子供たちの中に育てることです。そのためには、個々の教員の力量に頼るのには限界があります。学校全体のプログラム、活動として、いじめを許さないという人権意識を育てる方針を打ち出し、生徒会、児童会を中心に話し合いによる問題解決能力を育てる具体的な取組を進めることが一見遠回りに感じますが、大切なことです。市教委は学校でのそうした取組を働きかけ支援していくべきと考えます。

最後に、小樽市指定歴史的建造物旧寿原邸について伺います。

本市東雲町8番1号、水天宮の北側に建つ旧寿原邸は、大正元年に小豆将軍と呼ばれ、北のウォール街を実現した人物の一人とされる高橋直治氏が建て、その後昭和に入って、小樽を代表する実業家で、小樽商工会議所会頭、小樽市議会議員を歴任された寿原外吉氏の手渡し、その別邸となったそうです。1985年に外吉氏が亡くなり、妻のハツエさんがお世話になったお礼にと、土地建物その他の資産とともに翌年小樽市に寄贈されました。現在、土・日・祝日に一般公開されています。私も何度も訪ね、じっくりと見せていただきました。急な傾斜地に建てられ、母屋から上手に二つのそれぞれ和と洋の接客棟を連ねています。庭園は斜面を3段に地割りし、上段には和室に面して池を配した日本庭園があり、中段には洋間に大きな六角雪見灯籠を配し、下段では小樽港を見下ろすことができるようになっています。大正、昭和初期のぜいたくな和洋折衷建築とそれに合わせた庭園との変化に富んだ組合せが、小樽市指定歴史的建造物第27号として指定された理由とのことです。

関係する方にお話を伺ったところでは、特に大正年間に建てられた上段の和室客間は、上質な木材をふんだんに使って当時の木材建築技術の粋を尽くしたものですし、建物の土台の石積みや玄関の門柱の

見事さはまさにそこだけでも美術的、建築史的にも価値のあるものだと感じました。同じ市の資産である旧日本郵船株式会社小樽支店や祝津の鯨御殿のような見栄えのよさ、大きさはありませんが、当時の小樽商人の羽振りのよさや粋を静かに感じさせるこの旧寿原邸を同じように後世に残しておくべきです。

しかし現在、この旧寿原邸は大変残念なことに、建物、庭園ともに、傷みや荒廃が激しく、往時をしのぶ姿もなくなりかけています。見かねた市民やNPO法人、ビジット・オタル・プロジェクトの皆さんがボランティアで掃除や庭の手入れをしてくれているのが現状です。その皆さんのお話では、先日来の大雨で建物内の数十か所で雨漏りがひどくなって、専門家によると、天井に相当量の水が滞留している可能性があるとのこと。この冬に耐えられるのか、また公開時に不測の事態が起きはしないか、心労が絶えない毎日だそうです。

私たち民主党・市民連合は、この7月の会派視察で、愛媛県大洲市が管理する臥龍山荘を視察してきました。肱川流域随一の景勝地に臨む3,000坪の山荘で、もともとは大洲藩藩主の別荘として築かれた歴史があるものの、明治に入り、補修もされず、自然に荒れゆくままだったのですが、明治の貿易商、河内寅次郎氏が旧寿原邸と同時期の明治40年まで10年をかけて現在の臥龍院などの数寄屋造りの三つの建物を築きました。それぞれ数寄を凝らした逸品ぞろいで、昭和31年9月に大洲の名勝として、大洲市文化財に指定され、大洲市教育委員会がここに専従の学芸員や管理者を配置し、大変丁寧に維持・管理し、その一方で、見学者のガイドもしていて、お話が大変興味深く、その内容や様子からこの施設と地域への愛着を感じました。

旧寿原邸とは規模も歴史も違いますが、本州に比べ、歴史の浅い北海道、小樽市としては貴重な歴史的建造物をどう扱っていくのかという点では、とても参考になる面があると感じました。

そこで、この旧寿原邸をかけがえのない本市の文化歴史的資産、観光資源としてこのまま朽ち果てさせることなく、きちんと管理・維持し、活用していく必要があると考え、その観点で質問をさせていただきます。

まず、旧寿原邸の市としての評価、その学術的、歴史的、観光資源的価値について、どう評価、位置づけしているのか、お示してください。

寄贈時の土地建物とその他の資産価値はどのくらいと押さえていたのか、お示してください。

旧寿原邸は、寿原家がお世話になった小樽市のために、市民に有効活用してほしいとの意図で寄贈されたと伺っています。当初は、市民の公民館や小樽市出身の若い芸術家が創作意欲を発露できるような施設にしてほしいという意向だったとも聞いています。市は寄贈者の意図をどの程度反映させた施設運営を実施してきたのでしょうか。

市が寄贈を受けてから現在までの経過と管理方法、使用状況、そのための維持管理費用は、またその用途はどうなっていますか。

旧寿原邸の具体的な損傷箇所を把握していますか、主な状況を報告してください。

ほかの例では、社会教育施設として旧日本郵船は教育委員会の所管、観光施設として鯨御殿は観光振興室の所管となっています。では、この旧寿原邸が現在公園緑地課の所管となっているのは、なぜでしょうか。

今後、市として旧寿原邸をどのように活用しようと考えていますか、ビジョンをお聞かせください。

市長はかねがね、市民力を生かした協働のまちづくりを提唱されています。今後の市民との協働に対する指針、模範例として、まずは現在この建物にかかわっている市民の皆さんのお話をお聞きし、その後、旧寿原邸の建設的ビジョンを明確に示し、第一義的には市が維持・管理についてしっかりと予算を

つけ、その上で、市民やNPOの皆さんと市が連携して管理・運営を進めるべきと考えます。しかし、それを示せないのであれば、旧寿原邸存続のための次善の策としてやむを得ず、民間や道への譲渡や委託、道の協働事業助成等を利用した民間との協働事業について検討したほうがよいのではないかと思います。どうでしょうか。

どちらにせよ、危機的状況にある小樽市の貴重な文化歴史遺産である旧寿原邸を、このまま手をこまねいて失うことのないよう、早急な措置を求めます。

以上、再質問を留保し、代表質問を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 佐々木秩議員の御質問にお答えします。

初めに、平成23年度決算について何点かお尋ねがありました。

まず、恒常的に赤字とならないための対策についてであります。一般会計の累積赤字は平成22年度に解消したものの、本来の意味での収支バランスがとれていない財政状況にあり、みずからの歳入に見合った歳出構造の下、災害などの不測の事態や年度間の財源の不均衡にも柔軟に対応し得る財務体質をつくり上げることが必要であります。市民の皆様へ一定の行政サービスを提供していくためには、安定した財政基盤が必要不可欠でありますので、引き続き財政健全化のため最大限の努力してまいりたいと考えております。

次に、地方交付税などについてであります。普通交付税と臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税は、平成15年度までは増加傾向にありましたが、16年度からの三位一体の改革による大幅な削減の影響などで19年度まで減少してきたところです。その後、各算定項目の見直しなどにより、回復傾向にありましたが、平成22年の国勢調査人口の大幅な減少により、23年度は前年度に比べ約3億9,000万円の減となったところです。また、歳入に占める割合は、市税収入の減少に伴い年々高まってきており、市財政に果たしている役割といたしましては、地方自治体が自由に使える一般財源であるとともに、市税と合わせて一般会計の歳入の約半分を占める貴重な財源であります。したがって、地方交付税については、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方税などの収入を的確に見込み、必要総額の確保が図られるべきものと考えております。

また、国に対しましては、これまでも地方交付税の総額の確保とともに、地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、国と地方の協議の場などにおいて協議を行い、地方の意見が十分に反映されるよう、北海道市長会などを通じて要望を行ってきたところであります。

次に、市税の推移とその分析についてですが、過去5年間の調定額と収入率は、平成19年度は187億円で80.7パーセント、20年度は191億円で80.2パーセント、21年度は185億円で78.3パーセント、22年度は184億円で77.2パーセント、23年度は184億円で75.4パーセントとなっております。収入率は年々下がっており、その内訳は現年度課税分はおおむね94パーセントで推移していますが、滞納繰越分が滞納繰越額の増加に伴い下がっており、それが全体の収入率を押し下げている原因となっております。

また、平成23年度の道内主要10市の収入率の平均は92.8パーセントとなっており、それと比較しても低い状況となっております。

次に、市税の収納対策の強化についてですが、これまでの主な取組としては、平成19年度には従前の納付催告中心の体制から差押え中心の体制に変更したほか、21年度には差し押さえた動産などの換価の

ために、インターネット公売を開始しました。さらに、平成22年度には市・道民税の滞納額の一部を北海道に引き継ぎ、北海道による直接徴収を実施しているほか、24年度からは滞納状況に応じて柔軟に対応するため、収納担当課の組織を係制からグループ制に変更し、収納体制の強化を図ったところです。今後も他都市の事例なども参考にしながら、収納対策の強化を図ってまいります。

次に、相談支援強化事業を行う必要性についてであります。特別支援学級の児童・生徒で、障害福祉サービスを利用していないために家庭での支援が困難となっていたり、通常学級でも発達障害が疑われる児童・生徒への対応に苦慮することがあると聞いております。本年5月、相談支援強化事業が北海道の補助対象になりましたことから、この補助金を活用して教育分野と福祉分野が連携し、これら児童・生徒や保護者への支援体制の構築に向け、相談支援体制の強化を図ることとし、本定例会での補正予算の提案となったものです。

また、具体的な事業内容ですが、業務は相談支援事業所に委託し、事業所が小・中学校を訪問して、サービス内容や事業所の役割などの情報提供をするとともに、発達障害が疑われる児童・生徒等の保護者に学校と連携して啓発するほか、保護者からの求めに応じて家庭訪問を行い、それら児童・生徒の情報等を教育分野と福祉分野が共有し、児童・生徒の特性に対応したサービス利用や保護者支援等を行うもので、本年度はこの事業により、こうした仕組みづくりの道筋をつけたいと考えております。

次に、この事業の進め方についてであります。教育委員会にはこの事業について概略はお知らせしているところですが、今後は家庭状況や児童・生徒に関する個人情報の共有の仕方などを具体的な取組内容について、校長会と協議を進めてまいります。

次に、こども発達支援センターなど関係諸機関との連携についてであります。教育分野と福祉分野の支援の一貫性を図るため、こども発達支援センター、児童相談所など、関係諸機関との連携を図ってまいります。

次に、国の放射性物質拡散シミュレーション公開と泊原発周辺16市町村との新たな安全確認協定案について何点か御質問がありました。

初めに、放射性物質拡散シミュレーションと地域防災計画ガイドラインについてであります。拡散シミュレーションにつきましては、8月に行われた北海道議会総務委員会の中で、この秋にはその予測結果が公表されると答弁されたと伺っております。また、地域防災計画ガイドラインにつきましては、7月末に行われた防災実務者会議の中で北海道から計画を策定する必要がある自治体に対し、参考として国の原子力防災計画マニュアル（案）が示されたものであります。

市の対応についてですが、今後、拡散シミュレーションの結果により、市の位置づけが異なることも踏まえ、防災実務者会議や計画策定ワーキンググループに参画し、今後の計画の策定に反映できるように取り組んでいるところであります。

次に、泊発電所に係る防災実務者会議についてであります。4月10日以降に5月18日と7月31日に2回の会議が開かれており、その主な内容として、平成24年度北海道原子力防災訓練の概要や国の原子力防災マニュアル（案）、さらには後志管内を対象とする安全確認協定（案）などについて説明が行われました。

次に、北海道の原子力防災訓練についてですが、本年度の訓練は10月24日に30キロメートル圏内の住民を30キロメートル圏外まで避難させることを重点項目として、陸上のほか、航空、海上輸送を利用して行われるものであり、北海道、管内市町村、関係省庁など、約250の機関や地域住民の参加により実施すると聞いております。本市としましては、30キロメートル圏内の避難住民を陸、海、空から合わせて約400名を、さらには船舶や多数の大型車両などを受け入れるとともに、緊急時通信連絡訓練につ

いても参加する予定であり、小樽としての対応について北海道と協議をしております。

なお、このたびの訓練はあくまでもUPZの範囲を30キロメートルに設定して行うものであり、本市としては避難者を受け入れる立場で、訓練に参加するものであります。今後の拡散シミュレーションの結果、本市がUPZの範囲に含まれることになった場合には、訓練内容について北海道と協議してまいりたいと考えております。

次に、安全確認協定（案）に対する考え方についてであります。これまでも北海道や北海道電力に対しましては、泊原子力発電所に関する情報の提供や意見を述べる仕組みになどについて要請した経緯があり、このたび、その内容が盛り込まれた協定案が示されたこと、さらには30キロメートル圏外の自治体も対象とされたことにつきましては、評価したいと考えております。

しかしながら、協定案の個別の条項につきましては、他の町村の意見も聞きながら、市としての考え方を整理している段階であり、今後、北海道と事務レベルでの協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、安全確認協定の締結についてですが、現在、北海道から示されている協定案は、UPZの圏内と圏外を区別することなく、16市町村が一体となって締結しようとするものであり、一方で原子力防災計画につきましては、UPZの圏内だけを対象としていることから、同計画の見直しにかかわらず、協定の締結が先行することもあり得ると考えております。

なお、協定の締結に当たっては、十分にその内容を精査し、本市を除く15町村の意見も聞きながら、市としての考え方をまとめてまいりたいと考えております。

次に、泊原発再稼働の同意範囲についてであります。原子力発電所の再稼働の地元同意については、本来、法的には義務づけられていないことから、現時点では北海道などに要望することは考えておりませんが、今後設置される国の原子力規制委員会の下で、同意などの手続も含め検討されていくものと伺っておりますので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、旧寿原邸について何点か御質問がありました。

初めに、旧寿原邸の市としての評価、位置づけについてであります。議員からもお話がありましたように、旧寿原邸は傾斜地を利用した建物や港を眼下に見下ろし、遠くは増毛連峰を一望する庭園など、小樽を代表する歴史的建造物であると認識しております。また、市で把握している資産は、土地と建物であります。寄贈された当時の評価額では、土地が1億2,000万円、建物が約2,000万円となっております。

次に、寄贈者の意図をどの程度反映させて施設運営をしてきたかについてであります。寄贈者から寄贈を受ける際に、市民庭園憩いの場として利用してもらいたいという意向が示されていたことから、市としては建物や港を一望できる庭園を維持・管理し、現在も夏場の土・日・祝日に市民や観光客に無料で開放しているところであります。

次に、寄贈を受けてから現在までの経緯などについてであります。市は当初から寄贈者の意向を受けて、市民に無料開放することとし、俳句、短歌、茶道などの文化団体のほか、老人クラブ、婦人団体などに利用されてきたところですが、ここ数年、利用者は減少傾向となっております。

また、維持管理費用やその用途についてであります。昭和61年度から平成23年度までの維持管理費の合計は約5,800万円であり、その内容は庭木の冬囲いや剪定、建物の清掃や管理人経費などです。

次に、損傷箇所についてであります。現在、屋根の雨漏りが発生しており、この雨水が天井にしみこむことにより、配電設備にも支障を来している状態です。このことから、現在修繕方法などに

ついて検討しているところであります。

次に、旧寿原邸の所管についてであります。建物だけではなく、眺望のよい庭園があることや、当初は公園的な利用も念頭にあったこと、また庭木の冬囲いや屋根の雪下ろしなどは公園の維持・管理と共通の業務であったことから、公園緑地課の所管になったものであります。

また、今後の活用についてであります。これまで同様に一般開放しながら、保全活用してまいりたいと考えております。

次に、民間との協働事業についてであります。これまでもNPOの事務所や体験工房などに貸したり、民間への譲渡などについても検討してきた経緯があります。旧寿原邸は市民の貴重な財産であることから、市民との協働で維持・管理に努めていくことは重要なことだと考えておりますので、今後市民や関係団体の皆さんの意見も参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 佐々木秩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、大津市教育委員会の対応などについての感想でございますが、まずはじめにより、児童・生徒がみずからの命を絶つという痛ましい事故が起こったことは、極めて遺憾なことであり、事態を深刻に受け止め、緊張感を持って推移を見守っております。

私としては、いじめの問題はどの子にもどの学校にも起こり得るものと考えており、学校においては、日ごろから子供たちの様子を把握することや、家庭とのコミュニケーションを図ることが最も大切であり、事案が起きた場合には、早期対応に努め、家庭と学校、教育委員会が一体となって解決に向け全力で取り組むことが大切であると考えております。

次に、いじめの問題の事例分析や事態を想定した対応などについてであります。小樽市教育委員会では、8月下旬に大津の問題をテーマに、事例の分析や本市における対応等について5名の教育委員で学習会を開いております。その中では、本市の学校においては教職員が日ごろから子供や保護者としてしっかり人間関係を築くこと、学校内における報告、連絡、相談体制を徹底し、組織的な対応をすること、教育委員会への迅速な報告と情報の共有化を図ることの必要性などについて話し合ったところであります。

市教委におきましては、これまでも校長会議を通じていじめの問題を含めた事件、事故などが発生した場合の危機管理体制について指導を行ってまいりましたが、今後とも市教委と学校、さらには関係機関との連携を強化し、個々の事例に応じて迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、現段階の本市のいじめの把握などについてであります。道教委による年2回のアンケート調査における6月期の状況では、小学校で9件、中学校で20件のいじめがありました。現段階ではすべてのいじめが解消されていると報告を受けております。

市教委では、道教委の調査以外にも学期ごとにいじめの実態と指導状況調査を独自に実施し、きめ細かな把握に努めております。

次に、いじめを把握した場合の市教委と学校の対応についてでございますが、事案によりさまざまな対応となりますが、学校では正確な情報を得るために、アンケートなどを実施し、該当する児童・生徒が特定される場合には、個別面談により事実確認を行い、再発防止を含め、保護者の理解と協力を得ながら指導を行っております。

なお、学校では該当する児童・生徒が複数の学校にまたがる場合や暴力や恐喝などの問題行動が伴い、事態が深刻化、長期化することが懸念される場合には、市教委に報告をし、市教委の指示の下、必要に

応じ警察、児童相談所などの関係機関と連携し、対応することとしております。

次に、いじめの深刻化を防ぐ手だてと今後の取組についてであります。いじめを深刻化させないため、学校においてはいじめはどの子にもどの学校でも起こり得るという危機意識を持って、教員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日ごろから児童・生徒及び家庭との人間関係を築き、わずかなサインもキャッチできるようにしておくこと、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、校長のリーダーシップの下、スピード感を持って組織的に取り組むことが重要であると考えております。

市教委としては、学校においていじめがあった場合には、学校だよりなどを通して、保護者や学校評議員などに知らせ、理解と協力を得ながらいじめの問題に取り組むよう、校長会を通じ指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、市教委の情報モラル教育に対する基本的な姿勢についてであります。本市では児童・生徒の携帯電話の所持率が高く、市内においてネット上の書き込みなどの事例が発生しております。各学校においては、技術・家庭科や道徳の時間などの授業の中で、ネットワーク上のルールやマナー、恐ろしさなどを身につけさせることが必要であると考えております。

次に、道教委と小樽市情報モラル対策委員会によるネットパトロールの状況などについてであります。道教委では民間会社に委託をして、ネットトラブル未然防止のためのネットパトロールなどの業務を行っており、小樽市内の学校にかかわる事例があった場合は、市教委に連絡が来るようになっております。これまでの事例としては、自分の名前やプロフィールなどの書き込みがあったことから、市教委から当該学校へ連絡し、学校において保護者に状況を説明し、書き込みの削除を求めるなどの対応を行っております。

また、小樽市情報モラル対策委員によるネットパトロールも随時実施しており、問題を発見した場合には、同様の対応をしております。

次に、小樽市情報モラル対策委員会についてであります。この委員会は生活指導委員会、教頭会、識者、実践者、教育委員会の計7名の委員で構成され、児童・生徒に情報社会における正しい判断や望ましい態度を育て、安全に生活するための危機回避の能力を育てる取組を推進することを目的に設置されたものであります。

この委員会では各委員が市内小・中学校における情報モラル教育の指導計画のモデルや保護者向けの啓発資料を作成したり、各研修会における講師を務めたりするなどの活動を行っており、教職員については業務の一環として、また民間の識者はボランティアで参加していただいております。

次に、ネットいじめの相談に対応している機関についてですが、書き込みなどの学校、保護者による特定が困難な場合や、掲示板等への誹謗中傷の書き込みがあって、削除に応じない場合などについては、警察や法務局に相談することが適切であると考えております。

次に、情報モラル教育にかかわる教員の研修についてでございます。情報通信ネットワークの進歩は目覚ましく、子供や保護者からのネットトラブルに関する学校への相談も素早く対応するためには、教員自身が最新の情報に触れ、知識を高める必要があると考えております。市教委では現在各教職員へのコンピュータの配備を進めており、教職員自身がインターネットなどに関する基本的な知識を習得するとともに、陰に潜む危険性について理解を深めていくことが必要でありますことから、市教委主催の研修会の見直しを行い、情報モラル教育に関する内容を取り入れ、教員の指導力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、携10運動の情報モラル問題に果たす役割についてでございます。本市の児童・生徒の携帯電話の所持率は全道、全国と比較してかなり高い状況にあるとともに、携帯電話を使用する時間も長くな

っていることから、家庭で勉強や読書をする時間が少ないこと、睡眠時間が不足して学校での授業に集中できないことなどへの懸念もありますので、大変憂慮すべき状況にあると認識しております。

市教委で推進しております携10運動とは、本市の子供たちの携帯電話の使用状況を改善するために、小樽市PTA連合会及び小樽市校長会と連携して、子供たちに携帯電話やインターネットを夜10時以降は使わせないことを各家庭に求める運動のことであります。この運動により家庭において携帯電話等の利用についてルールを親子で話し合うきっかけをつくり、全市的な取組となるよう期待をしているところでございます。

次に、情報モラル教育の推進にかかわる小・中・高の連携についてでございますが、情報モラル教育は学習指導要領の内容を踏まえ、各学校で作成した指導計画に従って実施されており、小・中・高それぞれの段階で確実に学習する必要があると考えております。また、情報モラルにかかわる問題については、小学校、中学校、高校の生徒指導担当者や市教委、警察などの関係機関で構成する小樽市学校生活指導協議会が設置されておりますので、その中で小中高校間の連携と情報交換のあり方を協議するなどの取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、教員の多忙化解消のための施策についてでございますが、道教委では教職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策をまとめ、学校等の事務処理体制の改善、調査等の業務見直しなどの項目についてみずから取組を行うとともに、市町村教育委員会及び各学校に対しても取組を求めているところであります。

平成23年2月、市内の各学校で調査を行ったところ、全校が時間外勤務縮減強調週間を設定しており、また各校の状況に応じ、効率的な会議運営をするための改善、校務分掌の見直しによる平準化、コンピュータを活用した校務処理体制の整備などの取組を行っているところであります。

教育委員会におきましては、校務処理の効率化等を図るため、平成22年度から各教職員へのコンピュータの配備を進めておりますが、今後は学校への各種調査についても精査を行うなど、引き続き校務の省力化に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

○17番(佐々木秩議員) 2点だけ再質問させていただきます。

1点目は、市長の御答弁では、泊原発再稼働の同意範囲については国の動向に注視してということでした。私のほうで新聞等の過去の報道を見ていたのですけれども、4月21日の北海道新聞に後志管内20市町村長のアンケートが出ておりました。その中で、市長の地元の範囲についての回答がありまして、そこには後志管内1市19町村を一つの圏域として地元の範囲に含めてほしいという考えが示されておりました。ここを見ますと、国の動向ということで、お考えが変化しているのではないかというふうに感じられるのですけれども、そこら辺のところの整合性というか、考え方に変化がもしあるのであれば、その理由をお聞かせ願いたいというふうに思います。

2点目は、ネットパトロール、それから情報モラル対策委員会について教育長に再度伺います。情報モラル対策委員会、先ほどお話のあった組織で活動されているということですが、その中の一人とお会いして、特に民間の識者と言われる方にお会いしてお話を伺ったところによりますと、実質的にネットパトロールを情報モラル対策委員会の中でやっておられる方は一人という状態で、その方が昼食をとる間もなく一人でネットをパトロールしているということなのです。そういう状況の中で行われる情報モラル対策委員会なのですが、先ほどの御説明をよく聞いていますと、予算はついていないということですから、そういう中で行われているというのは非常に寂しいかと。できれば、この情報モラル対

策委員会を、法務局や警察という少し離れたところの相談所ではなくて、もう少し組織としてきちんと整備して、相談専門の人を置いて、市内の保護者や教員、児童・生徒が相談できる、そして啓蒙活動やネットパトロールもしていくような、そういう少し実効性のある対策ができるように発展させていただけないかという提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 佐々木秩議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの泊原発の関係でありますけれども、再稼働については国の動向ということで私は先ほど答弁させていただきました。今日の昼のNHKニュースを見ておりますと、原子力規制委員会が今月19日に立ち上がるというようなニュースがありました。また、同時に原子力規制委員の任命も同じようにするというところでありますけれども、基本的には原子力発電所の再稼働については、国の判断で行うのだろうというふうに思っております。

地元の自治体の意向ということについては、現在もそのようになっていないわけでごさいます、私も北海道新聞の取材でどういうふうに答えたか定かではありませんけれども、私の責務としては、小樽市民の安心・安全を守ることが本当に大前提だということを今までも繰り返し申し上げてまいりました。その中で、安全確認協定というのは、それまでは地元4町村だけとの協定でありましたので、本市といたしましては、やはり泊原発に関する情報の提供、それからこれに対する意見を述べる機会、こういったことも本市にも与えてほしいということで今まで取り組んできたわけです。それは本市単独でそういう取組をしても極めて弱いわけでごさいますから、やはり泊原子力発電所のあるこの後志管内20市町村が一つになって取り組んでいきたいと思いますというのでやってきたわけでごさいます。そのため、私どもも昨年からでありますけれども、後志町村会19町村の皆さんと一緒に道や北海道電力にそういう要望をしてきたところでございます。その結果、道や北海道電力が新しい安全確認協定については、後志管内20市町村を入れたいというふうになったわけでごさいます。

なお、この安全確認協定については、地元の4町村は別のくくりでごさいます、残りの16市町村については新しい安全確認協定の対象ということであって、これは本市と北海道電力と北海道と協定を結ぶということではありませんので、御理解いただきたいのです。これは要するに4町村を除く16市町村が連名で協定を結ぶということですから、昨日来からの答弁の中でも、本市のほかの15町村との動き、15町村の考え方なども勘案して、この新しい安全確認協定に取り組んでいきたいと申し上げてきたわけでごさいます。

ですから、議員がおっしゃるように、7月でしょうか、私も今頭の中に入っていないけれども、いずれにしても国の動向ということは、原子力規制委員会が設立して、そちらのほうで泊原発だけではありませんけれども、全国の原子力発電所の再稼働について判断するというところでございますので、それで私は国の動向を見極めていきたいと答弁したということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） ネットパトロールの体制についてでございますが、できれば予算があれば民間に委託してということが一番いいのかもしれませんが、本市の財政状況を考えれば、大変難しいものがあります。ただ、現在、道教委から非常勤でありますけれども、一人コンピュータに詳しい事務職員の

定数をもらって校内LANなどの研究をしていただいておりますので、来年度も引き続きそういう職員を活用して、ネットパトロールに詳しいその人を講師として、学校の教職員にコンピュータのネットパトロールの方法などについて伝達していただく、又は研修会などで教職員に数多く技術を学んでもらって、人数が多くなれば、交代でパトロールもできますので、そういう体制で当面は行っていかうかというふうには思いますが、ただ、今後もこの情報モラルに関しては、年々どんどん新しい技術が進展していくということもございますので、当面はその対策で、将来的にはある程度お金をかけた体制も考えなければならぬかなというふうには考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

○17番(佐々木秩議員) 教職員にネットパトロールをするための技術を教えるというお話もありましたが、先ほども言いましたように、教職員にはこれ以上ネットパトロールをするという余裕は全くありません。私の友人で一人生活指導を担当した者がいますが、何か月間かネットパトロールをやって、精神的に追い込まれて、ついにそれはできないということで断念しました。それほど大変な作業だというふうに思いますので、できたら専門のことでおっしゃれるような方向でもう少し検討をお願いしたいと思います。

次に、市長の御答弁で少し理解できないような部分もあったものですから、伺いたいですけれども、国がそういうことをやっていくというのに注視してということはわかりましたが、市長がおっしゃるように、市民の安全・安心を第一にということであれば、小樽市を守る立場で、市長が確かな見識を持ってしっかりとこの再稼働について判断をするという考えをきちんと持っているということは、非常に大切なことだと思いますので、そこのところはきちんと主張をしていただけるようお願いしたいと思います。

どうしても、この再稼働の問題については、電力の需給や経済性の問題になりそうですけれども、それよりもやはり小樽・後志に住む人たちの安全第一だとおっしゃる市長のお気持ちを生かした形で、対応していただけるようお願いしたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 佐々木秩議員の再々質問にお答えいたします。

私がかねてから申し上げますように、原子力発電所についてはやはり安全・安心、こういったものが見えなければ、なかなか再稼働ということについてもしてはいけないのだろうというふうに、私自身も思っているところでございます。ただ、小樽市がそれを認可するかしないかというのは、そういうことではありませんので、国の動向を見極めてというふうに申し上げているのであって、私は常々申し上げているのは、やはり安全を第一に考えて取り組んでいただきたいということで、これは道に対しても北海道電力に対しても常日ごろ言っているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) ネットパトロールの必要性については、十分認識しておりますので、今後ともその体制についてどうあるべきかということについて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 佐々木秩議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時31分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

○4番（吹田友三郎議員） 平成24年第3回定例会に当たり、一新小樽を代表して質問させていただきます。

初めに、本市の財政収入の主なものは市民税、固定資産税であり、年次的に見ますと、市民税では20年前の平成3年度では個人市民税が58億4,800万円、そして10年前の平成13年度では45億8,600万円、昨平成23年度では43億1,800万円と、人口減少の中で24ポイントの減少となっています。これに比べ、法人市民税は20年前の平成3年度では27億2,800万円、10年前の平成13年度では13億1,300万円、そして平成23年度では13億3,700万円と20年前に比較して51パーセントの減少となっております。固定資産税では土地、家屋、償却資産があり、土地については20年前の平成3年度では14億4,800万円、10年前の平成13年度では19億3,200万円、平成23年度では12億2,700万円と、20年前より13.5パーセントの減少です。家屋は20年前の平成3年度では26億3,100万円、10年前の平成13年度では41億700万円、昨平成23年度では37億6,000万円と20年前と比較しますと42.9パーセントの増加となっております。

このように税収を見てまいりますと、これから本市の進むべき道は、市民の住みやすい環境は負担の少ないことが重要であり、常に言われることは税金が高いとの言葉をいただきますことを改善すること、法人市民税の増収を図るためには、グローバルな企業展開ができる企業の誘致、育成が急務であり、企業誘致、育成の中で、本社機能を本市に置くことが重要であり、このことにより大きな雇用の機会が出てくると考えますので、市長は長らく銀行経営にも携わっておられましたので、この点についてどのように進められるか、お尋ねいたします。

私は、今後の地方自治体の運営には、毎年度の事業費を節約し、将来に必要となる資金の積立てを行うこと、福島市では震災前の2月に市庁舎を免震構造で建て直し、震災時には全く被害を受けずに、市民サービスが行われたのです。この市庁舎の建設資金は、42年前に議会も含め先人が庁舎建設基金として積立てを行い、全く市債を組むことがなかったとのことです。庁舎は平成23年度に西棟の建設を予定しておりましたが、除染作業を優先し、建設を先延ばししたそうです。福島市は資金を用意して事業を進めるやり方で、これはいかに節減して後世のために蓄えるというすばらしいやり方であると感銘しました。福島市は人口29万人ほどで、市会議員が38名と7,600人に1人という中で議会運営が行われており、このようなことも基金の財源となっているものと考えます。

本市も借金をつくらず、事業を進める方法を取り入れることが必要と思います。例えば、新市立病院を建設した段階で建替え用の資金の積立てを経営努力で行うことなど、市長は本市の事業運営の基本をここに置くべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、本市の少子化は住民基本台帳のデータから見ますと、出生数は平成10年までは何とか1,000人台を保っておりましたが、平成11年には900人台、平成16年には800人をわずかに超えましたが、翌平成17年には700人台へと進みました。昨年、平成23年には688人と危機的を超えている状況で、今年も7月までの出生数は367人、年平均に換算すると629人となります。急激な減少に対する施策は現在どちらも持ち合わせていないと思っております。

この問題は市町村で対応できる問題とは思いません。視点を広げ、北海道の子育てを取り巻く動向を見ますと、戦後の第1次ベビーブームの昭和25年では14万7,055人が生まれましたが、60年後の平成22年には4万158人と、3割弱まで減少しております。合計特殊出生率から見ても、最近の北海道は1.1台から1.2台に低迷しており、全国は大体1.3台となっており、若干上回っているようです。道は少子化の影響について、子供への影響として、子供の自主性、社会性が育ちにくくなる、社会面への影響は家族の形態の変容、高齢社会等による地域活力の低下、経済面への影響として、労働力の減少などによる経済成長への悪影響を危惧しております。このことは本市も全く同様と考えております。

北海道は、平成9年度に北海道エンゼルプランをスタートさせ、平成16年10月19日に「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を制定し、「北の大地子ども未来づくり北海道計画」の第1期計画を17年度から21年度、そして現在進行しております第2期計画を22年度から26年度の間、取り組んでおります。北海道の第2期「北の大地子ども未来づくり北海道計画」の保育サービスの取組の数値目標については、地域子育て支援拠点事業は、平成20年度実績で220か所を、平成26年度目標は313か所に拡大、通常保育児数は20年度で6万5,322人ですが、26年度では6万6,228人に拡大、延長保育は20年度実績で369か所から26年度目標は537か所へ、休日保育は19か所から55か所へ、病児・病後児保育は15か所から50か所へ、一時預かりは240か所から377か所へ、トワイライトステイは5市町村から9市町村へ、ショートステイは21市町村から23市町村へ、ファミリーサポートセンターは31か所から56か所ほど拡大する計画となっております。

本市もおたる子育てプランとして、次世代育成支援行動計画において進めておりますが、本市の出生数の回復には環境整備も手法の大きな要素であり、北海道の計画に連動させて乳児保育の充実、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、そしてファミリーサポートセンターの拡充を図り、それらの事業費の財源負担を国、都道府県がしっかりと対応し、市町村が財政負担を極力減らすことが必要と考えますが、市長はどのようにお考えでおられますか、お伺いいたします。

ここで、前から申し上げておりますが、子供を産む産まないのは個人に任せたとしても、人間社会の構成要素が欠ける状態を放置することなく、その解消には経済的支援を含め、余裕があればもう少し子供を生み育ててみたいと考えている若い世代がおりますことは、さまざまな調査でわかっており、私は若い御夫婦が2人の子供までは御自身の責任で、3人目以降の子供については国が養育にかかる費用を補てんする保障をする仕組みをつくるのが一つの政策としてあると思います。

例えば、里親制度という大切な制度がありますが、この制度で子供を育てる費用として、北海道では里親に対する里親手当が1人目月額7万2,000円、2人目からは3万6,000円を加算、子供の生活費として、乳児の場合で1人につき月額5万4,980円などを支給しております。

私は社会的養育費用を考えたとき、先ほどの3人目からの国の負担は前述の負担を参考にしてよいものと考えており、3人目以降について特別養育手当、仮称であります、金額的に月額8万円から10万円程度で行うとよいと考えます。この手当は地域に対する経済効果は大いに期待でき、このような政策を国が進めることについて、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、このたびの提案の議案第25号及び第26号の工事請負変更契約について質問をさせていただきます。

議案第25号は長橋中学校校舎耐震補強ほか改修工事の工事費4億1,160万円を4億2,626万8,500円に、税抜きベースで1,397万円、3.4パーセント増額、また議案第26号では桜町中学校校舎耐震補強ほか改修工事の工事費2億6,483万1,000円を2億6,718万3,000円に、税抜きベースで222万円、0.84パーセントの増額の変更契約が提案されております。

ここでお尋ねいたします。

本市の公共事業はさまざま行われておりますが、このような変更が行われる原因、そして契約を変更する法的根拠はどのようになっておりますか。

また、議案を提案せずに変更契約が行われているケースもあると考えますが、そのような場合には、どのような部署のどのような方がかわり、そしてどなたが決めることになっておりますか、お伺いいたします。

このたびの変更契約には予算が伴っておりませんので、当初予算の範囲であることと思います。私はさまざまな工事契約の中で、当初の内容に大きな乖離が生じた場合に、その内容を精査し、変更も必要と思いますが、工事契約が当初よりも廉価で行われた場合には、契約金額の減額契約も考えられます。過去の変更契約で金額を増額したもの、また減額したもののその件数と金額はどのようになっておりますか、お尋ねいたします。

私は変更する場合のめどを、工事契約の5パーセントを超える場合、またその金額が当初契約金額から差し引いた額が工事予定金額の8割を切る場合に適用すべきと考えますが、市長はそのような基準をつくることはできませんか、お伺いいたします。

このたびの事案ではありませんが、公共事業の特定の業者しか対応できないものを除き、入札応札者が1社のみなどとなることは、そもそも競争という語句を使うのであれば、入札参加者の資格基準の拡大を図り、市民の血税をいかに適切、有効に使用するかを今後検討する必要があると考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、旅費についての問題に触れさせていただきます。

このたびの新聞紙上に旅費の二重払いというようなことが話題となっておりましたが、ここで出ておりますホテルノースシティの所有者、運営機関、ホテル建設の目的はどのようなものですか、お伺いいたします。

公務員が宿泊されるときは、公的私的を含め、宿泊費に助成金が出て、宿泊料として1泊3,910円で泊まることができるものです。この助成制度はどのような仕組みで行われておりますか、お伺いいたします。

本市の旅費規程では、宿泊料は甲地、乙地に分類し定額を支払っておりますが、私は議会の質問の中で、宿泊料の実費弁償を提案しております。そうすることは、職員の皆さんがさまざまな特典を利用し、安く宿泊することにより、本市の経費節減に寄与するものと思いますが、市長の御見解をお尋ねいたします。

東京には本市の東京事務所が都市センタービルにあり、ここは地方自治法第263条第2項の規定により設立された公益的法人の社団法人全国市有物件災害共済会が所有となっております。この法人は、火災、水災、震災、その他の災害について、全国各市の委託を受けて市の所有する財産が火災、水災、震災、その他の災害に被災したときに一定の損害の補償をすることを主な事業とした法人で、このビルは事務所部分の中に全国の市の東京事務所として賃貸で提供しているところもあり、本市は月30数万円、年間400万円弱の費用を払っているものです。そして、このビルはホテル機能も持っており、22階建てのすばらしい景観のホテルにもなっており、このホテルは全国各市職員は1泊1万2,600円の宿泊費が34パーセントオフの8,316円で宿泊できるようになっております。このホテルの運営は民間に委託されておりますが、なぜ市職員が優遇されるようになっておりますか、お伺いいたします。

東京都内は現在の本市旅費規程では、甲地の宿泊料となっていると思いますが、その宿泊料はどのようになっていますか、お伺いいたします。

次に、今定例会の議案第1号の一般会計補正予算には保健所費当初予算9億4,002万6,000円の中で、予防費が前年度より8,671万3,000円減額の2億2,290万9,000円が計上されております。予防費には各種予防接種費として1億756万円が計上されております。このたび、提案されておりますことは、不活化ポリオワクチン、平成24年9月接種開始、そして4種混合ワクチン、ジフテリア、百日咳、破傷風、プラス不活化ポリオワクチン、平成24年11月接種開始、対象者は生後3月から90月に対する予防接種として新たに3,700万円の増額補正を組むこととなっております。この予防接種費は本市の単独事業としての負担となっております。乳幼児の健康には大変重要な施策で、積極的な負担は大変よいことではありますが、この負担は一般会計に影響するものと思います。

少子化対策の中で乳幼児の健康に関する責任の度合いを考えると、市町村が先行して対応してよいとしても、このような部分の負担は国がするべきと考えます。本市はこのような問題についてどのように考えておられますか、今後の取組についてお尋ねいたします。

また、各種予防接種の実施状況はどのようになっておりますか。そして、接種の完全実施の今後の取組についてどのように考えておられますか、お伺いいたします。

最後の質問となります。

いじめの問題についてであります。

学校生活の中でいじめの問題は、人間社会の縮図の一つとして戦後の教育の中で存在してきたものではないかと思えます。多くのいじめは、被害者がみずからの命を持って訴えなければ国民が関心を示さない、そして、そのことを教訓として生かされることなく、新たないじめが行われているのが現状ではないかと考えております。

私は、いじめの問題は幼少期から小学校の間にしっかりとした指導、教育によりいじめというものの定義、そして被害を受けた者の痛み、そしてそのことによる責任について丁寧な指導が必要と考えております。いじめは遊びの中のものなどという加害者がおりますが、そのくらい事の重大さを認識していないものと思われま。今日のいじめは大変根深く、その件数も全国的には非常に大きいものと思えます。このような中で、被害者を確実に救うことを最優先に進めることが必要であると考えます。

そこで、教育委員会にお尋ねいたします。

いじめの本市における定義となるものは、どのような事象と考えておりますか。

学校においていじめの事実の確認が行われた場合は、どのように対応されるようにマニュアル化しておりますか。

いじめの対応にはどのような関係機関、そして関係者のかかわりにより問題の解決をしているのですか、お尋ねいたします。

私は、精神的な苦痛を含め、被害者が傷害を受けた場合には、警察への届出、そして警察がかかわると考えており、教育委員会、そして学校現場はどのような事態のときにみずからの責任でそのような行動をとることとなりますか、お伺いします。

学校内で行われているいじめの事実を教員が確認したときは、児童虐待の対応においても行っておりますように、その証拠の保存が必要であります。その後の裁判等における被害者の救済に重要なものであり、その取扱いはどのように規定されておりますか。

また、裁判等におきましては、業務上で知り得たことについては、教育委員会において業務命令で証言をさせることが必要と思われま。この点についてどのような取扱いとなっておりますか、お伺いいたします。

このたびの滋賀県大津市の事件では、尊い命が失われ、とても心が痛んでおります。教育委員会、そ

して学校の対応は、立場の弱い被害者への対応は全くなっておらず、いじめを防ぐ取扱いにも保身と事なかれ主義がはっきりと読み取れるところであります。そして、加害者側は裁判で遊びの中であり、自分たちは罪には当たらないと言っており、事の重大さを全く感じていないものであります。

私は、今回の事件で現場の教員が殴られて重傷を負ったとの報道がされておりましたので、滋賀県の教育委員会にこの件を問い合わせましたところ、県ではこの傷害事件について確認がとれていないので内容がわからないということです。県では市教育委員会からの報告もないとのことですが、私にすれば教員は県の職員であり、労働災害としての対応がされるべきと考えておりますが、全くそのようになっておらず、一般の健康保険の範囲で治療がされていることが推察されます。

そこで、お伺いします。

本市でこのような事案が発生した場合には、労働災害の対応でしっかりと教員を守ることになっておりますか。

また、けがが第三者行為による場合には、第三者加害事案として共済保険は使えないことを、教育委員会、学校そして教員が認識されておりますか。そして、そのような手続をされておりますか、お伺いいたします。

道の教育委員会に尋ねましたところ、23年度で教職員の公務災害は400件ほどであり、そのうち9件が児童・生徒からの事案として管理されています。ただし、児童・生徒が関係した労働災害については、その後の第三者加害の対応、内容については全く把握していないとのことで、教職員個人がそのことを進めなければならないとの認識となりました。

本市では、道費教員の公務災害はここ5年間で21件あり、そのうち第三者加害件数は3件、うち児童加害件数は1件、平成20年度に発生とのことですが、特に第三者加害件数の事件について、どのようなかわりを教育委員会は持ちましたか、お伺いいたします。

私は、生徒加害の場合には、医療費、休業補償、慰謝料等の第三者、つまり加害者にしっかりと対応させることにより、事の重大さを認識させ、将来にわたり犯罪を犯さない人づくりをすることが必要だと思いますが、教育長はどのようにお考えですか、お伺いいたします。

5日の報道では、文部科学大臣がいじめの問題は地方の教育委員会、学校に対応してもらい、国が積極的な関与をしてこなかったと言ってありますが、今後は各学校に必要な人的配置、スクールカウンセラー等について、重大な事案が発生したときにはとの発言をしておりましたが、直らない学校の環境に対して、国、都道府県、市町村の教育関係者が一体となって取り組むことが最優先であると思います。何度も続く尊い命が失われることについては、最終的には最高責任者の文部科学大臣が責任をとるべきと考えます。

東京都品川区では、いじめの加害者の児童・生徒から被害者を守るため、出席停止処分を積極的に進めることが関係者の会議の中で説明されておりました。これは規則で行うことができるものですが、本市では過去にいじめ等でこのような措置をとったことがありますか。

その停止の理由、ここ10年ほどの件数、そしてその結果の評価について教育長にお尋ねいたします。

このいじめの問題が本市では1件もなくなるようにしていただきたいと思いますが、教育長のいじめ問題に対する基本姿勢を最後にお聞きいたしたいと思います。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) 吹田議員の御質問にお答えします。

初めに、財政にかかわることについてお尋ねがありました。

その中で、法人市民税の増収についての取組であります。企業誘致は税収増や雇用機会の拡大につながることから、極めて重要であると考えております。御提案のとおり、企業の本社機能が本市に置かれることで、市内従業員数が増え、さらに税収増につながることも考えられます。このため、本年11月に首都圏の企業を対象として、企業立地トップセミナーを東京で開催し、小樽のブランド力と企業立地の優位性についてプレゼンテーションを行います。このセミナーは本市で初めての試みとなりますが、これを契機として参加企業との緊密な関係を構築し、今後も個別に企業を訪問するなど、本市への企業立地促進に向けたさらなるアプローチを図っていきたくと考えております。

次に、将来必要な資金は積立てを行い、借金をつくらずに事業を進めることを事業運営の基本に置くべきとのことですが、本市の財政状況は平成22年度に一般会計の累積赤字を解消したものの、24年度の予算編成においては、除雪費の予算計上を一部留保し、収支均衡を図っており、公共施設等の整備のために積立てを行える状況にはないところであります。

また、財政運営はみずからの歳入に見合った歳出構造の下で行われることが基本ですが、学校や病院など、公共施設等の建設事業には単年度で多額の財源が必要となることから、その所要資金を調達し、事業の円滑な執行を確保するとともに、建設時の住民だけではなく、将来便益を受けることとなる後世代の住民にも負担してもらうという、住民負担の世代間の公平という視点などから、地方債制度が認められているところです。

いずれにいたしましても、地方債の発行は将来に債務を残すものでありますので、今後とも市民ニーズを踏まえ、事業を厳選していきたくと考えております。

次に、少子化にかかわることについて御質問がありました。

まず、子育て環境の整備と市町村の財政負担についてであります。病児・病後児保育や休日保育などの保育サービスについては、財政措置の拡充が図られるよう、全国市長会において国に要望しております。

次に、3人目以降の子供を生み育てる場合、国が負担する月額8万円ないし10万円の特別養育手当を創設すべきとの御意見についてですが、こうした手当支給は子育て世帯の経済的な負担軽減につながるものであります。仕事と家庭を両立できる雇用環境の整備や多様化するニーズに対応した子育て支援なども必要であると考えており、今後も国において実効性ある少子化対策を、財政負担も含めて総合的に推進していただく必要があると考えております。

次に、議案第25号及び第26号にかかわることについてお尋ねがありました。

初めに、設計変更が行われる原因と法的根拠についてであります。設計変更の理由は主に設計図書と工事現場の状況が異なる場合や発注者の都合による場合等が原因と考えられますが、特に本市では発注する工事が多くが当初設計において工事数量の全部又は一部を概数で積算し、契約後に工事を進めていく中で数量の確定を行う手法をとっていることによるものであります。

また、法的根拠につきましては、契約書における条件変更等の条項に基づき、発注者と請負人が協議して行うことができることとなっております。

次に、契約変更する場合、どの部署がどのようにかかわって決定者はだれかとのことについてであります。設計変更の必要が生じた場合、初めに工事の予算を持ち、工事の設計監督を依頼する部と設計監督を行い工事を担当する部で予算措置と工事施工の整合性などの協議を行い、設計内容及び仕様書を

作成します。その決定者は事務専決規定に基づき工事を担当する部の部長若しくは課長になります。次に、その変更内容に基づき、契約を担当する部において工事請負者と契約変更の事務を行っております。

次に、過去の変更契約の増額と減額の件数の変更などについてであります。請負金額500万円以上の工事ですが、平成21年度の増額は46件で約1億2,673万円の増、減額は9件で約976万円の減、平成22年度の増額は40件で約5,807万円の増、減額は14件で約2,352万円の減、平成23年度の増額は54件で約1億8,393万円の増、減額は13件で約833万円の減となっております。

次に、契約変更する額の基準をつくることについてであります。契約を締結する際、市と請負人は設計図書の内容を同意し、契約締結していることから、設計内容に増減が生じた場合、その変更内容に即した契約変更を行うことが基本と考えておりますので、契約変更する額の基準をつくることは考えておりません。

次に、入札参加資格基準の拡大を図り、競争性を高めることについてであります。複数の入札参加者による入札は、競争性を高めるためには重要なことですが、安心で安全な質の高い施設をつくるためには、入札参加者についての技術者や施工実績など一定の参加基準の設定は必要であります。全国的に、より競争性を高めるため、入札方法の検討は行っているところでありますが、本市におきましても、他都市の例を参考に、今後も引き続き競争性を高めた入札方法を検討してまいりたいと考えております。

旅費について何点か御質問がありました。

まず、ホテルノースシティにつきましては、北海道都市職員共済組合が所有、運営し、組合員及びその家族の保養、元気回復を目的に建設されたものです。

次に、宿泊費の助成制度の仕組みにつきましては、組合員及びその家族がホテルに宿泊する際に、組合員証を提示の上、フロントに常備している直営宿泊施設利用券に必要事項を記載して提出することにより、宿泊費の一部が共済組合の事業費から助成されることとなっております。

次に、旅費の宿泊料についてであります。本市においては国に準じて旅費条例で宿泊料の支給を定額支給としております。実費支給とした場合には、金額の確認など事務が煩雑となり、その費用対効果を考えると、どの程度メリットがあるか不明であります。他都市の事例も研究しながら必要性がある場合には検討を行いたいと考えております。

次に、都市センターホテルについてであります。ホテルを含むビルについては全国の都市会議、各市の事務所、研修所及び宿泊施設などとしての利用を目的としております。ホテルについては、市関係者の利用を妨げない範囲において、一般の利用にも供するという趣旨から、一般利用料金を割高な設定にしていると聞いております。

次に、本市の宿泊料についてであります。旅費条例にその額が規定されており、東京都など甲地区地方における市長及び副市長の額は1万4,800円、一般職員の額は1万2,000円となっております。

次に、各種予防接種にかかわるお尋ねがありました。

まず、各種予防接種の費用負担についてであります。現在、国では任意で実施している水痘ワクチンやおたふく風邪ワクチンなどについても、予防接種法の定期接種に追加する検討を進めるなど、国の施策としてワクチンによる疾病予防を推進しています。公費負担となる定期接種は、地方交付税措置がなされていますが、種類が増えますと市町村の費用負担も増えることとなります。今後さまざまなワクチンが定期接種に追加されることを考えますと、安定的な接種体制を維持していくためには、国が接種費用に係る十分な財源を確保すべきと考えます。

このようなことから本市といたしましては、全国市長会を通じて十分な財源措置を求めてまいりたい

と考えています。

なお、このたびの第3回定例会で提案させていただきました不活化ポリオワクチンと4種混合ワクチンに係る各種予防接種費の補正予算につきましては、年度途中のため地方交付税措置がなされませんので、この点につきましては機会をとらえて国へ予算措置を求めていきたいと考えております。

次に、各種予防接種の接種率についてであります。平成23年度の実績では、主なものとしてBCGと3種混合ワクチンを挙げますと、接種率は95パーセント以上であります。麻しん、風疹ワクチンでは第1期が86.8パーセント、第2期が89.0パーセントと、国が目標としている95パーセントを下回っています。本市ではこれまでも予防接種予診票の個別配付のほか、広報おたるやホームページで接種勧奨を行っていますが、引き続き予防接種の必要性について啓発を行い、接種率の向上に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 吹田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、本市のいじめの定義についてでございますが、文部科学省によると、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、いじめとは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義をしております。本市においても同様の考え方で扱っております。

次に、いじめが確認された場合のマニュアルについてでございますが、教育委員会では、いじめや事故が発生した場合に、直ちに学校がとるべき初期対応、連絡すべき警察などの関係機関、校長会や教育委員会などとの連絡体制、学校内での役割分担、危機管理の際の心構えなどを示した危機管理体制の整備というマニュアルを作成し、各学校に配付をしております。

次に、いじめの解決について向けた関係機関のかかわりについてでございますが、学校はいじめの事実を確認をし、個々の事案により学校だけでは対応が困難な場合には、教育委員会に報告し、その助言を受けながら関係機関と連携し解決を図りますが、特に暴力や恐喝などがある場合には、警察や児童相談所などと連携を図って具体的な対応をすることがあります。また、民生委員からは、地域における家庭や子供の様子について伺ったり、スクールカウンセラーには子供たちの心のケアを行ってもらうことなど、いじめの解決に向けて取り組む場合もあります。

次に、いじめの問題にかかわり、どのような場合に警察に通報するかについてでございますが、文部科学省が9月5日に公表した「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」によりますと、いじめは犯罪行為に当たる可能性があるとの認識の下、学校や教育委員会の能力を超えて犯罪として取り扱われるべきと認められる事案に関しては、早期に警察に相談し、連携して対応するとともに、特に児童・生徒の生命、身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する必要があるとしております。教育委員会では、今後、各学校にこの趣旨の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、校内で教員がいじめの現場を確認したときの証拠保全などの対応についてでございますが、重大な傷害を負うなどのいじめの事案が発生した場合には、先に述べました文部科学省の取組方針に基づき、警察に通報し、証拠等の保全については警察の指示に従って行われるものと考えております。

次に、教職員が裁判で証言することについてでございますが、教職員には地方公務員法上、職務上知り得た情報の守秘義務があり、裁判で証言する場合は、市町村教育委員会の許可が必要となりますが、市町村教育委員会は法律に特別な定めがない場合、許可をすることになっております。

次に、教職員の公務中のけがについてでございますが、地方公務員災害補償法により、公務災害の適用

を受けることになっております。

次に、第三者加害による取扱いについてでございますが、教職員が公務中に第三者の加害行為によりけがをした場合、公務災害として認定されることとなります。この場合、当該職員の身分上の保障はされますが、治療費などの費用は加害者側が負担することとなります。なお、この制度については、各学校に事務の手引を配付しており、適切に手続が行われるものと承知しております。

次に、第三者加害による公務災害の対応についてであります。被災職員は公務災害の発生状況など必要事項を記入した公務災害認定請求書を作成し、学校に提出し、学校ではその内容を確認の上、教育委員会に提出することとなっております。教育委員会では学校から提出された書類の内容を精査の上、北海道教育委員会へ進達することとなっております。

次に、加害者及び保護者への対応についてでございますが、当該校の校長は加害者とその保護者に対し、学校における教員に対する暴力は絶対に許されない行為であることをしっかり指導するとともに、医療費や慰謝料などの負担を伴うなど、大きな社会的責任があることを説明することが求められております。教育委員会としては、今後、校長会などを通して、毅然とした態度でこのような事態に対応できるよう、指導してまいりたいと考えております。

次に、いじめ等による出席停止の措置についてでございますが、本市においては過去10年間に該当する事案はございません。

最後に、いじめの問題に対する基本姿勢についてでございますが、いじめはどの子供にもどの学校にも起こり得る問題であるという緊張感を常に持ちながら、子供たちにはいじめは絶対に許されない行為であるということを、徹底的に身につけさせることが何よりも重要であると考えております。そのためには、学校は日常のあらゆる教育活動において互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導などを行い、子供のわずかな変化にも見逃さず、保護者との信頼関係を築いておくことが大切であると考えております。このことを通して、小樽の子供たちが毎日明るく元気に登校できるよう、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

○4番(吹田友三郎議員) 再質問させていただきます。

まず、契約変更という問題について今、御答弁がありましたけれども、今回は1億5,000万円以上の契約ですから、議会に出てまいりましたけれども、それ以外のものは私たちには全然わからない形になっているのかなど。

今、市長の御答弁で、こういう形のことが通常に行われるようなイメージでお話しされたのかなと考えておまして、そうであれば、こちらのほうで入札が幾らで終わったというような感じのものが、これで工事が終わるといようなイメージには、今後ならないと考えたほうがいいですか。

いわゆるこの細かなもので、確かに毎年ここにあるのは、40件から50件の範囲で増額のものがありますよ。そうしますと、これらについて原課では必ずそういうのが来ることを想定しながら、その仕事に当たらなければだめだと、そういう状況になるのかと考えるのですけれども、私はそういう部分について、例えば今回もこういう形がありましたけれども、この中ではどの程度のものが当初の契約の中でおさめたものがあるのかと。このことは予算特別委員会で聞いたほうがいいのかもしれないけれども、ただ言えることは、大変失礼なのですけれども、今回の御答弁を聞いて、この契約というのは、全然最後の形にならないのだということを私としては感じまして、これで変更するという事はそれだけ皆さんの大変な事務的作業が要るのかと。現場の確認も含めて、原課の課長なり、それから契約の関係

の方なり、また場合によってはトップのほうで調整されると思いますけれども、そういう形のやり方というのはいかなるものかなど。これだけなるべく仕事を増やしたいという感じで考えているのであれば、この辺のところももう少し検討する必要があるのではないかと感じています。

それと、先ほどは私のほうで旅費の関係について定額でなく実費弁償という話をして、これは大変な作業が行われるのだという御答弁であったのですが、やはりそこにきちんと泊まったかどうかを確認できる作業というのは、やはりこれしかないとして考えておまして、そういう面ではきちんと甲地に泊まった、乙地に泊まったということを確認するためには、やはりそういう作業も必要な部分かと思っております。この辺について私はそういう部分で、例えば1万何千円の旅費が例えば3,000円で収まったとかだったら、その費用たるは私にすれば大変な費用の大きさだと。だから、これが1回に500円、1,000円違うなら私は何も問題がない、そこまで行かなくていいのかなど、こう考えていますけれども、この辺についてお考えをまたお尋ねしておきたいと考えています。

次に、いじめの問題の関係なのですが、この辺でこういう健康保険の使い方について、私は聞いた話だけですので、実際にそれを確認したものではありませんけれども、多くの場合は、教員が一般の健康保険を使って対応しているというのが現実だということは、長年そうやっていますよということとはよく聞くのです。だから、私はやはりそういうものについて、それは教員の判断でやってらっしゃるのか、それとも学校なり教育委員会のそういうある部分の指導でやってらっしゃるのかということについて、逆に言えば、しっかり聞きたいという感じがしております。古い教員、現場を離れた方々は、いや、こんなことはそもそも表に出したくないから、普通の健康保険で対応してますよというような話はよく聞く機会があるのです。

だから、それはやはり本来は法律を守ることを教えている方々ですから、正しいことを正しく教える方々が本来、そういうことをしないというのは私は大変問題があると考えておまして、やはりこういうものについても、そういうことがきちんと行われるような形のものというのは必要と考えますけれども、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

3点ありますけれども、それについて質問して、終わりたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） まず、議案第25号及び第26号については、担当部長から説明をさせていただきます。

旅費については、先ほど、国の基準によって定額でという答弁をさせていただきました。それを実費という吹田議員の御質問でありますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、実費となりますと、その後の事務が物すごく煩雑になりますので、その辺のメリット・デメリット勘案しながら検討していきたいというふうに思っております。

それから、ちなみに私のことでありますけれども、私は東京出張するときには1万4,800円を旅費条例でちょうどいしてしております。この旅費の中には宿泊と合わせて夕食、朝食も含まれているところがございます。都市センターホテルに泊りますと、大体部屋の料金が1万1,600円、1万1,000円はちょっと超えておりますけれども、それでございます。それから、あのホテルにはレストランと和食の食堂がありますけれども、レストランは大体朝食の会場になって、地下が和食で、これが夕食専用になっております。和食の夕食の代金は大体2,000円から6,000円ぐらいの価格でございます。それを私は最低の2,000円のを食べたいたします。それから、朝食は一律でございます。バイキングになっており

まして、1,500円でございます。そうすると、私は大体1万5,000円を超えるのです、これでいうと。でも、1万4,800円しかもらってないわけです。そのときに、今、吹田議員がおっしゃるように実費であれば、その上回った分ももらえばいいじゃないかと、こういうことなのでしょう。吹田議員の御質問は、実際には旅費の宿泊費は実際よりも多いのではないかと前提でお話をされているのではないかと、いうふうに思いますけれども、今の都市センターホテルに私が泊まるときの状況は、こういうことでございますので、御理解をいただきたいと思ひますし、それから実費と定額についてもただいま申し上げましたように、どちらのほうがよろしいのか、そのあたりもよく計算をして検討して取り扱っていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 財政部長。

○財政部長(堀江雄二) 吹田議員の再質問にお答えいたします。

契約の変更の関係で何点が再質問ございました。議会に諮るのは1億5,000万円以上の工事費ということで、これは地方自治法の規定に基づいて小樽市の条例の中で決めさせていただいている金額でございます。ですから、議会に議案として出ていくのは、工事費であれば1億5,000万円以上の工事となりまして、その変更等があれば、増える場合、減る場合につきましても、議案として出すことになってございます。ですから、それ以下の工事費につきましても、議案としては出ないというか、規定に基づきそれは議会には提出してございません。

それで、増減の内容につきましても、先ほど市長から答弁していただきましたように、増減それぞれあって、金額等も出てございます。

それともう一つ、吹田議員からの御質問の中で、変更の場合の基準というお話もございました。当然、工事費ですので、皆様からの血税というか、税の中からも工事費を払っている部分がございます。当然にその中で工事の変更となりますと、必要な部分、必要でない部分、さらには安全性、そういうものも加味しながら当然契約の変更等をやっているわけでございまして、それをある一定の基準でもってやるのはなかなか難しいのではないかと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 吹田議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるのは、たぶん生徒による教員への暴力ということにかかわっての話だと思いますが、暴力に至るさまざまな原因がその事案によって違いますので、一概には言えませんけれども、これまでどどちらかという、加害者の子供の行く末といいますか、将来のことを考えれば、教員が一般の共済組合員証を使ってけがを治すということは、たぶん考えられることだと思います。しかし、今回大津の事件を契機に、文部科学省が9月5日に公表した「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」が改めて出ましたので、適切に対応するように学校へ趣旨の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

○4番(吹田友三郎議員) 再々質問でございせんけれども、市長は、先ほど1万4,000何ぼで食事の何かこうおっしゃったのですけれども、私は日当がそれに当たると考えているのですけれども、それは間違いだったのでしょうか、失礼なのですけれども。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 吹田議員の再々質問でございますけれども、日当は昼食と市内の交通を利用したときの交通費に充当するというふうにしております。ですから、夕食と朝食は宿泊費の中で賄うということで、日当は昼食を賄うという、こういうようなことで私どもは決めておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長(横田久俊) 以上をもって会派代表質問を終結いたします。

次に、久末議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 28番、久末恵子議員。

(28番 久末恵子議員登壇) (拍手)

○28番(久末恵子議員) 質問も最後になりましたので、皆さん大変お疲れのことと思いますので、本当に短い時間ですけれども、おつき合いをいただきたいと思います。

それでは一般質問をいたします。

赤岩山遊歩道の道路整備について。

赤岩山は小樽市の北西部に位置し、赤岩山を中心に右に祝津、左にオタモイと美しい海岸線を持つニセコ積丹小樽海岸国定公園であります。赤岩山は標高371メートル、火山岩から成り、斜面は急勾配で、耕地は極めて少なく、東に連なる下赤岩山は標高280メートル、樹木が密集し非常に水量の多い山であります。この両山の頂上から見下ろす北面は紺碧の日本海に面し、そそり立つ断崖は実に壮観であり、しかも絶壁の一部は赤岩山の名にふさわしい特異の赤色をなし、空と海と緑のコントラストは旅する人々、だれもが驚嘆する魅力ある山であります。また、夕方、水平線に落ちる真っ赤な太陽、そして海岸にそびえ立つ真っ黒な岩石、この光景は実に神秘的な絶景であります。

そのような赤岩山は、古くから信仰の霊山として仰がれ、修行者、信者の霊峰として今も多くの方々がお参りに訪れております。また、ロッククライミング、尾根を散策する遊歩道など、赤岩山は実に自然の宝庫でもあります。

一方、視点を変え、山の南山頂より眼下を見下ろしますと、市街の眺望、これもまた実にすばらしく、特に夜景などは大小の宝石をちりばめたような美しさであり、晴れた日には遠く札幌の明かりが見えるという雄大な観光リゾート地帯として価値のあるものと思うのであります。

ところで、この美しい大自然を見せる遊歩道なのですが、雨で土砂が流され、特に道路の中央部に深い溝ができており、足もとが大変危険な状態であります。この道の沿道には多くの地藏様が立ち並んでおり、信者の方々がお参りに見えております。

最近が高齢者の方も健康保持のため登る方が多くなりました。過日札幌から幼稚園児がバス4台で赤岩山登山に来ておりました。子供から高齢者まで安全で快適な登山をするために道路の整備が必要です。自然を生かした道路整備を関係機関にお願いしていただくことを要望し、質問を終わります。

再質問はいたしませんので、うれしい答弁がいただければと思っておりますので、市長、よろしくお願いをいたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長（中松義治） 久末議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のありました赤岩遊歩道は、国定公園を所管しております北海道が設置管理しておりますので、現状を確認の上、必要があれば、北海道に整備について要望してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 以上をもって、久末議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号及び第2号について、先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号及び第2号について、いずれも可決と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時41分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 上 野 智 真

議 員 中 島 麗 子

平成24年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成24年9月12日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々	木		秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々	木		茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（1名）

15番 濱 本 進

出席説明員

市 長	中松義治	副 市 長	貞村英之
教 育 長	上林 猛	病 院 局 長	並木昭義
水 道 局 長	飯田俊哉	総 務 部 長	迫 俊哉
財 政 部 長	堀江雄二	産 業 港 湾 部 長	佐藤誠一
生 活 環 境 部 長	前田孝一	医 療 保 險 部 長	渡邊 功
福 祉 部 長	三浦波人	保 健 所 長	秋野恵美子
建 設 部 長	工藤裕司	会 計 管 理 者	石崎留子
消 防 長	柿崎隆幸	病 院 局 局 長	小 山 秀 昭
教 育 部 長	山村幹雄	経 営 管 理 部 長	中 田 克 浩
総務部総務課長	佐藤靖久	総 務 部 企 画 政 策 室 長	
		財 政 部 財 政 課 長	佐々木 真一

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦
庶務係長 伝里純也
書記 相澤幸
書記 柳谷昌和

事務局次長 佐藤正樹
議事係長 佐藤誠
書記 木戸智恵子
書記 伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議案第3号ないし第28号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 通告に従い、一般質問を行います。

初めに、ポイ捨て禁止条例制定について質問いたします。

私は、環境美化と市民意識の向上を目的に、仲間たちとともに清掃活動に取り組んでおりますが、まちの至るところでポイ捨てはやむことはありません。特に、たばこや空き缶、ペットボトルのポイ捨てが多く、さらに運河に流れ込む妙見川には、家庭ごみが入られた市指定のごみ袋やペットボトル、空き缶が入られたごみ袋がそのまま流れることもしばしばあります。小学校の通学路でもよく見られ、子供たちへも悪影響を及ぼすことに違いありません。

小樽市では、「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」の施行に伴い、平成18年6月に市民ボランティアによる「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」を結成し、年5から6回程度の啓発・清掃活動を実施しています。多くのボランティアが活動に参加してくれてはいますが、その効果はどのように現れていると検証しているのでしょうか、まずお聞かせください。

職員の方との雑談の中で、全国でも広がりを見せるポイ捨て禁止条例の制定について話をさせていただきましたが、北海道の条例に沿って結成した街をきれいにし隊によってごみ拾いが行われているので、様子を見たいとのことでした。私も街をきれいにし隊に参加し、活動状況を検証するとともに、仲間たちとの毎週の清掃活動、他団体との清掃活動に継続して参加してきましたが、ポイ捨てされたごみは減っていないという現状を再確認することとなりました。

この北海道の条例は、美しい自然の美観保持、資源の循環的利用、快適な生活環境の確保を目的として施行されましたが、これに沿った市の啓発、清掃活動である街をきれいにし隊ではまだまだ不十分であると感じていますが、これまでの活動を通して市としてどのように認識していますか、お聞かせください。

平成23年8月の旭川市が行った道内市分の調査では、独自にポイ捨て禁止条例を設置している市は13市あり、このうち隣の札幌市をはじめ釧路市や伊達市などでは、喫煙区域外での喫煙や空き缶などのポイ捨て、ふんの放置などに過料1,000円、美観促進重点区域でのポイ捨てに過料3万円など、罰則規定を盛り込んだポイ捨て禁止条例を制定し、環境美化に努めています。道内外への出張の折に、条例を制定しているまちや地域に行き、周りを見渡すとポイ捨てがなく、快適な生活環境が確保されている様子を目の当たりにします。ありがたいことに、他都市へ行く機会をいただくことで、その現場を見ることができですが、今はインターネット時代でもあり、ネットで検索することでさまざまな市の取組を見ることができですが、小樽市ではこの条例を制定した他都市の状況をどのように分析していますでしょうか、お聞かせください。

罰則規定のある条例を設置している市では、実効性を担保する必要がある、市民がごみの持ち帰りなどを進めるため、散乱ごみのないまちにするため、条例の実効性を高めるため、抑止力とするためという強い思いから導入しています。

本市が本当に環境美化に努める強い意志があるのであれば、過料の規定を盛り込んだ独自のポイ捨て禁止条例の制定もやむを得ないのではないのでしょうか。観光都市とうたっていますが、まちなかにごみがポイ捨てされている様子では、観光客のおもてなしの観点からほど遠いのではないのでしょうか。条例制定によって、他都市で実施しているように過料を設定して、もしも徴収した場合は環境美化活動の資金源にすることもできるはずです。横浜市のように過料分を特定財源として活用している例もあります。過料を盛り込んだ独自のポイ捨て禁止条例の制定について、市長の見解をお聞かせください。

次に、コミュニティ・スクールの推進について伺います。

小樽市における平成23年度の学力・学習状況調査の結果によると、小学生は全道平均とほぼ同等、中学生は全道平均より低い状況となっています。

小樽市教育委員会では、平成24年度の教育行政執行方針で、学校教育の重点施策の第1点に「学力の向上」を掲げましたが、学力についてはすぐに改善できる問題ではないことは承知しておりますが、学力の向上には地域の実情に応じた取組を充実させ、地域の教育力向上を図ることが大変重要だと考えています。以前に、教育長はメディア取材に対し、「小樽の教育力が向上すれば札幌から子育て世代の移住も見込める」と強く述べておられたことも記憶していますが、私も同様の考えでありますし、小樽の教育力が向上しなければ、このまちの将来はないと断言することもできます。

文部科学省は、学校を地域に開き、保護者や地域住民などの協力を得ながら、三者が連携してよりよい学校づくりを目指す取組を制度的にバックアップするために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）という仕組みをつくりました。保護者や地域住民が直接学校運営に参画し、これらの方々が一定の権限と責任を持ち、当事者として学校運営にかかわっていくことで、学校運営や教育活動に家庭、地域の意向により一層的確に反映させることができるとして推進しています。まず、この制度についての教育長の見解を伺います。

導入については、学校、保護者や地域の意向などを踏まえ、学校を設置する地方公共団体の教育委員会が決定することとあります。全国では629校にコミュニティ・スクールの導入が広がっていますが、北海道では今年度、道内初の取組として三笠市が小・中一貫のコミュニティ・スクールを設置し、動いています。電話で三笠市の担当職員の方に確認したところ、現在は小学校を中心に授業のボランティアを募り、学校に入って活動してもらっている段階で、今後は全市的に広げたいと考えられているようです。

小樽市では、従前から地域による学校支援ボランティア制度の取組が行われていますが、今年度はさらに小樽商大の学生による樽っ子学校サポート事業が始まり、学校、保護者、地域が協力して子供たちのための教育に力を入れているところであります。ただし、一部の学校では率先して活用されている状況ではありますが、全市的な取組には至っていないというのが現状であります。

しかし、この学校支援ボランティアや樽っ子学校サポートなどの取組は、文部科学省によるコミュニティ・スクールの考えに沿った動きの第一歩であると考えています。

小樽市は「市民との協働」「市民力の活用」を大きく掲げていますが、小樽でのコミュニティ・スクールの導入もその考えに沿うもので、小樽の教育を地域とともに、小樽にしかない、小樽でしかできない教育の場をつくっていくために、このコミュニティ・スクール制度を導入し、学校を地域に開き、保護者や地域住民などの協力を得ながら、三者が連携して、よりよい学校づくりを目指す取組を小樽市教育委員会がバックアップする必要があると思います。

先日来の質疑の中で、小樽市内の小・中学校の教職員の研修会参加率が相当低い状況が改めて示されました。自民党の酒井議員もおっしゃっていましたが、学力向上には教える側のレベルアップが必要だ

と私も同様に考えています。コミュニティ・スクール制度の導入による学校のメリットとしては、教育の内容、質が変わったという成果があり、さらに教員が育っているのか、実際に子供たちがどう育っているのかという観点から、学校運営協議会がしっかりと見ることができるということです。現在の小樽市の状況から、コミュニティ・スクール制度の導入が必要と考えますが、この制度の導入のお考えはないのか、お聞かせください。

次に、新・市民プールについてですが、先日の共産党の新谷議員の代表質問で教育長が答弁されましたが、通告に従い伺います。

昨年の第3回定例会でも同様に触れましたが、先日9日に市民体育大会水泳競技大会が高島小学校温水プールで開催されました。会場は小学校プールのため、大会用に建設されていないことから手狭であり、教育部長や生涯スポーツ課長も大会に見えていらっしやったので、大変よく御理解いただけたと思っておりますが、控えの選手や応援に駆けつけた保護者、運営者にさまざまな負担を強いることとなる状況でした。空調設備も不十分で、大変息苦しい状況でした。

本年第2回定例会で、教育長は、学校適正配置の中で新・市民プールの土地が得られないかを検討することも一つの考え方であることや税務署跡地について時間をかけて検討してみたいなどと、新・市民プールについての新しい考え方を答弁されていましたが、その後の進捗状況を伺いたいと思います。また、教育長は新・市民プール建設について、市長と十分意思の疎通を図り進めてまいりたいと述べておりましたが、教育にかかわる環境整備についてはさまざまありますが、新・市民プール建設については多くの市民から望まれていますので、現在の考え方を改めて丁寧に示していただきたいと思っております。

以上、再質問を留保し、終了します。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 安齋議員の御質問にお答えいたします。

ポイ捨て禁止条例の制定について、何点か御質問がありました。

まず、「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」の効果についてであります。平成18年6月に第1回目の活動を行い、その後も毎年4月から10月まで1か月に1回程度活動を継続しており、平成24年7月の活動までの実施回数は43回、参加団体数は延べ306団体、参加人数は延べ6,535人に達しております。この活動を通じて市民や観光客などへの啓発効果も高まっているほか、参加した企業や学校などの環境への意識も高まり、これらの団体を通じた自主的な美化活動への取組にもつながっていると認識しております。

次に、ポイ捨ての状況に関しての現状認識ですが、一部の心ない方々によるごみのポイ捨てがなくならず、観光都市である小樽のイメージダウンにつながりかねないことは非常に残念に感じております。市では、街をきれいにし隊のほかにも、ポイ捨て禁止や歩行喫煙の自粛を啓発する看板を小樽駅前や手宮線跡地などに設置し、市民や観光客のマナー向上を図っているほか、自主的な美化活動に対する回収袋の配付や収集等の支援、さらにはホームページや広報等への掲載による啓発を行っておりますが、今後とも粘り強くポイ捨て禁止についての意識啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、ポイ捨て禁止条例を制定した他都市の状況についてであります。札幌市の例では、ポイ捨て自体も減少傾向にはありますが、一方ではパトロール時に指導員が散乱ごみを回収しているほか、事業者が店先の美化に力を入れるなど、環境意識の高揚が散乱ごみ減少につながっているという要素もある

と伺っております。

なお、道外の都市におきましても、罰則を有するポイ捨て禁止条例を制定している自治体が幾つかありますので、今後、各都市における条例の効果について研究してまいりたいと考えております。

次に、ポイ捨て禁止条例の制定についての市の見解であります。条例に基づく罰則の適用に当たっては、市民だけでなく、外国人を含む多くの観光客に対する周知方法や周知用看板の景観との調和という観光都市としての小樽独特の事情もあります。

また、罰則を適用して過料を徴収するに当たっては、パトロール体制を整備する必要があり、これらの体制維持にかかわる経費の問題などもあることから、本市における条例の制定につきましては、今後とも他の観光都市の状況等も参考にしながら慎重に研究していく考えであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 安齋議員の御質問にお答えいたします。

コミュニティ・スクールについての見解でございますが、この制度はその学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置し、地域住民、保護者等がこの協議会の委員となって一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現することを目的につくられたものであります。地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていく上では、地域や保護者、学校が一体となって運営していくことが望ましいと考えており、今後、学校再編を進める中で、新しい学校づくりの一つの方向として検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、コミュニティ・スクールの導入についてでございますが、現在、適正化基本計画に沿って学校再編を進めておりますが、統合校においては新しい学校づくりを目指して、教職員、保護者、地域の方で組織する統合協議会を設置し、教育目標や学校行事などについて検討を行っている経過がありますので、この取組を参考にコミュニティ・スクール導入に向けて、校長会、小樽市PTA連合会など関係の方々の御意見を伺いながら検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民プール建設の検討状況についてでございますが、本市の厳しい財政状況やこれまでの議会議論を踏まえて、現在、プールの建設コストやランニングコストを極力抑えることを念頭に置きながら、プールの適正規模や効率的な運営方法、管理のあり方などについて、再度、各地の施設の調査、研究を行っているとともに、建設用地の選定に当たっては、本市が所有する土地の有効活用を基本に、小樽公園周辺や学校適正配置などの進捗状況を見極めながら、検討を行っている状況でございます。

終わりになりますが、市長との意思の疎通についてでございますが、市民プール建設は総合計画に位置づけられた大規模事業でありますので、市長とは意思の疎通を図りながら進めなければならないものと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安齋哲也議員。

○6番(安齋哲也議員) 何点が再質問させていただきます。

まず、ポイ捨て禁止条例なのですけれども、今後も粘り強く活動を続けられるということでしたが、毎回参加しているボランティアの団体が市の街をきれいにし隊の市民啓発についてのあり方について疑義を呈していきまして、自分たちがボランティアで参加しているのに、なぜ地域の人たちには声をかけていないのかと、声をかけているのになぜ参加しないのかという疑問を持っておられて、もう次からは街をきれいにし隊の活動に参加したくないというふうに言っておられる団体があります。こういった、粘り強くやるということのはわかるのですけれども、今まで活動してきた方々が不満を漏らしているという

ことは、今後の街をきれいにし隊の活動にも少なからず影響してくると思いますので、参加の呼びかけの方法などをもう少し工夫していただきたいと思います。

そして、条例の効果などを検討していきたいということでしたけれども、平成16年に公明党の秋山元議員が質問されていたときも、今後検討していきたいという同じような回答をされていましたが、この何年間か本当に検討してきたのか、全く検討していないのでこれからまた検討するのか、お示しいただきたいと思います。

あと、制度を導入した場合のパトロールの体制についてなのですが、経費がかかるということでしたが、今まさにボランティアの皆さんが無償で街をきれいにし隊に参加してくれていますので、そういった方々を市民力として活用するようにはいかがでしょうか。また、看板整備にもお金がかかるというようなことがすぐ出てきますけれども、今ある看板を有効に活用するか、市長の定例記者会見で美術館の職員がボランティアでバックボードを作成したというのもありますので、お金をかけずにできる方法はいくらかあると思いますから、最初からお金がかかるということであきらめないで、いろいろ工夫していただきたいと思います。

次に、コミュニティ・スクールについてなのですが、学校適正配置の中で検討するということがありますが、そうすると来年度、高島、潮見台で統合されるということがありますけれども、その中で検討していくということなのか、それとも今後、新たに閉校して統合するというめどが立った学校においてコミュニティ・スクールという形を検討していくのかどうかをお聞かせいただければと思います。

次に、新・市民プールに関しては、いろいろ関係者や市民から御要望をいただいておりますけれども、今まではプール単独でいろいろな場所を探しているということでしたが、場所やあり方についてもいろいろ調査研究しているということですので、また新しい動きになったのかと思っていますので、発表できる段階になれば、ぜひいろいろ要望されている方もいらっしゃると思いますから、そういった方々の意見を踏まえて、さらに深く協議していただきたいと思います。その点について御答弁願います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 生活環境部長。

○生活環境部長（前田孝一） 安齋議員の再質問にお答えいたします。

まず、街をきれいにし隊の声のかけ方につきましては、我々もこれまでいろいろな団体あるいは学校の生徒といったところにも声をかけておりますけれども、今後も声のかけ方につきましては、幅広くかけていくよう心がけていきたいと思います。

それから、条例の検討の経過ということなのですが、私どもやはり他都市の状況の把握というのは随時いろいろなアンケート等でやってきているところでございます。ただ、有効な方法というのを引き続き今後も検討していかなければならない状況であるということで御理解いただきたいと思います。

それと、パトロールの体制ということなのですが、実際に札幌市の例で申しますと、やはり札幌市も現行犯的な対応というのが必要だということで、警察のOBの方を嘱託員に雇ったりして、そういった対応をしているというふう聞いております。ボランティアに任ずという部分については、そういった現行犯的な対応をどのようにするかといういろいろな課題もございますので、今後も有効な対応の仕方については研究させていただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 再質問にお答えいたします。

初めに、コミュニティ・スクールの件でございますが、高島小学校や潮見台小学校、これまでも花園小学校でそれぞれ統合協議会をつくってやっておりますが、そういうことに限らず、今後、統合校も含めてどこでやるのが一番効果的なのか、それからコミュニティ・スクールも全国各地でさまざまな例があるのですが、その持ち方についてもそれぞれの町村で工夫しながらさまざまやっているものですから、小樽にふさわしい持ち方をどこでやるのかというのは、今後の課題というふうに受け止めております。

それから、新・市民プールのことに関してですけれども、大きく方針を転換したというよりは、これまでの議会の中で5,000平方メートルという土地の広さ、それから駐車場が必要だ、それから25メートルプールが必要だといった、さまざまな御意見をいただいておりますので、固定的に物を考えずに、例えば土地の形状によっては工夫しなければならない場合もある、そのようなことを想定しながら、道内の関係の施設ばかりでなくて、全国にも手を広げて、それらの工夫の仕方なども幅広く研究をしてみるという観点で、今、行っているという状況でございます。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安齋哲也議員。

○6番(安齋哲也議員) ポイ捨て禁止条例について1点だけ伺います。

引き続き研究していただけるということで大変ありがたく思いますが、札幌市では議員提案として条例が制定されたという経過がありますので、小樽市議会の議員の皆さんも環境などについて質問されたり、ごみ拾いやいろいろな環境美化に努めていらっしゃる議員もいらっしゃいますので、市のほうで、平成16年から23年の間に大きな動きが見えなかったということもありますから、今後、こちらでもいろいろと研究して、こちら側からアプローチすることも考えていきたいと思っておりますので、ぜひ観光都市である小樽のいろいろなところをごみがないきれいな状況にして、子供たちからモラルの向上などに努めていけるような取組をしていきたいと思っておりますので、今後もぜひ御協力いただきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 生活環境部長。

○生活環境部長(前田孝一) おっしゃるとおり、議会の皆様とも協力しながら、よりよいまちづくりに努めていきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 安齋議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

(19番 斎藤博行議員登壇) (拍手)

○19番(斎藤博行議員) 一般質問を行います。

初めに、認定こども園に関連して質問します。

昨年来議論してきた認定こども園がいよいよスタートします。桂岡幼稚園では、「幼稚園と保育所のよいところを生かす認定こども園」「桂岡幼稚園の中に保育園ができます」などと書かれたチラシを銭函地区で配布し、桂岡幼稚園が開催する認定こども園に関する説明会の案内をされたそうです。8月22日付けで小樽市福祉部子育て支援課名で、銭函保育所利用者の皆さんへ「認定こども園についてのお知らせ」という文書が保育所を通じて配付されました。どのような経緯で、現に銭函保育所を利用している保護者の皆さんへ文書を配付することになったのか、お聞かせください。

また、8月26日に開催された桂岡幼稚園の地域説明会に子育て支援課職員も出席されたと聞いており

ますが、出席を決めた経過をお聞かせください。

また、説明会での質疑応答の内容をお聞かせください。

この文書では、「認定こども園は、従来の幼稚園の機能を持ちつつ、新たにゼロ歳児から受け入れる認可保育所を開設し、特に3歳以上のお子さんについては、日中の一定時間帯を共通時間として幼稚園児及び保育児に対する教育及び保育を行う施設となります」と書かれています。

私は、以前、厚生常任委員会の視察で認定こども園にお邪魔したことがあります。福祉部の担当者と教育委員会の担当者にお話を聞き、現場を見せていただきました。印象としては、現場も所管も大変苦労されていると感じました。特に、もともと役割も違う、よって立つ法律も違う、当然所管も違う二つの園をいかに一つの施設の中で運営するのかという問題は、解決されていないように感じました。

今回の小樽市が配付した文書に書かれてある「日中の一定時間帯を共通時間として幼稚園児及び保育園児に対する教育及び保育を行う施設」とは、どのようなサービスを提供する施設を想定されているのか、お聞かせください。

また、この部分に関して、桂岡幼稚園は具体的にどのような構想をお持ちと聞いているのか、お聞かせください。

認定こども園の保育園についての入所申込み受付を「9月3日から14日までの間、市役所の子育て支援課窓口で行う」とありますが、期限を切った理由をお示しください。

また、そのときに、子育て支援課の窓口で幼稚園に関する質問や幼稚園と保育所の両方にかかわる質問が寄せられたときには、福祉部子育て支援課として答え切れるのかどうか、見解をお示しください。

次に、今回のケースは、あくまでも認可保育所の新規開設であると理解しております。これからは歳児別定数や入所状況や待機児の数についても、他の民間の保育園や公立の保育所と同じように毎月作成されるものと考えておりますが、改めて見解をお示しください。

また、「認定こども園の開設に関して御不明な点がありましたら、子育て支援課保育係へ問い合わせください」とありますが、小樽市福祉部の条例規則や事務分掌の中に認定こども園に関する記載はありません。認定こども園は新しい制度です。今後については国の方針でさえ不透明な部分もあり、私も心配しています。しかし、10月にはスタートするわけですから、小樽市としても関係する規則などをきちんと整備すべきと考えますが、見解を求めます。

質問を変えます。

私は、今年の第2回定例会で小樽市内での太陽光発電の設置状況を質問し、発電実績などを調査してほしいとお願いしました。そのとき企画政策室からは、市内の太陽光発電の設置状況については、北電からの情報として100か所、実績調査などは検討するとの答弁をいただきました。その後、広報おたるで調査に対する協力のお願いが掲載されていました。

改めて調査の目的と方法、そして、現時点での回答数をお示しください。

その回答の中では、設置地域に特徴は出ておりますか、また年間発電電力は何キロワットでしたか、そのほかに調査を依頼したときなどに特徴的な意見がありましたか、お聞かせください。

太陽光発電システムを設置して2年目の家の事例を話します。そのシステムは、最大出力163ワットのモジュールを28枚設置した4,560ワットのもので、南東向きの勾配36度の屋根に張りつくように設置されています。設置したのは平成22年10月14日で、約2年間、故障もなく稼働しています。設置した日から昨日9月11日までの発電電力量は7,932キロワットでした。この22か月間で見ると、最も発電量が多かったのは今年の5月で、1か月で552キロワット時発電しました。そして最も少なかったのも今年の1月の1か月間で41キロワット時でした。ちなみに昨日のような天気の日、1日で3キロ

ワット時でした。23年1年間で4,291キロワット発電しております。このシステムはいわゆる4.5キロワットシステムですので、標準的な4.0キロワットシステムに単純に置きかえますと、年間3,814キロワットとなります。個人が設置した太陽光発電システムでは、データ等をいただくのも何かと困難なことと思います。

そこで、小樽市では、長橋小学校に太陽光発電システムが設置されています。そこで得られたデータを先ほど述べた事例に合わせてお示してください。

あわせて、長橋小学校では、この太陽光発電システムについて、子供たちにどのような形で理科や社会の授業に取り入れているのか、お示してください。

3月20日の北海道新聞に「太陽光発電 梅雨なし道内『適地』」という記事がありました。その記事によりますと、北海道経済産業局の発表したデータから、冬期間に曇る日が多い日本海側の札幌市も年間4,189キロワット時と大阪市や東京を上回り、旭川市も年間3,943キロワット時で東京とほぼ肩を並べたと書かれています。これらの数字を含め、この記事に関する見解をお聞かせください。

一般的には雪の日や曇りの日の多い冬の小樽をイメージして、本市は太陽光発電にあまり適さないと思いがちですが、1月、2月はもともと太陽光の力が弱い時期であり、マイナスの影響は少ないと私は考えております。小樽も太陽光発電に関して適地と言っているのではないかと考えますが、見解を求めます。

質問を変えます。

小樽市の総合計画では、「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち」という項目があります。その中の環境保全では、主に地球温暖化対策、そして循環型社会では発生抑制、再利用、資源化の3Rが中心に構成されています。自然エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量削減の観点で記載されております。そして一方で、「自然エネルギーなどの活用に向けた情報収集や研究を進めます」とも記載されています。

1年半前まででしたら、これはこれでよかったと思います。しかし、昨年の東京電力福島第一原発事故を契機にエネルギー政策の抜本的見直しが迫られ、そうした中で地球環境の保全、エネルギー自給率の向上、地域経済社会の発展等の観点から風力や太陽光など自然エネルギーの導入拡大が大きなテーマとなっています。多分に企業誘致や雇用の場の確保的な側面もあります。この自然エネルギーの活用について、小樽市もまちづくりの新しい柱として確立していく時期ではないかと考えます。見解を求めます。

次に、自然エネルギー産業を北海道の基幹産業へ育てていきたいとの考えから、北海道再生可能エネルギー振興機構設立準備会が発足しました。全道各地の市町村長が呼びかけ人になっていますが、小樽市長は入っていません。趣旨に賛同して呼びかけ人になってほしいなどの相談はありませんでしたか。経過をお聞かせください。

また、そのことに関して庁内で議論がされたのであれば、その内容をお聞かせください。

また、この北海道再生可能エネルギー振興機構が発足したときには、情報収集も兼ねて参加すべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

質問を変えます。

平成24年6月20日の「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律」、これの成立により、原子力規制委員会設置法の制定と環境基本法の一部改正がなされました。

初めに、環境基本法について、その目的などをお示してください。

次に、今回の改正の経緯とその内容をお示してください。

今回、放射性物質を公害物質と位置づけた法改正がなされたと考えますが、大気汚染防止法、土壤汚染防止法、水質汚濁防止法など個別公害規制法の放射性物質適用除外規定は、従来そのままとなっています。環境基本法改正と個別公害規制法との間に矛盾が生じているように見受けられますが、見解を求めます。

また、こうした矛盾を解消するためには、どういった法整備が必要になるのか、お示してください。

また、今回の環境基本法の一部改正が小樽市の環境基本条例にどのような影響を与えるのか、お示してください。

また、現在、産業港湾部港湾室の職員によって測定されている空間放射線量率測定作業を、先日、関心のある市民の皆さんと一緒に見せていただきましたが、なぜ産業港湾部の職員が担当しているのか、だれも説明してくれませんでした。この改正により、測定の担当の見直しにつながるのか、見解をお示してください。

また、以前、我が会派の林下議員が取り上げた放射能に汚染された輸出用の車についても、対応することができるようになるのか、見解をお示してください。

質問を変えます。

昨年10月20日、国の原子力安全委員会が、原発事故に備えた防災対策を重点的に実施すべき地域の半径を原発から半径30キロメートル圏に拡大するなどの見直し案を発表しました。それ以来、半径30キロメートル以内の後志管内の町村は原子力防災計画策定の準備を進めています。

今年6月に、後志管内の13町村で原子力防災計画策定アンケートを実施した結果があります。それによると、13町村すべてで原子力防災策定を事務分掌で定め、担当者を配置しており、配置職員数は専任と兼務を合わせて37名、専任職員は課長職が3名、係長職3名、主任1名の合計7名となっています。また、原子力防災計画策定後には、8町村でそのまま原子力防災担当としてその体制を継続すると答えています。

また、この間、原子力防災計画策定業務を進めてきて感じたことでは、国や道からの情報提供が少なく遅いとの不満を示していますが、一方で担当者として原子力防災や放射線被曝についての研修会等の機会が少なく、関連する知識に不安を感じていることも明らかになりました。

また、原子力防災計画策定に当たって、相談や協議が必要な住民の側にも知識が少なく、誤解があることも問題として指摘されています。

この原稿を書いている時点では、国の放射性物質拡散シミュレーションは公表されていません。泊原発のUPZの最終的な範囲も決まっていません。しかし、この間の中松市長の「UPZの範囲は、発電所からの距離により画一的に決めるのではなく、地形や気象条件を踏まえた科学的根拠に基づいて定めること」との発言や4月10日の第6回泊発電所に係る防災実務者会議での北海道の担当者の方からの「国は本年度以降に拡散シミュレーションを実施し、これを受けて北海道は国の拡散シミュレーションに基づきUPZの範囲を改めて見直す」との発言がありました。こうした発言の推移を見れば、小樽市としては北海道原子力防災計画を踏まえた小樽市原子力防災計画を策定することになると考えますが、見解をお示してください。

また、7月17日に北海道総務部危機対策局原子力安全対策課が提起した「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定（仮称）」については、泊原発に関するUPZの範囲が確定し、北海道原子力防災計画が見直され、小樽市の原子力防災計画策定作業が進む中で、この協定の役割をきちんと位置づけてから判断すべきと考えます。見解を求めます。

また、これからも泊原発に係る防災計画に関する道との協議では、後志管内の町村との連携を大切にしていってほしいと考えます。このことについても見解を求めます。

先ほど後志管内の原子力防災計画担当部署の実情を話しましたが、小樽市は違う、大丈夫だと言い切ることにはできないと思います。昨今の状況下で総務部防災担当の体制の強化が早急に必要と考えますが、当面の対応と新年度に向けての考えをお聞かせください。

最後に、自治基本条例について質問します。

小樽市議会では、今年の3月と5月に自治基本条例に関する勉強会を開催し、小樽市自治基本条例策定委員会の会長を務められている北海学園大学の横山教授から「自治基本条例を考える」をテーマに講演していただきました。

こうした取組を踏まえながら、私は、平成24年第1回定例会で小樽市における自治基本条例策定に関して何点か質問させていただきました。その中で今後のスケジュールについての質問に対し、「本年6月ごろをめどに策定委員会から提言をいただき、条例の策定に向けて庁内での検討を始め、第4回定例会には条例の素案を示したいと考えている」との答弁をいただきました。

9月になりましたが、提言が横山会長から中松市長に提出されたとは聞き及んでおりません。予定以上に時間がかかっていることは推測できますが、今どのような状況にあるのか、お聞かせください。

次に、提言は、どのような構成でいつごろ提出されてくるのか、お示してください。

また、提出された提言は、市民の皆さんや議会にはどのような形で提示されるのか、お聞かせください。

次に、提言が出された後のスケジュールなどをお示してください。

策定委員会の皆さんの豊富な知見と長時間にわたる努力の結晶である提言をじっくりと読み込むことが、その後の条例審議にも大切であると考え、あえて聞かせていただきました。

以上、再質問を留保し、終了します。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、認定こども園について何点か御質問がありました。

まず、銭函保育所利用者へ認定こども園についてのお知らせを配付した経緯についてであります。昨年11月に銭函保育所で保護者説明会を開催し、保育所利用者の皆様へ桂岡幼稚園の運営者から認定こども園の開設計画が示されたことをお知らせしておりました。こうした説明を行った経緯があり、運営者においても10月1日に開設予定として、現在、準備を進めているため、保育所利用者の皆様へ参考までにお知らせしたものであります。

次に、桂岡幼稚園が開催した認定こども園に関する説明会に子育て支援課職員が出席を決めた経緯についてであります。この説明会において新たに開設される保育所の入所手続や保育料などの項目があったことや、説明会の状況なども知っておきたいとの考えから参加することにしたと聞いております。

次に、説明会での質疑応答についてであります。質問の主なものを申し上げますと、保育所の入所要件について、親も参加する行事について、土曜日の幼稚園の運営について、通園バスについてなどの質問がありました。これに対する回答として、入所要件は小樽市の居住者であること、親も参加する行事は七夕、運動会、雪あかりの路などであること、土曜日は保育園児のほか幼稚園の預かり保育の子供も過ごすこと、通園バスは保育園児を対象としていないことなどを答えたと聞いております。

次に、市が銭函保育所利用者へ配付した文書の記載で、日中の一定時間帯を共通時間として幼稚園児及び保育園児に対する教育及び保育を行う施設とは具体的にどのようなサービスを提供する施設である

のかということについてであります。日中の午後2時までを保育園児と幼稚園児と一緒に過ごす共通時間として教育及び保育を一体的に行うものであり、リズム遊び、童歌、体育、英語、音楽などを指導していくと聞いております。

次に、共通時間に行う教育及び保育に対する運営者が持つ構想についてであります。遊びの中に創造性を持たせることや、自然との触れ合いを大切に、一人一人の子供の可能性を伸ばしていくこと、さらにはいろいろなことをみずから体験し、好奇心が意欲にもつながるよう指導し、豊かな心を持つ人格形成の基礎づくりを図ることと聞いております。

次に、認定こども園のうち、保育園の入所受付を9月3日から14日までとした理由についてであります。現在、当該学校法人では、北海道に対して10月1日を開設予定として保育園の設置認可を申請しております。市としても、10月1日の開設に合わせ入所受付することとし、8月26日の地域説明会後の9月から受付を開始いたしました。締切りについては、市内各保育所の日程と同様としたものであります。

次に、福祉部子育て支援課窓口にて認定こども園の幼稚園等に関する質問が寄せられた場合についてあります。幼稚園、保育園の業務は従来どおり教育部及び福祉部でそれぞれ行うこととなります。

次に、子育て支援課で作成している歳児別定数などの書類の今後の取扱いについてであります。この書類は、北海道を経由して厚生労働省へ提出する福祉行政報告例の基礎資料として、毎月作成しております。これを基礎資料に、今後、認定こども園の保育所入所状況など、必要な事項を記載していくこととなります。

認定こども園開設に当たり、市が定める関係規則などを整理すべきとのことではあります。認定こども園は幼稚園及び保育所で構成される施設であり、市としてのかかわりは福祉部及び教育部で従来どおり行えるので、規則などの改正は必要ないものと考えております。

次に、太陽光発電について御質問がありました。

まず、市内に設置されている太陽光発電の実績調査の目的と方法、回答数についてですが、調査の目的としましては、市内の設置状況と発電実績量を公表し、市民の方が太陽光発電設備を導入する際の参考とさせていただくために行ったものであり、調査方法は太陽光発電システムを設置しているお宅を訪問し、直接面談の上、システムの仕様や発電量についてアンケート調査を依頼したものです。

また、28件に調査をお願いしたところ、9件について回答をいただいております。

次に、設置地域の特徴について、傾向が表れるような十分な件数ではないため、判断できる状況ではありませんでした。

また、年間発電量は平成23年の1年間を通して実績がある2件の平均では、出力4キロワットの規模に換算すると年間約4,080キロワットアワーとなっております。

次に、調査を依頼した際の特徴的な意見ですが、冬期間に発電量が極端に落ちるケースがあり、積雪への対応が課題となっている場合があったところです。

次に、北海道が太陽光発電の適地という新聞報道についての見解ですが、日射量から予測した年間発電量について、道内は道外と比較して不利な地域ではないことを認識したところですが、実際の普及に当たっては、積雪の影響を考慮する必要があると考えております。

また、本市においても、日射量だけを考えると道外と比較しても遜色がないと考えておりますが、先ほどのアンケート時に聞いた意見にありますように、積雪への対応が課題となる場合があるのではないかと考えております。

次に、自然エネルギーの活用について御質問がありました。

まず、自然エネルギーの活用についての見解ですが、エネルギーをめぐる情勢が大きく変化する中、地球温暖化防止や電源の多様化につながるエネルギー源として、またエネルギーの自給率向上や経済成長の実現に向けた観点からも、自然エネルギー導入拡大の重要性がますます高まっているところです。こうしたことから、太陽光発電設備を長橋小学校に設置し、また新市立病院への設置も予定しておりますが、自然エネルギーの推進に向けて、今後とも市としてどのような取組ができるか検討していかねばならないと考えております。

次に、北海道再生可能エネルギー振興機構設立準備会への参加依頼の経過についてですが、この振興機構は、北海道において再生可能エネルギーの導入を拡大し、地球環境の保存とエネルギーの自給率の向上、そして地域経済社会の発展に寄与することを目的に事業を展開しようとするものと聞いております。この設立準備会事務局からは、本年4月に本市を含めた道内の全市町村へ設立に向けた発起人への参加を依頼されたところでありますが、参加による本市としてのメリットや財政負担などについて判断材料が少なかったことから、発起人への参加は見送ったところです。

次に、北海道再生可能エネルギー振興機構への参加についてですが、今後、振興機構の具体的内容が示された参加案内があると思っておりますが、その際には、先ほど申し上げました振興機構へ参加することでのメリットや財政負担などを考慮しながら判断してまいりたいと考えております。

次に、環境基本法改正について何点か御質問がありました。

初めに、環境基本法の目的についてであります。法の目的は、環境に対する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにあり、環境全般に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律であります。

次に、今回の改正の経緯とその内容についてであります。今回の環境基本法の一部改正は、環境省に原子力規制庁や原子力安全調査委員会等を設置し、組織の再編と機能強化を図るほか、原子炉等規制法等の改正により、原子力の安全のための規制や制度の見直しを行うことを目的に「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律」が制定され、その中で他の関係する法令とあわせて一括改正されたものであります。環境基本法の改正内容は、同法第13条の「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる」という規定が削除され、同法においても放射性物質が適用対象となったものであります。

次に、個別公害規制法との関係についてであります。現時点では個別公害規制法において放射性物質は適用除外のままですが、今回の一連の改正で、放射性物質に係る法整備がすべて終わったものとは考えておりません。いずれにしても、今後、放射性物質を規制する法整備が進むものと思っておりますが、それが既存の個別法の改正により行われるものなのか、新たな規制法が制定されるものなのか、国において整理されていくものと思われま。

次に、本市の環境基本条例への影響についてであります。環境基本法の第13条が削除されたことによる本市の環境基本条例への影響はないものと考えております。

次に、空間放射線量率測定作業についてであります。現在、本市で実施している空間放射線量率の測定は、福島第一原発事故による観光都市小樽への影響がないことを内外に示すために行っているものであり、今回の法改正とは趣旨が異なることから、直ちに担当の見直しが必要とは考えておりません。

次に、放射能に汚染された輸出用の車への対応についてであります。現在は輸入国の基準に従って輸出業者や港湾荷役業者等が自主的に対応しておりますが、今後、国の法整備が進む中で、これらの扱いについても整理されていくものと思われま。

次に、原子力防災計画について何点か御質問がありました。

初めに、北海道原子力防災計画を踏まえた小樽市原子力防災計画の策定についてですが、現在、国におきましては拡散シミュレーションを実施しており、今後、その結果として本市がUPZの範囲に含まれることとなった場合には、原子力防災計画の作成の義務が生じるものと考えております。

また、仮に圏外となった場合でも、避難者の受入先となるなどの役割も生じますので、それに応じた計画の策定を検討してまいりたいと考えております。

次に、泊発電所周辺の安全確認等に関する協定（案）についてですが、北海道原子力防災計画や協定案は、いずれも地域住民の安全を確保することや環境を保全することを目的としているものであり、その整合性は図らなければならないと考えております。

また、協定案は16市町村が北電や北海道を相手方として締結するものであることから、その内容は、それぞれの自治体の考え方が尊重されたものでなければならないと考えております。このため、協定の締結に当たっては、十分にその内容を精査するとともに、本市を除く15町村の考え方も伺いながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、原子力防災計画に関する後志管内との町村との連携についてですが、現在、策定作業に入っている30キロ圏内の9町村では初めて原子力災害対策に対応することとなるため、本年5月から北海道と町村の担当者がワーキンググループを編成し、その中で連携を図りながら入念に協議し、作業を進めていると聞いております。本市が原子力防災計画を策定することとなった場合には、広域避難計画や連絡通信計画を定めていく上でも、管内町村の計画と整合性を欠くことができないことから、連携を図りながら進めていかなければならないと考えております。

次に、総務部防災担当の体制強化についてですが、防災担当の業務は昨年の大震災以降、防災に対する市民意識も多様化してきており、これに伴い業務量も増加していることから、新年度に向けましては、担当職員の配置も含め、体制強化について検討してまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例について何点か御質問がありました。

まず、策定委員会の審議状況についてですが、平成22年8月以降、これまで25回の懇談会を開催し、審議を重ねてまいりましたが、現在、最終の提言書の取りまとめを行っている状況であります。

次に、提言書の内容と提出時期についてですが、まず提言書の具体的な内容としましては、条例の必要性、まちづくりの基本原則、情報の共有、参加と協働、市民等の権利及び責務、議会・行政の役割と責務、行政運営の基本事項などの項目について策定委員会としての考えをまとめたものになるものと考えております。なお、10月上旬に提言いただけるものと聞いております。

次に、提言書の市民及び議会への周知についてですが、ホームページや広報おたるにて市民の皆さんにお知らせするとともに、10月にフォーラムを開催し、その中で提言書の考え方や内容について直接市民の皆さんに説明するとともに、意見等を伺ってまいりたいと考えております。また、議員の皆様に対しましては、提言をいただいた後に提言書を配付するとともに、第4回定例会で報告したいと考えております。

次に、提言が出された後のスケジュールについてですが、庁内に検討会議を設置し、条例の制定に向けて検討を始め、市としての条例案の素案策定を行ってまいりたいと考えております。その後、市民の皆さんからの御意見をいただくためにパブリックコメントなどを実施し、それに合わせて議員の皆さんにも条例案の素案を示したいと考えており、平成25年第2回定例会には条例案として議会に提案をさせていただきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

長橋小学校の太陽光発電についてでございますが、このシステムは最大出力190ワットのモジュールを56枚使用したもので、最大出力は10.64キロワットであります。平成22年11月19日の発電開始から本年8月31日までの総発電量は、2万893キロワットアワーであり、月間の最大発電量は本年5月の1,339キロワットアワー、最小発電量は平成22年12月の67キロワットアワーとなっております。また、平成23年1年間の発電量は1万2,045キロワットアワーで、住宅用の標準的な出力4.0キロワットのシステムに置きかえますと、4,528キロワットアワーとなります。

次に、太陽光発電システムについて、長橋小学校における授業での活用についてであります。理科の授業では発電量の表示板を実際に見たり触れたりしながら、発電の仕組みを学んだり、社会科では新エネルギーや地球温暖化について学ぶための教材として活用しております。総合的な学習の時間においては、環境教育学習の一環として、太陽光発電のシステムを学ぶなど、さまざまな授業で活用されております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

○19番（斎藤博行議員） 何点か再質問させていただきたいと思っております。

まず、認定こども園の関係なのですが、桂岡幼稚園が桂岡保育園を単体でつくったのであれば、私はこのような議論をずっとするつもりもないわけですが、今回は認定こども園というものをつくりましたというところに大きな意味があるわけでありまして。先ほどの御答弁の中でも、共通時間、いわゆる幼稚園と保育所のいいところを活用した共通の時間帯を持っているというあたりを認定こども園の特徴なり、セールスポイントだというふうに置いていると思うのです。そういったものができているのに、本市の条例や規則の中では認定こども園という文字そのものがどこにも見当たらないということについて、やはりどこかに責任の所在なり担当の所在を置くべきではないのかというのが質問の趣旨ですので、もう少し、もう一度御答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、太陽光発電の関係で言いますと、それぞれ具体的な数字も聞いたのですが、市長の答弁の中の、積雪の問題があるという指摘は私もよくわかります。ただ、どこの地域も太陽光発電に関して言うと、1年間というスパンを見てどう評価するかというあたりが一つの基準になっているというふうに思うのです。ですから、例えば本州であれば長い梅雨があるとか、台風の時期に非常によく天気荒れるということもありますし、北海道では確かに積雪という問題があると。でも一方で、春から秋にかけて極めてからっと晴れた時期もあると。そういったものを通算して1年で見ると、北海道は比較的太陽光発電については優位性を持っているのではないのかというのが新聞の報道でもあり、私が調べた結果でもあるわけです。小樽市としての太陽光発電に対する認識について、雪の影響がないと言ってくれと言っているのではないのです。それも含めて、小樽市にとっては平均して年間4,000キロワット時を超える発電実績があるのであれば、一定程度有効なエネルギー源だと、そういう見解に立ってもらいたいと思うわけなのですが、もう一度答弁していただきたいと思っております。

それから、新エネルギーの関係なのですが、ここに3月27日に市長が持っていった要望書があります。この中にも、3番目に再生可能エネルギーの積極的活用についてということで、いろいろなことを国に要望したり、考え方を示しているわけです。この中では当然、再生可能エネルギーを積極的に活用したエネルギー政策を展開することとか、電力の売買の問題を含めて新しい考え方をつくってもらいたいというようなことを言っているわけですから、小樽市として今言っているような問題について、

どこに位置づけられているのかというか、もう少しこれを踏まえて、国や道に要望するのであれば、小樽市としてもこういうことを考えているのだと、そういったあたりがやはり必要になってくるのではないかと思うものですから、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

あと、安全確認協定の関係で言いますと、御承知のように後志管内は泊原発の関係で言うと、4町村とそれ以外で今分かれた考え方が示されているわけなのですけれども、例えば新聞の報道によると、倶知安町長は具体的に4町村と同じ条件にしてもらいたいと、そういった思いをいろいろな場面で、現在なお発言している状況だというふうには押さえています。ですから、原発との距離の問題もありますでしょうし、いろいろな条件も違うものですから、そういった皆さんと十分連携してもらいたいと思いますし、この道の安全確認協定（案）が出された以降、後志管内の町村としても独自に集まるなりして、情報交換なり対応について協議するといえますか、この間、小樽をUPZの範囲に入れてもらいたいという部分では、蘭越町長も積極的に発言していただいていたわけなので、そういった結果が今回の道の安全確認協定（案）にも反映されているというふうには思うわけなのですけれども、扱いについてはやはり管内で温度差がありますので、そういったあたりについても十分に配慮して、どこの町村がどういったスタンスでいるのかということ、やはり一番厳しい隣接している倶知安町などの思いをしっかり受け止めるような形で対応していただきたいと思いますので、その辺の考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

最後に、今日、市長から、市の原発の防災計画について考え方が示されました。一つは、UPZに本市が該当した場合については、防災計画をつくと今日は明らかにしていただきましたので、UPZに該当する地域の防災計画ということで理解していきたいというふうには思いますけれども、後段、答弁の中で、今のところUPZの範囲に入れてもらいたいという運動をしている最中ですので仮定の話もできないと思いますが、仮にUPZの範囲に入らなかった場合においても避難をする方の受入れを含めて、何らかの原発に対する防災計画をつくらなければならないのではないのかと、そういうような考え方が示されたというふうには聞こえたわけなのですけれども、そこら辺についてももう一回、特に計画のつくり方なり、現時点でどういうふうを考えているのか、そういったあたりについて、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

認定こども園について本市での開設に伴いまして、市の規則等を整理すべきではないかという御質問でございますけれども、認定こども園の運営なのですが、その中身はあくまでも保育所と幼稚園という構成になっております。共通時間といいますが、保育所の子供と幼稚園の子供が共通の時間を持つということですので、そういった法体系からしても、現時点では特別規則等の整理はなく、現行の体制で対応ができるというふうには考えております。もし今後、国のほうで新たに認定こども園に関する一本化されるような法整備等がなされれば、その時点で現実の対応についても各自治体では動きが出てくるのではないかというふうには考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 斎藤博行議員の再質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、太陽光発電の関係での御質問でございますけれども、確かに太陽光発電自体は有効なエネルギー

源の一つとして考えられておりますし、新聞報道によりますと、御質問にありましたとおり、日射量だけ見ますと、やはり小樽市の日射量そのものは道外の日射量と比較しても遜色がないということについては私どももそのとおりだというふうに思っておりますが、私どもも利用者に対してアンケート調査の結果として積雪への対応が課題になっているのだということでの回答もいただいていたところでございますので、今後、太陽光発電に当たっては、小樽市の場合には有効だというふうに認識しつつも、ひとつ積雪への課題というのはまだまだ残ってくるのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、資源エネルギーの関係で、自然エネルギーの活用について市としても積極的に考えていくべきではないかという御質問ですけれども、これまで市としてもいろいろな形で国に対しても自然エネルギーの活用について要望してきていますけれども、議員がおっしゃるように、市独自のエネルギー政策というのは事実ない状況に今なっていますので、これからどのような市独自のエネルギー政策を立てていけるかどうかということにつきましては、例えば札幌市で言いますと、最近の新聞で、各小・中学校の校舎に太陽光発電の設備を設置していくというような記事がございました。こういった例で見ますと、今、教育長のほうからも答弁がございましたけれども、教育にも役立つ、あるいは避難所の電源としても役立つというような副次的な効果も期待できますけれども、それなりの費用もかかるということもありますので、財源も含めまして、どういった政策が今後展開できるかどうかにつきましては考えていきたいと思っております。

それから、安全確認協定の関係でございます。

この協定につきましては、北海道、それから北海道電力と小樽市も含めた16市町村が同じ内容で締結することになってございます。議員の御指摘もございましたけれども、現時点におきます各自治体の考え方というのには温度差があるということは認識しておりますし、市としても、現在、それぞれの総論としては評価をしておりますが、各条項につきましては、一つ一つ今、点検させていただいておりますけれども、最終的にはやはり同一の内容で北海道なり北海道電力と締結をさせていただくわけですから、それぞれ15町村がどのような思いでいられるのかということにつきましては、今後、意見交換などはさせていただきたいというふうに思っております。

最後に、防災計画の関係でございますけれども、市長が答弁させていただきましたが、当然今後の拡散シミュレーションの結果によりまして、北海道が重点地域の線引きを行うことになっております。当然その重点地域の中に入ると、防災計画の策定というのは義務づけられるわけですが、圏外になった場合につきましても、小樽市はやはり圏外、圏内からの避難者の受入れという一定の役割を負っていくわけですから、広域避難という位置づけから私どもは圏外であったとしても防災計画の策定は必要なのではないかということで、ここにつきましては市として前向きに考えていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

○19番(斎藤博行議員) 再々質問をいたします。

認定こども園については平行線みたいな話なのですが、あえて言わせてもらおうと、今日は一般質問ですからそのことを言いたいわけではないのですが、例えば本定例会に提出された補正予算案の中にも「認定こども園に関する」という言葉が文字としてあるわけなのですよね。そういった扱い方をしているのに、実際小樽市の例規集の中にはないというのはおかしくないですかということをおっしゃっているわけですので、もう少し考えていただきたいと思っております。

また、防災計画については、今、総務部長からもありましたように、市単独でも考えていきたいとい

うふうな御答弁をいただきましたので、その際には当然市長が前から言っている市民の安心・安全の確保という部分についても十分考慮した計画づくりをお願いしたいというふうに思いますけれども、その二つのことについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 斎藤博行議員の再々質問にお答えいたします。

補正予算案等にも「認定こども園」という文言があるということから、やはり例規等の整備が必要ではないかということですが、この認定こども園という言葉は確かに存在はいたしますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、その中身というのは保育所と幼稚園で構成されておりました、認定こども園という文言を使いましたのは、いわゆる認定こども園という存在は確かにありますので、補正予算等でも言葉を使わせていただいておりますが、実態としては、やはり保育所と幼稚園ということですので、特段、事務分掌あるいは規則等に認定こども園という文言がなくても、現状の体制で事務は進めていけるというふうに考えているところでございます。例えば、入所にしてもあくまでも保育所への入所になりますし、保育料等についても認定こども園の料金ではなくて、保育料とか幼稚園の月謝とかというふうになりますので、あくまでも中身は二つで構成されているということで御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 再々質問にお答えいたします。

私の答弁で、どうも避難者の受入れのほうが強調整されてしまったような嫌いもございますけれども、当然市として原子力防災計画を策定していく以上は、拡散シミュレーションの結果にもよりますが、やはり放射能汚染というのがかなり広範囲にわたっていくということは福島第一原発の事故で実証済みですから、そういったことも含めて、当然市民の安全・安心も考慮しながら計画の策定には当たっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横田久俊） 斎藤博行議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時45分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 一般質問いたします。

最初に、JR鉄道駅のバリアフリー化を求めて質問いたします。

先日の北海道新聞の報道によりますと、8月23日に開かれた「地区連合町会長と市長と語るつどい」で、出席者からJR駅舎のバリアフリー化を求める要望が出たとありました。

小樽市も高齢化が進み、公共交通機関を利用しての移動も困難を伴う方が増えています。このような方々に元気で小樽に暮らしてもらうためにも、バリアフリー化実現への小樽市の責任は重大です。

また、2011年、バリアフリー法が改正され、鉄道事業者への駅舎のバリアフリー化基準が、それまでの5,000人以上から3,000人以上へと緩和されました。

そこで、8月23日の地区連合町会長からの要望について詳しく説明してください。

また、バリアフリー法に基づき、JR北海道がバリアフリー化を進めなければならない駅について、その自治体名と数、そのうち小樽市内の駅については、駅名も含めて示してください。

昨年6月の定例会で、私は同じく一般質問に立ち、JR南小樽駅のバリアフリー化促進に向け、JRと交渉するように求めてきました。再々質問に対する市長の答弁では、「できるだけ早くいろいろとJR北海道にお邪魔して聞いてみたい」と議事録にあります。

そこでお伺いいたします。

現在まで、JR北海道と小樽市との間で、バリアフリー化についてどのようなやりとりがありましたか、時期と内容を示してください。

私は、7月18日、日本共産党小樽地区委員会として新谷議員とともにJR本社を訪問し、駅舎のバリアフリー化をはじめ、その他の諸課題について要請をしてみました。バリアフリー化についてJR側は、バリアフリー法に基づき、2020年までのバリアフリー化を進めなければならない努力義務があるので、そこに向けて実施していきたいと表明しました。道内バリアフリー化未整備駅を整備する優先順位の決め方として、駅周辺の状況、利用者の声を基に決めていく、それとともに自治体からの要望が優先順位を決める上で重要だということも述べていました。さらには、小樽市に対して要望を出してほしい旨、伝えるようお願いもされました。つまり、小樽市内のバリアフリー化を促進していくためにも、小樽市が正面を切ってJRと真剣に実現に向けて交渉することが重要です。

市長にはJR北海道本社に出向いて、JR側の条件も含め交渉することを求めます。御見解をお伺いいたします。

この問題は、JR駅舎の改築であり、JR側が責任を持って改築、バリアフリー化を進めていくことが求められています。地方自治体の財政は、どこも厳しい状況ですが、全道各地に未整備駅がある中で、ほかの自治体が費用負担をすとの表明があれば、バリアフリー化の優先順位が上がることもJR側は示唆しています。

そこで、バリアフリー化を進める上で、北海道に費用負担を求めていくことや国に補助の拡大を求めていく必要があると思いますが、見解を示してください。

次に、路線バスの待合所についてです。

中央バスでも低床バスが増え、高齢者から喜ばれています。小樽市は、1999年度から2002年度の間、低床化されていない路線バスに補助ステップを装備することに対する経費の一部、4年間で35台分、525万円を助成してきました。このように、市民生活を支える路線バスの利便性を向上させることは、小樽市経済にとっても、市民の健康にとっても重要なことです。

そこで、バスの停留所の充実を求めて質問いたします。

現在、市内のバス停留所において、上屋つきの停留所は何か所あり、その設置理由を示してください。

また、維持・管理についてはどうしているのか、お示してください。

今年の夏も暑さが厳しくなり、バスを待つ人々も荷物を持ちながら、バスの到着を今か今かと待っていました。これからは冬を迎え、雪の中でバスを待つことが増えてきます。

新潟県長岡市では、バスの待合所設置に市から50万円の限度額で3分の1の補助を出しています。さらに、周辺の景色との調和があれば、補助の上乗せがされています。山口県山口市でも、同じく限度額50万円で2分の1を補助しています。今年度は135万円です。今年度は4件ということでした。

バス停の改善は、JR駅舎と同様に、バスの事業者が設置すべき問題ですが、市民のことも考えて小樽市が後押しする必要があると思います。例えば、補助を出したバス停留所については、広告を載せる

ことができるようにして、その広告収入が小樽市とバス事業者に入るようにし、補助の分を賄うことも考えられるのではないのでしょうか。これらの点も考慮していただき、バス停留所の上屋設置に補助制度を実施することはできませんか。

最後に、精神障害者に対するバス運賃の割引についてお伺いいたします。

国土交通省は、7月31日に「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」を改定し、運賃割引の対象に「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」を加えました。この約款は、9月30日に施行されます。このことに関連して質問します。

精神障害者保健福祉手帳について、交付の趣旨を説明してください。

また、小樽市内において、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は何人になりますか。

2006年4月施行の障害者自立支援法では、身体と知的、精神の3障害同一の考えに基づき障害者と定義されたにもかかわらず、これまで精神障害者だけが乗合バスのバス運賃割引の対象とされてきていませんでした。

そこで、現在のバス運賃の割引について、身体・知的障害の場合はどのようになっていますか。

精神障害者が地域で自立した生活を送るために、定期的な精神科の受診と、薬の服用の継続が必要であることだけでなく、社会復帰を目指して作業所やデイケアに通うことも必要です。精神障害者の多くは、わずかな年金や生活保護、家族の扶養で生活をしていて、交通費は大きな負担となっています。

小樽市として、中央バスやJR北海道バスなどのバス事業者に対して、運送約款を改正し標準約款と同一になるよう要請し、精神障害者もバス運賃の割引対象にするよう強く働きかけるべきだと考えますが、いかがですか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 小貫議員の御質問にお答えします。

初めに、JR鉄道駅のバリアフリー化について何点かお尋ねがございました。

まず、連合町会長からの要望についてですが、入船地区連合町会長からは、新市立病院の開院や観光客が増加している状況も絡めた上、南小樽駅の改築について、市からJRに強い働きかけをしてほしい旨の要望がありました。また、銭函地区連合町会長からは、これまでも何度か要望の出されている銭函駅の改築、昇降機の設置、駅南口の整備について引き続き要望が提出されましたが、今回は最低限度の提案として、駅南口の整備を特にお願いする旨の要望がありました。

次に、JR北海道がバリアフリー化を進めなければならない駅についてですが、本年6月にJR北海道から聞き取った内容によりますと、バリアフリー法に基づき整備をしなければならない駅は、全道で15駅あります。この15駅所在の自治体名と駅数については、札幌市で5駅、小樽市、北広島市でそれぞれ3駅、釧路市、帯広市、千歳市、当別町でそれぞれ1駅となっております。このうち、小樽市内の3駅については、小樽、南小樽、銭函となっております。

次に、JRとの協議経過についてであります。平成23年3月にバリアフリー新法の基本方針が改正されたことを受け、昨年7月と本年8月の2回、JRとバリアフリー化についての考え方などを協議してまいりましたが、JRからは、全道で15駅があることから、今は各駅の現状を分析している段階であり、まだ各駅の整備内容や年次など、具体的に検討できる段階にはないとの説明を受けたところであります。

次に、J Rとの交渉についてであります。現時点でJ Rは具体的な検討に至っていないことから、今後、継続して協議をしていく中で計画の概略が示されるなど、タイミングを見て私からもお話をしていきたいと考えております。

次に、国や北海道に対する支援要望についてであります。J Rが国から補助を受けてバリアフリーを進めていく場合は、地域公共交通確保維持改善事業により、補助対象経費の3分の1が国からJ Rへ補助され、残りの3分の2は事業者や地元が負担することになります。負担割合については、事業者と地元が協議して決めていくこととなりますが、いずれにしても市の財政的な影響も大きいことから、国や北海道に地元への支援について要請していくことは必要と考えております。

次に、バス待合所の上屋設置について御質問がありました。

まず、上屋がついているバス停留所の箇所数などについてですが、バス事業者にも確認したところ、バス事業者設置の31基を含め、他の所有者分も合わせて計42基が設置されているとのことでした。

設置理由は、バス事業者については、利用客の利便性向上のため、利用者数の多い停留所を重点的に整備してきたとのことですが、近年は、地域住民の設置要望を受けたものについて、実態把握をして優先順位を考えて設置しているとのことでした。また、道路管理者が道路整備事業の一環として設置したもののや、町会が地元住民のために独自に設置したものもあります。

なお、上屋の維持・管理については、基本的にはそれぞれの上屋の所有者が行っております。

次に、バス停留所の上屋設置に係る補助制度の実施についてですが、現在の市の財政状況では直ちに補助制度を導入することは難しいと思えます。

次に、精神障害者に対するバス運賃割引についてお尋ねがありました。

まず、精神障害者保健福祉手帳の趣旨につきましては、精神障害者の社会復帰の促進を目的としており、当該手帳を取得することにより、居宅介護や就労移行支援などの福祉サービスのほか、税控除も受けることができます。

また、本市における交付者数は、平成23年度末現在で507名となっております。

次に、現在の身体障害者、知的障害者のバス運賃割引のお尋ねについてであります。身体障害者で第1種の身体障害者手帳、知的障害者でA判定の療育手帳をお持ちの方は、利用の際に手帳を提示することにより、本人、介護者ともに運賃が5割引となります。また、第2種の身体障害者手帳、B判定の療育手帳をお持ちの方は、利用の際に手帳を提示することにより、本人のみ運賃が5割引となります。

次に、バス事業者に対するバス運賃の割引対象の働きかけについてであります。このたび標準約款が改定されたことを受け、北海道では北海道バス協会に対して、精神障害者に対する運賃割引に関する要望書を提出しております。

本市といたしましては、バス事業者の今後の動向を見ながら要請について検討してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

○7番(小貫 元議員) 再質問をいたします。

J R北海道と私たちとの交渉では、利用者の声で周辺施設ということが条件として挙げられるというふうに述べましたけれども、今、質問に対する答弁にあるように、地域住民からは根強いバリアフリー化に対する要望があります。銭函駅については、近隣に障害者施設もありますし、南小樽駅については、新しい病院、若しくは後志の中で周産期医療を担っている協会病院があるという条件からも、J Rの進めなければいけない優先順位としては高いのではないかと私は思っています。私も南小樽駅の周辺に住んでいますので、あの駅を利用しますと、ホームから見るとところに「ここからメルヘン交差点まで徒

歩5分です」と書いてあるのですけれども、あそこでおりにメルヘン交差点に行くというのは観光客としても非常に大変な思いをします。

市長の答弁を聞いていて、私たちがJRと交渉したときとのニュアンスというか、JRの答え方が少し違うというのを感じたのです。JR側は、何よりも自治体からの要望がないことには計画も立てられませんみたいな、そういう形だったのです。電話での問い合わせではなくて、正式に小樽市と交渉があったのですかと聞いたら、小樽市とはまだないのですという話でしたので、まずしっかりと交渉していただくことが何よりも重要ではないかと私は思います。

その中で、私、昨年6月の定例会のときに、小樽駅の改築が7億円ぐらいだったので、そのぐらいではないかみたいな話をしたのですけれども、調べてみましたら、道内では、バリアフリー法に基づいて15駅が整備されていました。その中で23基のエレベーターがつけられていて、1基当たり平均1億1,000万円という形です。最近整備された江別駅の場合、11人乗りエレベーター2基、多目的トイレ1か所、スロープ2か所で1億5,900万円、平成22年2月に厚別駅でエレベーター2基、車いす対応型トイレ1か所、触地図、点字の案内板だと思えますけれども、これらの整備で1億3,400万円となっています。南小樽駅も銭函駅もホームが1か所ですので、エレベーターの設置は恐らく1基で済むのではないかと考えて、それを行うには確かに億単位のお金がかかるかもしれませんが、1基整備したところでは7,000万円というデータもありましたので、それらも参考によく考えていただきたいと思います。また、何よりもJR北海道に交渉するという仕事は、私は中松市長でないとできないと思っていて、何よりも新幹線の期成会の会長で、JR北海道は中松市長にもう絶大な信頼を置いているわけです。ですから、ぜひ、周辺の市町村とも声をかけ合って、北海道にその3分の1の半分ぐらいを持たせようではないかということで尽力して、解決に向けて力を発揮していただきたいと思います。

それと、バス停留所の上屋の設置については、財政上の問題が取り上げられていましたけれども、なぜ山口市の例を出したかといったら、まず件数が少なかったことと、補助金額も4件で135万円という金額ですので、一気に何十か所もつけたらいいのではないかという話ではなくて、年次計画で徐々に整備していけば、単年度の負担は極力抑えられるのではないかと考えるので、実施に向けてぜひ力を発揮していただきたいと思います。また、観光客についても、観光地で上屋の設置がなくて、雪の中で待たされているという光景も見かけますが、やはり観光都市宣言を行っている都市としては、そういった整備というのは最低限必要ではないかと思えます。

次に、精神障害者のバスの運賃についてですけれども、これに対してバスの事業者が実際どのように思っているのか、もし聞いていましたら教えていただきたいと思います。また、先ほど精神障害者の手帳の交付の趣旨については、社会復帰を目的としているというふうには述べられていましたので、そのためにはやはり通所だとか、手帳交付を受けていない方もたくさんいらっしゃると思うのですけれども、そういった方々が外に出ていく整備というのが必要ではないかと思えますので、ぜひこれらの働きかけも強めていただきたいと思ひまして、再質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 小貫議員の再質問にお答えさせていただきます。

今お話がありましたように、南小樽駅、それから銭函駅のバリアフリー化についても、私もいつもあそこを利用させていただいておりますけれども、やはり非常に大変だという思いがしております。そういった中で、各町会長からのお話も承っておりますので、機会あるごとにJR北海道には、バリアフリー

一化について進めていただくようお願いをしていきたいというふうに思います。

ただ、今、小貫議員がおっしゃったように、JR大森駅、それから江別駅というのは野幌駅ではないかと思うのですが、最近完成したあそこの乗降客は、ちょっと比べ物にならないくらい大変利用者の多い駅であります。ですから、そういったようなことで、JRとしては優先順位をつけてやったのかというふうに思っているところであります。

それから、バス停留所の上屋の問題ですけれども、小樽市内にはずいぶんバス停留所があるわけですので、小貫議員がおっしゃるような、一つずつとか二つずつやっているとどれぐらいの年数がかかるのかということも一方ではあります。さりとて、一遍にたくさんの上屋を設置するための補助ということについても、先ほど答弁させていただきましたように財政的な問題もございます。

それから、精神障害者に対する運賃割引に関する要望というのは、道が北海道バス協会に提出しているということですから、それに基づいて北海道バス協会がどういうお考えを持っておられるのか、そういったことも見極めた上で要請をしていきたいというふうに思っております。ただ、まだ私自身は、バス事業者のこれについての状況はちょっと承知しておりませんので、今後、動向について把握していきたいというふうに思っております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

○7番(小貫 元議員) 駅舎のバリアフリー化についてですが、先ほど市長が言ったように、確かに規模が違うというのは、改正されて、3,000人以上の駅というのはまだ1駅も整備がされていないので、今言った私のデータというのは、もちろん5,000人以上の駅のデータでありますけれども、エレベーターの1駅の設置についてはそんなに費用は変わらないと思うので、最後にこのエレベーター設置というか、バリアフリー化について市長の意思を少し確認しておきたいのですけれども、財政問題とかはともかくとして、エレベーター設置、若しくはバリアフリー化が必要だということは認識としてあるのかどうか、その点をまず一つ確認しておきたいと思います。

あと、精神障害者のバス運賃割引についてですけれども、バス協会に対しての要望書というものもあるのですけれども、ひとつ重要なのは、国が標準約款を変えているわけだから、これらの運賃割引に係る費用も含めて、国がしっかり責任を持つように地方自治体からも声を上げていくべきではないかと思えます。その件についても、御答弁をいただきたいと思えます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

駅のバリアフリー化については、今後とも機会あるごとにJR北海道にはお願いをしていきたいというふうに思いますので、御理解をしていただきたいというふうに思います。

精神障害者の最後の部分については、国がそういうようなことでされたということでもありますけれども、まずは道が既にバス協会に要望しているということですので、それらの動向について見極めていきたいというふうに思っております。

(「議長、8番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、小貫元議員。

○7番(小貫 元議員) ちょっと答弁が少し違うのです、私が最後に求めたのと。

私が最後に言ったのは、市長としてバリアフリー化をしたほうがいいという認識でいますかというこ

とを聞いたのであって、それについて今後どうしようとしているかという話ではなくて、その認識を聞いたのでありますので、その旨答弁をしていただきたいと思います。

○議長（横田久俊） ただいまの小貫議員の議事進行の発言は、市長のお考えをお聞きしたところが、そういう答弁ではなかったということですね。そういうことでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） これに対して、市長のほうで発言がありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 私が、今後、そういう機会をとらえてJR北海道にお願いをするということは、私はそういう気持ちがあるからでありまして、なければそのようなことはいたしません。

○議長（横田久俊） 小貫議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 一般質問を行います。

最初に、境界層措置制度について質問いたします。

国民健康保険については、昭和57年10月20日に厚生省国民健康保険課長から、「低所得者についての高額療養費の自己負担限度額に係る特例と生活保護との関係について」という通知がなされております。

また、介護保険については、平成17年9月21日に厚生労働省介護保険課長名で、「境界層措置の運用の詳細について」という通知がなされております。その趣旨は、本来適用されるべき基準を適用されれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用することで生活保護を必要としない状態になる者については、当該より低い基準などを適用することとしたというものですが、その内容について説明願います。

厚生労働省通知では、生活保護との関係が記載されており、境界層措置とは生活保護基準の境界に属する方々に対する措置制度と受け止められます。したがって、生活保護法に基づく申請が必要になり、福祉部相談室で境界層措置の適用について、その申請が行われると思います。

本市では、境界層の対象者にどのような調査を行って手続を進められているのか、説明願います。

国保世帯の所得水準が低いことから、生活保護基準ぎりぎりの生活をしている方がおります。現在の年金額では突然の病気にも対応できず、不安な日々を過ごしていますという声も届いております。このような状況の中で、小樽市の国保制度で、今回初めて境界層扱いが適用されたとの報告を伺っていましたが、これは事実でしょうか。もし事実であれば、これまで該当者がなかった理由も、あわせてお知らせください。

介護保険制度における境界層措置の該当者が11名おられるとのことですが、その方々はすべて施設サービス利用者と伺いました。居宅サービスでの該当者がいないということですが、その理由をお知らせください。

次に、公園整備と街路樹の管理についてお伺いします。

公園は、生活の潤いとして子供から高齢者まで、だれもが快適に利用できるものでなければなりません。公園の整備に当たって市民から、小樽公園を散策すると、園内の通路にも樹木の枝が伸び、散策の邪魔になる、トイレも故障や汚れが気になる、今の家庭では洋式トイレが一般的なので公園も洋式にしてほしいなどの声が寄せられています。

小樽公園では、散策路に張り出した木の枝の伐採や雑草の草刈りを定期的に行われているのでしょうか。

また、総合体育館とグラウンドの間の障害者対応トイレの便器が黄ばんで臭気も漂っておりますが、清掃はどのように行われているのでしょうか。

本市が管理している公園は、総合公園が3か所、地区公園が6か所、近隣公園が11か所、街区公園が71か所、それに緑地が2か所の合計93か所あります。公園の草刈りや樹木の管理、遊具、トイレなどの修繕などに今年度の予算が維持補修費として4,500万円計上されています。厳しい財政状況とはいえ、公園を快適に利用したいという市民の要望にこたえられる予算規模になっているのでしょうか、市長の見解を伺います。

街路樹の管理についてであります。本市が管理されている街路樹は、約4,000本あると伺っております。緑の多いまち並みは、市民生活の環境や観光促進の面からも大いにしていきたいものです。

また、街路樹の剪定に当たっては、観光客からの美観を考慮し、地域によっては景観に配慮した剪定を行っているところもあります。しかし、落ち葉によるまち並みの美観とともに、地域に居住する市民生活に対する配慮もまた必要であります。

日銀通りでは、市民から、「落ち葉がダクトにたまり、雨漏りで高額被害があった」「街路樹の剪定は葉が落ちる前にしてほしい」「街路樹の落ち葉も吹きだまる」「落ち葉処理に当たって地域住民の協力やボランティアに頼るだけでいいのか」などの意見もあります。街路樹の剪定期の配慮や、落ち葉の清掃対策も必要と考えます。いかがでしょうか。この地域では、これまでの経過もあつたと伺っていますが、改めて経過も含めてお答えください。

次に、小樽市総合博物館についてです。

小樽市総合博物館等施設の平成23年度利用者は、総合博物館が本館、運河館と合わせて14万3,000人、旧日本郵船株式会社小樽支店が1万1,000人、そして手宮洞窟保存館が約8,000人になっています。全体として、前年に比べ5,000人ほど減少しています。しかし、道内の博物館の利用者状況は、大改装や展示物を大幅変更した時点では入館者が増えても、その後、年々大幅減少する傾向にあります。

小樽市の博物館は、年間を通じて、時期に合わせた企画展や出前講座、そして蒸気機関車アイアンホース号の運行など、多彩な企画で利用者を引きつける努力は大きく評価されます。しかし、この夏の猛暑の中で、入館された大勢の子供連れの人からは、大汗をかきながら、2階の展示室は冷房設備がない、せめて冷房設備があればゆっくり観覧できたのに、そういう声が寄せられていました。冷房をきかせることはできないのでしょうか。

また、手宮洞窟保存館への入館者は、フゴッペ洞窟では人物像などの岩面刻画がライト点灯により見えていましたけれども、手宮洞窟ではガラス越しに見ても見えにくい、そういう声が寄せられました。また、館内の足元が暗く、危険です。もう少し照明を明るくしてほしい、そういう声も寄せられておりました。これらを改善することで入館者が増えると思いますが、いかがでしょうか。

以上で、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、境界層措置制度について何点かお尋ねがありました。

まず、境界層措置制度に関する通知の内容についてであります。国民健康保険につきましては、本

来、生活保護の対象者ではあるが、高額療養費の自己負担限度額等において低所得者の特例が適用されることで保護を必要としない状態となる場合は、その特例を適用させて差し支えないということ、また、その手続について示されております。

次に、介護保険につきましては、より負担の低い基準等を適用させるための境界層措置についての優先順位、具体的な事務処理の方法、留意点などが示されております。

次に、境界層措置の適用に係る申請についてであります。特別な申請手続があるわけではなく、まず福祉部相談室で生活保護の申請を受け付けます。その後、担当ケースワーカーが世帯の最低生活費、医療費、介護サービス利用負担額及び収入等について調査し、生活保護の受給要件を満たしているかどうかの判定を行います。その結果、介護サービス利用に係る現在の収入区分では生活保護となりますが、より低い収入区分を適用すると生活保護にはならない場合に境界層措置が適用となります。この場合、生活保護の申請を却下とし、改めて介護保険課において境界層認定の申請手続をしていただくこととなります。

次に、国保の境界層扱いの適用についてであります。生活保護の申請を受け要否判定を行ったところ、低所得者の特例、つまり国保の境界層扱いが適用となった方がおり、関係書類の確認ができた限りにおいては、今回が小樽市で初めての適用となります。

また、これまで該当者がいなかった理由であります。生活保護の申請をされた方について要否判定を行った結果、境界層扱いの適用となる方がいなかったことによるものであります。

次に、介護保険制度における居宅サービス利用者の境界層該当者がいない理由についてであります。これは居宅サービス利用者で生活保護の申請をされた方のうち、境界層に該当する方がいなかったことによるものであります。

次に、公園整備と街路樹の管理について何点か御質問がありました。

初めに、小樽公園における樹木の伐採と草刈りについてであります。伐採については、パトロールの際に散策路にはみ出した木の枝を発見したり、公園利用者から連絡を受けた場合には速やかに対応することとしております。草刈りについては年1回行っておりますが、見晴台周辺など、利用頻度が高い箇所については、状況に応じ対応しております。

また、総合体育館前のトイレの清掃は、小樽市シルバー人材センターに委託しており、5月から10月までが週6日間、4月及び11月は週3日間、清掃作業を行っております。

次に、公園の維持補修費についてであります。厳しい財政状況もあり、これまで必要最小限の対応をしてまいりましたが、今後、公園利用者の安全確保の観点から、計画的に公園施設の適切な維持・管理、更新を行うため、昨年度と今年度の2か年で小樽市公園施設長寿命化計画を策定しているところでありますので、来年度からは計画に沿って事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、日銀通りの街路樹剪定についてであります。街路樹のプラタナスは大量の落ち葉が出るため、早期に枝の大部分を切り落とす強剪定を行って行りましたが、この剪定方法は観光地にふさわしくないとの声が寄せられ、平成16年に地元の日銀通り景観協議会と市が協議し、剪定後の落ち葉は協議会が中心となって処理をする条件で、枝の約半分を残した弱剪定を行うこととしました。このことにより、秋の終わりには多くの枯れ葉が歩道などに落ちますが、この落ち葉の処理につきましては、現在も協議会のほか、多くの市民ボランティアの協力により実施されております。これらの経過を踏まえ、今後とも協議会と連携を図りながら、市としましてもできる範囲で対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合博物館本館展示室の冷房についてであります。総合博物館本館につきましては、2階展示室も含め冷房施設を備えており、省エネなどを考慮し、室温が26度以上になった場合、冷房設備を稼働しております。2階展示室は、構造上、壁で区切られていることから、子供たちが団体で利用した場合、体験型の展示も多いこともあって特に熱が滞留しやすく、室温が高くなる状況にありますので、今後とも入館者の状況に応じ、より効果的な温度管理に努めていきたいというふうに考えております。

次に、手宮洞窟保存館の照明についてでございますが、照明により室温が上がり壁面彫刻の表面にコケが生えるおそれがあるため、極力照明を落としている状況にあります。また、洞窟の雰囲気を保つ展示効果をねらいとして照明をある程度落としています。洞窟保存館に入室直後の暗さに目がなれない位置にすぐ階段があることから、安全を確保するために、足下の照明の数を増やすなどの対策を行ってまいりたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) 何点か再質問させていただきます。

まず、境界層措置の問題でありますけれども、国保制度における境界層措置の適用者が初めてだということだったと思います。そしてまた、介護保険制度では、施設サービス利用者だけで、居宅サービス利用者は該当がないということでした。施設サービス利用者の申請に当たっても、入居している施設の担当者が恐らく手続されているのではないかと思うのです。居宅サービスの該当がないのは、居住費や食費が施設入居のようにかからないということもあると思いますけれども、境界層措置制度を知らない場合が多々あるのではないかと、私は思うわけです。もしそうだとということになれば、市民みずからが申請手続をどうすればいいのかわからないという状況だと思うのです。

ですから、国保加入者や居宅での介護サービスの利用者の場合には、措置制度が該当する人でも申請をしていないことも考えられると思います。そのようなことになると、これまでも潜在的に対象となる人がいたのではないかと私は推測するのですけれども、本人からの申請によって取り扱うのですから、市民みずからが境界層措置の取扱いを認識していなかった場合には、申請をしないことになります。そうすると当然、市の担当者も知らずじまいに終わるのだらうと思うのですが、そうなれば、福祉部相談室にも相談を持ち込むというようなことがないままに、受け付けられないで終了してしまうことがこれまでもあり得たのではないだらうかと思うわけです。その辺についての見解をお聞きしたいと思います。

それから、公園設備と街路樹の関係であります。今日、実は公園の担当の係から、私が先ほど質問の中で指摘した小樽公園の散策路の木の枝の伐採について、そして総合体育館とグラウンドの間にある障害者用のトイレの改修を行ったという報告を受けました。本当にありがたいと思います。

それで、公園の整備予算については、市民生活の潤い部分が後回しにされているのが実情ではないのだらうかと思うのです。しかしながら将来を担う子供らや高齢者をはじめ、多くの市民が豊かな花と緑を楽しむ施設としては大切な施設ではないかと思えます。

緑地公園の維持・管理に当たっては、93か所あるわけですから、そのうち62か所が公園の愛護会の協力を得ているとのこと。ボランティア活動には感謝すべきことだというふうに思います。街路樹の管理に当たっても、観光産業都市としての景観は大切であります。しかし、そこに居住する市民の生活に配慮することもまた大切だということは、先ほど言ったとおりですが、街路樹の剪定をはじめ落ち葉の処理など、市が責任を持つべき課題だと私は思うのです。ですから、公園や街路樹の整備、維持・管理についても、住民やボランティア活動の協力も必要なのですが、行政として雇用の拡大、促進を視野に入れた予算計上が必要だと思っています。現在の予算の計上に当たっても、一部雇用を加味したも

のがありますけれども、より力強い雇用促進を加えた予算計上が必要ではないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、総合博物館の冷房設備等に関してですが、先ほど26度以上になった場合うんぬんという話を伺いました。あそこの設備は、一般の電気でするのではなくて、重油をたいた何かそういうのでやっているというふうに伺っていました。それに費用がかかるので極力抑えているのだという話も聞きました。そういうことではなくて、やはりせっかく暑い中でも見に来られる方に十分な対応をするためにも、そういう点では冷房をきかせて、ぜひ改善を約束していただければというふうに思います。

それと、手宮洞窟保存館の問題でありますけれども、実は私も実際に行ってみて、パンフレットもいただいて見たわけですが、その中にもいろいろなことが書いてあります。ちょっと紹介しますと、手宮洞窟保存館のパンフレットにはこのように書いてあるのです。「手宮洞窟の彫刻の特徴は、角のある人と思われるものが表現されている点にあるといわれています。壁面に刻まれた彫刻は、人の像をかなり忠実に描写したと考えられるものから、かなり抽象化したものまで、いくつかのグループに分けることもできます。さらに、手に杖のようなものを持った人や四角い仮面のようなものをつけた人が、描かれています。このほか、角のある四足動物も描かれています。この人の像といわれる彫刻は、フゴッペ洞窟にも見られ、刻まれた時代により変化していくことが知られています」と。そういうことでありますが、私も、フゴッペ洞窟を見てきました。フゴッペ洞窟では見えても手宮洞窟では窓越しでよく見えない、それが私の実感です。ですから、担当者にいろいろと話を聞いたところ、LED電球に切り替えることで洞窟の印刷画の保存や見えやすくなる効果もあるのではないかなという話が出てきましたが、費用がかかるために一遍にはできないということでした。多少費用がかかっても、こういう対処が必要ではないだろうか、それが来館者の数を維持し、向上させ、そして博物館に関心を持っている方にまた来てみようという気持ちにさせるものではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 川畑議員の再質問にお答えいたしますが、境界層措置については、担当部長から答弁をさせていただきます。

私からは、小樽公園の整備について答弁させていただきますが、議員がおっしゃいますように、やはり小樽市が管理している公園については、市民のいやし場であり、市民が快適に公園を利用していくということから、今、小樽市公園施設長寿化計画を策定しております。来年度以降、それに沿って事業を進めていきたいというふうに思っております。

それから、日銀通りの落ち葉の問題でございますけれども、これは逆に、今、議員がおっしゃるようなことでは小樽市の観光地にふさわしくないという声が寄せられて、現在の剪定方法に変えていったわけでございます。これにつきましては、日銀通り景観協議会と市が協議をしながら、この剪定について進めているところでありますので、今、議員がおっしゃるような意見が強いのであれば、どういう状況にしたらよろしいのか、もう一度協議をして対処していきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（渡邊 功） 境界層措置にかかわりまして、在宅の方々が手続を知らないのではないかなという御質問でありますけれども、まず国保の窓口につきましては、医療機関への自己負担の支払が難しいなどの相談がよくあります。こういった場合につきましては、一部負担金の減免制度等について説

明し、その上でこの制度に該当しないときにつきましては、生活支援課に引き継いで相談をしていただくようにしております。

また、介護につきましては、すべて施設の利用者ということで、施設の方が代行して漏れなくやられていることと思います。ただし、在宅の方につきましては、生活保護基準に近い方につきましては、既に介護保険料の独自減免が約250名、利用者負担の軽減が約80名、それから社会福祉法人の減免が約150名、これらを受けていることで在宅で境界層から既に外れている方も多いのではないかというふうに考えております。

また、先ほどの市長答弁にもありましたけれども、境界層措置につきましては、生活保護の相談の中で、判定結果により措置されるものでありまして、漠然と境界層の方だけに絞った周知というのはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 川畑議員の再質問にお答えいたします。

1点目の冷房についてでございますけれども、あそこの冷房が部屋単位で細かく調整できるシステムにはなっていないということで、全体の管理しかできない構造になっているものですから、そういう意味では、あそこの部屋が本当に壁で区切られて、上だけがあいているという状況なので、そういう事態が生じているものと思いますし、また今年度は例年にない暑い日が続いたということもあって、そういう要望が来たということだと思いますので、その辺はその時々気温などを小まめに感じながら、適切に対応していくよう指導してまいりたいというふうに思います。

また、もう一つ、手宮洞窟保存館のLEDの照明のことでございますが、聞いたところ、照明の電球を交換するだけで済む部分と設備全体を取り替えなければならない部分と両方あるようでございますので、当面は電球の交換で終わる部分から順次、LEDに取り替えてまいりたいというふうに考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) 一つだけ、再々質問をさせていただきます。

境界層措置の関係ですけれども、これは先ほどの答弁でも、あるいは担当者に話を聞いた中でも、生活保護申請の手続が必要だということがよくわかりました。

しかしながら、私が心配するのは、生活保護申請に対しては、現状としては社会的にも不正受給対策のみが声高に叫ばれていて、受給者への厳しいバッシングというか、そういう展開がされている状況にあります。ですから、申請に行きたくてもなかなか行きにくいということがあのではないかと心配しているのです。例えば、生活保護を受けたくて私どもに相談に来た方でも、一人で行けなくて一緒についていってもらえないかという話などもあるわけです。ですから、ほかの自治体は、そういうことに配慮しながら、国保や介護の窓口で受け付けて、状況を聞きながら、そして生活保護担当者と連携して対処しているということも本で読みました。

本市では、そういう対策を講じることができないのかどうか、その対策がもし考えられるのであれば、それを聞かせてもらって、質問を終わりたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(渡邊 功) 先ほども国保の部分にかかわりまして答弁しましたけれども、国保、介

護、いずれかの窓口でサービス料あるいは保険料、各種の相談があった場合に、その中の一つの手段として境界層措置の該当ということも考えられます。ただし、そのためには御本人の意思が大事でして、今おっしゃるとおり、なかなか本人が自分で一人では行けない、あるいは生保の相談に行きづらい方もいるかとは思いますが、正しいそういった制度があるということは窓口で十分に周知していきたいというふうに考えております。

○議長（横田久俊） 川畑委員の一般質問を終結いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 一般質問を行います。

初めに、本市の公共不動産の今後の考え方についてであります。

地方公共団体は、地域振興などの公共・公益的な目的により、不動産の所有、管理を行っており、特に高度経済成長期において公共施設に対する需要の拡大を背景として土地を買い進め、施設の建設を進めてまいりました。このような中、近年では少子高齢化や、それに伴う市町村合併の進展等、社会情勢の変化から、公共施設に対する住民のニーズも変化してきており、これに対応した既存施設の利活用、処分を行うことが重要になってきているところであります。

また、耐震、アスベスト、土壌汚染といった不動産固有のリスクについて社会的な関心が高まり、所有する不動産の管理について、社会的な責任が強く求められているところであります。さらに、公会計制度の見直しや地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体財政健全化法や資産・債務改革など、公的不動産を取り巻く制度にもさまざまな変化があるところであります。

国土交通省では、平成19年度から公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会を設置し、地方公共団体がPRE戦略を立案、実践するに当たっての基本的な参考書となるPRE戦略を実践するための手引書を取りまとめ、平成21年5月に公表されております。この公的不動産の適切なマネジメント、いわゆるPRE戦略については、昨年の第3回定例会の私の一般質問で市長に見解を伺いましたが、今後の研究という趣旨の答弁でございました。

本市の人口減少や防災・減災の観点から、今後の公的不動産の適切なマネジメントの考え方は重要な問題であると認識しておりますので、今回は個別的に、少し角度を変えて質問したいと思います。

公共施設整備・再編計画についてであります。

本市では、平成16年度に老朽化した施設の長寿命化と維持費の平準化を図ることを目的とした施設カルテを作成し、各施設の維持・補修の必要性や優先順位などを判断するための基準として使用されたと伺っております。このような資料を基に今後の本市の全体的な公共施設の整備・再編計画の策定が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

次に、不動産カルテの作成についてであります。

国土交通省の研究会によりますと、多くの地方公共団体において不動産の管理は、それぞれの所管部門ごとに縦割りの組織によって行われているため、継続利用、貸付け、売却等の利活用について、全庁的な観点からの検討が十分になされていないということが多いようであります。

また、維持、修繕、管理といった保全の側面からの管理が中心であり、利用効率や資産価値等も含めた不動産としての情報を一元化に集約しようとする取組も不十分であり、前回の第3回定例会の質問でも、本市の全不動産を対象にした不動産カルテの作成を提案いたしました。市長が判断する上で、情報の一元化は重要と考えます。この点について、1年が経過したわけですが、どのような状況なのか、お

示してください。

次に、本庁舎の耐震化の問題であります。

昨年3月11日に発生した東日本大震災に見られるように、災害時での市役所の役割の重要性や個人を証明する膨大な情報の保全を考えると、庁舎は高い耐震性や安全性を確保し、ライフラインが途絶えた場合でも災害拠点として機能し続けるために災害に強い建物でなければならないと考えます。

さて、本市の庁舎についてであります。本館は昭和8年に建設され、別館が昭和37年の建築であり、この2棟の建物は新耐震基準で建設されていないところであります。機能面では、市民が利用する機会が多い部門が分散してわかりにくいことや、狭隘によりプライバシーに配慮したスペースが不足していること、バリアフリーへの対応が不十分なことなど、多くの課題があります。

そこで、庁舎の現状について伺います。

まず、耐震性の問題ですが、本館、別館の耐震診断についてはどのようになっているのか、お示してください。

また、耐震補強の考え方や耐用年数の視点から、現在の庁舎について、先ほど述べた高い耐震性や安全性の確保など、どのようにとらえているのか、見解を伺います。

次に、施設の老朽化についてであります。

これまで本庁舎の改修工事が何回かにわたり実施されてきたことと思いますが、躯体のひび割れや雨漏り、壁の剥離など、老朽化が顕著であります。また、電気設備の配線、配管の劣化や暖房機器の劣化による非効率についてどのように把握され、考えられているのか、お示してください。

本庁舎については、今後求められる機能や役割を考えると、公共施設の耐震化や建替えの優先順位について、防災拠点の考え方から別枠で検討し、できるだけ速やかに今後の検討課題の整理と具体的な計画を進める必要があると提案いたしますが、市長の見解を伺います。

次に、文化・芸術支援施設についてであります。

以前、会派視察で、金沢市の市民芸術村を視察いたしました。金沢市民芸術村は、金沢市が設置した市民の芸術活動を支援する目的の総合施設で、城下町金沢の伝統文化を維持するために必要な建築系技能の保存、継承、技能者養成を目的とする金沢職人大学校を併設する施設であります。また、古くからあった紡績工場跡地を利用し、再生させた施設にもなっております。この芸術村には四つの工房とオープンスペースがあり、マルチ工房は音楽、演劇などの練習などに使われ、ミュージック工房は防音スタジオが6か所あり練習、発表の場として使用、アート工房は美術作品の制作・展示に使われている状況であります。この施設は、年中無休で、24時間いつでも自由に使用でき、各工房に2人の民間ディレクターがいて、市民による運営を行っております。文化・芸術の重要性を十分に考えて、ハード面、ソフト面、両面について推進している内容に強く感銘を受けました。

本市の第6次総合計画の「まちづくり5つのテーマ」の一つ目、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち」の中に、文化・芸術の項目があります。この施策の内容として、(1)文化芸術活動の振興、(2)発表や鑑賞機会の充実が挙げられております。また、小樽市文化芸術振興条例第4章第17条には、「市長は、文化芸術活動に対する支援活動の重要性にかんがみ、その支援を促進するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」とあります。本市の文化・芸術支援施設について、どのような現状なのか、市民からどのような意見や要望があるのか、把握してありましたらお答えください。

また、今後の文化・芸術支援施設の考え方ですが、現在ある施設の保全や新たな施設の検討などについてどのように考えられているのか、市長、教育長の見解を伺います。

次に、学校跡利用の考え方についてであります。

本年3月、市として学校跡利用の基本的な考え方が示されました。この目的の中で、「学校跡地（敷地のほか、学校施設も含む）を本市のまちづくりにとって有効な利活用を図ることを目的とします」とあり、また最後には「市や地元関係者などからなる懇談会を地域ごとに開催し、市や民間のいずれかが利活用する場合においても、地域の要望や意見などを聞くこととし、地域の特性や課題を考慮しながら、市全体の発展や市民全体の利益につながるよう学校跡地の利活用について検討します」と記述されています。地域ごとの懇談会の中で、施設の情報と課題や問題点について、どのような情報提供を考えているのか、お示してください。

また、地域の要望や意見などを聞くことは必要不可欠ですが、まちづくりの視点から、小樽市の全体的な観点からの利活用案や今後の考え方について、どのように検討されているのか、見解を伺います。

次に、北海道新幹線の新小樽駅周辺整備についてであります。

北海道新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、昭和48年、整備新幹線として計画され、32年後の平成17年によく新青森駅と新函館駅間が着工、3年後の2015年の開業を目指して現在建設中であります。また、待望であった札幌延伸である新函館駅と札幌駅間についての着工が本年6月に認可され、8月25日、国土交通相を迎えて長万部で起工式が行われたところであります。

まず、これらについて、市長の率直な感想を伺います。

さて、新小樽駅周辺整備構想は、平成18年12月に策定され、イメージとなる素案が示されているところであります。札幌延伸の着工を受け、この構想から基本計画などの策定を進めていくわけですが、今後のスケジュールについてお示してください。

次に、北海道新幹線建設に係る小樽市の負担と事業費についてであります。

構想に記載されている内容では、全国新幹線鉄道整備法施行令第8条により、国が3分の2、北海道が3分の1となっており、同法13条では、北海道は負担の一部を市町村に負担させることができることから、市の負担は駅部と一体となった用途地域部分の建設費の10分の1の見込みとなっております。この見込みについて、どの程度の負担額になるのか、また、それ以外の新駅周辺の整備事業費について、試算されていればお答えください。

さらに、これらの財政的課題について、どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、小樽駅とのアクセスの課題であります。

現在の小樽駅から離れた新駅になるということで、中心市街地とのアクセスをどのように確立するのか、こういう点があります。アクセス道路や交通ネットワークについて、今後どのように検討されているのか、見解をお示してください。

次に、ワンストップサービス（総合窓口）についてであります。

近年、他都市では、市の総合窓口としてワンストップサービスの導入について実施あるいは検討されているところが増えているようであります。

今年、会派視察で訪問した大野城市も、このサービス事業を進めた市の一つであります。いわゆるワンストップサービスとは、市民の方が多数の窓口に移動することがなく、ほとんどが一つの総合窓口業務で終了するという内容であります。ただ、各自治体において、システムの内容に少し相違があるようであります。

初めに、このワンストップサービスについて、どのように認識されているのか、見解を伺います。

本市は、高齢化や核家族化が進んでおり、特に窓口業務については、さらに細やかな配慮が必要な市民が増加している状況にあります。また、社会全体の高度情報化に伴い、情報取得の要望についても先進的サービスが求められているところでもあります。窓口業務は、市役所の顔であり、市民と多く接する

場であります。市民サービスの向上や利便性、また行政事務の効率化という観点から、ワンストップサービスの導入を要望いたしますが、市長の見解を伺います。

さて、このワンストップサービスを考えるとき、問題点として、本市の現状は、まずハード面の問題や各種制度の複雑化により窓口業務量の増加傾向もあると認識していますが、このサービスの導入を検討する上で、現状の課題と問題点の整理が必要と考えます。これらについて、どのようにとらえられているのか、見解を伺います。

他都市では、導入の検討に入る前に、現状の課題や問題点と、現在でもできるその対策や改善策、そして他都市の先進事例の調査などを具体的に進める提案型のプロジェクトチームが設置され、職員の意識改革向上に大きな影響を与えているようであります。この中では、プライバシーに配慮した窓口の改善や繁忙期の窓口の確保として、フレキシブルな対応策の実施、また民間の人材会社による職員の気配りや説明能力といった接客能力の向上に資するスキルアップの講習や、認定員の資格制度の制定など、導入以前から全体的な改善の実施が行われているようであります。

ワンストップサービス導入については、即席でできるものではありませんが、だからこそこのような前向きな意識改革の下、現状での改善実施に向けた積極的な姿勢が求められていると考えます。ハード面、システム面、人材面などの観点から、今後のワンストップサービスの導入を前提としたプロジェクトチームの設置を要望いたしますが、市長の見解を伺います。

次に、住宅用の太陽光発電システム設置補助制度についてであります。

太陽光発電は、太陽からのエネルギーである太陽光を太陽電池モジュール、ソーラーパネルで電気にかえるシステムであります。太陽光や風力、バイオマスなどの自然エネルギーは、石油や石炭などの化石燃料と異なり、クリーンで枯渇することのない再生可能なエネルギーであります。自然エネルギーを利用した環境負荷の少ない新エネルギー施設は、化石燃料の消費抑制や地球温暖化防止の促進のため注目されており、近年では環境問題の高まりから、一般家庭での使用も増えている状況にあります。

現在の日本は、エネルギー資源の乏しい国であり、エネルギー資源のほとんどを海外からの輸入に頼っており、自給率は4パーセントという試算があります。再生可能エネルギーは、運転用の燃料を輸入する必要がなく、国内で持続的に得られるエネルギーを利用するため、エネルギーの自給率を高め、日本のエネルギーの安定について効果が大きいと言われております。この太陽光をはじめとする再生可能エネルギーについて、どのように認識されているのか、見解を伺います。

住宅用の太陽光発電については、全国的にも増加傾向であり、特に昨年の東日本大震災以降では、環境問題の認識が高まる中、その動きはさらに加速している状況にあり、自治体の支援制度も大きな影響を与えているようであります。

さて、道内において、住宅用太陽光発電システムの補助制度を持つ自治体が増加しており、北海道のまとめでは、道内自治体の約4割の69市町村に達したようであります。10万人以上の市では、札幌市、函館市、旭川市、苫小牧市、帯広市、釧路市、北見市の7市が導入、小樽市と江別市の2市は、まだ未実施の状況であります。北海道新聞によりますと、制度を導入した自治体の説明では、昨年原発事故を踏まえて、地域でのエネルギー創出が必要、原発事故で町民の意識も高まっているなど、エネルギーに対する考え方が確実に変化しているようであります。

また、余剰電力を買い取る制度が復活し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、以前と同じ単価で10年間の買取期間となっており、この政策的な支援制度も、住宅用の太陽光発電システムの普及を進めた要因の一つであると考えます。

さて、本市の状況であります。現在、太陽光発電システムを導入している住宅は何件あるのか、把

握してありましたらお示してください。

また、国や道の補助金の内容、一般的な住宅の太陽光発電の初期投資費用、また売電などによる設置費の回収など、試算も含め、わかる範囲でお答えください。

4月からスタートした本市の住宅リフォーム助成制度の中で、太陽光発電システム設置も省エネ機器として対象になっておりますが、補助金の考え方やリフォームのため、新築が対象になっていないこともあり、今後、別枠で検討する必要があると考えているところであります。いずれにしても、住宅用の太陽光発電システム設置補助制度について、他都市を参考に研究・検討すべきと考えております。今後の政策的な支援制度として、この補助制度の導入を要望いたしますが、市長の見解を伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の公共不動産の考え方について何点かお尋ねがありました。

まず、公共施設の整備・再編計画についてであります。各公共施設の状況につきましては、これまで施設カルテや学校カルテを作成し把握してきたところであり、また公営住宅では、その長寿命化を図るため、計画的な改善や修繕を行う小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画を策定し、さらに公園施設や橋梁についても、同様に計画を策定中であります。こうした中で、全体的な公共施設の整備・再編計画の策定につきましては、今後、その必要性も含め、調査検討してまいりたいと考えております。

次に、不動産カルテの作成についてであります。本市の不動産情報の一元化は必要であると認識しており、昨年10月に庁内関係部の担当者による公的不動産の管理・運用に関する研究会を開催し、現状と課題、今後の方針などを検討していくこととしましたが、現状では具体的な方向性を打ち出すには至っておりません。今後とも、引き続き、すべての不動産を対象とする不動産カルテの作成について研究してまいりたいと考えております。

次に、市庁舎の耐震化の問題で何点か御質問がありました。

まず、市庁舎本館及び別館の耐震診断についてですが、災害時における拠点としての機能や情報保全の観点からも、市庁舎は、市有建築物のうちでも耐震化の優先度を高くすべきものと認識しております。しかしながら、現在、安全・安心な教育環境の確保の観点から、小・中学校の耐震化を優先して実施しているところであり、また新市立病院の建設など、大型工事が続く中で資金面に課題があり、耐震診断だけでも多大な費用が見込まれますことから、市庁舎については、これまで耐震診断は行っていないというのが現状であります。

次に、市庁舎の耐震性や安全性の確保についてですが、特に別館については老朽化が著しく、外壁の剥離、床のたわみなどが各所で生じており、耐震性、安全性が確保されているとは言いがたい状況にあるものと認識しております。耐用年数が既に経過し、建物の現状を考慮しますと、補強では抜本的な解決にはなり得ず、建替えを検討していくことが必要な時期に来ているものと考えております。

次に、現市庁舎の非効率性についてであります。庁舎内の各所で雨漏りが頻繁に発生していることもあり、本館については、昨年、屋上防水工事を実施し、別館については、現在、当該工事を実施しているところです。

電気設備、ボイラー設備などの修繕については、その都度、対症的に実施してきたところですが、

設備自体が老朽化しており、同様の修繕を繰り返しているのが現状であります。

また、水道管の劣化による赤水の発生などもあり、単なる修繕では建物自体の補強と同様、抜本的な解決策とはなり得ないものと考えております。

次に、市庁舎の耐震化や建替えについてですが、先ほど申し上げましたように、現状を抜本的に解決するためには建替えが必要と考えております。そのためには、まず資金面でのめどをつけることであり、また敷地についても検討が必要です。建替えに対する市民理解も欠かせないものと考えております。現在は、学校の耐震化、新共同調理場や新市立病院の建設という大型工事が続いておりますので、これらの工事の進捗状況を見ながら、庁内に検討チームを設置し、予算面も含めた検討課題の整理を進めてまいりたいと考えております。

次に、文化・芸術支援施設の今後の整備についてであります。新たな施設の整備は難しいと考えておりますが、私といたしましても、本市の芸術・文化の振興は重要であると考えておりますので、今年度は市民センターの音響設備と公会堂の畳の改修などを行ったところであり、今後も文化・芸術の活動に支障がないよう、教育委員会と連携を図りながら、既存施設の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校跡利用の考え方について何点か質問がございました。

初めに、地域ごとの懇談会における情報提供についてですが、現在、若竹小学校の跡利用について、町会役員と懇談会を開催し、意見交換を行っておりますが、その中では、校舎屋内運動場の建築年や耐震化の状況、学校開放や避難所などとしての利用状況、施設の維持管理経費のほか、周辺地域の公共施設などについての情報をお示したところであります。今後も、地域との懇談会においては、施設の情報や跡利用の検討に必要なさまざまな情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽市の全体的な観点から、利活用についてどのように検討されていくかとのことですが、副市長及び関係部長で構成する庁内の学校再編に伴う跡利用検討委員会において、地域の特性や課題を考慮しつつ、市全体の発展や市民全体の利益につながるよう、全市的な観点で跡利用の利活用策などについて議論を行い、市の大枠の考え方をまとめた上で、地域の方々にその考えを示し、意見や要望をお聞きしながら跡利用を検討することとしております。

次に、北海道新幹線の新小樽（仮称）駅周辺整備について、何点か御質問がありました。

初めに、北海道新幹線の札幌延伸の認可などについての感想ですが、長年の悲願として取り組んできた北海道新幹線の札幌までの延伸がついに実現するということであり、大変喜ばしいことであります。これによりまして、日本の国土軸が形成され、人の流れや物の流れが活発になり、小樽市においても、観光産業のみならず、社会経済全般に大きな影響をもたらすものと考えております。認可はゴールではなく、スタートであります。大きな可能性を秘めた北海道新幹線が一日も早く市民の夢と希望を乗せて走り出せるよう、今後も精力的に取り組む所存でございます。

次に、今後のスケジュールについてですが、平成18年に策定した新小樽駅周辺整備構想に基づき、庁内に設けました北海道新幹線活用戦略庁内検討会議などにおいて議論を重ね、その後、市民の皆さんや関係機関、各界各層の御意見を伺いながら、基本計画を策定してまいりたいと考えております。なお、具体的な時期については、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線に係る本市の負担額についてですが、今後、鉄道・運輸機構において、駅部に係る概算事業費が算出された後に北海道から示されるものと聞いております。

また、新駅の設置に伴う周辺整備につきましては、まだ構想の段階であり、規模・機能など詳細につきましては今後整理していくことになるため、現時点では事業費を試算するまでには至ってはおおりません。

次に、新駅と中心市街地とのアクセスについてですが、新小樽駅設置の効果を最大限に引き出すため

には、新駅から中心市街地や観光地までの円滑なアクセスの確保が重要であると考えております。そのためには、シャトルバスやタクシーなど、いわゆる2次交通の整備と国道や道道の整備が重要であることから、小樽開発建設部や小樽建設管理部、交通事業者など、関係機関と検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ワンストップサービスについて何点か御質問がありました。

まず、総合窓口によるワンストップサービスは、同じフロアで各種証明書の申請、交付や相談業務などが行われ、必要な手続を効率的に進めることができ、来庁者の待ち時間を短縮することができるなど、住民サービスの向上を図ることができるものと認識しております。

次に、ワンストップサービス導入についてであります。これまで本市におきましては、各サービスセンターにおける税や福祉などに関する取次業務、組織改編に伴う類似業務の集約による窓口一本化など、市民サービス向上が図られるものについては、導入の取組を進めてきているところであります。

御要望のありました総合窓口によるワンストップサービスの導入に当たりましては、必要な機能を一つのフロアに集約することや、高齢者や障害者などに配慮した窓口配置が必要であります。本庁舎の構造的な問題、さらには現在進めている行政情報システムの再構築の内容なども関係することから、直ちに実現することは難しいと考えております。

次に、ワンストップサービスを導入する上での現状の課題と問題点についてですが、先ほどもお答えしましたとおり、ワンフロアに業務を集約するスペースの確保など庁舎の構造的な問題のほか、ワンストップに対応するための組織体制やシステム関係の再構築、広範囲な窓口業務に対応できる各種業務に精通した職員の要請や、これらを専任で対応するための職員の確保などが考えられます。

次に、ワンストップサービスの導入を前提としたプロジェクトチーム設置の御要望についてであります。今後とも可能な限り市民サービスの向上に向けて業務の改善に努めてまいります。これまでお答えした庁舎の構造的な問題もあることから、業務の改善に当たっては、必要に応じて庁内で議論したいと考えておりますので、現時点ではプロジェクトチームの設置までは考えておりません。

次に、住宅用の太陽光発電システムの設置補助制度について何点か御質問がありました。

まず、再生可能エネルギーについての認識ですが、エネルギーをめぐる情勢が大きく変化中、地球温暖化防止や電源の多様化となるエネルギー源として、またエネルギーの自給率向上や経済成長への実現に向けた観点からも、再生可能エネルギー導入拡大の重要性がますます高まっていることから、再生可能エネルギーの推進は必要なものと考えております。

次に、市内の太陽光発電の設置状況ですが、北海道電力によりますと、本年7月末における住宅用に設置された件数は117件と聞いております。

また、一般住宅への補助制度につきましては、北海道による制度はありませんが、国は住宅用太陽光発電システム補助制度として、設置費用に応じて1キロワット当たり3万円と3万5,000円を補助しております。

次に、一般的な住宅の太陽光発電の初期投資費用と、売電などによる設置費の回収についてですが、標準的な4キロワットの設備を設置した場合、費用は約200万円程度と言われており、国の補助制度を活用し、買取り価格が10年以降も同額として、電気使用量が標準家庭の場合で試算しますと、余剰電力の売電分と電気料金の支払減額分による設置費用の回収期間は、おおむね13年程度となっております。

次に、補助制度の導入についてですが、太陽光発電設備の設置については、国の補助制度があり、また再生可能エネルギーの固定価格買取り制度によって普及のための制度が整っていると考えているため、現時点では市としての補助制度を導入することは考えておりませんが、さまざまな観点から、再生

可能エネルギーを推進することは必要であると考えております。こうしたことから、太陽光発電設備を長橋小学校に設置し、また新市立病院の設置も予定しておりますが、自然エネルギーの推進に向けて今後とも市としてどのような取組ができるか、検討していかなければならないと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 高橋議員の質問にお答えいたします。

初めに、本市における文化・芸術支援施設についてであります。現在、教育委員会所管として美術館、生涯学習プラザ、生活環境部所管では市民会館、市民センター、公会堂、いなきたコミュニティセンター、銭函市民センター、勤労青少年ホーム、産業港湾部所管では運河プラザや産業会館など、市内各所に文化・芸術関連施設などがあり、所管する関係各部が連携しながら文化・芸術活動の支援を行っているところでございます。

次に、市民からの意見・要望についてでございますが、生活環境部や産業港湾部所管の施設からは、エレベーターの設置、トイレの洋式化、手すりの設置、広い駐車場の確保などの要望があると伺っております。また、教育委員会の所管では、アーティスト・バンク登録者を対象としたアンケート調査では特段の要望はございませんが、日ごろ絵画の展示場所やYOSAKOIなどの練習場所が少ないといった声を聞いております。

次に、今後の文化・芸術支援施設の考え方についてでございますが、教育委員会といたしましては、文化・芸術支援施設を新たに整備することは難しいものと考えておりますが、老朽化が進む文学館・美術館では、トイレの洋式化を図るなどの改修を行い、今後も既存施設の維持・補修に努めてまいりたいと考えております。

また、今後、市長部局と密接な情報交流を行うとともに、市内で活発に活動しているさまざまな文化団体の情報を集め、各団体間のネットワーク化を図り、市民に発信することなどを通して市内の文化・芸術の振興を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 10番、高橋克幸議員。

○10番(高橋克幸議員) 2点、再質問をさせていただきます。

1点目は、市庁舎の耐震化の問題でございます。

市長から御答弁をいただきましたけれども、私も、現状の建物では補強してもあまり意味がないし、選択肢は建替えしかないと思っています。

先ほども質問しましたように、昨年の大震災以降、考え方というのは当然大きく変わってきていて、その役割の重要性とか、その内容に対する市民の理解度もやはり大きく変化してきていると私は思うのです。そういう中であって、やはり今後の、例えば建替えということであれば、きちんとそこに方向性を定めて、現状、課題、問題点も含めて準備を進めていくということが私は必要だというふうに思っています。ですから、着実にそういう内容を進めながら、市民にもきちんとその内容についても理解していただけるように情報発信すべきだし、防災・減災の観点からいけば本当に先ほども言いましたように市民の個人情報を守るような内容がたくさんあるわけですから、津波で全部なくなった町村の役場ではもう大変な状況だったというのを伺っていますので、そういうことを考えると前向きに具体的に、私は一日も早く進めるべきだというふうに思っておりますので、その辺について、もう一度市長の御答弁をお願いしたいと思います。

もう一点は、住宅用の太陽光発電システムの設置補助制度についてですけれども、市長の御答弁では

すぐにはできないということで、私もすぐにやったほうがいいというふうには思いますけれども、財政的な問題もありますから、直ちにやってくれということではございません。先ほど太陽光発電の質問は、斎藤博行議員からも出ていましたけれども、今後、国の方針でもそうですけれども、再生可能エネルギーというのは、本当に比重が大きくなるのだらうと思っています。政策的にも、そういう制度を国も打ってきていますし、今年、視察に行った逗子市、鎌倉市でも、相当力を入れてやってきているという内容も見てまいりました。そういうことを考えると、やはり政策的に補助金制度、若しくはそういう類似した制度が後押しするというのは、十分よくその数字から見てもわかる内容であります。ただ、本年4月から住宅リフォーム制度も始まりましたので、あちらもこちらもいうと、市長は、それほどお金はないのだという話になるかと思しますので、まず現在、設置補助制度は直ちには無理にしても、しっかりと他都市の例を研究していただいて、準備段階の研究というか、検討をぜひ進めてほしいというふうには思っております。

住宅リフォーム制度は、非常に助かるという話も伺っていますし、先ほども申し上げましたように、あれはリフォームを前提にしているものですから、我々の勉強不足もあったのですが、太陽光発電を設置するというのは、やはり新築も多いみたいなので、そういう点では少し検討し直さなければならないかというふうには思っているのですけれども、先ほども言いましたように、この再生エネルギーの施策的な考え方というのは、今後、非常に重要な内容の一つというふうにも考えていますので、ぜひ少しでも進めるような形で市長のほうでも考えていただきたいというふうにも思っていますので、この点も再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 高橋議員の再質問にお答えしたいと思います。

ただいま議員からの御指摘がありましたように、市庁舎の建替えについては、見た目も本当にそうなのでございますけれども、かなりもう老朽化してしまっていて、しかも耐用年数が過ぎているような状況でございます。昨年の東日本大震災後の状況、昨日で震災後1年半になったわけでありまして、この耐震の問題について、あるいは庁舎のことについては、やはり真剣に取り組んでいかなければいけないという、そういう強い思いは持っております。

しかし、一方では、やはり安全・安心な教育環境ということで、子供たちが安全に安心して学べる環境ということと言うと、小・中学校の耐震化のほうが優先なのかというふうにも思っておりますし、先ほどもお話をさせていただきましたように、現在、小樽市としましては、病院の建設、学校給食センターの建設、夜間急病センターの建設等々の大型工事を抱えているものですから、そういったこととのらみ合わせをしながら、庁内にこの庁舎の問題について検討チームを設置して、そして財政面も含めてどういう状況が一番いいのか検討してまいりたいというふうにも思っております。認識は全く一緒でございますので、御理解をいただきたいというふうにも思います。

それから、太陽光発電の補助制度についてでございますけれども、これについても先ほどお話をさせていただきましたように、道内の人口10万人以上の都市で言うと、小樽市と江別市が補助制度がないということでございますので、全体的にはやはりそういう補助制度を含めた上で、自然エネルギーの推進ということが大事なのだろうというふうにも思っております。したがって、今後、財政的な面も含めて、どのような取組ができるのか検討してまいりたいというふうにも思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（横田久俊） 高橋議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時41分

再開 午後 5時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○5番（成田祐樹議員） 通告に従い、一般質問を行います。

本年9月8日土曜日、北海道新聞後志版の報道にも掲載されていまして、皆様も既に御存じのことかと思いますが、市内の新光保育園において不適切な保育がされたとして、後志総合振興局が9月7日に新光保育園に対して業務改善の勧告をいたしました。

この新光保育園に関する不適切な保育また今後の虐待につながるであろう保育をしていたことについては、私が知ったのは7月末のある保護者からの一本の電話が発端でした。

子供を新光保育園に通わせているが、保育園で全然言葉を話さなくなってしまった。それが理由で園内でいじめに遭いそうになっている。なぜなのと子供に話を聞いたら、園の先生に別室に隔離されて給食を食べ終わるまでそのままにされたり、廊下に出されたり、食べないことに対して「かわいくない」「あなたが苦手」などといった言葉を毎回かけられたり、また他の子が突き飛ばされたのを見たとも言います。もしかしたら、虐待に近いことが行われているのではないかと。でも、私たちには調べようもないし、園に聞いても言葉を濁すばかりで、きちんとした説明もしない。どうしたらよいのでしょうか。そんな電話でした。

もちろんこの保護者の言葉だけを聞いて園への疑いをかけるには若干情報量には欠けると思いましたので、いろいろな方向から話を伺っていたところ、以前この新光保育園に勤務していたという保育士から相当劣悪な状況であるということをお伺いしました。

その園の中で行われている内容の一端をお話します。

大勢で遊んでいる中、子供を見る保育士が一人もいなく、私語をしている。子供と一緒にお昼を食べるが、子供が終わっても保育士がずっと食べていて何も見ていない。トイレについている保育士がいるが、トイレから戻る子供たちを見ている保育士がいない。手ふき、テーブルふきが各1枚ずつあって、回して何十人も使っている、しかもテーブルふきと同じ一つのバケツで。自分たちが御飯を食べるために赤ちゃんはビデオを見せられている。人が足りているのに赤ちゃんのミルクを抱っこで飲ませないで、ラックに寝かせてタオルで固定して飲ませている。子供と一緒に御飯を食べているのに、堂々とカップラーメンを食べている。危ないし、教育にもよくない。ホールで子供が走り回っている中、カッターを出して製作している。暗やみで真っ暗にして寝せて、だれがどこにいるのかわからない。保育士は全員わざわざ子供との寝返りもできないスペースに割り込んで寝ている。遊んでいるところを見たことがない。保育中なのにアクセサリをじゃらじゃらつけている保育士がいる。調理室が不衛生で、常にドアが開いていて、子供が出入りしている。子供が明らかにぐったりして高熱があっても気づかない。赤ちゃんの部屋でお昼時に熱いお茶が手の届くところに置いてある。

今の話はささいな部分もありましたが、これは問題になるのではないかとこの話もあつたかと思えます。

そして、この保育士が最後に言ったのは、「改善しなかったら、いつか人が死ぬようなことがあるかと思う」というコメントをされていました。

この保育士は何度も園に対して改善を求めたそうなのですが、職員会議で話すよと言われたきりで、その会議の結果も何も報告されず、また改善されることもなかったそうです。また、その提案をすることで職場に居づらくなり退職されたとのことでした。

また、この以前に勤務されていた保育士だけではなく、現在、この園に勤務されている保育士からも直接お話を伺うことができました。

特定の子供たちが不自然な傷をつくっているのを見たことがある。本当に子供たちがかわいそうだ、何とかしてほしい。今回のことに関して職員全員に箝口令がしかれている、何も話すなど。いずれ火は消えると言っていた。改善する気などさらさら見えない。助けてほしい。

このように、働いている内部の保育士からも園に関する実態や環境などを伺うに当たり、相当ひどい環境であるということが伺えました。

話はもとに戻りますが、報道にもありましたとおり、この虐待とも言うべき不適切な保育を受けていた子供は、現在、子供専門の心療内科に通院しているそうです。人間形成における最も大事な時期にそのような心に傷をつけるような保育があっては許されるものではありませんし、決してあってはならないものだというふうに思います。

ここで、改善勧告がなされた新光保育園と本市の対応についてお伺いします。

本市において児童に対する虐待をどのように定義しているか、まずはお答えください。

保育施設において、虐待と疑われる保育や不適切な保育が行われている場合、どのような対応をすることになっているか、見解をお示してください。

既に報道にも出たので通報はされていたと思うのですが、確認のためにお伺いします。今回の件について、新光保育園における虐待又は不適切な保育が行われているという保護者からの通報が本市にあったのかどうか、お答えください。

そのような通報、相談を受けて、本市は現在どのように対応をしているのか、お答えください。

児童虐待などの対応には、一般的には行政、児童相談所、警察の三者の対応が必要であり、今回被害に遭われた可能性のある保護者はその三者に対応を求め、また私も同様に対応をお願いしましたが、今回、この児童相談所については、直接、児相が動かさず、後志総合振興局の保健環境部が対応に当たっております。

ここで、北海道が児童相談所を動かさず、後志総合振興局が対応に当たった理由はなぜか。

また、道においてはここまでどのように対応してきたのか、お答えください。

その中で、園の先生の聞き取り調査はどのように行われているのか、お答えください。

また、正職の保育士と臨職の保育士がいることから、置かれている立場が違い、正直に話すことで不利益をこうむることが考えられます。特にこの保育園においては、ベテランの正職と若手の臨職との間で保育に対する考え方に隔たりがあったそうです。そのような雇用体系のことをしっかりと踏まえ、不利益をこうむらないような対応、聴取方法はされているのかどうか、お答えください。

この新光保育園に対しては、以前からもいろいろな疑惑があったとの市民からの声も聞こえてきます。過去において、新光保育園における虐待と思われる保育又は不適切と思われる保育など、どの時期から本市に対して通報若しくは連絡があったのか、また、それは何件あったのか、お答えください。

ゼロ、1、2歳児に対して、特にこの新光・朝里地域においては、近年、待機児童が発生しており、たとえ園の評判が悪くても、保護者はかわりに預ける保育園を探すことが非常に困難であったと思われる。そのように競争が働いていなく、かわりの保育園がなかったからこそ、保護者から疑問や苦情の声が上がりにくかった要因になっているというふうに考えられますし、事実、保護者からも何か園に苦

情を言えば、自分の子供に不利益があるのではないかと、そういう思いから強く言えなかったという話も複数聞こえてきました。

そのような保護者が置かれている立場が弱いという状況から察するに、今回のこのような不適切な保育にかかわる情報は出にくかったと思われませんが、それについてどのような見解を持っておられますか。

また、そのような状況が想定できるのであれば、ささいな情報でも対応に走る必要性があったと思いますが、見解をお聞かせください。

このような状況の中で、このまま新光保育園に子供を預けることを懸念する保護者が出てくとも思われます。それは親として当然の気持ちであります。その一方で現在の保育施設の置かれている現状を考えますと、園児を他の施設で受け入れるということは現実的には大変考えにくいと思われます。

今後、本市としては、どのようにして保育園児と保護者を守っていくのか、見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 成田議員の御質問にお答えいたします。

新光保育園における虐待と疑われる行為について、何点か御質問がありました。

初めに、児童に対する虐待の定義についてであります。児童虐待防止法によれば、保護者とその監護する児童について行う身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待であるとされており、そのように認識をしております。

次に、保育施設で虐待と疑われる保育や不適切な保育が行われている場合の対応についてであります。保育所の指導監督権限を持つ北海道後志総合振興局が必要な対応を図ることとなります。

次に、新光保育園の保育に関する本市への通報の有無及びその後の対応についてであります。子育て支援課に対して7月25日に保護者から、自分の子供が新光保育園で受けている保育の内容について苦情の電話がありました。その後の市の対応につきましては、北海道と連携を図りつつ、後志総合振興局が8月6日から8日まで行った保育園関係者への事情聴取や8月22日に保育園に対し実施した運営指導などにも市も同席し、事実関係の確認に努めてきております。

次に、今回、後志総合振興局が対応に当たった理由についてであります。児童福祉法第46条の都道府県知事が児童福祉施設の設備及び運営の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者等に必要な報告を求めるほか、施設の立入りや検査などを行うことができるもの規定によるものであり、市内の保育所については後志総合振興局が対応することとなっております。

次に、北海道のこれまでの対応経過についてであります。先ほども申し上げましたが、保育園関係者への事情聴取や保育園への運営指導を実施したほか、当該事案に関係する保育日誌等の関係資料を調査してきているところであります。

次に、北海道が行った聞き取り調査についてであります。園長、主任、担任保育士を一括面談したほか、関係する保育士についても個別面談を行ったものであります。

次に、北海道が行った非正規職員への聴取方法についてであります。聞き取りに際しては個別に面談し、個人が特定されることのないように留意して実施したものであります。

次に、過去の新光保育園の保育に関する市への通報等についてであります。21年度に1件、22年度に1件、24年度にこのたびの通報を含めた4件があり、計6件であります。

次に、代替保育園がないため、保護者の疑問や苦情の声が上がりにくかったのではないかとということ

であります。今回の事案について個別の確認はしておりません。

次に、保護者からのささいな情報でも対応する必要があったのではないかとありますが、市に寄せられる苦情や意見などについては、すべて施設長へお伝えしております。また、匿名ではない場合は、保護者の意向も踏まえ、施設とやりとりした結果などもお知らせすることとしております。

最後に、新光保育園の園児及び保護者への対応ですが、8月22日に実施された後志総合振興局の運営指導の結果が9月7日に示されましたので、その内容も踏まえ、対応について検討してまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

○5番(成田祐樹議員) 大分簡素な回答、答弁でしたので、再質問させてもらう点がいっぱいあります。全部で8問あります。

1点目なのですが、まず今回のこの事情聴取にかかわって、今回のこの被害に遭われた保護者の子供以外の子供にかかわる不適切な保育の話が出ていたかどうか。これがまず1点です。ほかの子供にかかわる不適切な保育の話がこの事情聴取の中で出てきたかどうか。これがまず1点。

2点目は、今、先ほど一括面談とおっしゃいましたが、一括面談と言いながら、実際はこれを受けているのは7名だけですね。20名中7名しか受けていないと。全員から面談を受けたわけではないということだと思うのですが、ほかの子供のこういった不適切な保育の話が出てきているのに、これを7名だけで済ませたのはなぜか。これが2点目。

3点目に、これは一番大事な伺いたいところなのですが、今回の事情聴取の中において、「子供が言うことを聞かないので、はさみを向けた。これを保護者に見られちゃったかな」と言った保育士がいるということを話した保育士がいるはずですが。この話は事実かどうか、しっかり聴取できたかどうか、事実確認をお願いします。

次、4点目に、一般的にこのように言うことを聞かない人に対してはさみを向けるという行為はどのような行為なのか、見解をお示してください。普通に考えれば、窓口とかへ行って言うことを聞かなくてはさみを見せて、言うことを聞けてやったら、これは犯罪ですよ。一般的にこのはさみを向けて言うことを聞かせるという行為がどういう行為なのか、市の見解をお聞かせください。

その次に、これが次が5点目ですか、このはさみを向けて子供に言うことを聞かせるという行為は虐待に当たるのではないかと、市の見解をお聞かせください。

6点目です。今回のこの監査に関して職員会議の議事録が残っていたかどうか、保管があったかどうかということを確認しましたか。ということが6点目。

7点目に、この職員会議の議事録に関して、これは保管義務があるはずですが。この保管義務があるものをしっかりと今まで監査してきたかどうか。この議事録があるのかどうかというところを今回の監査でどのような結果が出てきたか、お答えください。

最後に、今回の保育に関して、こういった問題が起きてから、理事長が職員を毎日深夜1時まで残して、しかも今回の件に関してはすべて給料を払わず、皆さんの善意で対応していただきますと話し、毎日職員が深夜まで残されていると。職員20人が全員ですね。翌日の保育に非常に影響が出ているということなのですね。この理事長が何を考えているかわかりませんが、この対応に当たるために給料を払わずに深夜毎日遅くまで残して、そうしたら次の日、子供の面倒をしっかりと見られるのかと。こんなような対応をしている園に関して、市としてはどのような指導をしているのだと。本当に子供のことをこの園が考えているのかどうか、こういったことが聞こえてきますので、それに関して見解をお

示してください。

○議長（横田久俊） 成田議員に申し上げますが、ただいまの再質問の中に、本質問にない質問で新たに聞いている部分が結構あります。

（「どの部分ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 全部そうではないですか。はさみを向けたうんぬん。それから、虐待でないのか給料の最後の話だとか、いろいろあります。

（「それは違いますよ、これは関連しています。事情聴取の中の話ですよ。」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） だから申し上げますと言っているのですが、再質問というのは答弁に対して、市長あるいは教育長、それから他の理事者の答弁に対して、その答弁に対する再質問ですから、本来、今、成田議員が言っているのはちょっと違うと思いますが、事情聴取内のことについて市長部局で答弁ができるのであれば、今回は答弁してもらいます。よろしいですか。

質問の構成が、本質問のときにこれらのことを聞かれれば、それは答弁でもちろんいいのですけれども、新たな部分が出てきていますので御配慮願いますということであります。

（「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 答弁してもらいます、いいですから。そういう全く新たな部分が出てきたと……。

（「新たではないですよ。事情聴取の内容を言っていないからではないですか、全然。」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） いやいや、だから。はい。それでは、答弁できますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 成田議員の再質問にお答えいたします。

1点目、事情聴取に際して、今回、当事者となっている最初の苦情の対象となっている子供以外の子供の話も出てきたのかということですが、私の聞いているところでは、ほかにお2人程度のお話が出てきたというふうには聞いております。

それから、一括面接と言いながら20名中7名だけに面接をしたのはなぜかということですが、今回、後志が主体となって指導をした中の面接ですけれども、保育士20名中、全部で園長、主任等も含めて10名面接をしたと聞いております。一般保育士については7名というふうには聞いております。いずれにしても全員でなかったのは、今回、当該保育士が担任をしていた保育室に比較的近い保育室にいたであろう関係する保育士から話を聞いたというふうには伺っております。

それから、はさみの話でございますけれども、そのあたりが事実かどうかというのは、確認は私ではしておりません。

それから、もし言うことを聞かない子供にはさみを、言うことを聞かせるためにはさみを向けたらどうかという、これ仮定の話ですけれども、もしそういうことがあるとすれば、それは大変問題な行為であるというふうに考えます。

それから、それは虐待ではないかということですが、いわゆる児童虐待防止法で言う虐待には当たらないと思いますけれども、いわゆる虐待的な行為といいたいまいしょうか、これは定義づけは非常に難しいのでしようけれども、行き過ぎた行為というふうに言えるかと思えます。

今のは全部、私の仮定の話でございますけれども。

それから、職員会議の議事録の保管の状況ですけれども、後志総合振興局から聞いたところでは、今年

のものについてはなかったというふうに後志総合振興局では把握しているというふうに聞いております。

それから、そういった議事録についてどのような結果が出てきたかということですが、これも重複しますが、今年のものがなかったということで、それ以上のことは確認していないというふうに聞いております。

それから、最後に、深夜までの職員を拘束したことについては、私からはコメントする立場にないので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

(「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 議事進行ですか。はい、どうぞ。

○5番(成田祐樹議員) 3点目の質問で、子供にはさみを向けた保育士がいるという保育士からの報告があったかどうかで、これが事実かどうかではなくて、そういう事情聴取の中でそういうふうに道若しくは市に回答した保育士がいましたよねという質問でした。

福祉部長がこの事実を見たとか聞いたとか、そういう話ではなくて、そのような報告をした人はいませんでしたかという質問です。そこの御回答をお願いいたします。

○議長(横田久俊) 議事進行ですので、私に。何回も言っていますけれども、私の議事の進行に対して発言をするのが議事進行の発言ですので、今の内容ですと、聞いたことに対してお答えが違うということですよ。再々質問の権利がありますので、再々質問であわせて言ってください。再々質問ありませんよね。では、再々質問でその答弁をしてもらおうようにします。

○5番(成田祐樹議員) では、再々質問でもう一度お伺いします。

○議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

○5番(成田祐樹議員) はい。再度申し上げますけれども、これの事実確認ではなくて、ある保育士が道、市の事情聴取に対して、「子供が言うことを聞かないからはさみを向けたさ。保護者に見つからなかったかな」と発言した保育士がいるという報告を受けましたよね、という事実があったかどうかという質問です。それがまず1点目。

2点目に、今回、このように職員の会議録が、本年度この新光保育園には保管がされていませんでしたけれども、この職員会議等の議事録等に関して、これは保育園に保管義務があるはずなのですね。これについて保管しなかった場合というのはどのような影響があるのか、若しくはこういう指導の対象になるということなのか、お聞かせください。

そして、もう一点、市内の他の保育園に関しては、では、どうですかと。こういった議事録等も、これはここの保育園が入っていなかったと言っているのですよね、9月9日に保護者向けの説明会で、いや、道に何も言われなかったから議事録を残していなかったと。こう理事長が発言しているのですよね。であれば、当然ながら道の監査が緩かったと。この市の新光保育園以外のところでもそういった不備の可能性があるので、その辺の調査というのはしていますか、それとも今後していきますか。

最後に、このような不適切な保育が行われているという保育園なのですが、実際、ここに保育園を建て直している最中ということもあって、これは税金が昨年23年度と今後24年度1億3,141万7,000円、この金額が税金からこの新光保育園に払われていることになるのですよね。市民にとっては、そういう不適切な保育を行っているのにこういった税金が大量に投入されるというのは、これは非常に納得いかないことなのです。それも、さらに保護者は保育料を払っているわけです。これで何も保育の改善がなされなければ、当然ながら、これ泣き寝入りするしかないのですよ。もう預けなかったら生活もできないのですから。かわりに預けられる園もないと。こういった不適切な保育を行っている園に対しては、これは厳しく指導していかなければ、若い人たちは本当に安心して住めないと思っておりますので、そういった

指導をしっかりとやっていただくということをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（横田久俊） 再三で大変申しわけないのですが、成田議員の気持ちもわかりますけれども、最後の税金の話はまた新たな話です。ですから、質問の構築のときに、こういったことを聞くのであれば本質問でお聞きいただきたかったと。それから、さらに細かいことであれば、これからの予算特別委員会、いろいろな場面がありますので、そういうところでもお聞きしていただきたいと思います。

ただ、何度も言いますが、大事なことだと思いますし、気持ちもわかりますので、答弁ができるものであれば、理事者の答弁を求めます。どうですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 成田議員の再々質問にお答えいたします。

北海道の聴取の中で、はさみの件でございますけれども、確かに、ある保育士でしょうか、はさみを向けていたのを見たという話を聞いたことがあるというふうに話をした保育士がいるということは聞いております。事実については確認できておりません。

それから、会議録等の保管義務についてですけれども、これは実際に義務があるかどうかというのはちょっと私も実は承知はしておりませんが、当然こういったものは記録としてどの保育所にも残しておくというのが本来の形ではないかというふうに思っております。これはそういうことで公立保育所なんかについても、そういった会議の記録、その記録の中身の程度、度合いについてはともかく、少なくとも何かの記録は残しておくというのは当然かと思っております。

それから、道の監査がなかったということで、監査が甘かったのではないかということですが、道の監査もすべてのことについて見るということではできないのかと思いますし、本来こういった記録は当然残しておくというのが大前提でしょうから、このあたりも保育所保育指針という道の指導監査が入る場合の指針も示されておりますし、ふだんの保育所の保育に関する指針でもありますが、本来はこれが守られているべきというものですので、今回の指導の結果、私が言うまでもなく北海道として今後の対応については考えるものというふうに認識しております。

○議長（横田久俊） 成田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○24番（山田雅敏議員） 質問者も最後となり、簡潔に一般質問を行います。

最初に、危機管理についてお伺いいたします。

小樽市職員の失態が続いています。補助金返還遅れや公文書流出、飲酒運転でモラルの欠如など、何が原因でしょうか。コンプライアンス推進室は法令遵守に関する10項目のチェックシートを作成し、職場内ネットワークを通じ、全職員に配布、職場ミーティングなどを通じ徹底させる方針と聞きます。

具体的な例では、複数の職員によるチェック、責任のある引継ぎ、コミュニケーションをとるとしてあります。しかし、基本的なマニュアルが示されたとしても、人である以上、間違いは必ず起こると私は思います。それをどうカバーするのか。どのようにフォローするのが必要なのでしょうか。

市職員には自制心を持つ優秀な方がたくさんいらっしゃいます。しかし、厳格な規律や鋭い市民の目で疲弊しているのではないのでしょうか。

今、民間企業が推奨している職場の活性化策として、趣味やスポーツなど職場の人間関係を深めるレクリエーションを社員に推奨する企業がふえてっていると聞きます。

本市では、東日本大震災などにより、一時期より回数が減っている懇親会の開催や、職場の潤滑油として開催方法や目的を吟味したレクリエーションを行い、ミスや間違いを正す自己修復能力を持った職場づくりをお願いしたいと思いますが、御意見をお聞かせください。

次に、地域の防災についてお聞きいたします。

九州を記録的な集中豪雨が襲い、熊本県阿蘇市では24時間で1か月分に相当する507.5ミリメートルと観測史上最多の降雨で大きな被害をもたらしたことは、皆さんの記憶に新しいと思います。

本市でも、昨年、今年と異常なまでの豪雨で道路の冠水や一般住宅や店舗に浸水の被害をこうむりました。

気象庁は今回、「経験したことがないような大雨」というわかりやすい表現を使い、今年6月から気象情報の伝え方として用意、初めて使用しました。

最初に、ここ二、三年の間に短時間に猛烈な雨が襲うゲリラ豪雨が頻発しています。道内、市内で道が示す急傾斜地崩壊危険区域等で土砂災害や河川の増水による被害や状況について、お聞かせください。

次に、8月30日に北海道が防災訓練を十勝、釧路、根室の3管内で行いましたが、今回、新たに車を使用した避難が行われ、新たな課題が浮かんだと聞きます。お聞かせください。

次に、内閣府や消防庁による災害時要援護者の避難支援ガイドラインは、高齢者の情報を日ごろから知っておき、一人一人の具体的な支援計画を立てるように市町村に求めていると聞きます。だれがどう助けるのか。本市の老老介護の家庭やひとり暮らしの高齢者の支援計画の策定状況をお聞かせください。

次に、仙台市の災害フォーラムから三つの町会の例を御紹介いたします。一つ目は、住民の安否確認や連絡など町会全員の名簿をつくり、家族が無事なら玄関先に黄色の旗を出して知らせるというものです。東日本大震災のときに日ごろの訓練が生きて、この町会では全戸の安否確認を地震発生から35分で完了させたと聞きます。二つ目は、日ごろの防災活動に取り組むのは町会の役員だけではなく、防災担当を全世帯が経験、手づくり防災マップに個別の情報を記入。三つ目は、行政に頼らず、自力で災害を乗り切る自主避難所を1か月間運営したと聞きます。また、災害時協力協定を県内外の5か所と結び、震災4日後に山形県尾花沢市鶴子地区から、その朝つくったおにぎりや漬物、飲み水が届いたと聞きます。このフォーラムの最後に、「今回の震災の教訓は『備えがないことはできない』」と結んでいます。

そこでお聞きいたします。

本市でも各地域町会の事情がさまざま違う中、このような例を周知し、防災計画や避難訓練に役立てていただきたいと思いますが、御意見をお聞かせください。

次に、東日本大震災を契機に改めて注目されている事業継続計画、企業の間では見直しや新たな策定に向けた取組が広がっていると聞きます。膨大な住民の情報を管理している市役所や町役場が被災すると、災害対応だけではなく、窓口業務も滞ると思います。ノウハウが乏しい自治体では策定が遅れ、総務省の調査では、今年1月時点で全国で6.8パーセントにとどまっていると聞きます。内閣府は2年前、策定に関するガイドラインを示していますが、本市の状況をお聞かせください。

この項最後に、地域防災の中心となる若手を育てる防災キャンプが胆振管内壮瞥町で開かれました。同様の研修は大人向けには各地で始まっていますが、子供の防災キャンプは東日本大震災を踏まえ、文部科学省が今年4月から全国に開催を呼びかけたものと聞きます。このキャンプの参加基準や参加料、年齢、訓練の内容、ねらいなど、お聞かせの上、本市でもこのような取組が今後必ず必要と思いますが、見解をお聞かせください。

次に、環境対応車を活用したまちづくりについてお伺いいたします。

国土交通省は、今年8月23日、1人から2人が乗れる超小型車の普及に向けて、試験的に導入する自

治体に車両の購入やリースの費用を半額補助する支援制度を来年度から始める方針と報道がありました。現状では超小型車は公道を走行できませんが、国土交通省は公道での試験導入制度を今年の秋にもつくり、山間地での利用や観光振興に活用できるモデル事業を公募すると聞きます。

また、農林水産政策研究所の調査では、生鮮品販売店舗までの距離が500メートル以上で、車を持たない65歳以上の買物弱者は全国で350万人いると公表され、本市でも近年、電動カートに乗って買物をする高齢者をよく見かけます。

現在、道内では、某コンビニエンスストアが札幌市を皮切りに苫小牧市、七飯町など9月中に7台の小型モビリティを導入し、飲料などの重たい商品の運搬に悩む高齢者の期待にこたえると聞きます。

超小型車試験導入の際の事業計画の作成や実施後の効果分析に係る経費も半額補助されると聞きます。本市の買物弱者や高齢者の通院、また観光周遊などの新たな取組として期待されます。「先んずれば人を制す」ということわざがあるように、他の自治体に先駆けて環境に優しい超小型車のモデル事業を展開し、高齢者や観光、物流に新たな試みをしてはいかがですか。市長のお考えをお聞かせください。

次に、計画停電に関連して質問いたします。

泊発電所の停止による道内の電力不足については、北海道電力は昨年対比7パーセント以上の節電を7月23日から9月14日の間、住民や企業に求めています。全道を60の地域に分け、グループごとに計画停電を1日1回、原則2時間ほど実施すると公表がありました。

利用者は390万件あり、新聞折り込み広告やテレビなどの報道機関、インターネットでも、この実施について周知があったところです。この周知の際には3万6,000件の道内利用者に通知ミスがありましたが、後日、迅速に訂正通知をしたと聞きます。この計画停電や誤通知を不安に思う市民は北電に電話してもすぐにはつながらず、本市にも問い合わせをしたと聞きます。本市では正確な返答ができず、再度、北電へ連絡するようにとの対応でした。その後、北電は1週間、電話がつかない状態が続き、私のところへも苦情が来たところです。

最初に、北電から本市に説明や連携の要請などなかったのか、その点をお聞かせの上、節電要請期間などの対策や本市の住民対応や啓発、周知についてお聞かせください。

次に、政府が計画停電が想定される前日に出す需要逼迫警報が出された場合、翌日には本市の地区が順を追って次々に停電になると思います。停電による公共機関の停止で一番影響を受ける市民の不安が考えられます。

最初に、列車運行、踏切、警報機などのJRに関する取決めについてお聞かせください。

次に、警察への非常通報や信号機等の停電対策の取決めについても、あわせてお聞かせください。

次に、暴力団排除条例についてお伺いいたします。

昨年4月に北海道で暴力団排除条例を施行しました。道内の市町村では施行を受け、暴力団排除条例を定める動きが広がっていると聞きます。

最初に、道が定めた条例の適用範囲や禁止事項など、条例の概要をお聞かせください。

次に、比較的小規模な市町村を中心に条例化が進んできたと聞きます。条例の中身は道の条例に準じていると聞きますが、どのような市町村で何自治体か、お示しください。

次に、最近では道内の人口10万人規模の市でも制定に動き出していると聞きます。どのような市が検討しているのか、市で制定するときの課題など合わせてお聞かせください。

本市では、昭和45年に暴力追放都市宣言、昭和63年に防犯都市宣言、平成18年に小樽市安全で安心なまちをつくる条例があり、公営住居入居者資格では「暴力団員でないこと」と定めています。

この項、最後にお聞かせいたします。一部の市町村でも独自の規定を設けて、類似した条例が施行されて

いると聞きますが、本市の既存の宣言や条例及び道条例において、適用されない部分をお聞かせください。

市民が安心して暮らせる社会を目指して、この条例を早期に定めていただくとともに、今後の見直し等をお聞かせください。

次に、教育に関連してお聞きいたします。

小さいときから耳でなれ親しんだ音は、言葉や発音に多大な影響があるといえます。

最初に、本年第1回定例会でお聞きしました本市の英語教育の取組について、新たな取組があったと聞きます。お聞かせください。

次に、全国学力・学習状況調査についてお聞きいたします。

2年ぶり5回目となる全国学力・学習状況調査が実施され、抽出された対象校の調査結果が公表されました。さらに来年度は、学力調査のほかに家計状況を聞く保護者アンケートと学力の経年変化をたどるための非公開問題による調査も行うと聞きます。全国での対象校の抽出率が異なり誤差もあると聞きますが、都道府県別平均正答率の本道、本市の現在の調査状況をお聞かせの上、今年初めて実施された理科が調査に加わった理由をお聞かせください。

次に、今年も好成績と聞いている秋田県、福井県の取り組んでいる「教育する力」とは何か。

本市でも職員を秋田市へ視察に派遣した経緯があり、本市の目標とする教育政策の改善や新たな施策についてお聞かせください。

次に、同時に行われた「児童生徒質問紙」からお伺いいたします。

学力調査にあわせて生活習慣を子供に尋ねたところ、テレビを見る時間が減り、インターネットなどを使う時間がふえたと聞きます。子供の教育には、学校はもちろん家庭の協力が不可欠と考えます。

本市の児童・生徒のインターネット等の使用時間など、わかる範囲でお聞かせの上、家庭での活用や指導の方法についてお聞かせください。

この数年にわたる調査の中で、初回から行った「人の役に立つ人間になりたいと思う」という質問に、「になりたい」（「どちらかといえば」含む）と答えたのは小学校6年生で94.7パーセント、中学校3年生で93.9パーセント。「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」という質問、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた割合は、「どちらかといえば」を含めると、すべて過去の調査を上回ったと聞きます。

この調査の本市の状況をわかる範囲でお聞かせください。

また、このさまざまな生活習慣調査を子供たちのために今後さらにどのように生かされるのか、お聞かせください。

次に、学校基本調査から1年以上居所不明の児童・生徒の調査で、昨年5月1日時点で不明児とされる小・中学生は全国で1,191人いると聞きます。

最初に、学齢簿から居所不明と数えられる経緯や基準についてお聞かせください。

あわせて、外国国籍を持つ児童についてもお聞かせください。

家庭内暴力や夜逃げなどの理由が考えられますが、一番心配なのは転居後に義務教育を受けられずにいる子供が含まれている可能性があるかと聞きます。

そこでお聞きしますが、市区町村教育委員会では年に1回、学校基本調査の一環で不明児の数を国に報告していますが、平成22年度で326人、23年度には1,191人の報告がありますが、本市の状況をお聞かせください。

あわせて、子供の行方の把握対策についてもお聞かせください。

次に、大津市立中学校2年生の男子生徒が昨年10月に自殺した問題を受け、大阪府教育委員会がいじ

めを繰り返す児童・生徒に対し、出席停止制度の積極適用を検討していると聞きます。

西日本のある県では、いじめで複数の中学生を4日間の出席停止とし、期間中は毎日、担任らが家庭訪問を行い、課題学習や日誌を書かせたりしました。その後、3か月間、職員全員がローテーションを組んで別室で個人指導を行い、特別養護老人ホームや果物農園で体験学習なども行い、スクールカウンセラーは被害・加害生徒だけではなく、保護者の教育相談にも当たったと聞きます。また、加害生徒の学級復帰は学年が変わるタイミングで行われ、心理学的にも改善が見られ、生活態度もおおむね良好となり、被害生徒も当初はおびえることもあったが、徐々に平静を取り戻したと聞きます。

いじめでの出席停止をめぐっては活用を促す提言が繰り返されていますが、教育効果を疑問視する声や集団による無視のような場合の適用の難しさがあると聞きます。

最初に、平成13年の法改正の内容を具体的にお聞かせの上、本市ではこの適用はないと思いますが、ここ10年間、この制度は全国、全道で何人適用されたのか、お聞かせください。

また、この中でいじめが主因の例は小・中学生で何人か、お知らせください。

次に、本市教育委員会では、出席停止制度について議論がなされた経緯があるのか、この制度の要件の明確さや手続規定の整備、学習支援措置の認識についてもお聞かせください。

最後に、このような事態を想定した場合、被害生徒を守るためや加害生徒の更生を促す出席停止制度の適用を検討するのもお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総務に関連して何点か御質問がありました。

まず、危機管理の観点から、職場でのレクリエーションなどの実施により、自己修復能力を持った職場づくりをしてはどうかとの提言がありました。

これまでも風通しのよい職場づくりの一環として、職場ミーティングを推進するとともに職員の福利厚生として各種レクリエーション事業を実施してきており、今後ともこれらの一層の充実に努め、職員間のコミュニケーションの向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、防災について何点か御質問がありました。

初めに、大雨による道内、市内の近年の被害状況についてですが、道内では一昨年、上川管内忠別川の増水などによる道路の陥没により4人の死傷者が出たほか、天人峡温泉で温泉客を含め300人余りが一時孤立するという災害がありました。また、昨年9月の台風に伴う大雨では、十勝管内の音更川と芽室川で堤防が浸食され決壊、はんらんのおそれが発生したため、それぞれ避難指示・勧告が発令されております。

本市では、この3年ほど急傾斜地崩壊危険区域での土砂災害はありませんが、平成22年8月7日及び23日から24日の大雨で、河川で25件の被害があったほか、堺町地区で道路が冠水し、付近の店舗等に浸水するという被害があり、昨年9月の大雨では河川で7件の被害がありました。また、本年は8月20日に1時間に23.5ミリメートルという強い雨が降りましたが、土砂災害、河川の被害や側溝のあふれによる浸水などは発生しておりません。

次に、北海道の防災総合訓練における課題についてですが、報道などによりますと、車を使った訓練

では高台に通じる道が細かったことによる渋滞や避難場所での駐車場の確保などの課題があり、北海道では今回の訓練に伴い明らかとなった課題等を抽出し、今後、検討会を実施すると聞いております。

次に、災害時要援護者の支援計画の策定状況についてですが、市では、平成20年度から民生委員の協力を得て、お年寄りや体の不自由な方など災害時の避難の際に支援が必要な、いわゆる災害時要援護者の方について、緊急連絡先や避難場所、避難の際の支援者などの個別避難支援プランを記載した個別票を作成し、登録を行ってまいりました。現在、9,000名の登録がありますが、支援者の決まっていない方もいることから、平成23年度には約1,800名の登録者宅を訪問し、登録内容の確認や生活状況の聞き取り調査などを行い、このうち約800名について支援者が決まったところであります。本年も引き続き、津波浸水の影響のある区域にお住まいで支援者の決まっていない方について、防災担当職員が訪問調査をしているところであります。

次に、仙台市の町会の取組の周知と活用についてですが、市内でも高島などの町会が津波避難訓練を実施したほか、町会独自の取組として、避難経路のほか避難の際に支援が必要な方や支援できる方などの情報を記載した津波ハザードマップを作成し配布したほか、避難済みを知らせるための目印を配布するなどの取組や津波対策マニュアルを作成された事例があります。

市といたしましては、避難訓練の実施を希望される町会等に対して、訓練方法の提案や地図上で避難場所や避難経路を確認していただく図上訓練など、積極的に支援を行っていくとともに、御提案の取組などについてもさまざまな機会をとらえて情報提供し、町会個別の防災計画や避難訓練に役立てていきたいと考えております。

次に、事業継続計画についてですが、この計画は大規模災害時などにおいて、応急業務や通常業務を優先度の高い順にあらかじめ特定し、適切な業務執行を行うために必要な計画であると認識しております。

しかしながら、市においては喫緊の課題である津波避難などの防災対策や市民情報の管理システムの構築を優先的に行っている状況にありますので、計画の策定には至っておりません。

次に、環境対応車を活用したまちづくりについてですが、国は環境対応車普及による低炭素まちづくりの一環として超小型車の利用促進を図っているところです。この超小型車の導入の趣旨は理解するところですが、超小型車は冬期間の交通の安全性や他の交通車両へ与える影響などの課題があることから、現時点では本市としてモデル事業を行う考えはありません。

次に、計画停電についての御質問がありました。

まず、北海道電力株式会社からの説明、連携の要請についてですが、北電からは事業所としての市に対しあらかじめ節電要請がありました。このため、部長会議を通じて各部に節電をお願いするとともに、市民生活への影響を考慮し、庶務担当課長会議に北電の担当者にも出席をいただき、計画停電の時間帯やエリアの確認を行ったところです。

一方、本市といたしましては、市民に対して事業者である北電が責任を持って計画停電に対する周知を行うよう要請するとともに、広報8月号に市民への節電協力依頼の記事を掲載したほか、北電が作成した計画停電に関するパンフレットを市の各施設に配置し、市民への啓発、周知に協力したところであります。

また、市のホームページでは、計画停電が実施された場合の市の各施設での対応をお知らせしているところであります。

次に、JR北海道関係、警察関係の停電対策の取組ですが、まず、JR北海道によりますと、函館本線の小樽―旭川間は計画停電が実施された場合でも踏切警報機の作動などの運行管理に影響がないため、通常どおりに運行されるとのことです。

しかし、函館本線の小樽―長万部間は計画停電実施時には踏切警報機が異常作動するおそれがあるため、原則的には列車は運休し、その際にはJR北海道のホームページや駅の掲示などで乗降客に案内する予定とのことであります。

また、警察関係では、信号機が滅灯している交差点においては警察官が交通整理を行う予定とのことでありますが、交通整理を行う警察官がいない交差点の場合は運転者、歩行者がみずから安全を確認して通行しなければなりませんので、計画停電の実施地域での移動を極力控えるように周知しているとのことです。なお、110番等の電話利用に関しては、固定電話機自体が停電により使用できない場合があるため、計画停電の実施時には携帯電話や公衆電話を利用するように周知しているとのことです。

次に、暴力団排除条例について、何点かお尋ねがありました。

初めに、北海道暴力団排除条例の概要についてですが、この条例は、道民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展と青少年の健全な育成に寄与することを目的として制定されており、道民、事業者等の責務や講ずべき措置が定められています。

その中で道が講ずべき措置としては、北海道の公共事業から暴力団関係事業者を排除することや北海道の公の施設が暴力団の活動に利用されないために必要な措置を講ずることとしています。また、事業者が暴力団を利用することや暴力団に利益供与することを禁止するとともに、暴力団事務所に使用される不動産の売買等や学校等の保護対象施設から周囲200メートル区域内での暴力団事務所の開設、運営を禁止するという内容になっております。

次に、道内で条例化を進めている市町村についてですが、小樽警察署を通して、8月末現在の状況を確認したところ、条例が議決済みの市町村は夕張市など1市13町4村の計18自治体、議決を予定している市町村は札幌市など5市12町1村の計18自治体になっているとのことです。また、これ以外にも制定を検討中の自治体があると聞いていますが、実数は把握しておりません。

次に、道内主要都市の条例設定の検討状況ですが、小樽以外の道内人口10万人以上8市に確認したところ、札幌、釧路、北見の3市が平成25年4月施行予定、旭川、函館の2市が制定を検討中、他の3市では現在のところ制定予定なしとの回答でした。

また、市の条例制定に当たっての課題ですが、市民、事業者に対して暴力団に関する情報をどのように提供するか、さらに市民、事業者などが暴力団の排除に関する活動に取り組んだことなどにより、暴力団から危害を受けるおそれがあると考えられる場合にどのように市として対応するかなどが挙げられます。

次に、本市の既存の宣言や条例、道条例において適用されていない部分についてですが、現行の道条例では、道が講ずべき措置の適用範囲が道の公共事業、道の公の施設からの暴力団排除に限られていますが、既存の市の宣言や条例では、市の公共事業、市の公の施設から暴力団を排除する規定がないことが挙げられます。

また、本市の条例制定についての今後の見通しですが、庁内関係部局によるワーキンググループの設置を予定しており、その中で課題等を整理しながら、暴力団排除条例の必要性を含めて検討を進めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、防災キャンプについてのお尋ねでございますが、壮瞥町で開催されました防災キャンプの参加対象は小学校4年生以上の児童、中学生、高校生、保護者及び地域住民で、参加料は1人2,500円となっております。

キャンプのプログラムは学校体育館での避難生活の実体験、有珠山などのフィールド学習、東日本大震災体験者の講演などとなっており、これらの実体験や学習を通して自然災害に関する基礎的な知識を習得し、災害発生時に生き抜く力を育成することを目的としております。

防災キャンプは平成24年度、道内においては火山が身近にある壮瞥町で8月に開催されたほか、10月には地震や津波に関心の高い厚岸町で開催される運びとなっております。

本市といたしましては、当面、これら2町の取組の成果について情報収集し、今後、各学校での防災教育に活用してまいりたいと考えております。

次に、本市の英語教育に関する新たな取組についてでございますが、8月3日に小樽ユネスコ協会主催、小樽市教育委員会後援で「ユネスコ English Day 小学生の英語教室」を開催し、小学校2年生から6年生までの児童15名が参加をいたしました。

当日は教育委員会から派遣したALT2名や商大の留学生らを講師として、あいさつや自己紹介、ゲームなどを通じた英語の体験活動を行っております。

また、高島小学校では、来年4月の祝津小学校との統合を契機として、新たな教育目標の策定を進めており、その一つとしてユネスコスクールへの登録を行い、地域の特色を生かした環境教育や留学生との交流、地域の外国人との触合いなど、体験を通じた学びの中でみずから考える力と国際感覚の育成など、特色ある教育の展開を検討しているところでございます。

次に、平成24年度、全国学力・学習状況調査の抽出校における全道と小樽市の状況、理科の調査が加わった理由などについてであります。道教委では8月8日に全道の抽出校の平均正答率などの結果を公表いたしました。

小学校では、算数Aで全国と比べ、平均正答率でマイナス3.7ポイントと、最も差が大きくなっている点が特色です。中学校では、昨年度と同様に小学校よりも全国との差が小さい傾向にあり、特に国語Bにおいては全国との差がマイナス0.2ポイントに縮まっているのが特色です。

全体的に申し上げますと、小・中学校のいずれの教科においても、依然として全国の平均正答率を下回っているものの、平成22年度に比べ中学校国語Aを除くすべての教科において全国平均との差は縮まっている状況となっております。

平成24年度の小樽市の抽出校の状況については、集計されたデータ等の通知はありませんので、今後、希望利用校を含めた全体の結果が道教委から示されますので、現在、公表に向けて準備を進めているところでございます。

また、理科の調査が加わった理由についてであります。「全国的な学力調査の在り方等の検討に関する専門家会議」において、次代を担う科学技術人材の育成が重要となっていること、児童・生徒の理科離れ現象が指摘されていることなどを背景として、理科を対象教科とすることは有意義であるとされたものであります。

次に本市の新たな施策の展開についてであります。教育委員会では今年度、学力向上に向けた先進的な取組を行っている秋田市の小・中学校や教育研究所に3名の教員を派遣いたしました。派遣した教員からは学校と家庭との連携がスムーズに図られており、大きな特色とすれば各家庭における教育に対する熱意が相当強いという感想を持ったと報告を受けております。本市においては、家庭における音読運動の展開や携10運動の一層の推進を通して、学校と家庭の連携を強化するとともに、それを支える教員の資質能力の向上を図ることが重要であると考えております。

次に、本市の児童・生徒のインターネットなどの使用時間についてであります。本市における平成22年度と23年度の比較で申しますと、インターネットをしていると答えた小学生は46.3パーセントか

ら58.3パーセントと12パーセントの増、中学生では67.1パーセントから73.1パーセントと6パーセントの増となっております。また、携帯電話で通話やメールをほぼ毎日していると答えた小学生は14.5パーセントから17.6パーセントと3.1パーセントの増、中学生では35.9パーセントから40.6パーセントと4.7パーセントの増となっており、インターネットなどの使用については全道と比べても高い状況となっております。

教育委員会では、保護者みずから正しい知識を持って子どもたちを指導できることが最も大切であると考え、ネットパトロール体験会を開催し、保護者の認識を深めるとともに、夜10時以降の利用制限を呼びかけている携10運動を展開するなど、今後とも小樽市PTA連合会などとも協力しながら子どもたちの生活習慣の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活習慣などにかかわる調査についてであります。平成22年度までの結果で申しますと、「人の役に立つ人間になりたいと思う」では小学生91.0パーセント、中学生91.7パーセント、「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」では小学生88.4パーセント、中学生91.1パーセント、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」では小学生94.2パーセント、中学生88.8パーセントと、三つの項目のいずれについても、平成19年度に始まった本調査の中では平成22年度の数値が最も高くなっております。

教育委員会としては、各学校においてこのようなデータを学校だよりやPTAの会議などで保護者にお知らせするよう働きかけておりますが、今後とも子供たちの生活習慣などの課題については情報を共有し、家庭と協力して改善を図るよう指導・助言してまいりたいと考えております。

次に、学齢簿から居所不明として数えられる経緯や基準についてであります。市町村教育委員会は当該市町村の区域内に居住する学齢児童・生徒について就学義務の状況を把握するため、住民基本台帳に基づいて学齢簿を編製することになっております。学齢簿を編製後、住民基本台帳に登録されている住所に居住していない場合は学校、民生委員、警察署など関係機関を通じて所在の把握に努め、1年以上不明の場合は居所不明として扱っております。

また、外国国籍を持つ児童の取扱いについてであります。外国籍の子供の学齢簿の編製は必要ありませんが、市町村教育委員会は住民基本台帳の情報に基づいて学齢簿に準ずるものを作成し、子供の就学機会の確保に努めることとなっております。

次に、1年以上居所不明の児童・生徒の本市の状況であります。過去5年間の学校基本調査では1名報告をしております。また、行方不明の子供の対応についてであります。学校は直ちに市町村教育委員会へ報告するとともに、児童・生徒宅への家庭訪問や電話連絡のほか、親戚などへの照会を行い、把握ができない場合は民生委員、警察署、児童相談所など関係機関へ連絡するなど情報収集を行うこととなっております。

次に、学校教育法の改正内容などについてであります。平成13年の法改正では第35条第1項で、「一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為」、「二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為」、「三 施設又は設備を損壊する行為」、「四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為」と性行不良の行為の具体例を明記するとともに、この行為の「一又は二以上」を繰り返す場合には出席停止を命ずることができることといたしました。

また、第2項では、市町村教育委員会は、出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならないこと、第3項では、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めること、第4項で、出席停止期間中における学習に対する支援などの措置を行うことなどが明記されております。

次に、過去10年間の全国、全道での適用状況についてですが、平成13年度から平成22年度までの10年間で、小・中学校において出席停止を適用した件数は、全国では小学校4件、中学校417件、全道では中学校3件、本市では事例がありません。なお、このうち、いじめによるものが全国で中学校23件となっており、全道では小・中学校とも事例がありません。

次に、出席停止制度の経緯と手続規定等の整備についてですが、平成13年に法改正があり、第35条第3項により規則を定めることとなったことを受け、平成14年に「小樽市立学校の出席停止の命令の手続に関する規則」を制定し、校長会議を通じて制度の周知徹底を図ったところであります。

また、出席停止期間中の学習支援についてであります。当該生徒の在籍する学校は個別の指導計画に基づき、教科指導などの教育活動を行うほか、事案によっては関係機関が連携して、個別の事情に応じ、地域ぐるみの支援体制を整えることも必要であると考えております。

最後に、いじめを繰り返す児童・生徒がいるなどの事態を想定した場合の出席停止制度の適用についてであります。日ごろからの児童・生徒の行動をつぶさに見取り、いじめについての未然防止に努めることが何よりも大事であります。万が一、いじめを認知し、事実確認を行い、法令に照らし明らかにその要件に当てはまる場合には、出席停止など必要な措置を講じなければならないものと考えております。しかしながら、出席停止の措置は就学義務との関連もあり、個々の事例に応じて慎重に判断しなければならないものと考えております。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 24番、山田雅敏議員。

○24番(山田雅敏議員) 本当に明快な御答弁をいただきました。

1点だけ教育委員会にお聞きいたします。

秋田市に教員を派遣した経緯があり、秋田での家庭の教育に対する熱意が秋田市の教育のレベルを上げているという御答弁がありました。

そこでお聞きしますが、教育長としては、この家庭の力をどういうふうに引き出せば、秋田市のような教育ができるのか、私見でも構いませんが、その家庭の熱意、その点についてお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) これは歴史的な背景などもあろうかと思えますし、それから地域的な連帯感といえますか、いわゆる子供の教育に関するその住民の意識というものが、そもそも秋田県だとか日本海沿岸が、いわゆる米百俵運動とかそういう歴史的なものが多分にあるのではないかと。北海道はまだ歴史が浅いので、そういう意味ではそういう歴史的なこともあろうかと思えますけれども、そうは言いながら、この小樽は北海道の中では歴史のあるまちですので、その力は十分にあると思えますので、今後とも教育委員会として、さまざまな手だてを講じて家庭学習の力をつけるというところに、より力を入れてまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第3号ないし第7号、第23号及び第24号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、議案第8号ないし第22号につきましては、地方自治法第98条第1項の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査

することとしたいと思います。

なお、両特別委員会の構成につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することとしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、千葉美幸議員、吹田友三郎議員、酒井隆行議員、佐々木秩議員、中島麗子議員、新谷とし議員、山田雅敏議員、前田清貴議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、安斎哲也議員、小貫元議員、松田優子議員、鈴木喜明議員、上野智真議員、山口保議員、中島麗子議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第25号、第26号及び第28号は総務常任委員会に、議案第27号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月13日から9月23日まで11日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時25分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 千 葉 美 幸

議員 新 谷 と し

平成24年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成24年9月24日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	監	査	委	員	菊	池	洋	一
副	市	長	貞	村	英	之	教	育	長	上	林		猛
病	院	局	並	木	昭	義	水	道	局	長	飯	田	俊
総	務	部	長	迫		俊	財	政	部	長	堀	江	雄
産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠		一	前	田	孝
医	療	保	險	部	長	渡	邊		功	福	祉	部	長
保	健	所	長	秋	野	恵	美	子	建	設	部	長	工
会	計	管	理	者	石	崎	留	子	消	防	長	柿	崎
病	院	局	経	営	管	理	部	長	教	育	部	長	山
病	院	局	経	営	管	理	部	長	小	山	秀	昭	雄
総	務	部	長	中	田	克	浩	監	査	委	員	小	鷹
企	画	政	策	室	長			事	務	局	長	小	鷹
総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖	久	財	政	部
													真
													一

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	伝里純也
調査係長	沼田晃司
書記	木戸智恵子
書記	柳谷昌和

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	佐藤誠
書記	相澤幸
書記	佐々木昌之
書記	伊沢有里

開会 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中島麗子議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第3号ないし第28号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、当委員会に付託されました議案に係る質疑といたしましては、市は、障害児の成長・発達過程における療育、教育、医療といった支援を一貫・連続して行うことを目的に、子供に関する情報を一元化する「小樽版療育カルテ」の導入に当たり、今定例会に、関係者を対象とするフォーラムや学習会などの開催経費を計上している。このカルテは、家族が学校や複数の病院の窓口などで子供の療育状態を何度も説明しなくて済み、保護者の負担軽減につながることから、既に導入している自治体も多いが、療育カルテ自体の目的用途が病院など関係者に十分周知されておらず、せっかくのカルテが生かしきれていない自治体もあると聞く。導入に当たっては、教育現場や医療関係者に、フォーラムへの積極的な参加を呼びかけるなど、周知の徹底を図り、カルテの導入が円滑に進むよう努めてほしいと思うがどうか。

市は、本年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されることに伴い、新たに開設する障害者虐待防止センターの運営事業費として補正予算を計上している。同センターは、地域福祉課に併設する形で2名の専任相談員を配置するというが、これまでも障害者の虐待などに関する相談は年間20件程度寄せられており、虐待や養護者支援といった緊急かつ長期間の支援を要する事案を扱う体制としては不安視する向きもあるが、間違いなく対応していけると考えてよいか。

また、同センターの業務を担当する職員は、専門的な知識や経験が必要なのは言うまでもなく、市は、スキルアップのための研修の機会を確保していくべきではないか。

次に、その他の質問といたしましては、先日、市は、老朽化する議事堂天井のステンドグラスの保全と、その落下を防止するため補修工事を行い、議員と傍聴者の安全を確保する対策を講じたことは評価に値する。一方、ステンドグラス上部の搭屋には、かつて明かりとりを利用して窓の破片などが散乱したままであり、ステンドグラスに落下し破損させることもあり得る状態だが、保全のために行った工事にもかかわらず、これらを除去しなかったのはどのような理由によるのか。

ステンドグラスのある議事堂は全国的にも希有であり、従前から提案しているように、ステンドグラスを生かすという観点から、その価値を一層高めるべく、自然採光やライトアップを復活させるための工事を改めて行うべきと思うがどうか。

北海道と北海道電力は、泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書の案を、本市を含む後志管内16市町村に提示したが、新協定（案）は、地元4町村と締結している現行の安全協定に比べて、各市町村が関与できる範囲が狭められている。市は、個別の条項について、他町村の意見も聞きながら、本市としての意見をまとめるというが、現行の安全協定にあって、新協定案にない原子炉増設時の事前了解や

原発への立入調査などの条項について盛り込むよう訴えていくべきと思うがどうか。

原発の安全性に対する市民の不安は強まっていることから、本市の意向を道へ示す前に、両協定の違いについて比較できるような資料を市ホームページに掲載するなどして、市民から意見や要望を聞く機会を設けるべきと思うがどうか。

東日本大震災を契機とする福島第一原子力発電所の事故を受け、多くの自治体で原子力防災対策の見直しが進められているとの報道があった。北海道も同様に、国の防災計画や原子力安全委員会の防災指針の見直し協議と並行して、防災計画の見直し作業を進めているが、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、現在のEPZから泊原発から30キロメートル圏内のUPZが有力視され、この場合、本市は圏外になる。

しかし、福島第一原発事故の際に、放射性物質はUPZの範囲を超え、広範囲に拡散したことを見ても、いったん事故が発生した場合、本市にも被害が及ぶ可能性が濃厚であり、道の原子力防災計画の見直しにかかわらず、本市の防災計画に原子力防災に関する対策を独自に盛り込み、防災対策に万全を期してほしいと思うがどうか。

7月に高島地区で行われた津波避難訓練は、実地訓練に先立ち図上訓練を行い、非常に有効であったと聞く。市では、地域によって事情が異なることから訓練に係るマニュアルを作成していないというが、他の町会からは、こうした訓練を行いたいのが何から手をつければよいかわからないという声もあることから、地域で準備すべき事項を記載したマニュアルなどを作成してほしいと思うがどうか。

また、今回の訓練では、情報伝達手段として広報車により周知を行ったところ、参加者から、家の中では音が聞こえないという意見があったことから、今後は固定式のスピーカーから一斉に避難情報を伝える同報系と言われるシステムなどの導入も検討してほしいと思うがどうか。

この夏、北海道電力が予定をしていた計画停電は、節電が功を奏し、実施には至らなかったものの、北海道では、暖房を使用する冬季間のほうが電力需要の逼迫について憂慮されるという。冬季間に計画外の停電が発生した場合、道内の広範囲にわたって影響が及び、住民が避難する事態に発展することも想定されるが、避難所で必要となる食料品はどのように確保するつもりなのか。

市は、災害時における生活物資や暖房器具を確保するための協定を民間業者と締結しているというが、冬季における不測の事態に備え、現在、協定に基づき備蓄されている物資だけで十分対応できるのか、しっかりと検証するなど、冬季間の防災体制について、万全を期してほしいと思うがどうか。

市は、国の補助制度や余剰電力の固定価格買取制度といった支援策により、既に市内においても100件を超える住宅用太陽光発電システムが設置されていることを理由に、現時点では、独自の補助制度の導入については考えていないという。東日本大震災を契機に、市民の再生可能エネルギーに対する意識が大きく変わってきており、中でも住宅用太陽光発電システムについては市民の関心も高い。本市も今こそエネルギー政策を積極的に推進すべきときであり、その方向性を明確に示し、その具体的な取組の一つとして、市が独自に太陽光発電システム設置に対し、助成する制度の創設を検討する考えはないか。

学校生活において、児童・生徒の模範となるべき教員の一部には、子供たちに対して、日常的に乱暴な言葉を投げつけ、高圧的な態度で接する者がいるという話を聞く。このような教員は、「児童・生徒は、一人の人間として尊重しなければならない」という基本的な認識があるのか極めて疑問であるが、市教委は、学校生活における児童・生徒への接し方については、どのように指導しているのか。

児童・生徒は、学校生活において、教員と日々触れ合う中で信頼関係が築かれ、規範意識や他人を思いやる心がはぐくまれるものである。子供たちの成長過程における教員の無配慮な言葉づかいや態度は、お互いを尊重し合うという意識の醸成を阻害し、これがいじめの一因になっているとは考えられないか。

相次ぐいじめ問題を契機に、文部科学省は「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」を策定し、国が主導する姿勢を初めて示している。取組方針の中には、いじめ問題に対して効果的な対応をするため、いじめ問題アドバイザーを委嘱し、専門的な見地から助言を得られる体制を整備するというが、人選はどのように行うのか。

いじめを受けていても、学校には行きたいという児童・生徒は少なくないというが、市教委は、加害者の出席停止制度、被害者の緊急避難的な欠席制度などの導入も視野に入れて、本市の子供たちが安心して登校できるよう学校環境の整備に努めてほしいと思うがどうか。

本市の中学校においては、指導に当たる教員の人数不足や活動場所に制約があることなどから、必ずしも生徒自身の希望する部活動が行えない状況にあると聞く。子供たちにとって部活動は、隠れた才能を開花させたり、授業では習うことのできない人間関係を学ぶことができる貴重な機会であり、また部活動でのコミュニケーションを通じて、教員がいち早く生徒の変化に気づき、いじめを未然に防ぐことも期待されるので、市教委は、重要な教育活動である部活動について、教員の配置を工夫するなどして、できるだけ子供たちの希望にこたえるようにしてほしいと思うがどうか。

商大生が児童・生徒の学習支援を行う「樽っ子学校サポート事業」は、学力向上対策の目玉であるにもかかわらず、参加サポーターが2名にとどまったため、夏季休業中に小・中学校各1校でしか実施できなかったというが、参加を希望する学生が少なかったのは、どのような理由が考えられるのか。

実施校では、参加した子供たちの学習意欲が高まり、学生と触れ合うことでコミュニケーション能力の向上も見られたとのことであり、児童・生徒はもちろん、教員や学生からも好評であったと聞く。今後は、放課後学習時にもサポーターを派遣するよう調整中とのことだが、商大生に本事業への多くの参加を呼びかけ、全小・中学校で「学校サポート事業」を行うなど、引き続き児童・生徒の学力向上に向けた、効果的な学習支援体制の確立に努めてほしいと思うがどうか。

本市児童・生徒の携帯電話所有率は全国的にも突出しており、深夜まで携帯電話を使用し、寝不足になるなど、生活習慣が乱れ、家庭学習を行わない子供の割合も高いという。合宿により生活習慣を改善したところ、学力も向上したという古平町の事例があるように、規則正しい生活習慣の確立は、学力向上への第一歩となることから、本市においても「携10運動」を通して、生活習慣の重要性をしっかりと保護者に伝え、その改善に努めるべきと思うがどうか。

また、家庭学習を促すための「音読カード」の取組に対して、一部の保護者の間では、学校ですべきことを家庭に押しつけているのではないかと声があるとも聞く。「音読カード」は、家庭学習を習慣づける一助になるものであるから、確実に取り組んでもらうよう、保護者にその目的を明示し、児童・生徒の学力向上につなげてほしいと思うがどうか。

本年8月4日に、市立小樽美術館で特別展の開催にあわせ、飲酒を伴う懇親会が行われたところ、教育施設での飲酒は不適切ではないかという市民からの声が寄せられた。美術館内での飲酒については要綱により禁止されていることから、これは当初、「小樽雪あかりの路」などに開放している多目的広場において懇親会を行っていたが、突然の大雨により、緊急避難的に館内に会場を移し、開催することになった理由によるものとのことである。今回は、やむを得ない事情があることは理解するものの、市民が疑念を抱くような行為は厳に慎むべきであり、コンプライアンスの観点からも今後は十分注意すべきと思うがどうか。

近年、農林漁業者の中には、生産だけではなく、食品加工や流通、販売までを一貫して手がけることで、みずから付加価値を得られるよう、6次産業化を目指す動きがあるという。このような取組は、本市忍路地区の農業者の間でも見られ、市内の1次産業の活性化に寄与するだけでなく、新たな観光資源

の創造にもつながるものだが、その推進に当たっては、解決しなければならない課題も少なくないと聞く。

意欲的な取組を大きく育てていくためにも、市は、6次産業化に向け、農業者とともに問題の解消に当たり、この取組が実を結ぶまで継続的な支援体制を構築してほしいと思うがどうか。

おたる自然の村周辺の国有林には、手軽に自然体験を楽しめる遊歩道が整備されていることから、近隣市町村の小・中学生が多く利用している。しかし、昨年春から遊歩道を管理する石狩森林管理署が次々と立入禁止にしたため、子供たちが使えない状況になっていると聞くが、市は、実態を把握しているのか。

国は、倒木でけがを負った被害者から損害賠償を求められる事故を契機に、全国で遊歩道の管理を強めているが、人が立ち入らなくなることで、草が生い茂るなど、遊歩道としての環境が悪化しているという。安全の確保に配慮しながら、豊かな自然環境を引き続き活用していけるよう、市は、管理者である国に対し、責任を持って倒木などの管理を行い、遊歩道を開放するよう要請してほしいと思うがどうか。

小樽市内を走る都市間高速バスは、小樽駅前を出発後、塩谷と塩谷文庫歌のバス停を通過し、蘭島での停車となるため、塩谷地区で乗降できるようにしてほしいとの声を多く聞くが、停車するバス停はどのように決められているのか。

また、小樽駅前から塩谷文庫歌までの運賃は、距離に応じて計算されるため240円であるが、ほぼ同距離となる塩谷海岸までは、市内均一運賃の210円であり、両者の運賃を同額の210円とするよう望む声も多く聞く。これらの要望は、地域住民の切なる願いであることから、市からも、バス事業者に対し、運賃の見直しを働きかけてほしいと思うがどうか。

合同墓の建設に当たり、関係団体への説明が不足しているのではないかと指摘を受け、市が開催した宗教団体関係者などとの懇談会では、万霊塔と合同墓のあり方についてさまざまな議論があったと聞くが、最終的には、各団体の了解が得られたと判断しているのか。

懇談会では、札幌市において本市の万霊塔的な役割を担っている施設に、合同墓の役割も持たせ運営している実態が明らかとなり、本市の取扱いとの違いに疑問の声が出ていたと聞く。市は、万霊塔と合同墓では地方自治法上の位置づけが違うため、今後も両施設を明確に区別して運営すると説明しているが、札幌市の例との違いについては、いまだに釈然としないところがある。今後は、運営していく中で他都市の状況も踏まえながら、あり方について整理をし、先行して合同墓を整備する本市の例が、他都市の範となるよう進めてほしいと思うがどうか。

認知症について、正しく理解することなどを目的とし、認知症サポーター養成講座が全国で実施されている。社会貢献の一つの手段として受講する方が多く、本市では約3,800人もの認知症サポーターが誕生しているというが、時間の経過とともに認知症に対する理解や地域に貢献したいとの意識が薄れていくという声もあることから、地域でサポーターが活躍できる場を提供してほしいと思うがどうか。

また、介護保険には家族を支援する制度がないことから、介護疲れによるストレスを抱えている方が多いという実態があるので、子育て支援におけるファミリーサポートセンターのように、高齢者を見守ってほしい方と、見守りたい方をつなげるような制度の検討をしてほしいと思うがどうか。

本年5月、国庫補助金の超過交付額を納期限までに納付しなかったため、延滞金を支払う必要が生じるという事務処理上の事故が発生している。市は、平成22年7月、高額療養費の未請求問題を契機に「業務事故防止の指針」を策定しているにもかかわらず、その後も業務上の事故がなくなるのは、処理すべき業務が完了したかどうかを最終的に確認できる体制になっていないからであり、このような仕組み

みをつくることで、事故を未然に防ぐことが可能になると思うがどうか。

先日、新光保育園において、不適切な処遇が行われたとして、後志総合振興局から業務改善の勧告が行われたとの報道があり、本市にも直接保護者から相談が寄せられていたと聞く。市は、認可保育所の指導監督権限を持つ北海道に相談内容を伝えたというが、保護者にとってみれば、相談を持ちかけた市も道も行政機関であることに変わりはなく、安心して保育所を利用できるよう、市としても道と連携を密にしながら、積極的に対応してほしいと思うがどうか。

今回の報道に関して、市内の保育所利用者の反響は大きく、他の保育所においても同様のケースがあるという声も耳にすることから、市は、しっかりとアンテナを広げて情報の収集に努め、よりよい保育環境の整備に取り組んでほしいと思うがどうか。

雇用環境の悪化など、厳しい経済情勢の影響による生活保護受給者の増加に伴い、保護費の不正受給に関する報道も全国的に後を絶たない。本市においても、先日、小樽署が生活保護法違反の容疑者を逮捕したとの新聞報道があったが、不正受給が発覚した場合、市はどのような対応をしているのか。

貴重な税金から支出されている生活保護費が適正に支給されるよう、保護申請に係る調査はもちろんのこと、保護受給世帯の生活実態の把握に当たっては、厳正かつ的確に把握してほしいと思うがどうか。

札幌市内の業者が製造した白菜の浅漬けから腸管出血性大腸菌O-157が検出された集団食中毒事件では、患者数が100人を超え、7人もの死亡者を生む事態となり、深刻な影響は全道に広がっている。原因は、製造工程において原材料の消毒が不十分であったことによると言われており、小樽市保健所でも市内の漬物製造許可施設にその旨指導したというが、そもそも厚生労働省が示している衛生規範には罰則規定がないことから、業者の自主管理に任せているのが現状である。今回の事件は細菌検査を実施することで防げたものと思われ、業者の自主検査にゆだねるのではなく、行政が費用を負担し、検査を実施する体制をつくるべきと思うがどうか。

また、食の安全を確保する対策として、検査を義務化するなど、法整備を国に求めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、議案第3号平成24年度小樽市一般会計補正予算に否決の討論を行います。

同補正予算は、2012年度の予算を上回って交付された普通交付税、臨時財政対策債振替可能額、これと2011年度決算剰余金である繰越金を財政調整基金に積み立てていますが、我が党は、雇用や地域経済活性化に活用すべきという立場から、反対の討論を行います。

2012年度普通交付税は4億7,713万8,000円、臨時財政対策債振替可能額は1億7,553万2,000円で、合計で、予算額より6億5,267万円上回りました。本年度予算の作成時では歳入不足で、除雪費で1億5,000万円の財源が確保されず予算留保のままでしたが、2011年度決算で21億4,100万円の不用額を出し、繰越金として充当していますから、普通交付税の上回り分は全く手がかからないままです。

本年9月の小樽市の財政の概況の説明によると、国は2012年度の普通交付税増額分の理由について、地域主権改革に沿った財源の充実を図る。歴史的円高、地域経済を取り巻く環境が激変する中、緊急枠として地域経済基盤強化・雇用対策費の計上だと述べています。予算を上回った地方交付税は、本来この趣旨に基づいて使われるべきです。

新谷議員が代表質問でも述べましたが、2010年度、2011年度は、地域経済活性化等推進資金基金を活用して、新卒高校生を採用する企業に雇用奨励金を出して、2年間で71事業所、121人の新規雇用がありました。今年度は、基金がなくなったと事業は中止しています。

また、高校生未就職者の市職員の臨時雇用は、2010年度12人、2011年度5人ありましたが、本年度は実施していません。2011年度の雇用対策で新規雇用された人数は、各事業合計で30事業198人でしたが、2012年度は、まだ8事業45人の雇用にすぎません。小樽市独自雇用事業で見ても、2011年度は10事業98人に対して、今年度は3事業57人の見込にとどまっています。前年度に比べ遅れている雇用対策にこそ予算を計上すべきではありませんか。

地域経済の基盤強化となる事業としても、現在、新市立病院建設が始まり期待されていますが、ほかにも朝里・新光地域のコミュニティセンターの建設、新・市民プールの建設、遅れている学校の耐震化など、市民からの要望は、たくさん寄せられています。確かに本年度の予算編成でも約7億8,000万円が不足し、除雪費の一部を計上留保した経過があります。2010年度は、赤字決算からようやく黒字に転化したとはいえ、2011年度は単年度収支で1,055万円の赤字になり、不安定な状況は否めません。

2011年度末で他会計からの借入額は54億8,300万円あり、他会計からの借入れをせずに新年度予算を組みたい、財源不足を解消する財源にして、今後の新たな財政需要に対応していくためにも基金に積みみたい、こういう市長の気持ちはわかります。しかし、本来、財政調整基金に積み立てることが求められているのは決算剰余金の2分の1だけですから、これまで説明したとおり、少しでも遅れた雇用対策に予算を計上してこそ、地方交付税増額分の有意義な活用になります。

我が党としては、普通交付税増額分のうち半分、約3億円を雇用対策・地域経済の基盤整備への予算の計上を希望したいところですが、せめて2011年度同様に小樽市内の新卒高校生の雇用奨励金の実施、高校未就職生徒の市職員としての臨時雇用を実施して、さらに新・市民プールの基本設計など取り組んでも必要額は3,700万円ほどで、計画している積立金を大幅に減額するものではありません。雇用対策と市内経済活性化対策に予算計上することを求めるものです。

各党派、議員の皆さんの賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第3号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月12日開催されました当委員会において、付託されております各議案について、採決いたしました。

採決の結果、議案は、いずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、議案第8号ないし第22号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○27番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

新「小樽市内水泳プールの早期建設」を求める陳情について、新・市民プールの整備は、総合計画の前期実施計画に位置づけられ、25年度までに基本設計及び実施設計を行うとしながら、これまで一向に進展する気配が見られない。市教育委員会では、これまでに道内9市1町の先進地の調査を行い、施設規模、建設費に加え、運営方法など具体的かつ詳細なデータの収集は終えていると思うが、いつまで先進地調査を継続するつもりなのか。

教育委員会がこれまで行ってきた新・市民プール建設に向けた取組は市民に全く伝わっておらず、このままでは何もしていないと思われても仕方がない。

新・市民プールは、多くの市民が待ち焦がれている施設であり、市教育委員会は、もっと市民に対し、新・市民プール建設に向けた取組を公表すべきと思うがどうか。

本年7月、泊原発周辺4町村を除く後志管内の16市町村を一体とし、道及び北電の三者間における泊原発所周辺の安全確認等を行うことを目的とする協定書案が北海道から示された。この協定書案については、既に倶知安町など複数の町村から現行の協定書と同等以上の厳格な規定にすべきとの考えが示されており、後志の中心的役割を担う本市としても、現行の協定書の規定を下回ることのないよう道に申し入れるべきではないか。

7月に高島町会で行われた津波避難訓練は、図上訓練の結果を実地訓練で確認するという方法で実施し、避難場所や経路の確認、要援護者の避難のあり方など、さまざまな課題が明らかとなった。今後は、町会でこれらの課題を整理し、さらに訓練を積み重ねていくことになると思うが、市としては、どのようにかわり対処していくつもりか。

今回の訓練では、要援護者の避難訓練のあり方に改善すべき点が見られたが、今後、蘭島や祝津など、ほかの沿岸地域で実施される訓練では、高島町会の訓練結果を参考に要援護者の個別状況を調査した上で、実施してはどうか。

また、実地訓練の結果、要援護者の避難は想定した以上に大変であったとの意見がある。これは支援員が要援護者の状態を承知していなかったことが原因と考えられることから、支援員が要援護者の避難

を速やかに完了するために、避難の際に必要な個人情報であらかじめ支援員に提供することはできないか。

本年7月、高島町会が住民主体で行った津波避難訓練の図上訓練は、極めて実効性が高く、防災意識の向上が見られるという点から、大変に有意義な訓練であったとの印象を受けた。訓練の参加者からは、冬期間の避難方法等の困難性を指摘する意見が出ていたが、市としては、冬期間の防災対策についてはどのように取り組んでいくつもりなのか。

冬の厳しい条件下で行う訓練は効果的と思われることから、町会の協力を前提として、前向きに検討してはどうか。

また、現在は、東日本大震災後、間もないこともあり、避難訓練が重要視される傾向にあると感じるが、こうした訓練は繰り返すことで効果が持続されることから、避難訓練に関する経費については、今後も優先的かつ継続的に確保してほしいと思うがどうか。

土地開発公社は、公共事業を計画的に実施するため、必要な公用施設用地を先行取得する目的で市が設立した特別法人である。昨今、バブル経済の崩壊による地価の下落傾向が続いており、公社が先行取得した用地を市が再取得し、事業費の軽減につなげていくという役割は既に形骸化し、公社の存在意義はなくなっているのではないか。

全国的に公社を解散する動きが広がっており、本市においても、公社解散の方向に向かっているとの印象を受けるが、解散が遅れるほど公社の支払利息が膨らむことから、直ちに公社のあり方についての検討に着手し、具体的に方向性を明らかにしていくべきではないか。

平成24年度「全国学力・学習状況調査」の北海道（公立）における抽出調査結果によれば、学力向上のための学校の取組について、保護者などへの働きかけを行った割合が23年度より低い割合となっている。市教育委員会では、この調査の結果を踏まえ、各学校が学校改善プランを作成し、学校と家庭、地域が一体となって取り組んでいるというが、このプランには、学力向上に向けた方策は盛り込まれているのか。

24年度の学力・学習状況調査結果の分析公表に当たっては、数値が示す結果だけでなく、各学校における学校改善プランの取組状況をあわせて検証した上で、公表してほしいと思うがどうか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第315号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、採決の結果、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、賛成少数により、不採択と決定いたしました。

次に、議案第28号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第293号ないし第308号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第315号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第28号は可決、陳情第315号は採択、継続審査中の陳情はいずれも採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第28号小樽市非核港湾条例案についてです。

原爆が投下されてから67年、今年も広島で開催された原水爆禁止世界大会には、アンジェラ・ケイン国連軍縮問題担当上級代表が初めて参加しました。閉会総会で、潘基文国連事務総長のメッセージを代読、スピーチでは世界の多くの人々が核廃絶を支持していることを強調しました。

被爆者として訴えた日本原水爆被害者団体協議会の坪井直代表委員は、次のように述べました。「今から67年前の8月6日、二十の学生だった私は、爆心地より約1キロの路上で被爆しました。銀白色の突き刺すような閃光に身震いしながら10メートルほど吹き飛ばされ、意識を失いました。十数分後に気づいたと思われますが、顔面は、ぬめりとした流血、全身やけど、耳たぶはちぎれ、両唇ははれ上がっていました。衣服の燃えるのを払いのけながら、火の海と化したまちじゅうを当てもなくさまよい続けました。今まで12回の入院を繰り返しながら九死に一生を得ていますが、2週間に1度は点滴が必要です。私は、被爆者の一人として、核廃絶の悲願達成のため、全力を傾けています」と述べ、67年前二十だった方ですが、最後に「核兵器の最後の一発がなくなる日まで、その日を見るまで頑張り抜きたいと思います」と締めくくりました。この思いにこたえていくことが、唯一の被爆国として日本政府に求められています。

そして、世界じゅうにある核兵器を日本国内に持ち込むことは、国の非核三原則からいっても許されるものではありません。日米安保条約改定するとき、独立国の体裁を整えるために、表向きは大事なことは日本政府と相談するという事前協議の制度を設けました。そして、核密約が明らかになるまで政府は、寄港する軍艦にはアメリカから事前協議がないから核は積んでいませんと答えていました。

ところが、核密約が明らかになり、核の持込み（イントロダクション）は事前協議の対象となるが、立入り（エントリー）は対象にならないとされていました。そして、アメリカは、そのことを歴代政権にたたき込んできたわけです。この核密約を廃棄しなければ、非核の日本をつくれません。これに大きな壁になっているのが、日本は核の傘に守られているという誤った思い込みです。非核三原則を口にはするが、核がなくなったら困るというわけです。

しかし、アメリカがやってきたことは、抑止力などではなく、侵略力です。侵略的な戦争を企てて、そして日本を足場にしてきた。これが核密約の存在意義です。核兵器を積んでいないと証明できない外国船を断る本条例が制定されれば、世界で広がっている核廃絶の世論を後押しすることになります。

安保体制が続く日本の中で、核兵器を持ち込ませないためには、一つは日米核密約の廃棄です。もう一つの方法が、神戸方式と呼ばれる寄港する船に非核証明書を出させる方法です。この二つの方法の中で、一つの地方自治体、一港湾管理者で行えることは、非核港湾条例の制定です。核廃絶平和都市宣言から30年になります。この宣言をした市として、本条例の制定に向けて、皆さんの賛同をお願いするものです。

次に、陳情第315号北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書提出方についてです。

陳情文にあるように福島第一原発事故から1年半が経過しましたが、いまだに事故が収束する見通しが立っていません。政府のパブリックコメントでも、8割が直ちに原発ゼロを選択しています。この国民世論に対し、政府は2030年代までに原発ゼロの方針を決定しましたが、2039年まで原発を続けるということであり、国民の声とかけ離れています。あまりにも遅すぎます。泊原発は動かさない。このこ

とをしっかり決断することが、道民の暮らしと命を守る最大の保障です。

第1に、二度と原発事故は起こしてはならないということです。この夏も福島からの被災者が北海道を訪れました。彼らの笑顔は、原発、放射能におびえなくていいことから出ているのではないのでしょうか。彼らが経験した悲しみを二度と人類がしないためにも泊原発を再稼働させるわけにはいきません。

また、原発の安全対策が叫ばれています。最大の安全は、原発がなくなることです。

第2に、電力はあります。北海道の冬の電力需要のピークは、2011年1月12日の579万キロワットと発表されています。これに供給予備率の3パーセントを加えると、597万キロワットの供給量が必要になります。北海道電力の発電設備容量は、原発分を引いて543万キロワットです。このままでは、54万キロワットの不足です。一方、外部から北電が購入できる電源が83万キロワットあります。これでピーク時電力を47万キロワット上回ります。さらに、北電は需給見通しに入れていない風力発電の発電分を買い取る計画が今年で56万キロワットになります。これで100万キロワット以上がピーク時を上回ります。

火力発電所が緊急停止した場合の不安があります。東京電力では緊急設置した電源が259万キロワット、東北電力では同じく緊急設置した電源は98万キロワット、この夏準備されました。

ところが、北海道電力の緊急電源による電源確保は7.4万キロワットです。さらには、187万キロワットの風力発電の買取り申請があるなど、泊原発を動かさなくても電力は賄えることは明らかです。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号、新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についてです。

今なお新・市民プールの早期建設を求め、署名が寄せられています。この市民の切実な声にこたえていくことが行政の役割です。

また、陳情第293号旧税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等についてですが、市教育委員会がいまだに建設地を表明しない中、早期建設を求め、建設地の候補を提案してきました。

しかし、建設方法は、いくらでも検討できるのに、敷地面積が狭いことを理由に市教育委員会は妥当でないとしています。あまりにも市民の声をないがしろにしていると言わざるを得ません。それならば、責任を持って、早急にかわりの建設地を確保すべきです。

願意は妥当、いずれも採択を主張し、議員各位に賛同を呼びかけまして、討論いたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、陳情第315号北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書案提出方については、不採択を主張し、討論いたします。

昨年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故から1年半が経過しましたが、今なお事故の収束には至らないばかりか、その原因についても、いまだ究明されておられません。

4月6日に政府は、原子力発電所に関する暫定的な安定基準なるものを策定いたしました。これについて野田首相は、現在の規制法令以上の厳しい内容と位置づけ、再稼働を目指す原発すべてに適用されると発言しております。しかし、そもそも新基準は、新たな規制組織である原子力規制庁がまとめる予定であったにもかかわらず、既存の保安院が基準を策定したことや、基準そのものについても内容が不十分であるとの指摘も多く、暫定的な安全基準であり、何より国民の不安を払拭するようなものではありませんでした。

5月5日夜、北海道電力泊原発3号機の定期検査による運転停止で、国内50基すべての原発が停止したものの、7月、拙速にも政府は、今夏の電力が不足するとの関西電力の試算を受け入れ、安全基準を満たしているとして大飯原発3号機、4号機を再稼働させました。

しかし、今になって関西電力は、現在休ませている一部の火力発電所を活用すれば、供給力の余力は最低でも3.2パーセント確保でき、電力不足にはならなかったことを認め、電力需給の試算が正確性を欠いていたことが明らかになりました。

このような中、直近の原発の是非に関する世論調査では、8月27日朝日新聞世論調査、「原子力発電を全面的にやめるとしたら、いつごろが適当か」との問いに対し、「すぐにやめる」は16パーセント、「10年以内に脱原発を望む」が58パーセントであり、「原発を段階的に減らし、将来はやめることに賛成ですか」との問いに対しては、「段階的に減らし、将来はやめることに賛成」が80パーセントでありました。このことから国民の多くは、慎重な判断を求めていると考えます。

そこで、政府は、電力事業者に対して、電力需給に関する正確な情報を開示させることはもとより、原発再稼働に当たっては、拙速な判断を避け、地元の理解を十分に得た上で慎重に行い、安易な再稼働をしないことが重要です。

我が党の考えは、これまで議会の中でも主張してまいりましたが、省エネの促進や再生可能エネルギーの推進により、2030年、原発依存度ゼロを目標とすることはもちろんですが、代替エネルギーの確保ができ、依存度ゼロとなるまでの間は、場合によっては再稼働もやむを得ないと考えます。

したがって、政府においては、まず福島第一原子力発電所の事故原因を究明すること。その上で、原子力規制委員会の下で新たな安全基準を策定し、その基準をすべてクリアし、安全性が確保され、住民の理解を得た上で再稼働を否定しないとの立場から、陳情第315号北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書案提出方については不採択を主張し、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○5番（成田祐樹議員） 一新小樽を代表しまして、陳情第315号北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書案提出方について、継続審査を主張する討論をいたします。

泊原発に関する再稼働の可否については、この後志支庁の市町村を中心にさまざまな意見が出ております。安全性の観点からは、しっかりと確認されたとは言いがたい状況であることから、さらなる検証を求めるとともに、議論を継続して続ける必要があると判断いたしましたので、継続審査を主張し、各会派の賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

なお、継続審査が否決されたときには、自席にて棄権いたします。（拍手）

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○19番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、委員長報告に反対、議案第28号小樽市非核港湾条例案は採択、また陳情第315号北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書提出方については、継続審査を主張し、討論を行います。

初めに、議案第28号小樽市非核港湾条例案です。

2012年1月5日、アメリカのオバマ大統領は、新しい国防戦略を発表し、2正面作戦の見直しや、イ

ラク、アフガニスタンからの撤退、アジア・太平洋地域での軍事的優位の維持などの方針を明らかにしました。かつてのブラハでのオバマ大統領の演説は、遠い昔話のようです。

今なお世界には、2万発以上の核兵器が存在しております。核兵器廃絶は、人類の重要な課題の一つです。日本は、被爆国の責任として、積極的に平和と核軍縮を訴えるとともに、みずからも非核三原則を遵守していかなければなりません。

長年にわたる日米間での核密約の存在により、多くの国民は、国にだまされていたと受け止めています。

また、米軍基地に関する事件も続いています。地方自治体は、住民の暮らしに最も近いところにあり、それゆえに安全と安心の問題には、敏感に対応することが求められます。自治体が潜在的に所有している平和力は、今回のアメリカ海兵隊が沖縄の普天間飛行場に入る予定の垂直離着陸輸送機オスプレイ問題でも発揮されていると思います。

7月10日、在日米軍基地や施設を抱える14都道府県でつくる涉外知事会も、基地負担を抱える自治体としては沖縄県や山口県と気持ちは同じだとする意見書案を国に提出しています。

小樽港は、米軍基地などは存在しない平和な商業港です。その小樽港が全国的に見ても非常に多い米国海軍艦船の入港が繰り返されています。一部には、米軍の優先使用をねらう港の一つに小樽があると報じられています。このことに対する市民の皆さんの不安は、十分に想像できますし、また理解できるものです。

議案第28号小樽市非核港湾条例案は、小樽港の平和を守り、商業港としての今後の発展を期するためにも必要なものです。採択を訴えます。

次に、陳情第315号北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書提出方についてです。

今年6月に開かれた第2回定例会では、泊原発の再稼働をやめ、将来的に原発ゼロの北海道の実現を求める意見書案と、大飯原発再稼働の撤回を求める意見書案の2本が議論され、採決の結果、賛成13、反対13の可否同数で、結果として残念ながら不採択となりました。

この結果を聞いた多くの市民から意見が寄せられました。その中の一人の方は、小樽市議会議員としての、また会派としての意見、考え方はわかったし、一致できない点があることもわかった。しかし、そうした主張のぶつけ合いで、可否同数で終わりなのか、それとは別に小樽市議会として、この泊問題を含めて原発問題に意見や意思を全然示せないのか、また示せるとしたら、それはどういう案、どういう内容なのかを市民の皆さんに示すべきではないかと訴えられました。市民は、議会の中にはいろいろな意見や考えがあることは知っています。その中で、どのようにして意見の一致点を見だし、合意点を積み上げ、結論を出すのか、それを求めています。そして、それを小樽市議会の意見として市民、さらには国や道や北電に示すことを市民は求めているのです。

今日この後提案される意見書案第7号北海道電力泊原子力発電所の安易な再稼働に反対する意見書案が、平成24年第3回定例会の時点での泊原発に関する、また原発政策に関する小樽市議会の考え方が集約されたものだと考えます。

そうした中で、陳情第315号の態度については、その陳情趣旨や意見書案について、さらに検討、協議する必要があるとの考えから、また、さらには先ほど来述べた議会意思を鮮明に市民の皆さんに示すためにも第4回定例会で整理すべきと考え、継続審査を主張するものです。

なお、継続審査が否決された際には、自席にて棄権の態度をとらせていただくことを申し添えます。

以上2点について、民主党・市民連合の考えを述べさせていただきました。

最後に、議員各位の御理解を訴えて、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第315号について採決いたします。

委員長報告は不採択であります、継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、ただいま継続審査が否決されました陳情第315号について、委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、議案第28号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○3番（中村岩雄議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

近年、市内ではさまざまなイベントを行っているが、残念なことに、開催時期が夏場に集中しており、また日程が重なっているものもあるなど、通年で楽しめないのが現状である。北九州市の門司港では、地元、民間団体、行政から構成される「門司港レトロ倶楽部」が、イベントの調整などを行い、効果を上げていくと聞く。本市においても、商工会議所のプロジェクトにより、オール小樽によるまちづくり組織が近々立ち上がるとのことから、その中でイベントの調整を行い、効果的な観光客誘致につなげてほしいと思うがどうか。

本市を代表する景勝地であるオタモイ海岸は、平成18年の岩盤崩落以降、遊歩道を閉鎖しており、再度の崩落の危険性から再開のめどは全く立っていない。このまま放置することは、本市観光の損失につながることから、絶景を望める新道岬に展望台を設けることを提案し、当委員会において現地視察を行ったところであるが、この間、市は、オタモイ海岸の再整備に向け、どのような取組をしてきたのか。

また、名勝東尋坊に勝るとも劣らぬ絶景を新たな観光スポットとして整備することは、観光客の滞在時間の延長、ひいては本市の目指す宿泊滞在型観光への転換にも大きく寄与することから、展望台の設置について、市はしっかりと検討すべきと思うがどうか。

近年、祝津地区では、地域が主体となってさまざまなイベントを行い、にぎわいを見せているが、訪れる観光客の多くは日帰り客であり、付近には、雄大な景観を望める赤岩遊歩道があるにもかかわらず、訪れる方は少ない現状にある。本市には、赤岩遊歩道と同様、自然の中を散策できる場所が数多くあることから、これらを取り入れ、市内中心部だけでなく、小樽のまちを広範に散策できるようなルートを官民一体となって整備してほしいと思うがどうか。

また、そのような取組によって観光客が長時間滞在することも期待され、本市の観光の形態が通過型から滞在型へ転換していくための一助にもなると思うがどうか。

運河本来の姿を残す北運河は、市民が静かに散歩を楽しむ落ちついた雰囲気が漂い、多くの観光客でにぎわう浅草橋周辺とは異なる、ゆったりとした時間が流れている。現在、浅草橋周辺から堺町通りにかけて集中している観光客の流れを北運河方面へも誘導するよう、回遊性を高めることが望まれているが、浅草橋周辺と同様に整備するのではなく、北運河の持つ独自の魅力を生かし、時間をかけながら音楽や絵画などの芸術を楽しめるようなまちづくりをしてほしいと思うがどうか。

本市では、今年度から地場産業の活性化のため、「小樽ブランド力推進事業」が実施されている。本事業で、ブランドとは、商品のつくり手ではなく、顧客が決めるものとの立場から、顧客ニーズなどの情報収集を行い、その結果を商品に反映することで、小樽産品のブランド力向上を図るとしているが、ニーズの把握はどのような方法で行うのか。

現在は事業が浸透しておらず参加企業は少ないとのことだが、ヒット商品の一つ生み出せば、事業への信頼が増し、人気商品をつくり出す流れができるものと考えている。ヒット商品により企業が成長することで雇用が拡大し、ひいては市内経済の活性化にもつながることから、成功事例となる商品を生み出すよう努めてほしいと思うがどうか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第290号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） ただいまの委員長報告に反対、陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方については、採択を主張する討論を行います。

小樽運河保存運動以降、小樽運河が新たな観光資源となったこともあり、オタモイ海岸は、観光地として後景に追いやられるようになりました。この根拠とされているのが、オタモイ海岸急傾斜地調査業務で景観を犠牲にした恒久的な安全対策は、莫大な費用がかかるとの結論です。

しかし、この結論をもってオタモイ海岸観光開発はできないとの立場に小樽市が立つことは、歴史的経過と事実と反し、当時の関係者と市民への約束を踏みにじる行為で、自治体としてはとってはならない態度です。

当時、小樽市は、オタモイの観光開発を進める上で、この一帯の土地を購入しなければ、観光開発の前提であるがけ地の安全対策さえできない状態に置かれていました。これは、小樽市と土地所有者との関係が良好でなく、警察が中に入っただけの安全対策の話合いさえ不調に終わり、一步も前進しない状態に置かれていました。こういう事態を昨年の第4回定例会で明らかにした経過で、急転直下、小樽市が土地を購入できることになりました。しかし、小樽市が土地を買うお金がなく、北海道中央バスから7,000万円寄附してもらい、オタモイ海岸の観光開発は小樽市が責任を持ち、天狗山開発は中央バスが責任を持つことになったのです。この肝心なことは、この約束の前提は、オタモイ海岸のがけ地は危険であることを承知の上の約束だったのです。

去る8月25日の夜、天狗山夜景の日のイベントに参加させていただきました。1960年代、昭和40年代ですが、当時、天狗山開きという日がありまして、私は若いころ毎年大勢の友人と御来光を見るために懐中電灯を頼りに夜間登山を行っていました。当時と比べれば、現在の天狗山一帯は、観光開発が大きく進み、中央バスがこの間、多額の投資をしてきたことがよくわかります。これと比較するとオタモイ海岸は荒れるに任せている状態で、当時の経過を知る者の一人として悲しい限りです。陳情第290号を採択し、議会としてもオタモイ観光開発に尽力することが必要です。

話は変わりますが、去る9月19日、経済常任委員会に先立って、オタモイ海岸の知られざるビューポイント、新道岬観音付近からのオタモイ海岸の断崖絶壁の景観を眺められる場所を現地視察いたしました。あいにくの雨で、東尋坊よりはるかに高い絶壁からの光景を見ることはできませんでした。しかし、その日の経済常任委員会で、国定公園でもあるこの地域に眺望施設をつくるためには、何がハードルになっているか等について、理事者の見解を伺いました。やるべきことは明白になったわけですから、関係者の合意を図りつつ、時間をかけても小樽観光の新たなビューポイントを議会が先頭を切ってつくり出すように訴えまして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時50分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第314号は、平成21年度に休止された女性国内研修事業の再開を求めるものである。これは、国立女性教育会館で開催される男女共同参画のための研修と実践の交流推進フォーラムに参加し、女性団体の活動を学び女性リーダーの育成を目的とし、これまで18年間にわたり実施されてきた事業である。この研修に参加したメンバーは、市の審議会等の委員への就任のほか、みずから学習会を主催するなど積極的に活動しており、市がその活動内容を高く評価しているのであれば、本市における男女平等参画推進の担い手となる女性リーダーを育成する本事業を再開すべきではないか。

この事業は、財政状況が厳しいことを理由に休止されたものであるが、再開を求める声が大きいのであれば、以前は行っていた職員の随行を見合わせ、参加者のみが研修に行くことで、費用を減らすような検討もできると思うがどうか。

本市における出生数は、10年前と比べ約1,400人減少しているが、幼稚園や保育所に通う子供の数は当時より逆に1割近く増え、ゼロないし5歳児全体の6割にまで及んでいる。市は、このような状況を踏まえ、今後の保育需要をどのように見込み、また保育所の機能について、どのような方向性を持って展開させていく考えなのか。

また、4割の子供たちが幼稚園、保育所のいずれにも通っていないことから、この子供たちを対象とする一時保育等の特別保育事業を充実させるべきと思うがどうか。

病児・病後児保育については、おたる子育てプランの後期実施計画において、平成26年度までに1か所を開設するとしているにもかかわらず、市は、実施に向けて検討中という答弁に終始している。本市の実情に合った最適な方法を見つけるため、道内他市での実施状況を調査しているというが、それだけでは何も進展しないと思うがどうか。

先進地の事例によると、事業を行う上で小児科との連携は不可欠ということであり、市内の小児科医の数は限られているので、相手方を絞って、病児・病後児保育の実施に向け病院側と精力的かつ具体的に協議を行っていくべきと思うがどうか。

保健所が実施している「こころの健康相談」の相談件数は、障害者自立支援法の施行に伴い、相談先が分散されたため減少したとはいうものの、市内全体の実態を把握するためには、保健所以外の相談件数について、調査すべきと思うがどうか。

心のケアを必要とする方の中には、札幌市内の医療機関を受診する場合も多く、このことについて保健所は秘匿性を重視した患者の選択の結果であるというが、市内で相談できる場所が不足していることも考えられるので、市内においても、相談しやすい環境づくりを行ってほしいと思うがどうか。

また、保健所や医療機関が閉まっている深夜や早朝に大声を出して騒ぐといった近隣とトラブルになるような事例が生じた場合、自傷他害のおそれがあれば、警察に通報するのではなく、まず連絡を受けた担当者が即応するといった仕組みづくりも必要と思うがどうか。

本年6月下旬、市内飲食店において、加熱が十分でない食肉を提供したことにより食中毒が発生し、保健所は事業者に対し営業停止処分を行った。また、8月には、札幌市内の業者が製造した白菜の浅漬けを原因食品とする集団食中毒事件が発生し、小樽市保健所においても、市内の漬物製造業者に対し、緊急の立入検査を行い、原材料の消毒等を指導したという。食中毒事件が相次いだことで、食の安全性を懸念する向きもあることから、このような事例が発生した際には、引き続き、これまで同様、迅速な情報提供に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第1号、第148号、第310号及び第314号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第313号及び第314号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、新たに提出された陳情第314号小樽市女性国内研修事業の再開方について及び継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、陳情第148号朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について、陳情第310号銭函駅へのエレベーター設置方についていずれも採択を主張して討論を行います。

陳情第314号の小樽市女性国内研修事業の再開方については、今回、ネットワーク・らんより陳情がありました。2009年度に同事業の休止に当たって継続を求める陳情を提出したのも、ネットワーク・らんであります。

2009年度は、本市の財政事情を主な理由として、小樽市女性国内研修事業をいったん休止いたしました。この研修事業に対しては、1991年度から2008年度までに95名が参加し、男女共同参画のための研修と実践の交流推進フォーラムに参加し、全国各地の女性団体の活動を学び、地域に反映させてきました。今回の再開のための陳情提出者であるネットワーク・らんは、この国内研修に参加したメンバーで、2005年に設立しています。また、これまで参加されたメンバーは、ネットワーク・らんでだけでなく、小樽市内の女性団体等で活動し、小樽市の審議会や諸団体でも積極的に活動するなど、大きな力を発揮し、現在も活動を継続しています。

男女平等参画事業として、女性の参画拡大を実現させるためにはリーダーの養成が必要であり、これまでの女性国内研修事業参加は、効果的であります。小樽市女性国内研修事業再開で、男女平等参画事業活動を活発化することは、市民運動を発展させる上でも必要と考えます。したがって、陳情第314号

の願意は妥当、採択を求めます。

継続審査中の請願第2号並びに陳情第1号、第148号及び第310号は、これまでも繰り返し述べてきたとおり、いずれも願意は妥当、採択を求めます。

市民からの請願、陳情については、過去の継続審査案件のように葬り去ることのないように取り上げていただきたいことを訴えるとともに、他会派の皆さんの賛同をお願いして、討論を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第314号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号並びに陳情第1号、第148号及び第310号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第27号の質疑につきましては、旧国鉄手宮線の整備は、活用計画に沿って来年度から27年度にかけて実施されるものである。計画では、四つの区域に分けて、区域ごとに拠点となる駅舎や市民が憩えるような広場も設置するというが、例えば、まくら木を活用するなど、かつては鉄道施設であった歴史を感じさせるような設計施工をしてほしいと思うがどうか。

また、こうした整備をきっかけに、旧手宮線沿線を小樽の新たな都市資源として育てていくことが求められるが、現状では重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の周辺を除くと、歴史的資源が乏しく、新たな景観の創出が必要な状況となっている。そのため民間の投資を呼び込むための誘導策として、市が「新たな景観形成に寄与する取組」に対し助成するなど、旧手宮線の再生に向け積極的に取り組む姿勢を示すべきではないか。

陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方については、昨年5月に豊川町で発生した火災で崩壊した家屋の所有者と連絡がとれず、このままでは防犯上の問題があることから市において撤去するなど対策を求めるものである。このような場合、所有者が責任をもって処理すべきであることは言うまでもないが、当該家屋は、屋根が落ち、瓦れきが散乱するなど危険な状況となっており、

周辺住民の不安解消、生活の安全確保のために、市としても可能な限りの対策を講じてほしいと思うがどうか。

その他の質問につきましては、地籍調査事業については、当面、10年間程度をかけ、人口集中地区において、道路と民有地の官民境界調査を先行する計画とのことである。地籍調査は、隣接地の所有者間における境界紛争などの問題が解消でき、また万が一災害が発生した際、もとの座標を容易に確認することが可能なため早期に復旧作業を行えるなどのメリットがあることから、調査区域はできるだけ広範囲に拡大し、早期に市内全域における調査を実施してほしいと思うがどうか。

置き雪対策は、建設部が「道路施策」として実施してきたが、来年度からはこの業務を「福祉施策」として位置づけ、建設部から福祉部へ移管するという。本市は、高齢化の進展が著しく、今後、除雪弱者が増加することが明らかであり、所管がかわったとしても制度が後退することのないよう積極的に推進してほしいと思うがどうか。

先ごろ老朽化が著しい平屋建てオタモイ住宅から、新築されたオタモイ4号棟への住み替えが行われ、希望する世帯の引っ越しが完了した。一部の世帯は他地区への住み替えを希望したと聞かすが、これらの中に4号棟ではなく、このほど建設が中止されたオタモイ5号棟なら住み替えを希望しなかったという世帯はなかったのか。

今回、オタモイ5号棟が建設中止となったことは理解するものの、今後は公共賃貸住宅長寿命化計画の見直しの中で、用地の確保が比較的容易であるオタモイ地区に新たな住宅を建設し、他地域からの住み替えを誘導するといった政策的な住宅整備を進めてほしいと思うがどうか。

奥沢ダムの跡地を含めた奥沢水源地の保存・活用については、8人の民間の委員で構成する「奥沢水源り地保存・活用検討委員会」が設置され、年度末までには基本構想案を取りまとめる予定という。委員会の協議に当たっては、ただ委員の意見を聞いてまとめるのではなく、行政側もみずからの考えを積極的に主張すべきであり、委員会の進め方については、行政側が原案を提示し、これに対して各委員と行政側が意見を述べ合うことで、突っ込んだ議論が期待でき、よりよい方向性を導き出せると思うがどうか。

また、市民から奥沢浄水場の機能を復活させてほしいとの要望が寄せられており、今後検討するとのことであったが、これまでどのような検討が行われ、いつごろに結論を出すつもりなのか。

平成24年4月から業務開始した水道料金等徴収業務委託が25年3月末に契約期間満了を迎え、現在の更新手続が進められているという。本市の厳しい財政状況の中、民間にできることは民間にゆだね、行政をスリム化していることは大変評価できる。しかしながら、公募型プロポーザル方式による募集をすることから、別の業者と契約することになった場合、現在雇用されている8人の契約社員は解雇される可能性があるが、新しい業者となっても、雇用が継続されるよう配慮してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第309号及び第312号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決しました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定をいたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第309号及び第312号について、いずれも採択を求める討論を行います。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度の予算増額を求めるものです。

住宅リフォーム助成制度は、市民と市内業者に待たれた制度でした。4月末の応募数は239件、概算の工事費は5億4,000万円前後で、住宅リフォーム助成制度に申請したすべての工事が小樽市内の業者に発注されれば、大きな経済効果をもたらすものでした。

しかし、小樽市は、予算額2,000万円を超えないように5月10日に抽選を行い、100件を選択、補欠30件を決めました。最初の100件で辞退する人がいて、補欠の30件はすべて助成の対象になりましたが、待ちきれなくて工事にかかった人を含め、辞退者は9月18日時点で25件になりました。また、9月18日時点での進捗状況は、申請件数90件、工事費総額2億1,991万9,582円、補助金総額1,528万2,000円、工事請負業者は登録数90社に対して52社にしかすぎません。

住宅リフォーム助成制度の目的は、安全・安心の快適な住環境の整備と、建築関連業者の仕事確保などで市内産業の活性化を図ることにあります。しかし、この状況では、その目的を達成するには不十分です。市内経済活性化のためにも応募者全員を助成の対象にするくらいの度量を持ち、予算を増額すべきです。陳情者の願意は妥当、採択を主張します。

陳情第312号は、豊川町の火災崩壊家屋の撤去と、空き家対策の策定を求めるものです。

建設常任委員会で火災現場の視察に行きましたが、屋根が崩れ落ち、残った黒焦げの柱や壁がむき出しになり、生々しい火事の惨状が目には焼きついています。昨年5月に火災が起きてから16か月放置されたままで、近所の高齢の御夫婦は、火柱が夢に出てきて眠れないと精神的苦痛を訴えています。

小樽市消防本部が2か月ほど家屋の持ち主と連絡をとっていたものの、その後、電話による連絡がとれなくなり、パトロールは行っていたとの説明ですが、もっと早く建設部建築指導課にも連絡し、直接家屋の持ち主に会って撤去を強く求めるなど、行動を起こすべきでした。近くには、手宮保育所があり、この家の前が散歩コースにもなっており、子供の情操保育によくありませんし、付近住民の防犯、防災、美観に対する心配は当然です。手宮地区住民の総意として、残骸の速やかな撤去や囲いなど、また再発防止策を求める陳情の願意は妥当、採択を求めます。

全議員の賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

○22番(北野義紀議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

学校再編を進めていく中で、保護者と地域住民との間で意見の相違が見られ、最終的に協議がまとまらない場合もあり得るが、そのようなときは、学校再編の本来の目的に沿うように、子供たちの教育環境の向上にとって、一番よい形となるようにしてほしいと思うがどうか。

再編に当たり幾つかのプランが示されており、その中には市教委として最もよいと考えるプランも含まれているが、今後、学校再編を進めるに当たり、市教委は、保護者や地域との懇談を精力的に重ね、本市の教育にとって、よりよい方向性を導き出してほしいと思うがどうか。

統合後の花園小学校で実施したアンケートについて、さきの当委員会では、児童1人がカウンセラーを利用した以外は元気に活動していると報告を受け、安心していたところである。しかし、保護者向けのアンケート結果によると、「気になる」とする意見の中に、「朝、体調不良を訴える」「児童が登校を渋る」など、統合の影響と思われるような回答が多く寄せられている。ここに至って、統合による児童への影響や統合新校に対する保護者の不安が表面化しているとも受け取れるが、市教委は、このことをどのようにとらえているのか。

花園小学校では、今月、心と体の健康相談月間ということで、養護教諭が4年生以上の全児童と面談を行うなど、相談しやすい環境づくりを行っていると聞く。今後、全市的な学校再編に取り組む中で、統合による児童への不安を取り除くことは重要であることから、心のケアの充実に向けた取組を、市内各校で行ってほしいと思うがどうか。

若竹小学校と桜小学校の統合に当たり、新たに通学路となる平磯公園下の丁字路への横断歩道の設置要望について、市教委は、現地での実測の結果、児童の横断箇所への車の通行量が少ないため設置は不要と判断したという。この計測は夏に行ったとのことだが、この丁字路は冬になると急坂部分の凍結などにより車の流れが全く変わり、児童の横断箇所への通行量が増す上、道路わきの吹きだまりにより、ドライバーから歩道の確認が困難になるといった実態がある。こういった地域の特殊性をしっかりと踏まえ、ドライバーが降雪時にも、通学路であることをはっきりと認識できる看板などを設置し、児童の安全確保に努めてほしいと思うがどうか。

閉校まで残すところ6か月となった若竹小学校の跡利用のあり方について、昨年9月の当委員会で、市は、堺小学校の例に倣い、閉校の1年3か月ほど前から地域と話し合いを始めたとの意向を示していた。しかし、実際には、この8月に地域への説明を始めたばかりとのことであり、同様に、今年度末で閉校となる祝津小学校についても、いまだ地域への説明が行われていないというが、今の状況では、閉校後、直ちに他の用途に転用することはできないと考えてよいのか。

跡利用を急ぐあまり慌てて用途を決めても、有効活用されなければ、財政負担だけが残ることになりかねない。地域では学校がどうなるのか不安と期待が交錯しており、地域の意向をしっかりと踏まえた上で検討を行ってほしいと思うがどうか。

市教委は、「中央・山手地区」の学校再編に当たって、小学校の再編を先行させ、中学校については平成29年度から進めていく予定であるという。西陵中学校の地域では、既に今後の学校のあり方について、話し合いを行う土壌ができていると聞かすが、そうであれば当初計画した時期を待つことなく、並行して協議を進めるべきではないのか。

学校再編の過程では、市教委が提示するプランについて、理解を得られないような場面も想定され、また、このようなことはどの地区にもあり得ることなので、保護者や地域の理解を得るために、みずからの考えを積極的に説明するよう努めてほしいと思うがどうか。

「高島・手宮地区」の学校再編プランにおいて、小学校Bグループとして、平成28年4月に統合する計画が示されている北手宮、手宮西、手宮の三つの小学校のPTAは、統合前から保護者同志が精力的に交流を図る取組を行っており、市教委も、本市の新しい学校づくりのモデルケースになるのではないかと評価しているが、このような取組は学校再編を円滑に進める一助にもなると思うがどうか。

また、統合した小・中学校と地区内にある桜陽高校とが連携していけるようになれば、手宮地区の子供たちの学力向上にもつなげることができると思うがどうか。

小・中学校の耐震化について、文部科学省の施設整備基本方針には、平成27年度までのできるだけ早い時期に完了を目指す必要があると示されているものの、本市では、学校適正配置の経過を見ながら進めるという市教委の考えが耐震化を遅らせている。この8月には文部科学大臣から、耐震化の加速について要請があったと聞かすが、適正配置計画が平成36年度まで続くことにかんがみると、市教委は、国の方針や要請を後回しにして、学校再編を優先して進めていくという考えなのか。

国は、公立学校施設の耐震化を加速するため、今年度には耐震化に係る地方財政措置を拡充し、実質的な地方の財政負担を大幅に軽減している。今後、再編により閉校となっても、避難場所として活用される学校施設もあることから、国の財政措置を活用し、直ちに耐震化を進めていくべきと思うがどうか。

新しい公立学校運営の仕組みとして、保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者、地域、学校、教育委員会が一体となって、よりよい学校をつくり上げていくことを目指す、学校運営協議会制度を取り入れる学校が全国的に増えているという。協議会制度では、保護者や地域住民が責任と権限を持って意見を述べるのが保障され、その意見を踏まえた学校運営が進められることになっている。今後、市教委としてこの制度を取り入れ、現在、各地区で進められている学校再編に向けた懇談会などの場において、学校経営の新たな取組の一つとして導入する方針であるということを出していく考えはないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第282号及び第291号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第282号及び第291号は、いずれも採択を主張して討論を行います。

今、全国的にも学校の統廃合が進められています。その最大の動機は教育予算の削減であり、そのしわ寄せが地方自治体に及んでいます。適正規模を確保するために学校を組み合わせ、教育委員会が適正

だとする規模の学校をつくる。しかし、行政として、子供の人口が減っていくことを是とし、進めていっていいのでしょうか。子育て世代を定住させるためのさらなる充実を図っていくこと、30人学校を目指すことが必要です。

私は、この夏、祖父母のお墓参りに、実家、栃木県壬生町に行ってきました。地元の町議会議員とも会う機会があったので話を聞きましたけれども、私のときの8校すべてが残されていました。そのときも既に半分が少人数の学校でした。それでも複式にしても維持しているということです。その町議いわく、いろいろと問題のあるまちだということですが、そのことだけは評価できるのだと思います。

さて、話を戻して、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

まず、陳情者との意見交換会で陳情者から意見が出されたように、教育委員会は西陵中学校を存続したパターンも示すべきです。重ねて要求があるにもかかわらず示すことができないのは、極めて不誠実な態度だと言わなければなりません。

小学校の適正配置を先行して議論するとしていますが、松ヶ枝中学校を最上小学校に移すことだけが中学校の適正配置で進められています。

西陵中学校は、陳情文にあるように、水泳プールが設置され、グラウンドフェンスも近年整備されたばかりという施設の状況に加え、学校給食の施設があります。市内の中心部にあり、学区にはマンションが建設され、付近にも住宅建設が進められています。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

早起きしてバスに乗り、学校に通う。防犯、安全上の心配など、多くの問題があります。そのような負担をしないように子育て世代が居住しなくなり、地域が空洞化されることも懸念されます。

二つの陳情について、昭和48年当時の文部省通達の趣旨に立ち返る必要があります。「学校規模を重視するあまり無理な学校統廃合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない」とあります。

日本共産党は、これまでも学校の統廃合に対して、三つの基準、一つに子供の教育にとってプラスかマイナスか、二つ目に地域の核としての役割から見てどうか、三つ目に住民の合意が欠かせないと主張してきました。教育委員会は、住民同士の合意形成を進め、合意形成が無理ならば、プランの再検討もすべきです。

いずれも願意は妥当であり、採択を主張します。議員皆さんに採択を呼びかけまして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより陳情第282号及び第291号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第29号ないし第31号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第29号教育委員会委員の任命につきましては、上林猛氏、末永通氏の任期が平成24年10月17

日をもって満了となりますので、引き続き両氏を任命するものであります。

議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、足立竹秀氏の任期が平成24年10月5日をもって満了となりますので、後任として杉下清次氏を選任するものであります。

議案第31号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、石上源應氏の任期が平成24年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫 元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいま提案されました議案第29号小樽市教育委員会委員の任命について、不同意の討論を行います。

これまでの議会でも述べてきたように、日本共産党は、教育委員の任命に当たって、個人の人格の評価をその対象にするものではありません。

前回2008年の末永氏の任命に当たっては、棄権の態度をとらせていただきました。それは、教育基本法や憲法に対して、どのような見解をお持ちなのか、また当時から問題になっていた学校適正配置については、どのような見解を持っているのかも不明だったからです。

末永氏はそれから4年、上林氏は約1年半、教育委員として小樽市の教育に携わってきました。以下の理由で不同意いたします。

理由の第1に、日本共産党は、学校の数をあらかじめ決めて、それを市民に押しつけるような学校統廃合は、認められないと主張してきました。現在、進められている統廃合でも、PTAと地域住民の中に対立をつくり出し、住民合意を形成する努力に欠けていることが挙げられます。議会に提出されている二つの陳情の審議の中でも明らかになってきています。

例えば、西陵中学校の存続を求める市民から西陵中学校を残すプランをつくってほしいと重ねて要望があるにもかかわらず、いまだにプランが示されません。塩谷では、保護者は統合賛成、地域は反対という構図をつくり出しています。本当にそうなのでしょうか。

本来、学校の統廃合は、その地域でどういう教育を行うのか、世代を超えて話し合うことを可能にします。そこで、子供にとってどうなのか、地域にとってどうなのかを話し合うことによって、地域での教育がはぐくまれていきます。教育長が自民党山田議員の一般質問で答弁されていたように、学校と家庭との連携がスムーズに図られておりというのは、こういうところから生まれてくるのではないのでしょうか。

理由の第2に、新学校給食共同調理場の建設が挙げられます。

安全な給食、衛生的な給食設備が望まれていることは、否定しません。しかし、それが市内1か所による集中調理で、施設だけ新しくして可能だとは考えません。既存の設備改修で対応すべきでした。しかも学校適正配置によって、教育委員会は、学校給食の単独調理校をすべてつぶすつもりです。子供にとって給食の時間になれば、おいしいにおいがして、給食調理員がいて、温かい給食が出てくる。それが30分もの間コンテナに入れられ、小樽の坂道を運んできた給食が提供されるわけであり、どちらが子供にとっていいかは明白です。

理由の第3は、新・市民プールについてです。

市民の粘り強い運動にもかかわらず、いまだに建設地を見つけていません。市民が見つけてきた建設

地も了解しません。そして、総合計画の前期計画で行うとしてきた基本設計と実施設計も見通しが立ちません。建設地について、どこを考えているのかという市民の声にも検討事項を市民に明らかにしない隠ぺい体質があります。

主な理由を三つほど述べ、お二方の不同意の討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第29号について採決いたします。

同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第30号及び第31号について、一括採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも同意することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第10号」を一括議題といたします。

意見書案第5号ないし第10号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第4号の提案趣旨の説明を行います。

意見書案第1号は、共通番号制度・マイナンバー法案の撤回を求める意見書案です。

共通番号制度・マイナンバー法案は、赤ちゃんからお年寄りまでのすべての日本国民と中・長期滞在の外国人を含めた日本在住者一人一人に識別番号をつける仕組みです。この法案には、膨大な個人情報行政が一括して利用するだけでなく、医療機関や金融機関などの民間利用も想定され、情報漏れの危険と情報の管理に対する不安やプライバシー侵害も指摘されています。不正利用された場合の被害は、はかり知れないものがあります。

また、このシステム導入には、6,100億円という膨大なコストがかかることや、住基カードの普及率が5パーセントあまりにとどまっていることを見ても、国民の理解は得られていません。

よって、制度の弊害が明らかになっているマイナンバーの導入を撤回するよう強く求めているものです。

意見書案第2号は、国民の声に耳を傾け、消費税増税の中止を求める意見書案です。

民主党、自民党、公明党の3党の密室談合によって合意された消費税増税法案が強行採決され、成立しました。増税されたら暮らしが成り立たない、商売が立ち行かないなどの国民の怒りの声広がっています。

増税分はすべて社会保障にという政府の説明とは裏腹に、消費税増税によって浮いた財源を成長戦略や事前防災などに重点配分することを消費税増税法の附則で明記し、防災を理由に高速道路や新幹線を整備する大型公共事業へつぎ込もうとしていることが、浮き彫りにされました。まさに、増税の根拠が

社会保障のためではないことは明らかです。消費税増税が強行された後の全国の世論調査でも56.1パーセントが増税に反対する意思を示しています。

また、消費税の増税が暮らしに影響するとの国民の声が92パーセントに達しています。

消費税増税は、内需をますます縮小させ、経済を悪化させることは明白です。よって、日本経済の再建と財政危機打開、国民の暮らしと社会保障充実のために消費税増税を中止するよう求めるものであります。

意見書案第3号は、福島第一原発事故原因の徹底究明・検証を行い、大飯原発については停止し、北海道電力泊原発の再稼働をしないことを求める意見書案です。

東京電力福島第一原子力発電所の事故について、国会の事故調査委員会と政府の事故調査・検証委員会の報告書は、事故は終わっていない、事故は全容解明していないと指摘し、引き続き事故原因の究明に主導的に取り組むべきと強調しています。

今、原発再稼働反対の世論と運動は、空前の広がりを持って展開しています。福島第一原発事故の原因究明が尽くされず、安全を確保する対策も確立されていない中で、世論を無視した原発再稼働を進める政府の姿勢は、国民の声との乖離をますます広げています。

関西電力は、電力が不足するとして計画停電まで持ち出して、大飯原発3号機、4号機の再稼働を強行しました。しかし、実際は、夏場の需要のピーク時に原発を除いても電力の供給には余裕がありました。政府に、福島第一原発事故原因の徹底究明・検証を行い、大飯原発は停止し、泊原発の再稼働をしないよう求めるものです。

意見書案第4号は、米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備中止を求める意見書案です。

オスプレイは、10月には沖縄普天間基地に配備、本格運用される予定です。オスプレイは、開発段階から墜落事故を繰り返し、2010年にアフガニスタンで、2012年4月にモロッコで、6月にも米国のフロリダで墜落、7月9日には機体のトラブルで米国南部の民間飛行場に緊急着陸するなどの事故を重ねています。日本の航空法では、オートローテーション機能がない回転翼機は飛行が禁止されていますが、オスプレイには、その機能がないという重大な欠陥を持っています。オスプレイの配備は、普天間基地のある沖縄だけでなく、低空飛行訓練ルートのある東北、北信越、近畿、中国、四国など、日本列島のほぼ全域が予定されており、墜落などの事故の危険が危惧されています。

オスプレイを配備することは、国民・県民生活の安全・安心を守る立場から地元自治体や住民の理解を得られない限り、配備・運用を行うべきではありません。したがって、危険な米軍輸送機オスプレイの配備計画と国内飛行訓練の中止をアメリカ政府に通告するよう求めるものです。

以上、各党派各議員の皆さんに賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 自民党を代表し、意見書案第4号米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備の中止を求める意見書案について、反対の立場で討論をいたします。

民主党野田政権は、今月19日の記者会見で、オスプレイの運用の安全性は十分確認されたとする安全宣言を発表いたしました。このことは、関西電力の大飯原発の再稼働を許可したと同じ構図で、拙速だったと考えます。それは、民主党政権の検証能力と国民への説明能力の乏しさによるものです。そもそも与党としての自覚のなさ、その無責任な党内での意思統一への努力不足は、地方議会にも波及

し、今意見書案などでも民主党・市民連合の民主党系議員からも政府主張擁護の意見は見られませんでした。

先ほどの提案にもあったように山口県岩国市長をはじめ、沖縄県の県議会や県内41市町村の議会とほぼ沖縄県全域の自治体が墜落の危険性ゆえにMV-22 オスプレイの市街地に近接している米軍基地、特に沖縄普天間基地への配備に反対しています。そういう状況の中では、その心情は理解するところです。

しかし、一方では、2004年、沖縄国際大学に墜落し、甚大な被害を与えたCH-53Dシー・スタリオンは、沖縄タイム스에掲載された資料によると、10万飛行時間当たりの事故発生数、事故率によると4.51、現在普天間基地に配備されている改良型のCH-53Eスーパースタリオンでも2.35と、MV-22 オスプレイの1.93よりも高くなっており、CH-53の老朽化の現状を加味するとオスプレイ配備のほうが安全性が増すという意見もあります。最も安全と言われ、よく対比されるCH-46シーナイトについては、確かに事故率は1.11と低いものの、1980年代は年間10万時間程度だった飛行時間が2010年には配備されて50年経過して、機体の老朽化のため、年間3万時間を割る運用となっています。

実際の事故を軽く見せ、事故数にカウントしていないとの告発もありました。もし、そうならオスプレイに限ったことではなく、やはり現在配備されているCH-53Eとの事故比率は変わらないものと考えます。しかしながら、それでもMV-22 オスプレイの垂直モードから水平モードへの移行時、又はその逆の操作時に起こる事故比率は高く、特に市街地上空での同モード移行は、日本政府が申し出たとおり米軍は慎むべきであると考えます。

海外でのMV-22 オスプレイの扱いは、7月9日から15日まで開催されたイギリスのファンボロー航空ショーでは、注目の中で展示飛行を行い、現在進められている次期アメリカ大統領専用ヘリコプター選定候補の3機種の一つにも挙げられています。それとは別に、2013年から海兵隊第1ヘリコプター飛行隊に12機のMV-22 オスプレイが配備され、ホワイトハウス関係の要員や資機材の移動に使用されることになっています。このことは、直接安全性にはかかわりないのかもしれませんが、米軍のオスプレイに対する自信は感じられます。

次に、事前協議の対象か否かの件ですが、我が党の考えとしては、1960年の安保条約改定の際、事前協議が導入され、その対象は、在日米軍基地からの戦闘作戦行動を行う場合、並びに在日米軍の配置及び装備の重要な変更とされています。装備の重要な変更とは、核弾頭や中・長距離ミサイルの配備を意味するもので、MV-22 オスプレイのような配備の変更は、日米の安全保障条約上、事前協議の対象にはならないという見解に立ちます。

ただ、安保条約で定めている第4条の随時協議を利用して、今後もあらゆるレベルで、この協議を行うべきとは考えます。

在日米軍の問題は、常に地元、とりわけ沖縄の過重な負担を軽減する必要性と安全保障上の必要性という二つの相矛盾しかねない利益の調整にぶつかります。今、アジア情勢は不安定で、とりわけ朝鮮半島では北朝鮮の核ミサイル開発や南北関係の緊張が続き、中国の飛躍的台頭と軍事能力拡大が将来の不透明、不確実さを増しています。特に、今の尖閣問題で中国が強行姿勢を緩めない中で、MV-22 オスプレイは従来型ヘリコプターに比べ、速度、収容人数などが2倍、航続距離が8倍、作戦行動半径が4倍という性能は、普天間基地配備の場合はもちろん、尖閣諸島をそのエリアにおさめるものであり、その配備による中国への牽制効果は、かなりのものがあると述べる専門家もおります。

よって、我が党としては、政府の現状の安全性の説明には不十分さを認めず、地元の皆さんが反対する気持ちは理解しますが、MV-22 オスプレイの安全性及び有用性を十分再検討され、現時点でのその配備と撤回はもちろん、中止等に関しても結論を出すのは、時期尚早であると考えます。

以上、場内議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号共通番号制度・マイナンバー法案の撤回を求める意見書案、第2号国民の声に耳を傾け、消費税増税の中止を求める意見書案、第3号東京電力福島第一原発事故原因の徹底究明・検証、関西電力大飯原発は停止し北海道電力泊原発の再稼働をしないことを求める意見書案、第4号米海兵隊の垂直離陸輸送機オスプレイの配備の中止を求める意見書案に対する賛成討論を行います。

初めに、意見書案第1号は、共通番号制制度・マイナンバー法案の問題です。

マイナンバー法案は、消費税と社会保障の一体改革関連法案の柱の一つとして提案されてきたものであり、野田首相は、公平な社会保障制度、税制の基盤となる重要な法案とありますが、実際は、税の執行をより強化していくための法案です。「過度な社会保障の給付を回避するために不可欠」と言っているように、社会保障を削るのが目的です。日本に住む住民に国が番号を割り振り、税・社会保障情報などを一元管理するもので、これまで年金、医療、介護など、制度ごとに違う番号で管理運営されていたさまざまな情報を、マイナンバーを通じて一つに結びつけるものです。対象となる情報は、社会保障、税金、雇用、奨学金貸与まで広範囲にわたります。

第1に、プライバシー保護の問題です。

1月発表の内閣府の世論調査では、7割以上の方が個人情報の漏えいによるプライバシー侵害、個人情報の不正利用による被害に不安を感じています。国は、第三者機関で監視するといいますが、膨大な数の民間企業まで含めてチェックすることは不可能です。

一方、警察には、この機関の調査権が及びません。自分の情報が利用されたことは、後から確認できるだけです。番号制度が必要だという研究者の間でも多くの情報を一つに集中させるのは、プライバシー保護の観点から絶対やってはならないと危惧する声が上がっています。

第2に、個人情報の不正利用による被害です。この件では、既に導入された国々で、深刻な事態が起きています。

米国では、1935年から社会保障給付のために導入され、1960年代には税番号となり、民間でも広く使われています。米連邦取引委員会は、毎年900万人がなりすまし被害に遭っていると推計、税金の電子申告が一般化する中、2011年だけで94万件も登録番号を利用した本人以外の税還付請求があるといいます。本人が還付請求をして、発覚したときには、既に犯人は税金還付を受けた後というのが特徴です。米財務省当局は、このまま対策がとられないなら今後5年間で国は約2兆800億円の損失をこうむるだろうと証言しています。

韓国では、近年、民間企業から番号を含む個人情報の漏えいが相次いでおり、この4年間で国民1人当たり2回も漏えいした計算になります。導入して50年にして問題視する世論が高まり、新たな認証番号の入替えも進行中です。

イギリスでは、いったん導入を決めた国民IDカード法を人権侵害への危険があると、巨額な税金の浪費になるおそれがあるとして、廃止しました。

ドイツでも行政機関の番号使用を規制するなど、極めて限定的に運用されています。

有識者によると、共通番号制を納税番号に転用することは、なりすましの不正申告者への犯罪に道を開くものであり、いったん導入すると後で手をつけられなくなるのは明白です。国民にとって有害無益

の法案の強行は撤回すべきです。

意見書案第2号は、消費税増税の中止を求めるものです。

民主党、自民党、公明党の3党は、消費税増税法案の成立を強行しました。これほど明白な公約違反の暴挙はありません。野田首相は、前回総選挙時の全国紙の候補者アンケートで、4年間の任期中に消費税率上げを決めることに対しては、はっきり反対と答えました。この民主党を公約違反と批判しながら、その公約違反に手をかして、自民党・公明党が密室談合で決めたことは、民主的な政治のあり方として大問題です。

法案は、社会保障と税の一体改革と言いながら、内容は、年金給付の減額、児童手当の減額、医療費の窓口負担増、介護の負担増など、改悪ばかりです。それどころか、増税で生み出される財源を高速道路や巨大港湾等の大型公共工事に回す条項を附則に盛り込んでいます。

大和総研の試算によると、昨年と比べた増税後の家計の可処分所得は、社会保障改悪の影響も含め、年収と家族構成によって最大で実質9パーセントも減少します。1か月分の給料が吹っ飛ぶほどの大打撃です。帝国データバンクの企業調査によると、消費税増税で、企業の9割近くが国内消費の縮小、7割近くが業績への悪影響を懸念しています。長期にわたって国民の所得が減少しデフレが続く中で、消費税10パーセントと社会保障切捨てで、国民に20兆円もの負担をかぶせたら、日本経済をどん底に突き落とすことになるのは火を見るよりも明らかです。どこから見ても、消費税増税は実施すべきではありません。

増税談合に対して、野党7党が共同して内閣不信任案決議案を提出したことは、国民の世論と運動の反映でした。結果は、賛成86票、反対246票で否決されましたが、自民党議員が7人賛成票を投じたほか、民主党議員が2人離党を表明し、賛成票を投じる混乱がありました。公明党は、法案成立後、消費税の軽減税率の導入を訴え、署名活動をしています。低所得者対策、東日本大震災生活再建のためというなら、そもそも消費税の増税そのものに反対するべきではありませんか。国民生活に大きな打撃になる消費税増税を強行した責任は、軽減税率導入で免罪されるものではありません。この点をつけ加えて討論とします。

意見書案第3号は、原発問題です。

福島第一原発事故原因を徹底究明し、検証すること及び北海道泊原発の安易な再稼働反対については、意見書案第7号として、全会派一致で提出することが決まっていますので、関西電力大飯原発の停止を求める件について討論します。

野田首相は、6月16日、関西電力大飯原発3、4号機を再稼働することを決定しました。電力不足を口実に国民生活を守るためと、世論の反対を押し切った強行でした。当時、福島第一原発事故の原因や実態調査が明らかにされないまま、安全基準や防災対策の見直しもされずの再稼働に国民的な避難が広がりました。枝野幸男経済産業相は、「防災に100点はない。直ちにやらなければならないことは対応していると」答えましたが、福島第一原発事故は、これまでの政府の事故想定を大きく超えるもので、事故を踏まえた防災対策の見直しは、これからです。国の方針として、避難時の交通手段、避難先の確保、高齢者や弱者への対応など、多くの自治体の深刻な課題にも何ら答えないままでした。

原発施設そのものの安全性が問われる防波堤のかさ上げや、オフサイトセンターの完成すら2ないし4年後という未整備な状況でした。その後、原発に依存しない地域づくりを目指す地方自治体首長のネットワーク「脱原発をめざす首長会議」や日本ペンクラブをはじめ、多くの団体が政府の大飯原発再稼働に抗議し、撤回を求める表明をしています。

また、関西電力は、今年の夏は445万キロワットも電力が不足すると言って計画停電まで持ち出し、

再稼働を強行しました。しかし、実際は需要ピークは8月3日の2,682万キロワットで、この日の供給は、原発を除いても2,763万キロワットと、81万キロワットの余裕がありました。関西電力の想定は、需要は過大、供給は過小と評価、批判されていましたが、事実で証明され、再稼働の必要はありませんでした。

福島第一原発事故の教訓から原点に立ち戻り、根拠のない大飯原発3、4号機の再稼働は、直ちに停止すべきです。

意見書案第4号は、危険な米軍輸送機オスプレイの件です。

米海兵隊が沖縄の普天間基地に配備を予定している新型輸送機オスプレイについて、日本政府が運用の安全性は確認されたと一方的に宣言し、飛行運用を開始することを受け入れました。日本政府の同意を受けて米軍は、山口県の米海兵隊岩国基地に12機のオスプレイを陸揚げし、9月21日、試験飛行を強行しました。今後、沖縄県の普天間基地に移動させて、10月から運用を始める予定です。

オスプレイは、開発段階から墜落を繰り返している危険な欠陥機です。通称「未亡人製造機」とも言われ、「オスプレイとかけて、高級石けんと解く。その心は、よく落ちる」など話題になっております。

主な墜落事故を報告します。1992年7月クアンティコ墜落事故7人死亡、2000年4月マラナ墜落事故19人死亡、2000年12月ニューリバー墜落事故4人死亡、2010年4月アフガニスタン墜落事故4人死亡、2012年4月モロッコ墜落事故2人死亡、2012年6月フロリダ墜落事故5人負傷。

米軍普天間基地のある沖縄県宜野湾市で開かれた「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」には、10万1,000人ももの県民が参加し、オスプレイの配備をやめよとの声が響きました。大会では、「どこに落ちてもおかしくない」「だれでも犠牲になる可能性がある」と発言が続きました。

米軍の事故報告書では、わずかな追い風や先に飛行している機体からの乱気流の影響で、操縦不能になり墜落することが判明しており、ちょっとした操縦ミスで、大事故を起こす可能性が証明されています。実際、アメリカ国内では、オスプレイの配備の見直しや訓練中止が相次いでいます。

ニューメキシコ州では住民の反対で飛行訓練を中止、ハワイでは飛行場で計画されていた飛行訓練が住民の反対で中止になっています。

ところが、日本政府は、国民の理解が得られなくても、日本政府として安全性の確認作業が終わったので、アメリカの飛行運用が始まると、全く住民を無視した姿勢です。日米両政府が日米合同委員会で運用ルールをまとめていますが、これまで決めたルールが守られず、数々の事故を起こしており、住民の不安を解消するものではありません。

1959年、宮森小学校のジェット機墜落事故で、死亡者18人、負傷者210人という大惨事が起きています。死亡者のうち11人は、子供たちでした。この2年後の1961年、具志川市の川崎でもジェット機が墜落、2人死亡、1968年、ベトナム戦争時には嘉手納の弾薬庫横にB-52戦闘機が墜落、1965年、ヘリコプターからトレーラーが落下して下敷きになって殺された12歳の女の子や、2004年、沖縄国際大学に米軍のヘリコプターが墜落したことは、まだ記憶に新しい事故です。頭上からの落下物による死亡事故が続く中、さらに墜落の危険が高いオスプレイの配備に住民の大きな不安と反対は当然だと思います。

この意見書案の我が党の提案に、民主・市民連合、公明党、一新小樽の賛同をいただきましたが、自民党は参加しませんでした。墜落の危険が高い欠陥機オスプレイは、沖縄だけでなく、飛行ルートとして日本上空を飛ぶわけですから、国民全体の安全の問題です。各党派、議員の皆さんには、ぜひ賛同することを訴え、とりわけ自民党の皆さんには、考え直していただくよう訴えまして、討論といたします。
(拍手)

(「議長、6番」と呼ぶ声あり)

○議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

○6番(安斎哲也議員) 一新小樽を代表し、意見書案第2号国民の声に耳を傾け、消費税増税の中止を求める意見書案の可決に賛成の討論を行います。

消費税の税率引上げに対する各紙の世論調査では、増税反対の回答は賛成を上回っている現状にあります。低所得者ほど負担が重くなる逆進性の軽減策、軽減税率の導入などの審議が先送りされ、デフレや円高で苦しむ製造業や収益が圧迫されて消費税倒産に追い込まれるおそれがある中小企業から悲鳴の声が上がっています。

前回の定例会でも述べましたが、日本が抱える生産年齢の人口減や高齢化、社会保障費の増加割合から見ても、将来的な消費税増税については、やむを得ないと考えますが、今のこの不景気の時期に消費税の税率を引き上げることについては反対です。

地方の声を聞かずに、地方が衰退した過去の過ちをまた繰り返すのでしょうか。

政府は、社会保障と税の一体改革といい、消費税引上げ分は、全額社会保障財源にするとしていますが、多くの課題が積み残されたままであります。我々国民一人一人の生活に大きくかかわる制度改革ですが、その内容は国民には全くと言っていいほど伝わっておらず、国民が取り残されて、増税一本やりで進められています。増税よりも国会議員の定数削減などの歳出削減の改革を先に取り組みべきです。

「歳出削減の改革が先送りされる中での増税は、穴のあいたバケツに税金をつぎ込むだけ」との批判があるように、まずはみずからの身を切る改革などで歳出を削減してから国民へ負担のお願いをするべきであると考えます。

各会派の賛同をお願いし、賛成の討論とします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において可否を裁決いたします。

本件につきましては、議長は否決と裁決いたします。

次に、意見書案第4号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時22分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 中 島 麗 子

議 員 山 田 雅 敏

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成24年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成２４年５月～７月分の各会計例月出納検査について報告があった。
- （２）平成２４年第２回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、平成２４年８月６日に次のとおり報告があった。

陳情第３１１号「旧手宮線沿線の崩壊家屋の撤去等要請方について」は、家屋の所有者に管理責任があることから、各所有者と交渉を続けてきました。その結果、札幌側の家屋については所有者が解体を行うこととなり、また、手宮側の家屋については、一部壁に破損があるため、所有者が応急措置として壁を塞ぐものであります。

なお、陳情者に対しましては、この旨を連絡済みであります。

以 上

共通番号制度・マイナンバー法案の撤回を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	川 畑 正 美
	同	新 谷 と し
	同	北 野 義 紀

国が国民一人一人に番号を割振り、税・社会保障情報などを一元管理する「マイナンバー法案」を成立させる動きが強まっています。法案は、赤ちゃんからお年寄りまで全ての日本国民と中長期滞在の外国人を含めた日本居住者一人一人に識別番号を付ける仕組みです。同法案には、膨大な個人情報を行政が一括して利用する危険や情報漏れの危険とともに、共通番号は行政だけでなく、医療機関や金融機関など民間の利用も想定しており、情報の管理に対する不安やプライバシー侵害を指摘する意見が続出しています。

共通番号で扱う情報は、年金、労働、福祉・医療、税分野など膨大な情報量となり、アメリカでは、なりすまし被害が後を絶たず、不正利用された場合の被害は計り知れません。内閣府の世論調査（1月発表）でも7割以上の方が「個人情報漏洩によるプライバシー侵害」「個人情報の不正利用による被害」に不安を感じています。

この法案の提出目的が、消費税と社会保障の一体改革関連法案の柱として2月の国会に提出された経緯からいっても、社会保障改革推進法案の基本方針である、自助、共助を基本とする給付の適正化と運営の効率化による社会保障費削減・抑制を可能とするものであり、社会保障の充実を求める国民の声と相いれません。

システム導入に膨大なコストが掛かることや住基カードの普及率は5パーセント余りにとどまっていることを見ても国民の理解は得られていません。その教訓も踏まえずに、6,100億円もの巨費を投ずるのは代償が大きすぎると指摘をする声もあります。

よって、政府に対し、制度の弊害が明らかとなっているマイナンバーの導入を撤回することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月24日
小樽市議会

議決年月日	平成24年9月24日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

国民の声に耳を傾け、消費税増税の中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	小 貫 元
	同	川 畑 正 美

民主党、自由民主党、公明党の三党の密室「談合」によって合意された消費税増税法案が強行採決され成立しました。民主党の国民への公約(マニフェスト)違反は明白です。また、法案を大きく修正し、社会保障への国の責任放棄、社会保障解体ともいうべき三党「談合・合意」により僅か13時間余の審議で衆議院を通過させました。これらは議会制民主主義破壊の暴挙と言わざるを得ません。同時に、少ない審議時間の中でも「増税分は全て社会保障に」という政府の説明とは裏腹に、「浮いた金」を新たに無駄な大型公共事業へ投入しようとしている問題が浮き彫りにされました。これらは増税の根拠が社会保障のためではないことを物語っています。

一方、消費税増税後の各紙・通信社の世論調査によっても税率の引上げに「反対」が過半数を超え、「賛成」を大きく上回っているだけでなく、成立を「評価しない」が「評価する」をこれまた大きく上回っています。これが現時点での民意です。

また、消費税の引上げが「暮らしに影響する」と答えた人は90パーセントに上る結果も出ています。日本経済が直面する矛盾の下で、消費税を価格に転嫁出来ない多くの中小零細企業と家計を直撃することへの切実な声が世論調査に表れています。消費税増税は内需をますます縮小させ、経済を悪化させることは明白です。

よって、政府に対して、日本経済の再建と財政危機打開、国民の暮らしと社会保障充実のために消費税増税を中止し、以下の項目の実現するよう強く求めます。

記

- 1 日本経済再建のため、外需依存から内需重視への転換を図り、国民の暮らし、中小企業重視の政策を実行すること。
- 2 財政危機打開と社会保障のため、大企業の内部留保の社会への環流、富裕層への応分の負担など応能負担の原則を貫き、経済情勢が不安定な中での消費税の増税は中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月24日
小樽市議会

議決年月日	平成24年9月24日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

東京電力福島第一原発事故原因の徹底究明・検証、関西電力大飯原発は停止し
北海道電力泊原発の再稼働をしないことを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

成 田 祐 樹

川 畑 正 美

林 下 孤 芳

東京電力福島第一原子力発電所事故について、国会の事故調査委員会報告書と政府の事故調査・検証委員会の報告書は、「事故は終わっていない」「事故は全容解明していない」とそれぞれ指摘し、政府事故調の報告書は「国は(当委員会や国会事故調の報告で)事故調査・検証を終えたとするのではなく、引き続き事故原因の究明に主導的に取り組むべきである。」と強調しています。

今、原発再稼働反対の世論と運動は空前の広がりをもって展開しています。しかし、世論を無視し、国会事故調査委員会が指摘しているように、福島第一原発事故の原因究明が尽くされておらず、安全を確保する対策も確立されていない中で原発再稼働を進める政府の姿勢は、国民の声とのかい離をますます広げています。

今夏、関西電力は445万キロワット（15 パーセント）も電力が不足するとし、計画停電まで持ち出して大飯原発 3 号機、4 号機の再稼働を強行しました。しかし、実際の需要のピークは、2,682万キロワット（8月3日）で、この日の供給は原発を除いても2,763万キロワットと、81万キロワットの余裕がありました。関西電力の想定は「需要は過大、供給は過小」と批判されていましたが、事実証明されました。

よって、政府においては、以下の事項に取り組むよう要請いたします。

記

- 1 国会の事故調査報告及び政府の事故調査・検証委員会の報告を重く受け止め、福島第一原発事故原因の究明・検証を行うこと。
- 2 福島第一原発事故の究明もされず、国としての新たな安全対策が決定されないまま再稼働した関西電力大飯原発は停止すること。
- 3 原発の新たな安全基準、地域防災対策や道民の理解がないまま北海道電力泊原発の再稼働は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月24日

小樽市議会

議決年月日	平成24年9月24日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	------------	------	-----	-------------

米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備の中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	成 田 祐 樹
	同	川 畑 正 美
	同	林 下 孤 芳

沖縄や岩国など各地で反対の声が強まる中、日米両政府は米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの沖縄配備を決め、山口県の岩国基地に先行搬入しました。オスプレイは10月には沖縄普天間基地に配備、本格運用される予定です。

沖縄では県議会や県内41市町村の議会と首長全てが配備に反対しています。山口県でも県議会や岩国市議会と首長が搬入に反対し、米軍基地がある14都道府県からなる渉外関係主要都道府県知事連絡協議会も地元の意思を尊重するよう政府に申し入れています。

オスプレイは開発段階から墜落事故を繰り返し、実戦配備が始まった2005年以降も2010年にアフガニスタンで、今年に入って4月にモロッコで、6月に米国のフロリダで墜落を重ねています。7月9日には機体のトラブルで米国南部の民間飛行場に緊急着陸しています。日本の航空法では、オートローテーション機能がない回転翼機は飛行が禁止されていますが、オスプレイにはオートローテーション機能がないという重大な欠陥を持っています。

オスプレイの配備は普天間基地がある沖縄だけでなく、低空飛行訓練が予定される日本列島の北から南まで墜落の危険があります。オスプレイが配備される予定の普天間基地は住宅密集地の中にある基地です。国民・県民生活の安全・安心を守る立場から地元自治体住民の理解を得られない限り、配備、運用を行うべきではありません。

よって、政府に対して、配備ありきではなく、米国に対して配備を中止するよう要求し、国民の安全を守るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月24日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成24年9月24日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	上野智真
	同	山口保
	同	中島麗子

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6パーセント削減することが国際的に義務付けられていますが、そのうち3.8パーセントを森林吸収量により確保するとしています。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める。」とされています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組を、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠です。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、下記事項の実現を強く求めるものです。

記

- 1 二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月24日
小樽市議会

議決年月日	平成24年9月24日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受入れ拒否に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	安 斎 哲 也
	同	小 貫 元
	同	鈴 木 喜 明
	同	斎 藤 博 行

幌延深地層研究所計画を巡っては、北海道は「放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い。」との条例を制定し、道及び幌延町、原子力機構(旧核燃料サイクル開発機構)は研究のみとして「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない。」「研究終了後は埋め戻す。」との協定を締結しています。

しかし、国は、北海道を含む複数の自治体に対して、処分場確保に向けた「文献調査」を申し入れようとしています。

東京電力福島第一原発事故により核燃料サイクルの見直しが検討される中、幌延深地層センターは「核燃料サイクルがどういう方向になろうとも、高レベル放射性廃棄物の処分は地層処分しかなく、幌延での研究は重要だ。」としています。また、東京都の副知事は、視察の際に「この地層に放射性廃棄物を埋められるのではないか。」との認識を示したと報道されました。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処理方法を確立しないまま強引に進められてきました。原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分は、「10万年間の監視が必要な危険な核廃棄物を安全に保管できるのか。」「そこに核廃棄物が存在することを後の世代に知らせることができるのか。」といった答えを持たずに進められています。

今後、深地層研究計画を変質させ、幌延周辺や道北地域、そして道内がなし崩し的に最終処分場にされる危険性があります。

よって、国に対し、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関わり、「核抜き条例」や「三者協定」に基づき、下記の事項を要請します。

記

- 1 北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例（いわゆる核抜き条例）」に基づき、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は受け入れないこと。
- 2 国の高レベル放射性廃棄物最終処分場に関わる「文献調査」の申入れについては受け入れないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月24日
小樽市議会

議決年月日	平成24年9月24日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

北海道電力泊原子力発電所の安易な再稼働に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	安	斎	哲	也
	同	上	野	智	真
	同	斎	藤	博	行
	同	中	島	麗	子

昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故から 1 年半が経過しました。昨年 12 月 16 日に野田総理が冷温停止状態を確認し事故収束宣言を出しましたが、廃炉に向けた確固たる見通しが立ったとは言いがたい状況が続いています。さらに東京電力・政府・国会とそれぞれの事故調査委員会が、メルトダウンに至った原因を調査しましたが、根本的な原因について究明がなされたとはいえません。

このような状況において政府は、いわゆる暫定的安全基準なるものを策定し、本年 6 月には関西電力大飯原発の再稼働を決定、7 月からはフル稼働が続いています。しかし、関西電力は今月、大飯原発が稼働しなかった場合であっても、政府が最低限必要とした 3 パーセントを超える供給余力があったとの試算を明らかにし、自ら需給見通しの誤りを認めました。このことは、政府が需給ひっ迫を理由として大飯原発の再稼働に踏み切ったことが拙速であったことを証明するものです。

今月に入ってようやく、原子力規制庁が発足し、原子力規制委員会の下で新たな原発の安全基準作りに着手することになっています。少なくとも、そこで決定される基準に基づいて原発の安全性が厳格に保障されるまでは、北海道電力泊原発の再稼働は認められません。

したがって、政府においては、以下の事項に取り組むよう、強く要求します。

記

- 1 原子力規制委員会や規制庁による、福島第一原発事故の教訓を十分くんだ新たな安全基準作りを行うこと。
- 2 電力事業者に対して、正確な電力需給見通しを開示するよう指導すること。
- 3 改訂された防災基本計画（原子力災害対策編）に基づく、地域防災体制を確立するよう地方公共団体を援助すること。
- 4 上記 3 点を踏まえた上で、住民の理解のない再稼働は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 24 年 9 月 24 日
小樽市議会

議決年月日	平成 24 年 9 月 24 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書
(案)

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	川 畑 正 美
	同	松 田 優 子
	同	林 下 孤 芳
	同	前 田 清 貴

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから2007年4月1日から、いわゆる脱法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行されました。

指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となります。今年7月1日に9物質が追加指定され、現在、73物質が「指定薬物」に指定されています。

しかしながら近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出回ってきました。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、「お香」「アロマ」などと称して販売されています。脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されています。また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きています。

脱法ハーブを巡っては、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるという「いたちごっこ」を繰り返し、法規制が追いつかないのが実態です。厚生労働省が調査したところ、「違法ドラッグ販売業者数」は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなっています。

脱法ハーブは覚醒剤や麻薬等の乱用への「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できません。今後、青少年を始めとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題です。

よって、政府におかれては、以下の点について早急に対応するよう、強く要請します。

記

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること。
- 2 指定薬物が麻薬取締官による取締りの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるなど法整備の強化を図ること。
- 3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

平成24年9月24日
小樽市議会

議決年月日	平成24年9月24日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	酒井隆行
	同	佐々木 秩
	同	北野 義紀

中小企業は、地域の経済や雇用の要として非常に大きな役割を果たしています。特に、東日本大震災や震災後の復旧、復興において、地域に根ざす中小企業が日本経済の屋台骨であることが改めて認識されました。

しかしながら我が国の経済環境は、長引くデフレ・円高に加え、原燃料の価格高騰、電気料金の引上げ、電力需給のひっ迫など、厳しい状況が続いており、柔軟な対応力、技術力、商品開発力等の優れた潜在力を持ちながらも、中小企業は苦しい経営を余儀なくされています。

本格的な「経済成長へのみち」を確立するためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る視点が重要であり、中小企業の成長は、日本の景気回復の重要な鍵といえます。そのためには、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるように、あらゆる政策手段を総動員すべきです。

よって、政府におかれては、中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るよう、以下の点について、その実現を強く求めます。

記

- 1 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業を取り組もうとする中小企業を支援するために、積極的なリスクマネーの提供や経営支援の強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。
- 2 地域の中小企業に雇用や仕事を生み出し、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕、補強など、必要な公共事業に対し、一定期間、集中的な投資を行うこと。
- 3 中小企業の新たな投資を促進し、雇用の維持・創出に資する制度にさらに拡充すること。
- 4 電力の安定的な供給体制の構築を目指し、自家発電設備及び省エネルギー機器、デマンド監視装置等の導入、LED等高効率照明の買換え等を促進するための支援措置を拡充すること。
- 5 中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために学生、若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若手人材の確保のための対策を講じること。

平成24年9月24日
小樽市議会

議決年月日	平成24年9月24日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

放射性物質による環境汚染を防止する法整備を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹田友三郎
	同	川畑正美
	同	松田優子
	同	斎藤博行
	同	山田雅敏

東京電力福島第一原子力発電所事故から1年6か月が経過したが、収束のめどはなく、放射能汚染が拡大し、多くの国民が放射能の恐怖にさらされながら暮らしています。

史上最悪といわれたチェルノブイリ原発事故の後も、政府は「原発は安全」として十分な危機管理もせず原子力政策を推進してきた責任は重く、福島第一原発の重大事故は人災といえます。放射能は、微量でも遺伝子を傷つけ、未来世代へ影響を与えるため、国には、放射能による環境汚染を未然に防止する責務があります。

しかし、我が国には、放射能による環境汚染を規制する法律がないことが、今回の事故によって明らかになりました。環境保全に関連しては、環境基本法、土壤汚染防止法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物汚濁防止法等があり、化学物質については、環境基準、濃度基準、総量規制が定められていますが、放射性物質はこれらから適用除外されています。本年6月30日に環境基本法第13条の放射性物質の適用除外規定削除法案が成立し、放射性物質が公害物質に位置づけられました。しかし、個別公害規制法（大気汚染防止法、土壤汚染防止法、水質汚濁防止法、その他）の放射性物質適用除外規定は従来そのままとなっています。

放射能の恐怖に脅かされず、自然環境を守り、だれもが安心して暮らせる社会を実現するには、これまでの日本政府が進めてきた現行法では不備・不足です。

よって、国においては、放射性物質を規制対象と明記した、放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を早急に進めることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月24日
小樽市議会

議決年月日	平成24年9月24日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

平成24年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 平成24年9月4日～平成24年9月24日（21日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議		
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果	
1	平成24年度小樽市一般会計補正予算	H24.9.4	市長	—	—	—	—	H24.9.11	可決	
2	平成24年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	H24.9.4	市長	—	—	—	—	H24.9.11	可決	
3	平成24年度小樽市一般会計補正予算	H24.9.4	市長	H24.9.12	予算	H24.9.18	可決	H24.9.24	可決	
4	平成24年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H24.9.4	市長	H24.9.12	予算	H24.9.18	可決	H24.9.24	可決	
5	平成24年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H24.9.4	市長	H24.9.12	予算	H24.9.18	可決	H24.9.24	可決	
6	平成24年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H24.9.4	市長	H24.9.12	予算	H24.9.18	可決	H24.9.24	可決	
7	平成24年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	H24.9.4	市長	H24.9.12	予算	H24.9.18	可決	H24.9.24	可決	
8	平成23年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
9	平成23年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
10	平成23年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
11	平成23年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
12	平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
13	平成23年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
14	平成23年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
15	平成23年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
16	平成23年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
17	平成23年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
18	平成23年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
19	平成23年度小樽市病院事業決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
20	平成23年度小樽市水道事業剰余金の処分及び決算認定について	剰余金の処分	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査
		決算認定	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査
21	平成23年度小樽市下水道事業決算認定について	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査	
22	平成23年度小樽市産業廃棄物等処分事業剰余金の処分及び決算認定について	剰余金の処分	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査
		決算認定	H24.9.4	市長	H24.9.12	決算	H24.9.12	継続審査	H24.9.24	継続審査
23	小樽市国民健康保険事業運営基金条例案	H24.9.4	市長	H24.9.12	予算	H24.9.18	可決	H24.9.24	可決	
24	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	H24.9.4	市長	H24.9.12	予算	H24.9.18	可決	H24.9.24	可決	
25	工事請負変更契約について〔長橋中学校校舎耐震補強ほか改修工事〕	H24.9.4	市長	H24.9.12	総務	H24.9.19	可決	H24.9.24	可決	
26	工事請負変更契約について〔桜町中学校校舎耐震補強ほか改修工事〕	H24.9.4	市長	H24.9.12	総務	H24.9.19	可決	H24.9.24	可決	
27	不動産の取得について	H24.9.4	市長	H24.9.12	建設	H24.9.19	可決	H24.9.24	可決	
28	小樽市非核港湾条例案	H24.9.4	議員	H24.9.12	総務	H24.9.19	否決	H24.9.24	否決	
29	小樽市教育委員会委員の任命について	H24.9.24	市長	—	—	—	—	H24.9.24	同意	

議案番号	件名	提出日 年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
30	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H24.9.24	市長	—	—	—	—	H24.9.24	同意
31	人権擁護委員候補者の推薦について	H24.9.24	市長	—	—	—	—	H24.9.24	同意
意見書案第1号	共通番号制度・マイナンバー法案の撤回を求める意見書(案)	H24.9.24	議員	—	—	—	—	H24.9.24	否決
意見書案第2号	国民の声に耳を傾け、消費税増税の中止を求める意見書(案)	H24.9.24	議員	—	—	—	—	H24.9.24	否決
意見書案第3号	東京電力福島第一原発事故原因の徹底究明・検証、関西電力大飯原発は停止し北海道電力泊原発の再稼働をしないことを求める意見書(案)	H24.9.24	議員	—	—	—	—	H24.9.24	否決
意見書案第4号	米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備の中止を求める意見書(案)	H24.9.24	議員	—	—	—	—	H24.9.24	可決
意見書案第5号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)	H24.9.24	議員	—	—	—	—	H24.9.24	可決
意見書案第6号	高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受入れ拒否に関する意見書(案)	H24.9.24	議員	—	—	—	—	H24.9.24	可決
意見書案第7号	北海道電力泊原子力発電所の安易な再稼働に反対する意見書(案)	H24.9.24	議員	—	—	—	—	H24.9.24	可決
意見書案第8号	「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書(案)	H24.9.24	議員	—	—	—	—	H24.9.24	可決
意見書案第9号	中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書(案)	H24.9.24	議員	—	—	—	—	H24.9.24	可決
意見書案第10号	放射性物質による環境汚染を防止する法整備を求める意見書(案)	H24.9.24	議員	—	—	—	—	H24.9.24	可決
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H24.9.19	継続審査	H24.9.24	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H24.9.19	継続審査	H24.9.24	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H24.9.19	継続審査	H24.9.24	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H24.9.19	継続審査	H24.9.24	継続審査

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議 年 月 日	決 日 結 果	議 年 月 日	決 日 結 果
2 ～ 145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 7. 4	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査
151 ～ 280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 9. 13	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査
283 ～ 289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 11. 28	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について	H24. 2. 27	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査
294 ～ 308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H24. 2. 27	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査
315	北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書提出方について	H24. 9. 7	H24. 9. 19	不採択	H24. 9. 24	不採択

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議 年 月 日	決 日 結 果	議 年 月 日	決 日 結 果
290	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について	H23. 11. 29	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議 年 月 日	決 日 結 果	議 年 月 日	決 日 結 果
2	J R南小樽駅のバリアフリー化の要請方について	H24. 6. 19	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議 年 月 日	決 日 結 果	議 年 月 日	決 日 結 果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について	H23. 7. 4	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査
148	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H23. 9. 7	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査
310	銭函駅へのエレベーター設置方について	H24. 6. 13	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査
313	放射性物質による環境汚染を防止する法整備を求める意見書提出方について	H24. 9. 4	H24. 9. 19	採択	H24. 9. 24	採択
314	小樽市女性国内研修事業の再開方について	H24. 9. 4	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査

建設常任委員会
○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
309	住宅リフォーム助成制度予算の増額方について	H24. 6. 13	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査
312	市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について	H24. 8. 28	H24. 9. 19	継続審査	H24. 9. 24	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会
○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23. 11. 21	H24. 9. 20	継続審査	H24. 9. 24	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方について	H24. 2. 20	H24. 9. 20	継続審査	H24. 9. 24	継続審査

小樽市議会会議録

平成24年 第3回定例会

平成24年11月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話(代) (0134)32-4111